

越前朝倉文化の研究

宮永 一美

博士（文学）

総合研究大学院大学

平成29（2017）年度

越前朝倉文化の研究

宮永一美

# 越前朝倉文化の研究 目次

序章	3
序説「おらんと」が飛ぶ	3
一 研究の課題・範囲と研究史	8
二 本論の構成	13
第一章 朝倉氏による芸能保護と越前猿楽	19
はじめに	19
一 戦国時代以前の越前猿楽	20
1 越智山大谷寺・大滝寺の祭礼芸能	20
2 織田庄劔大明神の祭礼芸能	24
3 越前猿楽の国外進出	27
二 『朝倉孝景条々』と越前猿楽	32
1 一若座について	32
2 その他の越前猿楽	37
三 芸能者の保護育成とその意図	40
1 朝倉氏と大和猿楽の交流	40
2 朝倉館御成演能と手猿楽の普及	46
おわりに	49

	第二章 朝倉氏の芸能志向と幸若舞	59
	はじめに	59
	一 幸若舞の誕生	60
	二 幸若舞と白山信仰	62
	1 桃井直詮画像	62
	2 幸若丸と白山信仰	64
	三 幸若舞と桃井	67
	1 時衆過去帳にみえる越前の芸能者	67
	2 桃井と幸若	70
	四 朝倉氏と幸若舞	73
	五 朝倉氏の芸能保護の目的	79
	おわりに	83
	第三章 祭礼芸能の場と担い手 ～志津原白山神社の能装束にみる芸能の伝承と断絶～	89
	はじめに	89
	一 越前池田の祭礼芸能	91
	二 志津原白山神社の能装束	98
	三 中世における越前池田の祭礼芸能	103
	おわりに	111
	第四章 朝倉氏と室礼・立花の芸能伝授	121
	はじめに	121
	一 朝倉氏と『君台観左右帳記』の伝授	122



1	朝倉当主の芸能伝授	122
2	朝倉一族の武将の芸能伝授	125
二	朝倉氏家臣の芸能伝授	126
1	朝倉家臣の芸能伝授にみる芸能者との交流	126
2	服部彦右衛門入道運栄について	129
三	越前における立花伝授	131
1	花を愛でる一乗谷の人々	131
2	越前で相伝された立花伝書	133
おわりに		135
第五章	戦国武将の養鷹と鷹書の伝授	141
はじめに		141
一	朝倉氏の鷹収集と政治的意義	143
二	鷹狩張行と鷹師	147
三	越前における鷹道・養鷹術の普及	151
四	朝倉宗滴の養鷹と鷹書	153
五	『鷹百首註』にみる芸能伝授	158
おわりに		162
第六章	朝倉氏の神道受容と吉田兼右 <small>く</small> 阿波賀春日社をめぐって <small>く</small>	171
はじめに		171
一	朝倉氏と吉田家	172
1	越前鳥羽庄をめぐる交渉	172

2	兼満・兼右の神道伝授	179
二	阿波賀春日社と吉田兼右	185
1	阿波賀春日社と卜部氏	185
2	卜部氏と吉田兼右の交流	190
三	阿波賀春日社の再興	197
おわりに		201

第七章	越前における文芸興隆と月舟寿桂	213
はじめに		213
一	月舟寿桂の文化活動と越前往還	214
二	『幻雲文集』について	218
1	越前に関係する作品	218
2	作品に記された越前の人々	224
(1)	石を友とする人	224
(2)	朝倉の忠臣、越中太守昌林招繁居士	226
(3)	好士の人、藤原有宗	232
三	一乗谷の文芸サロンと交流のネットワーク	235
おわりに		242

第八章	朝倉氏の歴史顕彰と一乗谷鎮魂	247
はじめに		247
一	赤淵大明神と氏神信仰	248
1	『赤淵大明神縁起』の作成	249

2	四代朝倉孝景の赤淵神社勧請	254
3	朝倉氏の社寺造営	256
二	朝倉家の供養と歴史顕彰	262
三	朝倉義景の神格化と鎮魂	269
1	『灌殿権現縁起』と一乗谷再興	269
2	越前松平家の朝倉氏供養	274
おわりに		277
終章		287
一	朝倉氏の文化受容と展開	287
二	朝倉文化興隆の影響	293
三	鎮魂の聖地「遺跡一乗谷」の創出	298

発表論文 初出一覧

# 越前朝倉文化の研究

宮永一美

## 序章

### 序説 「おらんと」が飛ぶ

一乗谷は戦国時代、越前国を治めた大名朝倉氏が築いた城下町として百余年の栄華を誇った地である。朝倉氏滅亡後は鄙びた山間の農村へと姿を変え、さらに昭和四十年以降は、城下町全体が遺跡として残された全国でも稀有な中世都市遺跡「一乗谷朝倉氏遺跡」として半世紀にわたって発掘調査が続けられてきた。現在では、遺跡は国の特別史跡・特別名勝に指定され、また当時の人々が使った様々な生活用具・武器・仏具・遊芸の道具等一七〇万点の出土品のうち、優品二、三四三点が国の重要文化財に指定されるなど、歴史遺産として広く評価されている。そして、自然豊かな四季の中、豪壮な朝倉氏当主の館跡や庭園跡を散策しながら五百年前の繁栄を偲ぶ時間旅行を楽しむことのできる一大観光地として年間百万人近くの人々が訪れている。

昨今、往古の文化的活動が生み出した有形・無形の所産物が、歴史文化遺産として人々を呼び寄せ、経済効果を生み出すという考えが浸透し、その価値を認められ保護の対象となる「文化財指定」の際には、ニュースに取り上げられ話題となる。朝倉氏遺跡の場合は、戦国時代の遺構と土中から見つかる遺物が有形遺産の最たるもので、これらを

研究対象とした考古学・文献史学・建築史・庭園史・民俗学・分析科学等の多角的視点からの研究が、長年蓄積されてきたことでその価値が顕在化したといえる。文化史の研究においても、城下町一乗谷に京都の戦乱を逃れて数多の知識人や職人が訪れ、朝倉氏は彼らをもてなすことでその知識・文化・技術を受容し、華やかな交流の場を育んでいたことが明らかとなり、これを裏付けるように、遺跡からは茶・花・香の高価な道具や将棋の駒・舶来ガラス等、文化興隆を物語る品々が出土している。このような文化的事象を積み上げ、朝倉氏の文化志向や文化普及の実態を具体的に捉えることは、その文化的特徴・特性を明らかにするために必須の研究方法である。一乗谷で催された歌会や演能の雅会、一乗谷で書写された典籍類や、使われていた文房具、饗応の料理やそれに使われた食器など、多様な文化的事象とその痕跡を集積整理し、朝倉治政下でおこった変化を読み取るという基礎的作業から「朝倉文化」という個性がみえてくるように思われる。しかし一方で、文化は明瞭に実体として現れ痕跡を残すものばかりではなく、形のない漠然とした印象・記憶となって後世の人々に受け継がれることがある。そのため、朝倉氏の文化興隆の影響を捉えようとするときには、その治世が潰えた後、越前の文化的環境や意識にどのような変容をもたらしたのかについて詳らかにする必要がある。このような、越前の人々が朝倉氏の治世・文化に対し抱いた印象や憧憬の念が読み取れるものに、初代朝倉孝景の石塔「英林塚」にまつわる昔話がある。

英林塚は、朝倉義景館跡の背後の山腹に建てられた初代孝景(敏景、戒名・英林宗雄)の墓と伝えられる石塔である。地元ではこの石塔を「おらんと(御卵塔)<sup>(1)</sup>」と呼び、これが夜になると轟音とともに空に飛び上がるという不思議な話を語り継いできた。かつて、遺跡の発掘調査は地元民の雇用の場であり、英林塚の昔話をはじめ、作業の合間には一乗谷に生まれ育った人ならではの感覚や生活体験に基づく記憶・言い伝えが自然と話題にのぼり、例えば、発掘の最中「あそこの田んぼは深田で大変だった」とか「田植えの時、足を入れると、そこだけ水が冷たかった」などの経

談話が出ると、実際にその場所からは水路や濠・井戸跡が見つかることがあった。また、盆や正月には子供を背負い朝倉街道の峠道を歩いて越えて里帰りしていたという話や、谷奥に行くことを「おもてに行く」と話したりしていた。現在の交通事情では、一乗谷南の谷奥は、峠を越える道路はあるものの道幅は狭く冬季は通行止めになるため、谷の最奥部という印象で、表(正面)に向かうという感覚にはならない。しかし、戦国時代には大手道の朝倉街道が整備され越前府中へと続く、まさに城下町の表玄関として機能していたのであり、このような城下町の方向感覚が四百年以上の時を隔てた昭和半ばまで脈々と生活の中に息づいていたことに驚かされる。英林塚の昔話も、住民たちによってあたかも自身が見聞きしたかのように生き生きと、また神秘的に語られ、朝倉氏の城下町一乗谷ならではの不思議として受け入れられてきたのである。

郷土史家青山作太郎氏<sup>(2)</sup>は、大正・昭和にかけて一乗谷の伝説・伝承をまとめ、英林塚について「お印塔の鳴動」として取り上げ、「この墓は国に異変が起こる毎に鳴動し、国難を知らすと言われ、又相輪が空中に飛び上がるとも言われている。こうした話題は敏景公の偉大な人物だったことをしのでの評価ではあるまいか」とされた。笹本正治氏は、英林塚鳴動について、先祖の墓が子孫を守ろうとする伝説の一例として注目し、また五代朝倉義景の石塔についても、空中に飛び上がるという怪奇話が江戸時代に流布していたことを『雲根志』から紹介された<sup>(3)</sup>。朝倉氏当主の墓にまつわる伝説は、江戸中期には広く知られていたようで、越前の地誌『越藩拾遺録』に「墓銘 一乗寺殿英林宗雄大居士、小キ五輪ナリ、此所杉ノ林<sup>ニテ</sup>俗説<sup>ニ</sup>国<sup>ニ</sup>大吉凶アル時ハ鳴動スル事アリト云イ伝ウ、古例トシテ巡国使此所<sup>ニ</sup>上ル」と書かれる他、『越前国名跡考』にも「英林塚ハ夫より谷間引入て五輪なり、此塚時としてハ鳴動する事有と云、慥なる説をしらず」と記される。また、越前木田の豪商橋屋の当主宗賢(芳隆)の日記からは、地震や異常気象・火事などの災害が起こると、「今日朝辰<sup>同昼過ノ比又鳴動ス</sup>ノ剋浄慶寺ノ一乗義景ノ塚鳴動ス、同日ノ夜亥ノ剋時分地震<sup>(4)</sup>」、「昼

鳴動如射大弩、不知其処、或一乗英林ノ御墓亦ハ越智山トモ云、亦海辺トモ云、右鳴動ヨリ暫有テ雪、雪頻ニ降、後日正衆人、英林ノ墓鳴動ニ無違<sup>(5)</sup>」、「英林ノ御墓鳴動、至中甸浄教寺村家廿八軒焼<sup>(6)</sup>」というように、英林塚の鳴動を、自然災害を知らせる兆しとして理解しようとしていたことがうかがえる。この英林塚鳴動の超常現象が、現在まで語り継がれる「おらんと」の昔話へとつながっていくことになるが、鳴動伝説の成立は戦国時代まで遡り、『朝倉家伝記』<sup>(7)</sup>の中に「英林卯塔至今如雷鳴迷タルカ、以鳴ヲ国家為安寧ト、蓋国土ノ所ト所也」と書かれることから、すでに五代朝倉義景の時代には、英林の卯塔が鳴動し国家安寧のため国土をうらなうという考え方が生まれていたことがわかる。この伝記は伝存する朝倉氏系図の中では最も古く、文中の「永禄十二己巳凡〇〇年」という記述から、永禄十二年(一五六九)頃、五代義景の時代に作成されたもので、文明十三年(一四八一)に初代孝景が没してから九十年ほどの間に、大名朝倉家を興した偉大な家祖という現実的な人物像から、人智を超えた力で国家を守護する神的存在であるという考えが芽生えていたことになる。そして、鳴動はあくまで越前国の大吉凶事を知らせる奇跡であり、朝倉氏の怨念によって鳴動し、崇りや災害がもたらされるとは考えられていなかったのである。

あらためて初代孝景の功績をみると、応仁・文明の乱を好機として越前一国の支配を勝ち取り朝倉家の礎を築いただけでなく、一乗谷への重臣の集住や世襲にとられない人材登用など、当時としては革新的な考えの持ち主であったことが家訓『朝倉孝景条々』に示される。また、その中には以下のように、

一、四座の猿楽切々呼び下し、見物好まれまじく候、その価を以て国の申樂の器用ならんを上落させ、仕舞を習わせ候わば、後代まで然るべきか、

一、僧俗ともに一手に芸能あらんもの他国へ越されまじく候、但し、その身の能を慢じ無奉公の輩は曲なかるべき事、



というような、才能ある人材の確保・国内の人材育成が後代のために有益であるとした長期的な文化施策も含まれており、条文に書かれるとおり、越前の芸能者が上洛して芸能を習得し朝倉氏のお抱え芸能者として活動した例がある。しかし、文化は政治的に意図したとおりの結果が得られて終わりというものではない。朝倉氏の場合も『孝景条々』に示されるとおり積極的に文化を受容しその担い手を育成し文化興隆が興ったが、一乗谷滅亡とともに形あるものはすべて失われ、文化の担い手も姿を消した。ところが、空に飛び上がる「おらんと」の昔話のように、朝倉氏にまつわる記憶は越前の人々に深く刻まれ、朝倉氏自身が全く意図しなかった形で、朝倉家の歴史認識やその治世・文化への思慕を含んだ印象が色濃く受け継がれているのである。

朝倉氏は滅亡後、再び武家として再興することなく子孫によって家の歴史や正統を称える顕彰活動も行われなかった。このように朝倉氏の事績を後世に伝えようとする特段の働きがない中で、滅亡の歴史を経たにも関わらず、血なまぐさい禁忌や崇りを起こすといった負のイメージではない記憶が長く受け継がれてきた意味を考える必要がある。そして、このような朝倉文化に対するイメージが、時代を経て変化したことも踏まえないといけない。明治四十三年、須永金三郎氏が著した『朝倉叢書』に、英林塚の鳴動が取り上げられると、「蓋し敏景地下の霊、子孫自滅の愚を憤れる意を寓せる譬喩に外ならざるべし」というように、朝倉氏を滅亡に至らしめた子孫に対し英林塚が鳴動して怒りを表したと解釈されるのは、五代義景が文化に溺れたことが朝倉氏滅亡の原因とする解釈が、近代に入り英林塚の鳴動にも結び付けられていったことを示しており、現在、強固にイメージされる朝倉文化の負のイメージが形成される過程が読み取れる。本論では、朝倉氏の文化興隆の歴史が、朝倉氏の文化受容の目的や政治的意図を越えて、朝倉文化への崇敬・憧憬となって越前の人々の記憶に刻まれた可能性を考えてみたい。

越前朝倉氏の文化を研究対象とするとき、朝倉氏抬頭以前の越前の文化・風土が、朝倉氏の治政とその文化志向に

よって変化し、一乗谷独自の文化興隆へとつながり、さらに朝倉氏の滅亡によって再び変化するという、越前の文化環境で起こった劇的な変化を捉える意義がある。また、猿楽・曲舞・立花・養鷹・学芸・武芸等、朝倉氏のもとで受容された諸芸能普及の実態を詳らかにしていくことで、朝倉氏滅亡後に、朝倉氏の治世や文化興隆の歴史に対して越前の人々が抱いた印象や評価・認識についても見えてくるものと思われる。近年、文化的事象の意義を政治権力の視点から捉える研究も深化し、文化・儀礼には社会的秩序の再生・維持の機能があり、その時代の政治体制や文化受容者の政治的意図・志向が深く影響していることが示されるようになった。本書では、このような戦国大名としての文化受容の政治的意義や朝倉文化の特徴を捉えるだけでなく、これまで継続して把握・考察されることのなかった後代における朝倉文化興隆の影響についても明らかにしていきたい。そこから、朝倉氏の築いた城下町一乗谷は「なぜ遺跡となったのか」という、自身の漠然とした疑問の答えを見い出していきたいと考える。これは、「文化の華は後代に結実する」という仮説のもとに考察するものであり、空飛ぶ「おらんと」のように、朝倉氏の文化受容の意図や目的をはるかに超えて、文化興隆の歴史が後世に受け継がれる様を、眼前に広がる朝倉氏遺跡の中に見出す試みでもある。

## 一一 研究の課題・範囲と研究史

本書は、越前朝倉氏の文化事象の受容・展開・影響について、それらの出来事が起こった越前一乗谷という場に視座を据えて考察する。時代範囲は、朝倉氏の治世下の戦国期を主としながらも、その以前・以後を通して文化変容の過程を捉えるため、朝倉氏滅亡後の近世、さらに近現代までも対象とする。まずは戦国期の文化について先行研究の蓄積を踏まえ、そこから課題を整理し、本書の目的も明確にしたい。

戦国武将の文化については、米原正義氏の名著『戦国武士と文芸の研究』<sup>68</sup>があり、朝倉氏の文化についても第二章「越前朝倉氏の文芸」において、朝倉氏五代の文化事績を膨大な文芸資料・古記録に基づき明らかにされた。この中で特筆すべきは、都から越前に下向する文人の目的を、家領回復・困窮等の下向者側の経済的事情に起因するものと、朝倉氏の招請という文化受容者側に起因するものに分けて捉えた点である。もとより史料制約、治政の年数、中央の動静その他の要因はあろうとしながらも、歴代治政の中で文人招請の度合が次第に高まり、四代孝景の時代に頂点に達するとして、この時代を朝倉文芸の全盛期とされた。七十点近い史料から二百人以上の文人の越前下向・在国の記録を一覧し実証的に捉えられた成果であり、朝倉氏百年の文芸史を概観したものととして長く先行研究の到達点であった。一方で、米原氏は歴代当主の文化事績を総括する中で、五代義景について儒学への志向と曲水宴再興等の例から、懐古趣味や名門意識があったとして、「尚古的、観念的であった義景は寸鉄人を殺す厳しさに欠け、威仁ならび行う武将ではなかった」ために、重要な戦いで出兵をにぶり自らが出馬しなかった決断の甘さから信長との戦いに敗れたという評価をしている。このように義景の文化的志向が政治判断に影響したとする推断は、文化受容とその影響について考察する際は十分に注意しなければならない。創作性の高い小瀬甫庵の『信長記』から「義景武道ヲ忘レテ文道ヲ知ラズ」の一節をもって義景を評するのでは、あまりに論証として不十分であろう。義景が自ら出馬し指揮した回数は、歴代当主の中で、応仁・文明の乱世を生きた初代孝景に次いで多いという点だけみても、その戦歴を勝者側に立った解釈で作成された著作物から評価し、そこに文化的志向を結び付けて政治的弱体化と結論づけることは、文化受容の影響を客観的に捉えたとは言いがたい。戦国武士の文化受容を、文化史研究に留めず政治史上で位置づけた米原氏の論説は意義深いものであったが、一方で、義景の「懐古の念が、織田信長から上洛を命ぜられたとき名門意識となってこれを拒否する態度として現われ、將軍義昭を奉ずる信長に朝倉打倒の名分を与え、滅亡へと追いやられ

たのである<sup>(9)</sup>。」というように、その総括を朝倉氏滅亡の要因としてしまったことで、文化に溺れ滅亡したというステレオタイプの歴史像を作り上げてしまい、政治史的にも文化史的にも朝倉氏の歴史解明から遠ざかることにもなったと考える。

しかしながら、米原氏が朝倉氏の他、能登畠山氏・若狭武田氏・出雲尼子氏・周防大内氏・駿河今川氏等、主要な戦国大名の文芸について総括・比較し明らかにされた、戦国武士の文芸受容者としての共通性や、自発的・積極的文化受容の傾向は、その研究方法が文化的史料を悉皆した基礎的研究をもとに総合化するという実証性の高いものであることから揺るぎないものと思われる。特にこれら戦国武士の文芸受容によって、それぞれの領国内に地方文化圏が成立したとする結論は、戦国期の文化興隆がもたらした変化を明快に捉えているといえるであろう。以上のことから、本書では新たな朝倉文化の様相を示すため、米原氏が戦国武士に共通する文化受容として取り上げた和歌・連歌・儒学・文学等の文芸には、研究の中心を据えず、朝倉文化の特徴としてこれまでは重視されることのなかった芸能・学芸について考察を深めていくこととする。実際、初代孝景が伝えた家訓『朝倉孝景条々』には「芸能あらんもの他国へ越されまじく候」とあり、この「芸能」は歌舞音曲など狭義の意味の芸能ではなく、広く諸学芸・技能の「能きしわざ」（『日葡辞書』）を意味し、朝倉氏はこれら芸能に秀でた人材の育成確保を目指していた。そしてこれら諸芸能の中には、朝倉氏抬頭以前から越前の風土の中で生まれ、独自の歴史的背景を持つに至っていたものあり、諸芸能の越前における受容と展開を課題の中心に据えることで、戦国武士の文化の共通性や普遍的志向とは異なる、越前の風土と融合した朝倉文化ならではの特徴や個性を提示することができる<sup>(10)</sup>と考える。

本書で初めに取り上げる芸能としては、鎌倉期から越前の寺社祭祀で芸能奉仕していた猿楽者や幸若舞について、朝倉氏の文化受容の影響と、朝倉氏滅亡後その活動にどのような変化が生じたかについて考察を試みる。中世芸能に

については、越前は様式化される以前の中世的仮面が多数伝わり芸能の宝庫と称される地域でもあることから、後藤淑氏・山路興造氏らによって越前の芸能者の活動や祭礼奉仕の環境が明らかにされてきた<sup>(10)</sup>。これらの先行研究は、かつて越前で芸能盛んであった「中世」に研究範囲を設定していることから、本論では芸能が断絶・消滅していく近世・近現代も含めて通観することが重要と考える。これは、ともに越前を拠点として発展した猿樂・幸若舞が、朝倉氏の文化受容と保護育成の時代を経ることで、その活動に変化が表われるため、両者を比較して活動の相違点を捉えることで、朝倉氏の文化受容や芸能者保護育成の目的がより明確になると考えるからである。朝倉氏滅亡後の越前の芸能環境には断絶や変化が起こるが、朝倉氏が保護育成をした芸能の変化を捉えるだけでなく、朝倉氏からの特別な愛顧がみられない芸能や、朝倉氏の政治的影響が希薄な地域の芸能など、その関係性に差がみられる芸能の変化を相対的に捉えることで、朝倉文化興隆の影響についても、より具体性を持って示すことができると考える。

次に、室礼・立花・養鷹・神道等の作法・技術・知識について、それらの受容と展開・普及の過程を捉え考察を進める。これらの文化が普及していく過程を具体的に捉えることのできる資料としては、教授の関係や相伝の経緯が奥書に書かれる芸能伝書がある。芸能伝書は文化史研究において基礎的研究素材であり、先行研究の成果蓄積も大きく、また蹴鞠伝書や鷹書等の膨大な伝書を網羅した研究<sup>(11)</sup>もみられる。例えば、室礼の作法・知識を座敷飾りの絵とともに著した『君台観左右帳記』の場合、二百点に近い写本を調査分析した矢野環氏の総合研究<sup>(12)</sup>に代表されるように、現存する諸写本を悉皆し成立過程や内容の変遷などを明らかにする詳細な研究も進んでいる。しかし、総合的視座からの研究では、『君台観左右帳記』の書写が永正・大永年間に集中することから、室町幕府の弱体化と同朋衆の知識が金銭交換されるようになる政治的状況や背景が示唆されるが、個別の文化受容者側の伝授の実態や目的については詳らかにされていない。そこで本論では、朝倉治政下での芸能伝授という限定した視点から考察を深めたい。

朝倉治政下では、室礼・立花・養鷹・神道それぞれについて、その伝授や普及に関わった者たちが存在し、朝倉一族の武将や家臣、名もなき芸能者などの様々な階層の人々が、朝倉氏の文化受容と普及を担っていた。越前で独自展開した芸能伝授によって伝えられた伝書は、芸道の系譜の中には位置付けることが難しい孤本であり、茶道史・花道史等の研究においても、戦国期に地方に伝播し本流へ帰することなく消えた泡沫のひとつとして注目されてこなかった。しかし、朝倉氏の文化普及の実態を捉えようとするときには具体相を読み取ることのできる有用な史料であり、朝倉治政下に広がった芸能伝授のネットワークを詳らかにするだけでなく、戦国時代の芸能伝授の一樣相を示すことができる。と考える。

次に朝倉氏の文化受容・展開を捉える方法として、一乗谷で繰り広げられた文化交流の場と人的ネットワークの把握を試みる。朝倉氏は都から訪れた文化人・学者を数多受け入れ彼らがもたらす文化・知識を享受したが、その中でも越前に地縁や人脈があり何度も下向し交流を重ねた人物として、神道家吉田兼右と五山僧月舟寿桂を取り上げる。そこから、越前の人々と交流を重ねる中で一乗谷に育まれていった文化的サロンの存在についても捉えたい。芸能伝授と同様に、越前における文化展開の様相は朝倉氏や家臣などの武士層だけにみられるものではなく、一乗谷好事家や数寄人・学僧・芸能者たちに広がっており、このような文化普及の広がりや浸透度を読み取ること、文化興隆の後世への影響についても具体例をもって考察することが可能になると考える。

以上のような、朝倉治政下の文化受容と展開の考察を受けて、朝倉氏の文化興隆の歴史が、後世にもたらした影響について考察を進めたい。前述のように先行研究では、朝倉氏の文化興隆は滅亡という歴史に結び付けられて評価されてきた。本論では、文化興隆の歴史が近世の越前の人々の中に朝倉文化への憧憬や思慕として受け継がれたことを捉え、朝倉氏滅亡によって朝倉文化が終焉するものではないことを示したい。まずは、朝倉氏が自身の家の歴史につ

いてどのように認識し、また顕彰しようとしていたのかを、朝倉氏が作成した『赤淵大明神縁起』などから読み取り、朝倉氏が行った歴史顕彰の意義を捉える。そして、朝倉氏が政治的意図をもって行った歴史顕彰と、滅亡後に新たに創出される朝倉氏の歴史像を、『瀧殿権現縁起』から捉え、人々の意識や記憶の中にどのような変化が起きたのかを明らかにする。また、一乗谷遺跡の中から近世の人々によってなされた朝倉氏への供養行為や鎮魂の痕跡を示すことで、その源となった朝倉文化興隆の歴史が後世に及ぼした影響について論証する。

## 一一 本論の構成

ここまで、先行研究を踏まえ、本論の研究範囲と課題・考察方法を整理してきた。以下に、全体の構成を示し各章のねらいと課題をまとめる。

### 第一章 朝倉氏による芸能保護と越前猿楽

中世の越前を拠点に活動した「越前猿楽」について、朝倉氏による文化受容と芸能保護が、その活動にどのような影響を及ぼしたのかについて考察する。越前猿楽は、山路興造氏が提唱された国の名を冠して活動した「国猿楽」のひとつで、室町前期には各地にこのような猿楽座が存在したが、地方の猿楽座は室町將軍の愛顧を受けて都で活躍した大和四座に比べ史料が乏しく断片的にしかその活動を知ることができない。そのため、本章では越前猿楽の活動について、その発生から朝倉氏抬頭以前・以後と長く捉えることで、越前猿楽の活動の変遷を把握する。そこから、『朝倉孝景条々』に掲げる芸能者育成政策が、越前猿楽の活動の場にどのような変化をもたらしたのかを示し、朝倉氏の

文化受容の目的や芸能志向についても明らかにする。また、芸能保護育成の成果として表われる朝倉家中の芸能普及の実態についても詳らかにする。

## 第二章 朝倉氏の芸能志向と幸若舞

ここでは、越前猿楽と同じく、越前から都に進出し人気を博した中世芸能「幸若舞」の活動から、朝倉氏との関係性や文化志向・芸能保護政策の影響をみていく。幸若舞は貴族や武将にもてはやされ、後には徳川幕府の式楽として格式の高さを誇ったが、朝倉氏との関わりや外護については、近世以降に作成された幸若舞の由緒・系図によって語られてきただけで、越前猿楽のような具体的な保護の関係は捉えられていない。そこで、まずは幸若舞のルーツについて、公家の日記や寺社文書等の一次史料から読み取り、朝倉治政下での活動について、越前猿楽の活動と比較しながらみていくことで、両者の違いを詳らかにしていく。朝倉氏と両芸能との関わりの違いを捉えることにより、幸若舞の由緒と活動実態の相違点を浮き彫りにし、そこから、朝倉氏の求める芸能と芸能者育成の意図について示したい。

## 第三章 祭礼芸能の場と担い手、志津原白山神社の能装束にみる芸能の伝承と断絶

中世の祭礼芸能の場とその担い手が、朝倉氏の治世を経ることによってどのように変化したのかを捉える。この考察の対象地として、「水海の田楽能舞」等の祭礼芸能が現在まで継承されている越前池田を選んだ。池田には中世に祭礼芸能が盛んであったことを物語る古面や能装束が多数伝世しており、このような土地柄・芸能環境が育まれた背景とともに、現代・近世・中世と時代を遡りながら祭礼芸能の変化を読み取る。芸能が断絶した時期や、その内容が変化した時期を捉えることで、芸能奉納を支える経済的基盤についても明らかにすることができると考える。特に戦国期の池



田庄は、朝倉氏と姻戚関係にあった鞍谷(斯波)氏が支配しており、神田寄進・神領安堵・御供負担という様々な面で、領主がどのように祭礼行事の安定継続に関わっていたのかを明確にし、施政者にとって祭礼芸能の保護は、安定した治政の確認行為としての一面があったことを示す。このような外護者と祭礼芸能の関係を捉えることで、政治支配体制に変化が訪れたときに祭礼継続に及ぼす影響や、衰微・断絶に至る要因となった可能性についても検証する。

#### 第四章 朝倉氏と室礼・立花の芸能伝授

朝倉氏や家臣たちの文化受容と展開について、室礼・立花の知識・技術を著した芸能伝書の伝授から、普及の過程と実態を明らかにする。室礼の知識を伝える『君台観左右帳記』の伝授では、朝倉当主・一族の武将・家臣・芸能者という異なる階層で相伝された伝書があり、これらをもとに、朝倉治政下において知識がどのようににもたらされ普及していったのか具体的な過程を詳らかにする。越前の芸能伝授のあり方には、武士と芸能者が互いに習得した知識・技術を相互に伝授しあう例がみられ、知識を習得した者が次には教授者となって文化普及に関わっていたことを具体例から示したい。また、一乗谷からは多種多様な座敷を飾るための唐物が出土することから、城下町の花を愛でる暮らしぶりからも文化受容の普及度を示す。

#### 第五章 戦国武将の養鷹と鷹書の伝授

鷹狩については、それを支える養鷹制度が権力・地域支配に密接に関係しているため政治・制度史からみた研究が進んでいるが、近年は流儀を継承するテキストとしての鷹書に注目した研究も盛んになっている。朝倉氏の場合、鷹愛好に特別の事績がみられ、軍奉行として一族を支えた朝倉宗滴などは、前例のない鷹の人工繁殖に成功し、『養鷹記』

や『宗長手記』にも記されるほどであった。権力の象徴でもあった鷹を飼育することは、戦国武将に共通する嗜みとも思われるが、朝倉治政下での鷹狩・養鷹技術の普及には特筆すべきものがあり、これには、越前敦賀が日本に初めて鷹狩技術が伝播した所縁の地であるという歴史と無関係ではないと考える。ここでは朝倉氏関係の鷹書成立の経緯や、越前における芸能伝授の実態を捉え、朝倉家中で養鷹技術が隆盛した背景についても考察する。

## 第六章 朝倉氏の神道受容と吉田兼右く阿波賀春日社をめぐって

本章では、朝倉氏の文化受容の中でも特別の関係性を見い出せるものとして、京都吉田家の神道伝授を取り上げる。神道家吉田兼右は儒学者清原宣賢を父に持ち幼くして吉田家当主を継ぎ、長じては地方に度々下向し戦国大名や地方の神社と交流を持ったが、朝倉氏との交流は父宣賢や先代の兼満から続いていたもので、朝倉当主や家臣等に神道伝授を行い、一乗谷阿波賀春日社の神主卜部氏とも親交を重ね、『日本書紀』や『中臣祓抄』等の神道書を伝授した。このような関係について、これまで注目されることのなかった越前の吉田社領「鳥羽庄」の神用をめぐる交渉から、朝倉氏と吉田家の交流と、兼右の神道伝授の背景について考察する。また、兼右と阿波賀春日社神主卜部氏の交流を通して、朝倉治政下における卜部氏の役割と、この神道受容の事績が、朝倉氏滅亡後に阿波賀春日社の再興へとつながっていくことを示したい。

## 第七章 越前における文芸興隆と月舟寿桂

京都と越前を往還し、越前の人々と交流を重ねた五山僧月舟寿桂の交遊について、その作品集『幻雲文集』からみる。この文集には、月舟が越前の人々の依頼や越前滞在に関連して執筆した賛辞や雑文が百以上収載されており、

これまでも、朝倉氏家臣の文芸や教養について書かれる賛辞については、戦国武士の文芸受容を示すものとして引用されてきたが、本章では、これまでは取り上げられることのなかった越前の芸能者・職人・医者・数寄人等と月舟の交流に着目し、一乗谷の文化興隆の実態を捉える。芸能伝授と同様に、越前における文化受容・展開の様相は朝倉氏や家臣等の武士層だけにみられるものではなく、一乗谷に住んだ好事家や数寄人・学僧・芸能者などの多様な人々の間に広がっており、一乗谷に形成されていた文化興隆の場や、文化交流のネットワークについても明らかにする。

## 第八章 朝倉氏の歴史顕彰と一乗谷鎮魂

本章では、朝倉氏に関係して作成された『赤淵大明神縁起』・『瀧殿権現縁起』の二つの縁起から、朝倉氏の歴史認識や歴史像がどのように作られ、変化していったのかを捉える。朝倉氏の事績や信仰について書かれる伝記・法語等から、朝倉氏が自らの出自・家史をどのように認識し顕彰しようとしていたのかを読み取り、その背景・意義について考察する。また、朝倉氏滅亡後に著された縁起・軍記物・地誌の中から、朝倉氏と一乗谷にまつわる物語を取り上げ、近世に入り新たな朝倉氏の歴史像や一乗谷のイメージが創出されていったことを捉える。朝倉氏が認識し顕彰しようとした家の歴史と、城下町滅亡後に創出・変容していった歴史像の二つを捉えることで、朝倉氏の歴史顕彰という文化活動が、後代に与えた影響や意味についても考察したい。

(1) 卵塔は主に禅宗僧の墓標として造られる卵形の塔身を持つ無縫塔のことで、現在の英林塚は宝篋印塔であるため、もとは卵塔の石塔であった可能性がある。

(2) 青山作太郎『一乗谷 朝倉史跡・伝説』（柿原印刷所、一九七二年）。

(3) 笹本正治『鳴動する中世 怪音と地鳴りの日本史』(朝日選書、二〇〇〇年)、『雲根誌』後編には「朝倉義景石塔」について、毎年十月一日卯の上刻に自然と動き出し空中に飛び上がる怪奇現象を起こすと記される。

(4) 『福井市史 資料編7 近世五』(福井市、二〇〇二年) 所収、『橘宗賢年中日録』七五二頁。

(5) 『福井市史 資料編9 近世七』(福井市、一九九四年) 所収、『橘宗賢伝来年中日録』五〇四頁。

(6) 前掲(5)、五八九頁。

(7) 『朝倉家伝記』(京都大学総合博物館蔵)、『朝倉氏の家訓』(福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館、二〇〇八年) 収載。

(8) 米原正義「越前朝倉氏の文芸」『戦国武士と文芸の研究』(桜楓社、一九七六年)。

(9) 米原正義「朝倉氏の文芸」『福井県史 通史編2 中世』第六章第四節(福井県、一九九四年)。

(10) 後藤淑『中世的芸能の展開』(明善堂書店、一九五九年)、『能楽の起源』(木耳社、一九七五年)、『中世仮面の歴史的・民俗学的研究』(多賀出版、一九八七年)など。山路興造「中世山村における祭祀と芸能・天竜川沿いと越前の領小祠・小堂を中心に」『芸能史研究』六八号。

(11) 蹴鞠伝書については、渡辺融・桑山浩然『蹴鞠の研究・公家鞠の成立』(東京大学出版会、一九九四年)。鷹書の総合研究としては『放鷹』(宮内庁式部職、一九八三年)等がある。

(12) 矢野環氏は『君台観左右帳記の総合研究』(勉誠出版、一九九九年)。

## 第一章 朝倉氏による芸能保護と越前猿楽

### はじめに

戦国大名朝倉氏の文化受容とその影響を捉えようとするとき、越前という風土で育まれた芸能や芸能者たちの活動には、その影響・変化が表われやすいと考える。芸能者が施政者の愛顧を受けるとなれば、当然、活動の場や芸風に変化が表われるであろうし、直接的保護を受けなかった場合も、やはり活動には何らかの変化が表われるであろう。このような越前の芸能環境の変化や、芸能者たちの活動の変遷・差異を詳らかにしていくことで、具体的な比較事例を積み重ね、朝倉氏の文化政策や文化志向とその影響について考察していきたい。

まず、本章では、中世に「越前」の名を冠して「越前猿楽」と呼ばれた芸能者たちについて取り上げる<sup>(1)</sup>。山路興造氏が提唱するように、越前猿楽も国を単位に存在した「国猿楽」の一つと捉えられるが<sup>(2)</sup>、このような地方の猿楽座は、大和四座に比べて史料が乏しく、その活動は断片的にしか知ることができない。しかし、このような文献史料の不足を補うものとして、越前には多くの仮面が残っており、これらの実物資料をもとにした後藤淑氏などの研究によって、越前猿楽が白山社の祭礼を母体として発生・成長した芸能集団であり、越前が仮面の一大生産地であっ

たことが明らかにされてきた<sup>(3)</sup>。また、山路氏は、平泉寺や大谷寺のような越前の大社寺で奉納されていた芸能だけでなく、山村の小祠・小堂における祭祀と芸能について考察され<sup>(4)</sup>、これらの研究から、越前の猿楽者の活動と祭礼芸能の実態が、具体的に解明されてきたといえる。

しかし、中世を通して活動していた越前猿楽は、近世に入ると姿が見られなくなってしまふ。朝倉氏が治めた戦国時代を経ることで、その活動に何らかの変化が起こったと考えられるが、複数の越前猿楽の存在がわかっている。彼らの個々の活動を追っていくことは史料的に難しいため、その変遷には不明の部分が多い。このような芸能活動の変化を明らかにするには、大和猿楽の活動に、室町將軍や大名の保護が大きく影響していたのと同様に、越前猿楽の場合には、朝倉氏の保護について考えなければならない。実際に、朝倉氏の文化活動は多岐にわたっており<sup>(5)</sup>、越前猿楽に対しても独自の保護育成政策を取っていた。そこで本章では、越前猿楽の活動を、朝倉氏台頭以前と以後に分けてみていくことで、朝倉治政下での芸能保護が、越前猿楽にどのような変化・影響を及ぼしたのかを捉えやすくし考察することにした。

## 一 戦国時代以前の越前猿楽

### 1 越知山大谷寺・大滝寺の祭礼芸能

はじめに、朝倉氏の保護を受ける以前の越前猿楽について考えてみたい。それには、越前猿楽の発生と活動の拠点となった祭礼の場についてみていく必要がある。鎌倉末期から祭礼芸能の様子がわかる越知山大谷寺や大滝寺など、白山信仰の社寺の事例からみていきたい。

正和三年（一一三二）二月二十九日付「大谷寺小白山御供下行次第」（越知神社文書、『朝日町誌』資料編2）によれば、「小飯一前、三具之時ハ二前、猿楽下行、」というように、越知山の小白山社祭礼で神輿渡御があり、猿楽に小飯一前が下行されている。これは越前における猿楽の初見史料であり、鎌倉末期にはすでに猿楽が白山社祭礼に参勤していたことを示している。これより百六十年余り時代の下った文明十年（一四七八）仲蔵房永澄筆の「越知山年中行事」（越知神社文書、『朝日町誌』資料編2）から、小白山社神輿渡御に始まる三月祭礼の次第をみると、三日は神輿渡御、四日は越知峰での勤行、五日は大谷寺での法華八講会と続き、六日には後宴が催されている。永徳四年（一三八四）の「八講会注文案」（越知神社文書、『朝日町誌』資料編2）によれば、

越知山大谷寺三月五日御八講会注文

定 永徳四年

- 一、幢舞児十人内、懸舞児千代法師丸・幸法師丸、舞五番、恒例也、
- 一、舞屋坊者、東谷ヨリ一日宛、坊別始之、中谷良智坊マテ、
- 一、舞師・学人等〔兼〕、宿坊ハ一人宛、坊別ニアツカル、是ハ北谷ヨリ始之、蓮道坊マテ、舞師料足壹貫五百文、学人等六人、代三貫五百文、以上五貫文、
- 一、児ヨリ足三人宛、代ハ四百文、児元へ出ス也、但是ハ末代例スヘカラサル物也、
- 一、講堂両イタ 十ツホ、代四貫文、是ハ天賀觀仏セシヤウノ五貫文代内也、
- 一、ヒトツ物番頭ハ、先例仕テ講衆方ニ有者也、講衆方二人・先達方四人 以上六人、
- 一、講座万養坊・万泉坊 兩人勸進ニテ、当年是ヲ造立スル物也、
- 一、御八講花共、遍照坊勸進也、惣中ヨリ代壹貫文出也、代三貫五百文ニテ造立物也、

一、地頭方雜掌、舞師・学人方猿楽カレコレハ、坊別二百文宛出錢也、地頭方雜掌事ハ、殿・家子・殿中源・殿原マテスル也、御一属ハ殿ヨリ下行也、

(異筆)「永徳四年三月日 注之、」

とあり、芸能は幢舞や懸舞などの児舞を中心として、この他にヒトツ物<sup>(6)</sup>や猿楽も行われていたことが知られる。また、児舞は舞師の指導によるもので、その指導料が一貫五百文、楽人六人の出演料三貫五百文とあわせて五貫文が用意されていた。このことから山路氏は、祭礼の中心は舞童による舞楽で、「越知山年中行事」に「後延<sup>(7)</sup>ノ規式、録物ハ壱石壱貫文ニ定マル、」と記されることから、猿楽は六日の後宴で十分に活躍したのであろうとする<sup>(7)</sup>。確かに、南都寺院で児の芸能がもてはやされていたのと同様に<sup>(8)</sup>、中世前期、大谷寺でも児舞が祭礼芸能の目玉であったであろうことは想像に難くない。ここで注目されるのは舞楽の指導をする舞師と楽人の存在である。特に「舞師・学人方猿楽」とあるのは、越前猿楽の発生と成長について考える手がかりになる。これは、舞師・楽人集団(楽所)に猿楽者が所属していたというふうにも考えられる。このように史料上、猿楽が別の芸能の名称で記された可能性を踏まえると、猿楽座発生の過程を明らかにできる明確な史料を紹介しえない現段階では、白山社の祭礼に参勤していた芸能者について、猿楽に限定せず史料を見直してみることが必要である。

「越知山年中行事」の中で、芸能に関する部分のみをみると、三月三日の神輿渡御では、「色節下口御キ以下五節供ニ同前」とあり、参勤した芸能者を「色節」と記述している。猿楽者も色節の者(『日葡辞書』：踊りや歌などで人々を楽しませるために、所々方々を流れ歩く男や女)に含まれるだろう。また六日の後宴では、「録物ハ壱石壱貫文」、「出仕衆之懸扇ハ非分也、又楽屋ハ、ケワヒ酒ト名テ、濁酒壱斗入ラル、」というように、芸能者への禄物や楽屋が設けられていたことなどがわかる。しかし、祭礼で具体的にどのような芸能が披露されていたかはわからない。十一月



の御神樂の規式では、「公用<sup>ハ</sup>、田中ノ郷内、越知山御神樂田<sup>トテ</sup>參町六段大在之、彼上分米參石六斗、用途壹貫伍百文アカル、以之勤也、」とあり、越知山に隣接する田中郷に御神樂田があったことがわかる。また、その内訳については「彼公用ノ出口、米分八斗真栗、八斗コシキ谷、八斗ツホ谷、四斗有田、六斗応神寺、式斗宝藏寺、代分壹貫文時之御代官方<sup>ヨリ</sup>、參百文雨屋ノ輻琳寺、式百文毘沙丸弘慶寺、以上、此内料足參百文、講衆方<sup>ヘ</sup>可渡者也、」とある。この他に、越知山で猿樂參勤が確認できるのは、十一月二十日から行われた天台大師講の中で、

廿三日<sup>ニハ</sup>、昔<sup>ハ</sup>猿樂<sup>ヲ</sup>先達方<sup>ニ</sup>サセラル、廿四日<sup>ハ</sup>又講衆方<sup>ニ</sup>サセラル、近代依寺家無力、如形樂頭分<sup>ニ</sup>料足參百文出サル、也、

とあるように、昔は二十三日に先達方（山伏）二十四日には講衆方（大谷寺の仏事を勤める僧）に猿樂をさせたが、近年は寺家が無力のため、樂頭分として參百文を出すのみであったことがわかる。先の御神樂田から上がってきた用途壹貫五百文の中から、講衆方へ渡されていた料足參百文が、このときの樂頭料足であったと思われる。また、「猿樂<sup>ニ</sup>十五」とあり、猿樂に餅を下行したこともわかる。このようなことから、天台大師講の芸能は、山伏や僧が交代で猿樂を演じていたという意味にも、猿樂を沙汰する費用を、先達方と講衆方それぞれが負担していたという意味にもとれるが、寺内の法会や祭礼に僧が出演し芸能を務める事例は多くみられるので<sup>(9)</sup>、越知山の場合も、山伏や僧が猿樂を演じていたが、文明年間になると猿樂を催すことができなくなると読み取れる。このような時でも、專業の芸能者の役割がなくなってしまうわけではなく、舞師が兄に芸能指導をしていたように、越前猿樂は僧の芸能を指導する役割をもっていたと考えられる。これを裏付けるように、戦国時代には、美濃長滝寺の祭礼に越前から大和五郎大夫が赴き、寺僧に能の指導をしていたし<sup>(10)</sup>、遠く日光山輪王寺まで、越前猿樂は延年の芸能指導に出向いていた<sup>(11)</sup>。これらの事例からみて、越知山でも法華八講会の舞師のように、專業の猿樂者が山伏や僧の芸能指導をする

いう形が取られていた可能性は高い<sup>(12)</sup>。このような祭礼芸能における芸能者の役割・活動の変化は、越前猿樂の活動にも変化を及ぼしたのではないか。永享年間に入り、越前猿樂が次々と越前国外に進出し上洛興行を行うようになったことにも関係すると思われるので、国外での活動については後述したい。

越知山と同様に、平泉寺末寺の大滝寺についても、『大滝寺寺庫収納田数帳』<sup>(13)</sup>（大滝神社文書、『福井県史』資料編6）から、文明以前までの芸能の様子がわかる。常楽会では出銭二貫文の内、「五百文 猿樂<sup>樂頭</sup>」というように、猿樂<sup>樂頭</sup>に五百文が配分されていた。越知山と同じ三月祭礼<sup>(14)</sup>では法華八講が行われ、「舞屋酒肴注文<sup>舞屋坊主行事、酒直不出候、</sup>」というように、祭礼の後には酒宴があり芸能が催されている。享徳二年（一四五三）三月日付の部分には、「一、楽付祝言、点心、肴酒三献、茶子」、「一、舞行事、舞屋坊主三日<sup>一度舞屋へ出</sup>」、「一、舞屋調人数、宿老六人、両公文、行事楽人、先達四人、持供官司、行事<sup>大勸進より下〇間迄、</sup>」とみえ、「舞屋坊主」とあることから、芸能は僧の出演によるもので、それに専業の楽人が参加する形であったと考えられる。また、十一月には霜月荘嚴講があり、御神樂が奏されていた。田数帳には、筆策田・笙田・笛田が記されることから、大滝寺の場合も、芸能奉納の経済的基盤はこのような給免田にあったことがわかる。大滝寺も大谷寺と同じ白山修験の寺ということで、祭礼芸能の形式は共通していたといっていようだろう。

## 2 織田庄劔大明神の祭礼芸能

次に、織田庄劔大明神の祭礼芸能についてみる。『劔大明神盛衰記』（劔神社文書、『織田町史』史料編上巻）には、享徳三年（一四五四）九月二十二日の御神体開眼を記念した法樂の様子が記される。それによると、

則、同日ノ御法樂幸若太夫、又ハ猿樂之福来太夫・左馬太夫・清水山太夫、此三座<sup>ヲ</sup>始<sup>ト</sup>而、各々法樂者也、

というように、幸若大夫のほか猿楽の福来大夫・左馬大夫・清水山大夫の三座が法楽の芸能を勤めたことがみえる。これは劔大明神の奇瑞や祭礼の古例について記した一卷を、元禄二年（一六八九）に書写したとする後世に編纂された寺記ではあるが、劔大明神の神領に住し祭礼勤仕の関係が明らかなる曲舞の幸若大夫<sup>(15)</sup>をはじめ、他の芸能者についても具体的に名前が書かれており、他史料からも実在を確認することができるので、史料内容には問題がないと考える。福来大夫は面打としても名が知られる越前猿楽で、左馬大夫は他の史料では名前が確認できないが、越前猿楽には右馬大夫という役者がいるので、その誤写とも考えられる。清水山大夫もこの史料でしか名前を確認できないが、織田庄に隣接する田中郷には清水山村があり、幸若大夫も田中郷を拠点として、ここから劔大明神祭礼に参勤していたので、清水山大夫も同じ田中郷から参勤していた猿楽者と推定される。田中郷は越知山の御神楽田の所在地でもあり、「越知山年中行事」の御神楽田の内訳にあった応神寺とは、田中郷惣社天王社の神宮寺である。天王社の祭礼芸能については、「天王社御幸供奉日記写」<sup>(16)</sup>（進士正家文書、『福井県史』資料編5）から、神興渡御に際し獅子舞や児舞・田楽などがあつたと記されるが、猿楽は出てこない。しかし天王社（現八坂神社）には、舞楽面とともに能面も数点伝えられていることから<sup>(17)</sup>、やはり猿楽も奉納されていたとみるべきであろう。また、田中郷の市村にある市姫塚付近に「猿楽殿」の地字が残っていることも、かつて祭礼に猿楽が行われていたことの傍証といえる<sup>(18)</sup>。時代は下るが、慶応二年（一八六六）六月六日付「天王宮祭礼神興渡御出入<sup>二</sup>付和談取締証文」（八坂神社文書、『福井県史』資料編5）によれば、神興が市村へ渡御し、「市村<sup>三</sup>而初芸者<sup>三</sup>奉神楽候間、<sup>一</sup>」というように神楽が奉納されたとあるので、字名は古くからの祭礼奉納の名残り、中世には猿楽が奉納されていたと考えられる。これまで越前猿楽の場合は、大和猿楽や近江猿楽などとは異なり、越前のどの寺社の祭礼に参勤していたのか、具体的な活動拠点が不明であった。このような中で、『劔大明神盛衰記』は、寺社祭礼へ参勤した越前猿楽の名前がわかると同時に活動

拠点が推定できるという点で貴重な史料といえる。幸若大夫が田中郷の印内村出身ということは幸若舞研究でも明らかにされており<sup>(19)</sup>、越前猿楽がともに参勤しているということは、福来大夫や清水山大夫なども、田中郷やあるいはその周辺を拠点とし、そこから劔大明神や天王社・越知山などの祭礼に参勤していたと考えられる。

さらに、劔大明神の場合は享祿元年(一五二八)十一月二十八日付『劔大明神寺社領納米錢注文』(劔神社文書、『織田町史』史料編上巻)から、戦国時代の祭礼行事と芸能についても詳しく知られる。それによれば、芸能の費用は舞田・御神楽田・獅子田・管絃田などから納められていた。また、『劔大明神寺社納米錢下行分注文』<sup>(20)</sup>(劔神社文書、『織田町史』史料編上巻)に、「参石 猿楽之禄物常楽会之時<sup>ニ</sup>」、「参貫文 常楽会<sup>ニ</sup>猿楽之禄」、「式貫文 卯月ノ御神事<sup>ニ</sup>猿楽ノ禄錢、此外<sup>ニ</sup> 一貫文ハ料所ノ百姓中、一貫文ハ本所ノ百姓中、一貫文はあいもんかたより、」とあるように、常楽会や卯月の神事で猿楽が行われていた。また「伍斗 管絃方 年中ノ御祭礼」、「壹斗五升 楽所ノ御願七夜出仕ノ下行」、「式百文 舞々ノ禄錢二月十日<sup>ニ</sup>」、「式百文 別時之時<sup>ニ</sup>学頭座頭扇之代」というように、劔大明神にも楽所があつて、楽人は様々な祭礼行事に勤仕し、舞々(幸若舞)も祭礼に参勤していた。これらのことから、戦国期には劔大明神祭礼に継続して猿楽や舞々が参勤していたことが知られるのである。

ここまで、越知山大谷寺や劔大明神の祭礼芸能についてみてきたが、越前猿楽は鎌倉期から戦国期を通して、祭礼の場では舞楽や神楽などの芸能とも密接に結びついてきたと考えられる。山路氏は「伎楽・舞楽の地方伝播」(『民俗芸能研究』創刊号)の中で、地方の芸能座発生は、自然発生的なものではなく、律令制下、国衙や国分寺の設置に伴って給免田などの経済的裏付けを与えられて各地に置かれた楽所がもととなり、当初は伎楽や舞楽を勤めていたが、後には散楽(後の猿楽や田楽)や呪師・巫女舞・傀儡などの諸芸能が加わっていったと考察する。このような芸能座発生のプロセスは、これまでみてきた越前猿楽の状況にも当てはまると考える。本稿で取り上げた三つの大社寺では、

いずれも猿楽田は確認できず、越知山の場合は、御神楽田から猿楽の楽頭料足が捻出されていた。これらの大社寺では楽所とともに、古代の給免田にならない舞田や神楽田は早くから設けられたが、猿楽は後に祭礼芸能へ加えられたために、中世に新たに猿楽田としては確保されず、旧来の御神楽田からその費用が捻出されていたということになるであろう。

### 3 越前猿楽の国外進出

ここまでの越前国内の祭礼芸能の様子からは、芸能奉納にかかる費用やその経済的基盤が捉えられたが、越前猿楽の芸団としての姿はなかなか見えてこない。これについては、越前国外での活動から見ていく必要がある。永享年間になると、越前猿楽は国内の寺社祭礼参勤にとどまらず、国外へ進出して活動するようになるが、このような動きは、越前猿楽の芸団としての成長を意味していたと考えられる。越前猿楽について具体的な様子がかがえるのは、むしろ国外での活動からで、そこからは芸団としての姿や芸風についてもうかがい知ることができる。

越前猿楽の上洛興行は、永享七年（一四三五）二月二十一日に、福来大夫が將軍御所の演能に出演したことを初例とする。『満濟准后日記』には、「今日於將軍御所、越申楽福来施芸能」とあり、『看聞日記』には、この日の演能が、越前守護斯波義郷の申沙汰で催されたもので、十三番の演目のうち、観世座の音阿弥が五番、福来大夫が八番を舞ったことが記される<sup>(21)</sup>。

翌永享八年（一四三六）には、近江観音寺の勸進猿楽に一若大夫と竹松が参勤している。三月二十二日付の勸進猿楽に関する下用（支出）と奉加（収入）が記録された『観音寺棧敷日記』（大原観音寺文書）によれば、

五十貫文 猿楽兩座下、

二貫文 一若太夫かたへ棧敷破ノ時下、

竹松<sup>ハ</sup>勸進<sup>ニ</sup>入也、

壹貫文 同両座ノ下部ノ方へ下、

とあり、一若・竹松の両座に五十貫文が下され、一若大夫と竹松大夫にあわせて二貫文が支払われたことがわかる。竹松のほうは「勸進ニ入也」とあるとおり、奉加の項目に「一貫文 猿楽 竹松太夫奉加」とみえ、出演料の一貫文を、そのまま観音寺に寄進したようである。これまで、この両座については、観音寺を活動範囲とする近江猿楽の山階座と下坂座と推定されてきた<sup>(22)</sup>。しかし、一若大夫といえは越前猿楽の一若がおり、『時衆過去帳』の法名裏書に名前があることが知られる。また、森末義彰氏をはじめとする先行研究<sup>(23)</sup>でも取上げられており、戦国時代、朝倉氏の保護を受けた芸能者として、越前猿楽の中では比較的その活動が明らかにされている。近江猿楽に同名の猿楽者がいた可能性も考えられるが、『時衆過去帳』（清浄光寺蔵）の法名裏書（第十四代遊行上人記帳、裏書のため過去帳記入の順序は左からになる。傍線は筆者による）を改めてみると、

一若大夫子八郎事

城所 高野瀬

長崎

古山

長崎

竹松父

福来父

竹松

金津

金津

金津

長崎弥阿父

佐々生入道

金津

金津

金津

御下於金津往生

応永廿、二十九

金津

金津

湊

同

塚

京極殿

武田殿（応永廿三）

寺林

一若大夫

波寄

せら田

モ、ノ井

山岸

像阿父

一若

というように、一若大夫・竹松の両名が確認できる。長崎・金津・佐々生・波寄などは越前の地名で、裏書には居住地名が書かれる場合もあるが、一若・竹松の場合は、「一若大夫」とあるように芸名であり、これらの名前が越前の地名が並ぶ中にあるということは、彼らが越前在住者であったことを意味している。これまで、竹松という名前の越前猿楽は知られておらず、『時衆過去帳』のみでは芸能者と確認できなかったが、『観音寺棧敷日記』によって、一若・竹松は越前猿楽であり、観音寺で勸進興行を行ったのは越前猿楽の一若・竹松座であることが明らかとなった。観音寺は伊吹山四護国寺の一つとされ、伊吹山修験の拠点であったが、中世には越前の平泉寺などとも交流があり、木之本の己高山とともに白山信仰との関係も深いとされる<sup>(24)</sup>。観音寺での興行は、越前猿楽が修験道のネットワークを利用し、白山信仰圏の中で広範囲に活動していたことを示す一例といえよう。

続いての越前猿楽の国外活動としては、寛正六年（一四六五）七月六日に、越前猿楽の右馬太夫が治部大輔斯波義廉主催の演能に出演している<sup>(25)</sup>。また、その翌年の文正元年（一四六六）には、越前女猿楽が上洛し勸進興行を行っている<sup>(26)</sup>。女猿楽の興行は、様々な芸能者が集まる京都においても珍しいことであったようで、越前女猿楽も都の話題をさらったと考えられ、越前猿楽の国外進出の中でも象徴的な事例といつてよいであろう。『蔭涼軒日録』<sup>(27)</sup>によれば、二月二十一日に八条堀川で越前女猿楽の勸進があり、それが評判となったので、二十三日には將軍御所で演能の機会に恵まれることになった。『後法興院記』の二月二十三日条によれば、

伝聞、今日於武家有女猿樂云々、四五日前於下辺八条、有勸進猿樂、言語道斷奇妙之間、今日武家被見物云々、女五・六人、笛・大鼓・鼓以下皆男云々、狂言同男云々、彼等近日自越前上洛云々、太希代事也、

とあり、女猿樂座は、女の役者五・六人のほか、囃子方・狂言などは男たちが担う体制で編成されていたことがわかる。また、『蔭涼軒日録』の二月二十四日条からは、將軍御所での演能の様子がうかがえる。

前日御所松御庭、女申樂五番勸能、以後觀世勸能也、音阿弥勸之、女申樂其能尤好、又歌舞尤被美之、是為寵光也、音阿老而益健、其妙不少也、

というように、女猿樂は五番を勤め、当代最高の名人音阿弥とその芸を競っている。これにより、女猿樂は觀世座と競演できる実力を持っていたことがわかり、容姿・歌舞の美しさがその魅力であったともいえるであろう。当然、このような芸風は、大和猿樂のものとは違いがあったと考えられる。

越前女猿樂については、この文正元年の上洛興行の活動しかわからない。能勢朝次氏は、女猿樂の発生について「多分女曲舞などの中で、猿樂を演じたことに始まり、珍しさによって世人に翫ばれるに到って、女猿樂の一座が出来たものであろう」と推察している<sup>(28)</sup>。越前女猿樂の場合も活動例が少なく、越前国内では女猿樂が史料上見られないため、猿樂座として継続的に活動していたとは考えにくい。女性の芸能というと曲舞が代表的で、越前には女曲舞もいた。『後法興院記』の延徳二年(一四九〇)八月一日条によれば、「於禁裏有女曲舞、近日從越前上洛、」とあり、越前の女曲舞が上洛し禁中で舞ったことが知られる。しかし、女猿樂と女曲舞の様子を比較すると、両者の芸能の違いがみえてくる。『実隆公記』の同日条によれば、

女曲舞見聞、於黒戸御鞆懸有此事、諸人群衆以外事也、女二人、男一人舞之、女曲尤有興、

とあり、その構成は女二人と男一人の小人数で、先述の女猿樂とは芸団の規模に違いがあった。また、女曲舞の上洛



が応仁・文明の乱以後であったことも注意しなければならない。越前の曲舞といえば幸若舞がおり、越前猿楽と幸若舞はともに越前の芸能として、同じ頃に上洛興行を始めたことが確認されるが、戦国時代に入ると両者の活動には違いがあらわれる。越前猿楽が上洛興行しなくなるのに対し、幸若舞は乱以後も上洛し活動を続けているが<sup>(29)</sup>、これには、猿楽座のほうが曲舞よりも大人数で出演料も高く、費用のかかる芸能鑑賞は、戦乱による経済的影響が大きいことが、活動に違いが生じた理由の一つと考えられよう。越前女猿楽は少なくとも十人以上の構成であり、もともと少人数の曲舞が、臨機応変に増員して猿楽座を編成したとは考え難い。では、越前女猿楽の成り立ちはどのようなものであったのであろう<sup>(30)</sup>。女猿楽について考える上で、松尾恒一氏の奈良春日社神人・巫女の芸能に関する研究は示唆に富んだものといえる<sup>(31)</sup>。貞和五年（一三四九）の春日臨時祭に巫女の猿楽が催されているように、神楽を奏することを正式な職務とした春日社の巫女や神楽男は、白拍子や田楽など他の芸能者と幅広い交流を持ち、猿楽や延年に出演することもあった。越前の場合も、越前国一宮の敦賀氣比社に「神女座」（『氣比宮社記』巻八）があり、祭礼で神楽や舞を奏していることから、奈良春日社と同様に、越前の社寺にも巫女の芸能が恒例として奉納されていた体制があったことがうかがわれる。このことから、女猿楽の構成や芸能からみて、社寺に所属する巫女や神楽男のような芸能者が座を組んで上洛興行した可能性も考えられる。

以上のような越前猿楽の上洛興行の様子からは、賞翫芸能としての一面がみられる。都の人々は越前猿楽の芸能に対し、洗練された大和四座の芸能とは異なる新しい魅力を感じたのではなからうか。しかし、応仁・文明の大乱により都が荒廃し、越前猿楽のように地方から上洛してきた芸団はもちろんのこと、京で活動する多くの芸団がその活動に影響を受けることとなった。戦国時代の到来は、越前猿楽にとっても一大転機となったと思われる、これ以後、越前猿楽は朝倉氏の保護のもと活動していくことになる。

## 一一 『朝倉孝景条々』と越前猿楽

ここからは、朝倉治政下での越前猿楽の活動について具体的にみていきたい。斯波氏に代わって越前を支配した初代朝倉孝景は、越前猿楽に対する明確な保護育成の方針を家訓『朝倉孝景条々』によって示した。

一、四座之猿楽切々呼下、見物被好問鋪候、以其価、国之猿楽之器用ならんを為上洛、仕舞を習はせ候者、後代迄可然歟、其上城内において、夜能被好ましき事、

これは、「大和四座をたびたび呼んで見物するのは良くない。その費用で、国内の猿楽の上手なものを上洛させ習わせれば、後々まで有益である」というもので、十六か条の家訓の中に、芸能者育成の考え方とその方法を具体的に示した一条が含まれているのである。中村格氏が「費用節約を促しながらも領国文化の向上を図ろうとする朝倉氏の施政方針の一端がうかがえる」と評するように<sup>(32)</sup>、芸能鑑賞への出費節約と領国文化育成の二つが盛り込まれたユニークな条文といえよう。このような越前の芸能者育成の方針は越前猿楽だけに限ったものではなく、各分野の芸能者に当てはまるもので、朝倉氏は絵師の曾我派のように、お抱え芸能者を育て保護していたが<sup>(33)</sup>、そのような中でも、一若座は朝倉氏お抱え猿楽座の代表といえるであろう。

### 1 一若座について

前節でもみてきたように、応永年間には『時衆過去帳』裏書に一若の名が複数確認でき、永享八年(一四三六)には近江で勸進興行を行うなど、朝倉氏台頭以前から活発に活動していた一若座だが、戦国期になると朝倉氏のお抱え芸能者としての側面をみせるようになる。朝倉氏と親交深く越前へも度々下向した五山僧月舟寿桂が、越前滞在中に

記した『幻雲北征文集』には、一若との交流を示す史料が含まれる。寿桂は一若に画像「宿神像」の贊を求められ、以下のように書いている。

宿神者何、春日大明神也、明神者何、天兒屋根命也、(中略)此像乃宿神也、相公世々所寵優者、觀世大夫元広命工図之、付属越之一若大夫吉家、々々頃從元広頗学其業、以故伝之、表信可尚矣、

これにより、「宿神像」は一若大夫吉家が觀世大夫元広に付き従って、熱心に芸を習得した証に与えられた画像であったことが知られる。これまでも、越前猿樂の大和猿樂への師事を証明する史料として注目されてきたが<sup>(34)</sup>、画像を見た寿桂は、春日大明神であり天兒屋根命でもあるとされる宿神の絵姿についても記している。それによれば、

予被而觀之、神之為形也、冠于首、朝服于身、如世之優者作老翁面、然而肩上搭一條紫伽梨、  
とあるように、宿神は冠を被り、朝服を着て、肩から紫の伽梨(袈裟か)をかける老翁の姿であった。金春禅竹も「本尊躰、翁面」の宿神像を所持していたとされるので<sup>(35)</sup>、一若所持の宿神像は、金春禅竹所持の画像に類似したものであったと考えられる。寿桂は「宿神像」に、以下のような贊を付けた。

天地初判、有吾日神、々々之徳、照率土浜、天兒屋根、誓為其臣、自爾和州、廟食精禋、祭之如在、觀世金春、  
両家相承、世結婚姻、吁觀世音、三十二身、改頭換面、無仮無真、肩上伽梨、一縷千鈞、唱誰家曲、伝自何人、  
遊戯三昧、非無勝因、題哉一若、秘為家珍、

これによっても、宿神が觀世金春の両家で信仰されてきた神であり、その画像を伝えられた一若が家宝として大切にしていたことがうかがわれる。

寿桂が一若に頼まれて作った贊はもう一つある。「金春与五郎寿像傍有鼓」には、

金春与五郎以鼓為業、無出其右者、一若源三郎吉久從而学之、亦能得妙、因写其真、以需拙贊、盖表受不虛也、

と書かれ、一若源三郎吉久が、金春与五郎（美濃権守）に従って小鼓を学び習得したので、その記念に師の姿を写して、寿桂の賛を求めたことがわかる。金春与五郎は吉野猿楽の檜垣本出身の役者で、一若との関係については、松岡心平氏の考察があり、檜垣本を本姓とする囃子方役者と越前猿楽の間に長年にわたって交流があったことを明らかにしている<sup>(36)</sup>。寿桂が一若に賛を求められた時期は、『幻雲北征文集』と下向時期から考えると、永正年間の前半の頃と推定されるが<sup>(37)</sup>、これは三代朝倉貞景の治世（一四八六～一五二二）のことであり、初代孝景が示した『朝倉孝景条々』の芸能者育成政策が継続されていたといえるであろう。

それでは、朝倉氏のもとで一若座はどのような場に出演していたのであろう。永禄十一年（一五六八）、一乗谷には足利義昭が滞在中であり、もてなしの宴が度々催されたが、その演能では常に一若大夫が出演していた。『朝倉始末記』によれば、三月八日に南陽寺で糸桜を愛でながらの遊宴が催され、「服部彦次郎<sup>并ニ</sup>一若大夫等御能ヲソ勤メケル」というように、朝倉家臣の服部彦次郎と一若大夫が能を勤めた。五月十七日には朝倉館へ義昭御成があったが、この演能でも服部と一若が大夫を勤めている。ふたたび五月二十日にも演能が催され、『朝倉義景亭御成記』（内閣文庫本）によれば、

一若大夫、御子大夫、兩人立合也、

能在之、肩衣脱在之、惣難不残、

とあり、一若大夫と御子大夫による越前猿楽の役者どうしの立合能が催されている。また武家の演能の作法に従って、相伴の人々は衣を脱いで越前猿楽に下賜したとある。これらは朝倉氏主催の重要な宴であり、このような席で能を勤めることが、お抱え芸能者としての役目であった。

越前猿楽本来の役目は、越前の寺社祭祀に参勤することであったが、戦国時代になると、戦乱の被害や神領の押領

などによって祭礼芸能にも変化が生じたと考えられる。文明年間に入り、大谷寺や大滝寺などで、神領を詳細に記録した田数帳や、年中行事とその支出の記録等が相次いで作られたのも、「越知山年中行事」が「猶以掠寺家公方、恣<sup>ニ</sup>於構押妨輩者、偏背当山権現之冥助<sup>ニ</sup>、可放寺家宿縁、仍為末代亀鏡、以愚案注留処之状、大概如斯、」の言葉で結ばれるように、これらの社寺で所領の押領や押妨によって年中行事費用の不足や負担体制の維持が難しい状況が生じ、祭礼行事断絶の危機があったのではないかと考える。しかし戦乱によって衰微する祭礼芸能がある一方で、新しく始められる祭礼芸能もあった。朝倉氏は戦乱で荒廃した寺社の再興を積極的に行ったが、これには寺社の造営修理とともに、神事能などの祭礼芸能を復活させたり、新たに法楽芸能を奉納することも含まれていた。『神明社之縁起』（『福井市史』資料編9近世七）には、

朝倉弾正左衛門孝景入道英林、以武勇強大当国収掌内、合戦時為第一願、当社再興、信心増日、故国民無不帰依、五月五日神事能始、家ノ猿楽令法楽、義景迄五代神仏威力以百余年国家繁昌所、

永禄九年八月三日

二尊寺十七代法印長意書加之、

とあり、初代孝景が合戦の勝利を祈願して神明神社を再興し、五月五日に神事能を始めさせたことがわかる。「家ノ猿楽」に法楽の芸能を行わせたとあるが、これは朝倉氏お抱えの猿楽者であることを意味していると考えられる。さらに、大永四年（一五二四）の白山平泉寺臨時祭では、四代孝景が平泉寺臨時祭礼に参勤した越前猿楽に五貫文と太刀を与えている<sup>(38)</sup>。また、一乗谷の入口に鎮座する春日神社では、『安波賀春日之縁起』<sup>(39)</sup>に「いづれも子孫相続して、世々春日の神社を敬す、此時神事能あり、表て六番也、」とあるように、朝倉氏によって代々崇敬され神事能が奉納されていた。また「寛正より文明九年まで打つゝき天下妖怪兵革回禄やむ年なし、所々の神楽法楽あり、此所

にも赤淵明神、春日の広前に神事能を行はれる、<sup>1)</sup>というように、凶事が起こった際にも春日神社や朝倉氏の氏神である赤淵明神で神事能が奉納されていた。東四柳史明氏は、永禄五年（一五六二）の能登畠山氏による一宮気多社造営が、大名権力の建て直しを目指した領国寺社政策に深くかわるものであったことを明らかにしているが<sup>40</sup>、その中で気多社の造営に勤仕した芸能者についても考察し、遷宮で猿楽を演じた熊木大夫が畠山氏の庇護を得ていたとした。この中で、熊木・日吉・平内大夫らが出演した永禄四年（一五六一）の畠山義綱饗応の演能の様子から、保護する芸能者の中にも順位があり、平内大夫が上位に扱われていたことを指摘している。朝倉氏と越前猿楽の関係においても同様に、戦国大名のお抱え芸能者としての役目には、饗応の演能を勤めるほか、領国支配にかかわる寺社祭礼への芸能奉仕があったと考えられる。春日神社などで朝倉氏が執行した神事能に出演した猿楽座の名前は不明であるが、饗応の演能には常に一若座を用いており、このことから推察するならば、朝倉氏の「家ノ猿楽」として神事能を勤めるのも、一若座がもつともふさわしい立場にあったといえよう。

このように朝倉氏主催の演能でお抱えの芸能者として活動していた一若であるが、朝倉滅亡後にはその活動が全くみられなくなる。その経緯を知る手がかりとして、一若大夫の末裔とされる家に伝わる『滝波服部家由緒』には、貞和三年（一三四七）、朝倉広景が神明社を造営した際に拝謁し家臣として取り立てられたことや、永禄十年（一五六七）太夫に任ぜられて舞楽を司ったこと、朝倉氏滅亡後、一若から服部に改姓したことなどが書かれる<sup>41</sup>。由緒からは一若が朝倉氏滅亡とともに姿を消した事情が推察されるが、これ以外に朝倉氏から拝領したという刀や文書を伝えるものの、伝来の文書は偽文書で由緒の内容を裏付ける確実な史料はない。しかし、一若と無関係の者がことさら武士の出自を強調した由緒や文書を作ること考えられず、幸若舞の由緒等と同じく、その出自が芸能者であったからこそ、自らの出自の正統性を主張し顕彰するための由緒が作成されたと考えられる。由緒に書かれた年代や内容をその

まま引用することはできないが、朝倉氏滅亡後、一若が芸能者としての活動をやめて定住し帰農することを選んだという経緯などは、一若の活動が近世以降に見られなくなる理由として一定の理解を得るものと考ええる。

## 2 その他の越前猿楽

朝倉氏が保護した越前猿楽は一若座だけではないが、その他の越前猿楽については、朝倉氏の保護下での具体的な活動がわからないものも多い。『近代四座役者目録』に「越前者」として名前が載る、福来大夫・右馬大夫・神子大夫などについて、その活動をみてみよう。

福来大夫は、一若と同じく『時衆過去帳』に「福来父」・「福来母」などの名前がみえ、世阿弥の『五音』では「松浦」が福来作曲とされるなど、越前猿楽の中でも最も名前の知られた猿楽者といつてよいであろう。しかし、『近代四座役者目録』にも、

古キ者也、面ヲヨク打ツ、翁ノ面ナド多シ、面ノ裏ニ、福来作トアリ、能上手ノ沙汰ナシ、

と書かれるように、猿楽者としてはあまり評価されず、むしろ面打としての足跡が多い。『仮面譜』では、一乗谷に住んだとされ、能面「朝倉尉」創作の逸話も残ることから、朝倉氏の保護を思わせるが、朝倉氏主催の演能では出演を確認できない。右馬大夫も金春座から養子をもらっていたことで知られるが、朝倉氏の下での活動は確認できない。

『近代四座役者目録』によれば、右馬大夫は金春牛蓮の次男八郎安照〔禅曲〕（一五四九〜一六二一）を養子にもらっていたが、金春座のほうで兄の小禅鳳が早世したので、奪い返されてしまったという<sup>(42)</sup>。能勢氏は、このような右馬大夫と金春座の関係について、八郎禅曲の生年などから考えて、およそ永禄年間の出来事とし、「子を養子に遣はすといふ程であるから、両者の交渉は相当に深いものがあつたであろう」と推察している<sup>(43)</sup>。このような養子縁組に

至る右馬大夫と今春座の関係が、朝倉氏の芸能育成の影響によるものかどうかという点が気になるが、右馬大夫は寛正六年（一四六五）に上洛興行した右馬大夫の子孫と考えられるので、すでに斯波氏の時代から両者の交流は始まっていたとみるべきであろう（44）。

次に、神子（御子）大夫についてであるが、彼は前述したとおり、朝倉館で一若大夫と立合能を勤めており、朝倉氏の保護を得ていたことがわかる。『近代四座役者目録』によれば、

越前ノ神子大夫、八郎時代也、獅子ヲサイくシタル者ナリ、獅子ノ仕ヤウ、ムサトシタル事ト也、能ハ下手ト也、越前ノ成田、獅子ノ笛ニ付キ、神子大夫ヲサシコロシ、加賀へ走り、助カル、

とあり、獅子をよく舞ったが出来は良くなく、能は下手であったと評価されている。また、金春八郎安照と同時代の役者であり、後に成田に刺し殺されたという。神子大夫の刺殺事件がいつ頃のことであったか不明であるが、朝倉館での立合能は永禄十一年（一五六八）のことで、八郎安照が二十歳の頃だから、一若と共演した神子大夫は、刺し殺されたという神子大夫と同一人物とみてよいであろう。神子大夫を殺した成田は、『近代四座役者目録』に素人芸者として名前のみえる成田吹介のことで、それによれば、千野与一左衛門の弟子で、上洛した際には一噌のかわりに矢野道九・中村新五郎に笛を教えていたという（45）。『笛秘書集』（鴻山文庫蔵）の奥書には、

今度依笛御執心上洛之間、彦兵衛尉殿相伝之趣、三十番神モ御照覧候へ、聊不相残申入候、努々不可有他言有也、

弘治参年七月吉日

千野与一左衛門尉親久 在判

成田吹介殿まいる

とあり、弘治三年（一五五七）に観世座の笛方千野与一左衛門尉親久より相伝を受けている。神子大夫については、朝倉館での立合能以外に活動を知り得ないが、「神子」という名前は社寺に専属で芸能奉仕する芸能者をイメージさせ



る。神子大夫が越前のいずれの社寺に勤仕していたのか不明であるが、神子大夫のような芸能者が存在した可能性の高い社寺には、先述した越前一宮の敦賀氣比社がある。

宝暦十一年（一七六一）編纂の『氣比宮社記』（以下『社記』と略す）には、鎌倉時代から氣比社の祭礼で競馬や神楽・舞樂のあったことを示す史料が含まれ、建暦二年（一一二二）九月日付「御神領作田所当米已下所出物等惣目錄事」（『社記』巻七、「社伝旧記部上」）によれば、「競馬田三丁二季饗料并乘尻祿物、御神楽田八反二季勤之、加神戸得分支配定、

舞師田一丁二反百卅、元神官得分内也、一、五幡保米三十六石四斗六升五合三夕五才、皆御神楽用途也、歌師得分八石、物節得分四石一斗三升、一とあり、氣比社に競馬田や御神楽田・舞師田があり、舞樂や神楽を勤める歌師や物節などの芸能者がいたことがわかる。神子大夫は獅子をよく舞ったとあるが、氣比社では『社記』の「年中祭祀部上・下」（巻三・四）に、毎年四月・十一月に「獅子頭之神事」が行われていたとあり、

凡四月・十一月謂獅子頭之神事之式者、神人等先昇居獅子頭於本宮白砂、太鞠巫女奏神楽、社司各修祓、為除災之神事也、神人等直粧置獅子頭、於角鹿社前擎燈明、社司各誦中臣祓、為除災之神事也、

というように、氣比社神人らによって「獅子頭之神事」が勤められていた。この神事については、「神人等獅子ノ頭ヲ行粧ト舞イサメ、御神楽ヲカナデ奉ル」とも書かれ、粧いを施された獅子頭による舞と、御神楽が奉納されていたことがわかる<sup>(46)</sup>。『社記』「社伝旧記部中」（巻八）によれば、天文十年（一五四一）の氣比社遷宮式について、

就 氣比御遷宮之儀、重而御書拜見、忝存候、何被仰下之趣、(明倉季巻)对宗淳申聞候、然処社家之各旧記之次第任し候由、以其旨御披露肝要存候、恐惶敬白、

七月十六日

景紀判

進上 谷法橋御坊

というように、社家伝来の旧記に書かれる次第に従い遷宮式が行われたことがうかがえ、この文書に続いて、「就御遷宮御内陣調物等」、「就御遷宮諸下行方之事」、「就御遷宮御料理施物等之事」、「検住御諸下行方之事」などが収載されていることから、これらは遷宮式で参考にした旧記類を写したものと考えられ、「就御遷宮諸下行方之事」によれば、「一、管絃料、六拾疋」、「二、神子下行、三十疋、一、神人以下色節神人惣下行、二百疋」とあり、遷宮式に神子や色節神人が参加して、管絃・神楽などの芸能を勤めたことがうかがわれる。また、「就御遷宮御料理施物等之事」にも、「一、神女座<sup>(4)</sup> 并常宮神子共下行、二貫文」、「一、国刀禰獅子・御鹽神人下行、拾式貫文」とみえることから、気比社にも奈良春日社の巫女・神楽男のような、神楽や獅子舞を勤める巫女や神人がいたとみてよいだろう。『社記』には、気比社で中世に猿楽が奉納されたことを示す史料はみられず、神子大夫と気比社を直接結び付けるものでもないが、慶長十九年（一六一四）の遷宮式では、十一月二十四日に「御造宮祝儀之能」が行われ、若狭の蔵<sup>(5)</sup>大夫が能を勤めているので（『社記』巻八）、遷宮式の演能はこのときが初例ではなく、先例に従い中世から行われていたものと考えられ、能登気多社の遷宮式に参勤した熊木大夫と畠山氏の保護の関係のように、中世の気比社に猿楽を勤める芸能者が存在していた可能性は高い。以上のようなことから、越前の寺社祭礼に参勤していた越前猿楽たちが、朝倉氏の保護を受け、朝倉氏が主催する饗応の演能や法楽能に出演する機会を得ていたと考えられるのである。

## 二 芸能者の保護育成とその意図

### 1 朝倉氏と大和猿楽の交流

『朝倉孝景条々』の条文は、大和四座を見物するのを戒め、越前の猿楽者の育成を勧めている。このような条文が

家訓に加えられたのは、別の見方をすれば、大和四座が越前に度々下向し、その見物に朝倉氏が多額の出費をしていたからこそともいえるだろう。戦国時代に入ると、大和四座の越前下向はむしろ増えて<sup>(48)</sup>、文明十一年(一四七九)には、金剛座が越前に下向し<sup>(49)</sup>、同十六年(一四八四)には観世座が下向している。この観世座下向について『諸状案文』(内閣文庫蔵)をみると、

就観世大夫下向之儀、被成遣奉書候、任被仰出候旨、勸進猿楽等事、宜可有御下知候、依窮困罷下之間、每事可然之様、別而可被加御扶助事肝要候之由、可得御意候、

四月三日

(中略)

同 朝倉孫右衛門尉殿<sup>(氏景)</sup>

以上披奉書分

観世大夫依窮困、経上意下向候、可然所々勸進猿楽等之事、可有御調法候、尚以諸篇、別而被加扶助候者肝要候、

(中略)

同前 慈視院座下<sup>(光玖)</sup>

同前 朝倉修理亮殿<sup>(景冬)</sup>

というように、越前での勸進興行を斡旋する奉書が、二代朝倉氏景や、その叔父の慈視院光玖・朝倉景冬らに出されている。この観世座下向は、一座の困窮打開のために計画されたもので、伊勢貞宗が將軍足利義尚の意を受け、近江・北陸地方の武将たちへ奉書を出し勸進興行を斡旋したとされる。このような情勢を踏まえ、米原氏は「朝倉氏は観世や金春を保護しているが、それは英林孝景の意図の崩壊を意味するものではなく、中世末期猿楽芸団の一般的傾向で

あり、また幕命による場合もあつて、朝倉氏の意志とは無関係であつたと考えられる」と論じた<sup>(50)</sup>。これは、条文の意図はあくまで越前猿楽の保護育成であり、大和四座への出費がみられても、朝倉氏の自発的な保護ではないという解釈であろう<sup>(51)</sup>。一方、松岡氏は条文について「短期的には、文明十年代に頻繁となつた大和猿楽諸座の越前下向に歯止めをかけることをもくろんだものと思われるが、長期的には、斯波氏に代わつて越前猿楽の保護者となつた朝倉氏によるその保護奨励策といえる。といつても、国内の猿楽を京都に派遣して学ばせることを奨励するものであり、この方針により、朝倉氏の時代になつて越前猿楽はいつそう中央の猿楽との交流を深めるのである」と、朝倉氏の保護奨励策がもたらす影響についても指摘している<sup>(52)</sup>。このような状況から、条文の意図を多角的に読み取るには、越前猿楽に対する保護だけでなく、大和猿楽との交流についても見直すことが必要であろう。

朝倉氏と大和猿楽との関係をみると、条文とは裏腹にむしろ積極的な交流の様子がうかがえる。例えば、三代朝倉貞景は、茶の湯などの風雅の道にも嗜み深かつた金春禅鳳と親しく交流していた。『復古裏の書』(『全春古伝書集成』)には、

西行桜の後、をしほの後、花おりといふ狂言をする事、花をおれば、其能の無曲やうにみゆる、無用と申人あり、

是可然申事也、べちに作物を出すべし、是朝倉弾正だんじやう殿天津余清の被仰し事也、金言也、

とあり、貞景が能の「西行桜」や「小塩」の後で「花折」という狂言をすることについて意見したことがみえる。貞景は、「西行桜」や「小塩」で使つた桜の木の作物を、花折の狂言に使い回しするのは興ざめであり、そのような場合には別に作物を出すべきだといっている。また金春禅鳳もこの意見を「金言也」と認めていた。『禅鳳雑談』(『金春古伝書集成』)にも、

八嶋に、くせ舞の後こゑをかへる、其声を聞き、やがて又修羅道のときのこゑと云出す事、あさくら殿聞付にて、

近此面白候よし物語の事候、

とあり、貞景が「八嶋」を見てクセの後「又修羅道のときのこゑ」と謡出すのを聞いて面白いと感想をいったことが書き留められている。これらから朝倉貞景が、芸の善し悪しを判断し鋭い指摘をできるだけの優れた鑑賞眼を持っていたといえるであろう。四代朝倉孝景（宗淳）も『能口伝之聞書』（『細川五部伝書』）によれば、宗節の「関寺小町」を鑑賞していたし、また朝倉宗滴も、禅鳳と同時代の役者だった金春座太鼓方の善珍弥次郎と交流があった。『朝倉宗滴話記』に、

猿楽道に蓮花を治ると申事、一段秘事にて候よし、善珍弥次郎申候、是は侍之上に専可入事は口伝有之候事、とあるように、宗滴は猿楽の相伝が一段秘事であることを聞き、それは侍にも通じること、大事なことは口伝しなければならぬといっている。このことから、朝倉一族の中で大和四座の芸能者と交流するものがおり、彼らが芸術性の高い大和四座の演能にしばしば触れる機会があったことがうかがわれる。

また『近代四座役者目録』には、

越前ノ萩原、是ハ能ハセズ、謡上手ニテ、ヨク音曲ヲサイくスル、或時、朝倉殿へ大蔵九郎被見舞、一調ヲ打ツ、萩原、色々音曲ヲ仕掛ケ、和布刈ノ切ニ、ツタイ下ツテ、爰ニテ六ヶ敷音曲シ、九郎モ、自由ニ打事難成、マツト謡へくト被云タルト也、此時ノ咄ドモ、イロく有リ、

同小萩原、幸四郎次郎、越前へ下リ、子ノ萩原ノ音曲ニ逢テ、鼓散々打損ジ、上ル、此ヤガテ次ニ、宗撈被下、又一調ニテ、諷、何方モ鼓ニツキウタイ、其上、サテくウタイヨキ事哉、此前、四郎次郎下リ、打損フ、知ラヌ者ハ如何思ハント存ズルニ、御下リニテ名ヲ上ゲ申スト悦ビ、朝倉殿モ御悦限リナク、色々御引出物有、親ノ萩原ヨリ、朝倉殿事ノ外御自慢被成タル者也、色々咄ドモ有リ、

とあり、朝倉氏自慢の芸能者であった萩原・小萩原が、観世座大鼓方の大蔵九郎能氏や金春座小鼓方の幸四郎次郎・観世小鼓方の観世九郎豊次（宗擲）らを相手に引けをとらぬ能芸を披露し、朝倉氏も御満悦であったようである。朝倉氏は、彼らのようなお抱え芸能者と下向してきた大和四座の役者を競わせ、質の高い演能を楽しんだのであろう。『四座役者目録』によれば、大蔵九郎は享禄三年（一五三〇）に没しており、観世九郎豊次は大永四年（一五二四）に生まれている。すると、この両者の芸能を鑑賞できた朝倉殿とは、四代朝倉孝景の治世中（一五一二〜一五四八）のことであったと考えられる。観世九郎豊次は朝倉氏と特に関係が深く、『四座役者目録』には、

越前国朝倉輝豊、鼓感ノ余リニ、名乗ノ豊ノ一字ヲ被遣ル、

という両者の親交を思わせるエピソードが書かれる。しかし、朝倉氏に輝豊を名乗るものはおらず、「豊」の字というと、文亀三年（一五〇三）朝倉貞景に謀反を企て滅びた朝倉景豊しかいないが、それでは豊次は生まれておらず年代が合わない。しかし、『優伎録抄』（『四座役者目録』の「小鼓名筒之由来」）にも、

一、鳳凰之筒、親賢所持ヲ、越前朝倉殿所望アリ、後、越前へ宗擲下ラレ候刻、朝倉殿、其方師匠ノ筒ニテ有ル間、出スゾトテ被出ナリ、但、鳳凰之筒ハ、親賢ヨリ宗擲直ニ受継、トヒカキ之筒、朝倉殿へ被遣候ナリ、とあり、朝倉当主が観世九郎豊次の芸能を好んだことは間違いない。鳳凰の筒とは、足利義晴より宗擲の師であった宮増弥左衛門親賢へ下賜された名物の鼓であった。宗擲が越前へ下向したおりに、朝倉氏がそれを所望したが、師匠から直に受け継いだ鼓であるとして断り、そのかわりにトビガキの筒が朝倉氏に贈られたというのである。このような大和猿楽の越前下向は、五代朝倉義景の代に至っても続いていた（53）。

以上のような朝倉氏と大和四座との交流の様子をみると、朝倉氏が大和四座の芸能を愛好していなかったとはいえず、むしろ大和四座の芸能を好ましく感じ、さらにその演能を楽しみたいと思っていたはずである。つまり、朝倉氏

の芸能保護の意図は、越前猿楽を育成するというよりは、大和四座の芸能をより手軽に楽しめるようにするために、その芸を受け継ぐ芸能者として育成することにあつたと考えられる。

朝倉氏が大和猿楽を重要視したのには、その演能を純粋に楽しむ目的以外にも理由があつたと思われる。それは朝倉氏の大和四座への出費が、越前下向の際に限ったものではなかつたことからもうかがわれる。文亀・永正年間、財政的にゆとりのない将軍にかわつて、武田・細川・畠山・土岐氏などの諸大名が、定期的に幕府での大和四座の演能を沙汰するようになり、朝倉氏も室町殿での演能（松拍子）の費用を負担している。『宣胤卿記』の永正元年（一五〇四）四月二十一日条には、

陰、今日於室町殿有松拍子云々、朝倉弾正左衛門尉貞景自越前国上用脚千余貫沙汰之、觀世大夫一座凝風情許也、抑御即位依無用脚、経年不被行、毎月廿日猿楽、今日殊嚴重、為之如何、

とあり、朝倉貞景が松拍子のために千余貫を出費し、觀世大夫元広が風情を凝らして演能を行ったことがわかる。筆者の中御門宣胤は、後柏原天皇の即位式も用脚不足のために行われない状態なのに、武家では猿楽を派手に行つていと憤慨している。朝倉氏の沙汰した松拍子については、『後法興院記』<sup>(54)</sup>や『二水記』<sup>(55)</sup>にも見物人が集まる盛況の様子が記され、その盛大さは朝倉氏の経済力を京の人々に印象付けた。このような幕府行事に組み込まれた芸能を盛大に催すことは、戦国大名にとって半ば義務であると同時に、自己の権威をアピールする絶好の機会にもなつていたと考えられる。朝倉氏が出費した千余貫というのは、松拍子への出費としては他に例を見ない多額なものであつたが、朝倉氏は戦国大名としての権威を向上させるのに有効な手段と考え、そのための費用を惜しんだりしなかつたということになる。室町幕府では、松拍子が年中行事として取り入れられ、御成の儀式にも演能が組み込まれていたため、戦国大名は様々な武家儀礼と同じように、演能についても作法と先例を重んじていた。このことは『宗五大

草子』や『大内問答』<sup>(56)</sup>などの故実書に、演能の作法に関する項目が多く含まれることから知られよう。室町幕府儀礼での演能は、ほとんど大和四座が勤めており、儀式での演能作法や故実に大和四座が精通していたことも、朝倉氏が越前猿楽に大和四座の芸能を習得させたもう一つの理由として考えられる。

## 2 朝倉館御成演能と手猿楽の普及

これまでみてきたように、朝倉氏は大和四座の芸能を觀賞し越前猿楽と芸を競わせ、越前猿楽に大和四座の芸能を習得させることで、越前にいても洗練された都風の芸能を楽しむことを可能にした。これこそが条文に掲げた芸能者保護育成の目的だったと考えるが、越前猿楽の育成が進むと演能の機会も増えて、朝倉一族や家臣の中でも単に猿楽を見物するだけでなく、自らが舞や謡を習得する「手猿楽」が普及していったようである。初代孝景の甥、朝倉与三右衛門尉景職<sup>(57)</sup>は、観世座笛方彦兵衛に笛を習っていた<sup>(57)</sup>。『笛遊舞集』(鴻山文庫蔵)の奥書によれば、

右此秘書者、観世座日吉左衛門尉我等ニ書之訖、然ヲ写進上仕候、聊爾御沙汰有間敷候、肝要存候者也、

永正拾癸酉年八月十二日

笛彦四郎 栄次 在判

朝倉与三殿<sup>(58)</sup>

とあるように、永正十年(一五一三)、景職が三十歳のとき相伝されたことがわかる。景職は村田珠光の後継者宗珠からも、『君台観左右帳記』を伝授されており、朝倉一族の中でも芸能習得に熱心なかなりの数寄者であったことがうかがえる。このように、一流の芸能者から直接指導を受けるには、越前へ芸能者を呼び寄せるか、自らが上洛しなくてはならず、費用と時間のかかる習い事であったはずである。『安波賀春日之縁起』の神事能について書かれる記事にも、



殊には永正三酉寅の秋彗星あらはれ、春日山の木七千余本たち所枯槁、因茲当社に神事能あり、其比鼓の名人宮増弥六といふ者あり、朝倉与六師匠也、

というように、一族の武将朝倉与六が、宮増弥六（弥左衛門親賢）を鼓の師匠としていたとする<sup>(58)</sup>。しかし、朝倉家臣の多くは、景職や与六のように名人から直接指導を受けることは不可能であったと思われる。このような状況の中で、朝倉家臣に猿楽を教えたのは、大和四座に師事しその芸能を習得した越前猿楽であったと考えられる。

朝倉氏の進めた芸能育成は、永禄十一年（一五六八）五月十七日の足利義昭御成の演能で大きな成果として現れている。『朝倉義景亭御成記』（『福井市史』資料編2 古代・中世）には次のように書かれる。

御能ノ次第 大夫、わし田と申者、朝倉中務大輔被官人、<sup>(59)</sup>四座ノ者依不參、手猿楽也、

脇、カイコヲ申、太鼓ナカシヲ打、脇、三輪と申者、太守ノ馬廻ノ者也、

小鼓ハツ頭打懸ル、

高砂 経政 野々宮 錦木 舞ノ内ニ庭上へ參ル、

源氏供養 石橋 中入之時御休息、志賀 道成寺

邯鄲 桜川 鞍馬天狗 花月

西王母 舞ノ内ニ大夫御ゑんまで被召、

とあり、大和四座は不参のため、十三番の演目を朝倉家臣と越前猿楽によって披露したことがわかる。また、『朝倉始末記』（「朝倉記」『越前若狭一向一揆関係資料集成』所収）によれば、

ステ御能初リシカハ、義昭公御簾ヲ揚サセ給テ<sup>(60)</sup>関白殿ト共ニ御見物也、役者ノ次第、翁ハ鷲田、センザイハ小泉新七郎、サンバサウハ母ノ新次郎仕ル、太夫ハ服部彦次郎、一若小太夫、脇ハ三輪次郎右衛門、神子権ノ少輔、

福岡四郎右衛門、ツレハ半田源左衛門、小泉弥七郎、笛ハ千田六郎右衛門、千秋又三郎、大鼓ハ上田六郎兵衛、阿波賀藤四郎、太鼓ハ服部兵部丞、田辺三郎、此外斎藤与七郎、桜井新三郎、氏家弥三并ニ金山、藤林、森、藤田、壁田、千秋、山本、上野、宮石、古沢之其等各芸ヲ盡シケル、

とあるように、式三番・大夫をはじめ笛・太鼓・小鼓の囃子方まで、すべて一若と朝倉家臣らによる演能であった。総勢三十人近くの家臣が参加していることから、朝倉家臣に猿楽を嗜むものが多く、一乗谷で手猿楽が普及していたことが知られる。翁は敦賀郡司朝倉景恒の家臣鷲田が勤め、大夫は服部彦次郎と一若小大夫であった。三月に催された南陽寺の糸桜を愛でる宴でも、服部と一若が大夫を勤めており、服部のほうが上位に扱われていることが注目される<sup>(59)</sup>。服部彦次郎は元龜三年(一五七二)卯月廿五日付「朝倉家奉行人連署状」(最勝寺文書、『大野市史』社寺文書編)に、朝倉氏の御奏者として名前がみえるが、プロの一若大夫より重用されてシテを勤めるほどであるから、朝倉家臣随一の名人であったということだろう<sup>(60)</sup>。

本来、このような御成の演能は、大和四座が勤めるのが普通で、素人による演能は異例ともいえる。このときの御成演能が四座不参のため手猿楽になったのには理由があり、御成の儀式は、関白二条晴良の越前下向を歓迎すると同時に長期滞在になった義昭を慰めるために企画されたものだったが、日程が決まってから御成まで、期間が一月しかなかったため、『朝倉始末記』にも「日限既ニ極リケレバ義景荐ニ催促シテ」と書かれるように、朝倉義景はその準備に奔走して、ようやく執り行った儀式であった。このような状況からみれば、大和四座を呼び寄せたくても間に合わず、手猿楽で行うしかなかったと考えられる。義昭はまだ將軍職に就いていなかったが、朝倉氏は献立や進物など「式正ノ御成」に劣らず饗応しようとしたのであり、故実作法が事細かに決められていた御成の演能についても、たとえ大和四座出演が無理でも、それにふさわしい芸能を披露することに力を注いだと考えられる。急場しのぎでも御

成演能が成功したのは、初代孝景の芸能者育成奨励から長い歳月を経て、大和猿楽の芸能を習得した越前猿楽によって猿楽が普及し、多くの朝倉家臣が猿楽を習い嗜んでいたからであろう。『朝倉始末記』によれば、「義景へ重テ舞ヲ御所望アリ」というように、演能の後に、義昭御供の仁木伊賀守義政・大館治部大輔春忠・上野陸奥守信忠らに続いて、朝倉義景自身も舞を披露している。武家社会の饗応の宴席では、即興で舞や謡などの能芸を披露しなければならぬこともあった。そのような場面で恥をかかないためにも、能芸は戦国武将にとって和歌や蹴鞠などと同様に、社交上の身に付けておくべき教養の一つであったと考えられる。

### おわりに

ここまで、越前猿楽の活動と朝倉氏の芸能保護とその影響についてみてきた。鎌倉から室町前期までの越前猿楽は越知山や大滝寺などの祭礼芸能に出演することを活動の中心としていたが、永享年間に入ると、国内の寺社祭礼だけでなく京都や近江にも興行に出かけていくようになる。国外へ進出した越前猿楽の中には、室町殿で音阿弥と共演したり、女猿楽のように勸進興行で人気を博した座もあった。その様子からは、越前猿楽が地方から上洛したという珍しさだけでなく、大和四座とは異なる独自の魅力を持って進出したことがうかがわれる。

しかし、応仁の乱によって京都が荒廃し上洛興行の道が閉ざされると、時を同じくして越前の支配者となった朝倉氏のもとで、越前猿楽はお抱え芸能者として新たな役割を担っていくことになる。一若座はその代表であり、越前猿楽たちは『朝倉孝景条々』の条文に従って大和四座の芸能を習得することで、朝倉氏主催の演能や神事能に出演するという活動の場を得るようになっていったと考えられる。朝倉氏は条文では大和四座への出費を戒めていたが、大和

四座との交流の様子をみていくと、その芸能志向は都風の洗練された芸能に向けられていたといえよう。つまり、朝倉氏の芸能保護は、結果として、より手軽に大和四座の洗練された芸能を楽しめるようにすることにつながったと考えられる。このような中、越前猿楽が担っていたもう一つの役割は、習得した大和四座の芸能を朝倉家臣にも普及させることであった。朝倉館御成の演能が一若と朝倉家臣たちによって無事遂行できたのは、芸能育成の成果のあらわれで、一乗谷で猿楽が武将の教養の一つとして浸透していた証といえよう。

以上のように、越前猿楽は、朝倉氏という強力な外護者を得て、その下で朝倉氏の芸能志向に応じながら活動を変化させることで、不安定な戦国時代を生き抜いたといえる。しかし、その活動は朝倉氏の滅亡とともにみられなくなってしまう。近世移行期に越前の祭礼の多くが断絶し、中世以来の祭礼芸能の場が失われたことと、朝倉氏に代わる新しい保護者を得られなかったことが、その一因として考えられる。これについては、越前猿楽の状況と、越前猿楽以外の芸能者と朝倉氏の関係性を比較してみることで、朝倉氏の芸能志向と文化受容の目的を明確にし、そこから朝倉氏の文化興隆がもたらした影響・変化についてより具体的に捉えられると考える。

---

(1) 『福井県史 通史編2 中世』(福井県、一九九四年)の第三節「民衆芸能」、「猿楽」の中で、越前猿楽について概説されている。

(2) 山路興造『翁の座 芸能民たちの中世』(平凡社、一九九〇年)。

(3) 越前猿楽の先行研究としては、後藤淑の『中世的芸能の展開』(明善堂書店、一九五九年)、『能楽の起源』(木耳社、一九七五年)、『中世仮面の歴史的・民俗学的研究』(多賀出版、一九八七年)など、越前に残る能面の調査を活用した成果が大きい。

(4) 山路興造は「中世山村における祭祀と芸能―天竜川沿いと越前の小祠・小堂を中心に―」『芸能史研究』六八号で、『春日社領小山

庄田教諸濟等帳』（『大野市史』資料編）から、中世、越前の山村の小堂でも猿楽田が確保され、盛んに奉納されていたことを明らかにした。

(5) 朝倉氏の文化活動については、米原正義『戦国武士と文芸の研究』（桜楓社、一九七六年）が詳しく、猿楽についても文芸の一つとして取り上げている。

(6) 福原敏男「祭礼を飾るもの―一つ物の成立と伝播―」『国立歴史民俗博物館研究報告』第四五集（一九九二年）では、祭礼にヒトツ物が出る事例を全国的に収集し、法華八講の中でヒトツ物が出る例として園城寺の八講会を挙げている。大谷寺は天台系寺院ということで法会の芸能についても影響を受けている。

(7) 山路興造「中世期北陸の芸能」『加賀・能登 歴史の窓』（石川史書刊行会、一九九九年）。

(8) 南都寺院の祭礼芸能における児の芸能については、松尾恒一『延年の芸能史的研究』（岩田書院、一九九七年）。

(9) 松尾前掲（8）、第三章第二節「室町期、興福寺の延年」では、興福寺延年において、芸能に堪能な「遊僧」の参加が欠かせず、また遊僧の芸能伝授と祭礼芸能参加には、南都楽人が関係していたことを明らかにしている。

(10) 『荘厳講執事帳』や『修正延年並祭礼次第』から、長滝寺の祭礼に越前猿楽が定期的に参勤していたことがわかる。このことから、林屋辰三郎『中世芸能史の研究』（岩波書店、一九六〇年）では、越前猿楽が美濃へ進出していたとする。

(11) 「常行堂供養之次第」『日本庶民文化史料集成』第二巻所収によれば、享祿二年（一五二九）、日光山輪王寺に越前から能大夫が下向している。輪王寺の延年の能は、児と僧の出演で行われており、「稽古屋」とあることから、越前猿楽は芸能の指導をしたことが知られる。

(12) 山路前掲（7）では、南北朝以前の加賀白山三社祭礼について、『三宮古記』に「舞師」がみえることから、「古くは加賀国にも、

舞楽の専門集団である楽所が置かれていたはずであるが、多くの国がそうであったように、中世期には師匠たる舞師を残して、実際の演舞は寺社の稚児や僧侶が勤めるようになっていた」とする。

(13) 『大滝寺寺庫収納田数帳』には、大滝寺の寺領や寄進田の記録とともに年中行事の先例がまとめられている。寛正五年(一四六四)七月三日付の講堂番帳などが含まれることから、文明年中までの祭礼行事・法会の様子が記録されていると考えられる。

(14) 大滝寺には、江戸時代の作品ではあるが、中世の三月祭礼の様子が描かれた奉納絵馬が伝存している。山上の白山社から露払いの天狗面と獅子頭に先導された神輿が渡御し、ふもとの大滝寺では法華八講が行われている様子が描かれる。

(15) 山路興造「舞々考―地方の舞々を中心に―」『芸能史研究』一四一号。

(16) 「天王社御幸供奉日記写」は嘉慶元年(二三八七)の年紀をもつが、写であり引用には注意を要する。「一、十六日之白昼より舞三番、是は幸若役」とあり、幸若舞の参勤があったとするが、幸若舞の名は一四四〇年代以降に史料上管見におよぶので、年代的にあわない。服部幸造「集約された「語り」―幸若舞にみる「伝承」―」『芸能伝承の世界』(三弥井書店、一九九九年)では、日記写について年代の信憑性に問題はあるが、幸若舞の屋敷地が天王社と近いことから、古くから関係があったことは間違いないとする。

(17) 前掲(3) 後藤著書。

(18) 『朝日町誌 通史編2』(朝日町誌編纂委員会、二〇〇四年)五二九頁。

(19) 室木弥太郎「幸若と舞々」『国語と国文学』四〇〇号。

(20) 『劔大明神社納米銭下行分注文』には年月日書かれていないが、料紙などから、享祿元年(一五二八)十一月二十八日付『劔大明神社領納米銭注文』と一連の史料と思われる。

(21) 『看聞日記』永享七年(一四三五)二月二十一・二十二日条、

今日越前猿楽新參於御所仕、勘解由小路治部大輔申沙汰云々、(中略) 自昼至夜、十三番、觀世五番、越前八番、

(22) 前掲(2) 山路著書。

(23) 森末義彰『中世芸能史論考』(東京堂出版、一九七一年)、中村格『室町能楽論考』(わんや書店、一九九四年)。

(24) 『山東町史 本編』(山東町、一九九一年)。

(25) 『親元日記』、寛正六年(一四六五)七月六日条、

御母御方へ治部大輔殿御使甲斐中務、明日越前猿楽右馬太郎(夫)能有之、可有御見物之由云々、御朦之間不可有御出之由御返事候、

(26) 前掲(23) 森末著書。

(27) 『蔭涼軒日録』二月二十一日条、

八条堀川、女猿楽勤能、其能為尤美、以来廿三日、於公方可勤其能之由、人皆誦之、

(28) 能勢朝次「手猿楽考」『能楽源流考』(岩波書店、一九三八年)。

(29) 越前猿楽の上洛興行は文正元年(一四六六)を最後に見られなくなるが、幸若舞の上洛興行は、文明十一年(一四七九)の京都地蔵堂の勸進興行「晴富宿禰記」、文明十六年(一四八四)の禁中での舞「御湯殿上の日記」、長享三年(一四八九)の北野・千本堂での勸進「北野社家日記」など、応仁の乱以後も途絶えることなく続けられている。

(30) 越前女猿楽に係る史料としては『時衆過去帳』の尼衆本が知られ、「福来母」や「一若女」などのほか、「越前猿楽」と裏書される者が載る。これについて、後藤氏は前掲(3)の中で、これらが越前女猿楽であった可能性を指摘した。しかし「福来母」や「一若女」という記載だけでは芸能者と判別できず、女猿楽者というよりも、福来や一若などの越前猿楽の家族とみたほうがよいと考える。

(31) 松尾恒一「中世、春日社神人の芸能」『神主と神人の社会史』(思文閣出版、一九九八年)では、春日社の神人・巫女の芸能につ

いて考察し、巫女として春日社に属する女性芸能者の存在を指摘している。

(32) 前掲(23) 中村著書の「乱世猿楽者の生きざま―『幸正能口伝書』に添付の一文から―」。

(33) 朝倉氏のお抱え芸能者といえは、絵師の曾我派がいる。『宣胤卿記』の永正元年(一五〇四)十二月九日条に、朝倉氏のもとに「よきゑし」がいたことが書かれ、朝倉氏の御用絵師として研究されてきた。戸田浩之「曾我派の絵画」(『戦国大名朝倉氏と一乗谷』(高志書院、二〇〇二年)参照。また、才能ある者が朝倉氏の保護育成に従い上洛して学んだ例としては、『朝倉始末記』の家臣堀江景重の逸話があり、景重は朝倉氏の命によって上洛し、宗長のもとで連歌を学んだという。鶴崎裕雄『戦国を往く連歌師宗長』(角川書店、二〇〇〇年)。

(34) 前掲(23) 森末著書、前掲(3) 後藤著書。

(35) 金春禅竹は宿神を信仰し、その画像を所持していた。伊藤正義「禅竹をめぐる人々」『金春禅竹の研究』(赤尾照文堂、一九七〇年)、中村保雄「仮面曼荼羅―『明宿集』を中心に―」『芸能史研究』九二号。

(36) 松岡心平「中世北陸能楽史の側面―淡吹の面と檜垣本の人々―」『白山万句 資料と研究』(白山比咩神社、一九八五年)では、「金春与五郎吉久が一若源三郎吉久の他に、一若弥右衛門吉次にも「鼓秘書」を伝授していることから、「吉」を通字とする一若座と浅からぬ関係をもっていたと考察する。また、檜垣本出身の国忠や国広、彦兵衛栄次といった囃子方の役者が、越前猿楽と交渉を続けたことも指摘している。

(37) 『幻雲北征文集』の画賛は、すべてに作成年が書き込まれているわけではないが、いくつかには需贊の経緯とその年が付記されており、文集はおおよそ作成年順にまとめられていることがわかるので、月舟寿桂の下向と照らし合わせて一若との交流時期が推測できる。「金春与五郎寿像傍有鼓」の後には永正六年(一五〇九)作の「龍松道泉居士肖像」が載るので、「金春与五郎寿像傍有鼓」は、これ



より前に書かれた賛ということになる。

(38) 『平泉寺臨時祭礼入用帳』(白山神社文書、『福井県史 資料編7 中・近世5』)。

(39) 『安波賀春日之縁起』天和三年(一六八三)著、福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館第十回企画展図録『一乗谷の宗教と信仰』三二〇〜三七頁。

(40) 東四柳史明「戦国期能登畠山氏と一宮気多社の造営」『社寺造営の政治史』(思文閣出版、二〇〇〇年)。

(41) 一若から改名したという服部九郎右エ門家については『清水町史』上巻の「太閤検地」および、下巻の「大字誌(滝波)」を参照。

同家には天正四年(一五七六)七月五日付一若九郎右衛門宛の「某公事・譜役免許状」のほか、天正五年(一五七七)四月八日付一若彦右衛門大夫宛の「中村宗教田地・屋敷安堵状写」等が伝わるが、天正四年のものは発給者が実在の確認できない不詳の「御乳」という人物になっており、一若の娘が義景の子愛玉丸の乳母であったとする由緒に合わせて作られたものと考えられる。

(42) 『近代四座役者目録』

越前ノ右馬太夫 金春牛蓮、八郎禪曲ヲ右馬太夫所へ養子ニヤリテ、小禪鳳果テカラ、取帰シ、今春太夫ニ成スナリ、右馬太夫、

能ハ沙汰無シ、

(43) 前掲(28) 能勢著書、「禪曲と越前猿楽の関係」。

(44) 『時衆過去帳』の裏書には「今春大夫」に続いて「越前猿楽」の名前が二名記入されている部分がある。過去帳の記入はまとめて書き込まれることから、越前猿楽が金春大夫と行動をとともにしていたとも考えられる。

(45) 『近代四座役者目録』

成田吹助 千野ガ弟子也、後ニ加賀ニ住ス、前方ハ越前ニ居ル、一噌モ、成田京へ上リタル刻、鷺ノ笛ヲ、新三郎後ニ道九ト云候、  
新五郎 噌菴親ナリ、ニ教ヘラレヨ、ワレハ最早イラス、ト云テ、兩人、六角通ホネヤ町ニ一噌被居ル時ニ、二階ニテ習フ、サレドモ、

兩人トモニ不拍子ニテ不覚、一噌、下ニテ聞キ、後ニ、兩人ニモ指南ト也、矢野道九、予ニ慥ニ咄候也、成田、笛ハ上手ニテナシ、成田ガ子孫吹ト也、成田子ハ、一噌弟子ニ也、頭書曰、成田吹助、越前ニテ、神子太夫ト獅子ノ云合ニ口論シ、神子太夫ヲサシ殺シ、加賀国ニ行、後、病死ス、

(46) 氣比社の獅子頭は元禄年間に再興されているが、『社記』の巻九によれば、氣比社の獅子頭が神事の際に粧われるのは、都奴我神が氣比浦に着いたとき、その従者が獸頭を被つて歌い舞つた由縁によるとする。

(47) 神女座は神楽座のことと考えられ、『社記』の巻九には「御神楽儀式」のことが書かれる。それによれば、

巫女神人等着白砂座而、拍囃笛鼓調拍子太鼓、巫女被天冠真癖葛為鬘着舞衣欄羅葛為櫛、進于舞台一拝奏神楽、  
第一さかき、第二にぎて、第三呉羽、第四さなぎ、第五ふり鈴、

とあり、巫女が天冠や舞衣の装束を着けて舞い、神人が囃子を勤めている様子から、巫女の神楽舞が奉納されていたことがわかる。

(48) 大和猿楽の北国下向の早い例としては、「世阿弥書状」五月十四日付(宝山寺藏)により、永享初年頃に金春禅竹が下向していることが知られる。

(49) 『大乘院寺社雑事記』三月二十五日条。

(50) 前掲(5) 米原著書。

(51) 前掲(5) 米原著書では、『親孝日記』の大永二年七月一日条に、將軍義晴が觀世座脇方の觀世四郎左衛門に対して越前において扶持を与えたと書かれることについて、朝倉孝景(宗淳)の保護がなくては実施不可能であつたらうと指摘する。

(52) 前掲(36) 松岡論文。

(53) 義景の時代、觀世座の越前下向が確認できるものとして、前掲(3) 後藤『中世芸能の展開』に、弘治三年(一五五七)十月十一日付「朝倉兩奉行請取状」(石徹白文書、『越前若狭古文書選』)を紹介している。

就觀世大夫一座下向出錢事、合貳百文者、但新給也、

右請取申所如件、

弘治參年 十月十一日

前波藤右衛門尉 景定 (花押)

小泉藤左衛門尉 長利 (花押)

石徹白彦五郎殿

觀世大夫一座(宗節元忠)が下向し、朝倉氏が勸進興行への出錢を促し、石徹白彦五郎が二百文を出費したことを示す。

(54) 『後法興院記』永正元年(一五〇四) 四月二十一日条、

於武家有猿樂云々、先有松拍子云々、朝倉彈正左衛門尉申沙汰也、昨日依雨延引、見物雜人自夜中群集云々、

(55) 『二水記』永正元年(一五〇四) 四月二十一日条、

廿一日、(中略)今日於武家有松拍子、朝藏<sup>倉</sup>申沙汰云々、人夜猿樂有之云々、近年之□□奔走云々、

(56) 『大内問答』は五十七か条のうち、演能に関する作法などが書かれたものが二十一か条に及ぶ。

(57) 彦兵衛と朝倉氏との関係については、天野文雄『四座役者目録』研究会の報告(1) 觀世方笛之次第『能楽研究』八号(一九八三年)に詳しく考証されている。

(58) 米原正義は前掲(5)において、朝倉与六について、小笠原流武家故実の『両家聞書』(尊経閣文庫蔵)に「大永四年拾月日 小笠原兵部少輔元統在判 朝倉与六殿」とあることを紹介している。

(59) 「一若小太夫」と書かれることから、御成の時には一若大夫が若年であったため、服部が上位になった可能性がある。

(60) 『安波賀春日之縁起』には、

右、かくの趣共を朝倉家服部彦次郎伝て、安波賀藤四郎に鼓をうたせつ、此外桜井新五郎、同新三郎、小泉、梅、半田などという器量の若手数をしらす、中にも神主権少輔、前波五郎右衛門此芸に妙也、

とあるように、服部彦次郎・安波賀藤四郎ら朝倉家臣による神事能があつたことも書かれる。

## 第二章 朝倉氏の芸能志向と幸若舞

### はじめに

『朝倉孝景条々』の「大和四座をたびたび越前に呼んで見物することは良くない。その費用で国内の猿楽者を上洛させて習わせれば、後代まで有益である」という条文が示すとおり、朝倉氏は在地芸能者の越前猿楽を保護育成していた。しかし、越前猿楽と同様に、越前を拠点とし育まれた芸能といえは、「幸若舞」がある。中世以来、貴族や武将にもてはやされ、近世には徳川幕府の式楽として格式を誇った芸能といわれながら、朝倉氏との関係をはじめ、戦国時代の活動には解明されていない点が多い。

特に幸若舞の成立とその出自については、由緒書や系図の史料的評価によって諸説分かれる。一つは、室木弥太郎氏に代表されるように、幸若が印内村を拠点としていたことから、各地の舞々と同様の芸能集団で、その祖先を南北朝期の武将桃井直常に結びつけた武士としての出自を誇る系譜は信じがたいというもので、江戸時代に作成された由緒・系図の史料的価値を否定している<sup>(1)</sup>。それ以降、史料にみえる曲舞・声聞師の活動実態から、曲舞には白拍子舞を芸脈とする「道の曲舞」と声聞師の手による曲舞があり、幸若舞は地方の声聞師によって新しく生み出されたも

のとする研究が進んだ<sup>(2)</sup>。一方、麻原美子氏のように、由緒・系図には作為のみられるものの、その記述の背後には実態が隠されているという立場のもと由緒の内容を検討し、幸若舞と他の舞々との違いを強調される論考もある<sup>(3)</sup>。また、宮島新一氏による「桃井直詮画像」についての考察は、桃井と幸若を結ぶ唯一の絵画資料を使つてのアプローチで、由緒・系図の全面否定の危険性を示唆するものであろう<sup>(4)</sup>。

本章では、幸若舞について、同時期に越前で活発な活動をみせた越前猿楽と比較しながらみていくことで、幸若舞の系譜と活動に関する問題を、別の側面から明らかにすることを試みる。また、武家儀礼・饗応の一要素としての芸能に注目しながら、戦国大名朝倉氏の芸能志向と保護の目的について考察する。これについても、朝倉氏と幸若舞の関係・変化の有無を、越前猿楽の例と対比しその違いを明確にすることで、朝倉氏の文化受容や保護育成の影響を具体的に捉えたい。

## 一 幸若舞の誕生

まず、幸若舞と朝倉氏の間をみていく前に、幸若舞の発生とそのルーツについて再考してみる必要がある。幸若舞は、「越前田中香若大夫」『康富記』宝徳二年（一四五〇）二月十八日条」と記されたように、越前を拠点とする芸能者であったことは明白だが、越前において、その発生に直接結びつく史料は見つかっていない<sup>(5)</sup>。

『管見記』によれば、嘉吉二年（一四四二）五月八日、諸人にもてはやされる曲舞（二人舞）が、家僕らの勧進によつて行われ、後日、この二人舞が礼に訪れ、それが幸若大夫であったことがわかる（五月二十四日条）。これは、都での幸若舞の活動を示す初見史料で、このときすでに幸若舞は人気の芸能となつていたことを示す。系譜によると、

桃井直常の末裔幸若丸は比叡山で児として修行していたが、和歌・歌曲に優れ、やがて平家物語に節を付け幸若音曲を作ったとあり、一四四〇年代から六〇年代にかけて史料に名前のみえる幸若大夫は、文明年中に六十六歳（七十八歳とも）で亡くなった幸若丸ということになる。しかし、幸若舞は本拠地である西田中村が、声聞師などの芸能者と関係の深い「印内」と呼ばれる地であったことから、各地に存在していた舞々の一派であると理解され、このことから、幸若丸を桃井直常の子孫として、ことさら武家の出自を強調する系譜類については否定的な意見が多い<sup>(6)</sup>。

また、西田中村は、山路興造氏も指摘されるように、永禄五年（一五六二）十二月十四日付、朝倉氏一乗谷奉行人連署書状案（劔神社文書）に「印内神領」とあり、中世には織田庄劔大明神の社領であった。幸若舞第一の保護者といえば、織田信長であり、織田家が劔神社祠官の子孫であることから、幸若舞の本来の旦那であった織田家が天下を取ったことが隆盛の幸運につながったのであり、その素地は諸国舞々と同じ土壌にあった、と論証されている<sup>(7)</sup>。

中世、劔大明神に奉仕する舞々がいたことは、他の劔神社文書からも捉えることができる。行事に必要な下行について記録した『劔大明神寺社納米銭下行分注文』<sup>(8)</sup>には、寺社代下行分として「貳百文 舞々禄銭二月十日<sup>ニ</sup>とある。

劔大明神では、舞々のほかに猿楽も盛大に行われていたようで、「参石 猿楽之禄物常楽会之時<sup>ニ</sup>」、「参貫文 常楽会<sup>ニ</sup>猿楽之禄」、「貳貫文 卯月ノ御神事<sup>ニ</sup>猿楽ノ禄銭、此外<sup>ニ</sup>一貫文ハ料所ノ百姓中、一貫文ハ本所<sup>ニ</sup>は舞々と比べると大きいことがわかる。この史料は、享禄元年（一五二八）十一月二十八日付の『劔大明神寺社領納米銭注文』<sup>(9)</sup>と一連の史料であり、祭礼行事で催される芸能の費用は常楽会田・舞田・御神楽田・獅子田などから納められていた。劔大明神に参勤していた舞々について幸若舞との記述はないが、『劔大明神盛衰記』<sup>(10)</sup>には、享徳三年（一四五四）九月二十二日、御神体開眼を記念した法楽について記述のある千手院恵伝書状写が含まれ、

則同日ノ御法楽幸若太夫・又ハ猿楽之福来太夫・左馬太夫・清水山太夫此三座ヲ始ト而各々奉法楽者也、

というように、幸若大夫をはじめとして、猿楽の福来大夫・左馬大夫・清水山大夫の三座が、法楽の芸能を奉ったことが書かれる。福来大夫は古くから越前の面打としても知られ、永享七年（一四三五）には上洛し將軍御所で演能を勤めた越前猿楽である。左馬大夫はこの史料でしか名前を確認できない越前猿楽であるが、寛正六年（一四六五）上洛興行をし、後に金春座から養子をもたらした右馬大夫との関係を思わせる名であり、写であるので右馬大夫の誤写の可能性もある。また清水山大夫については、田中郷内に清水山村があることから、ここを拠点とし名乗った越前猿楽ではないかと考えられる。

このように、幸若舞が印内（現・越前町西田中）を本拠地としていたこと、この印内を神領としていた織田劍大明神の祭礼行事において舞々が参勤していたこと、江戸時代の記録に、享祿三年（一五三〇）の法楽で幸若大夫が出演したとあることなどを総合すると、中世に越前の寺社祭礼・法会を活動の場としていた越前猿楽らと同様の活動実態がみえてくる。とするならば、幸若舞も諸国に存在した舞々と同じく、越前を拠点とした地方の舞々の一派であるという説は動かしがたいように思われる。しかし、幸若丸を桃井氏の子孫とする出自が、由緒によって作り上げられたとするならば、幸若家に伝来した「桃井直詮画像」をどのように理解すべきであろうか。

## 一一 幸若舞と白山信仰

### 1 桃井直詮画像

現在、東京国立博物館に所蔵される国指定重要文化財「桃井直詮画像」は、室町時代の肖像画の中の名品とされる。芸能史研究の側からはあまり検討されてこなかったこの画像から、宮島新一氏は新しい指摘をいくつかされた。画像



の納められた箱には「桃井安直像」と書かれること<sup>(1)</sup>、画像裏書から幸若丸長男の幸若弥次郎家に伝えられたものであること、次男八郎九郎家には江戸時代に新しく作られた桃井直詮画像があったことなどで、画風についても土佐光信の他の作品と比較されて、伝承どおり光信の作とみて問題はないとされた。本稿では画像の画賛について再考してみる。

(印文不詳長方印)

祥翁全吉居士肖像

曾発玉楼金殿誉

尊卑聯袖又飛車

源平合戦見奇妙

誰識白山神助初

海闡老衲書之

梵字(朱文方印)海闡(朱文円印)

画賛は、朝倉氏の菩提寺である心月寺<sup>(12)</sup>の第二世住職であった海闡梵字が書いたもので、年月日は不詳ながら、老衲(老僧の自称)とあるので、海闡梵字晩年の筆になる。「かつて宮殿で芸能披露の誉れを發し、その姿を見ようと貴人も民も袖を連ね、また牛車を走らせて集まったが、その芸の素晴らしさは、まさに源平合戦を目の前に見るようだった。このような技が白山神の助けをもって初めてなされたことを誰が知っているであろうか」という賛文の内容からは、確かに描かれた人物が、優れた芸能者であったことがうかがえる。特に「源平合戦見奇妙」とあるのは、平家

物語に節を付けた幸若舞曲のすばらしさを表現していると思われ、この一文から像主「祥翁全吉居士」が幸若舞の芸能者であったということがいえるだろう。また、「誰識白山神助初」というように、祥翁全吉居士の妙技が、白山神の助けによって得られたものだとなるのは、この芸能と白山信仰との関わりを示していると考ええる。

## 2 幸若丸と白山信仰

越前猿楽は、平泉寺や越知山大谷寺などの白山信仰の神社祭礼を母胎として発生・発達した芸能であるが、幸若舞については、画賛に書かれるように白山信仰との関わりを示しながらも、越前猿楽の活動が記される越知神社文書などにその名がみられないため、関係が明らかにされてこなかった。しかし、幸若丸が住した田中郷は白山信仰の二大拠点のひとつ越知山大谷寺の御膝元でもあり、「幸若弥次郎家由緒書」<sup>(13)</sup>にも「拝詣于白山大権現、々々感通其丹誠」とあるように、白山に参詣して願いが通じ、幸若音曲を完成させたという伝説は、幸若舞のルーツが白山信仰をもとに発生した芸能であることを示していると考えられる。永徳四年(一三八四)の「大谷寺八講会注文案」<sup>(14)</sup>(越知神社文書)からは、八講会に行なわれた芸能として、童舞やヒトツ物、猿楽などがあつたことがわかる。

### 一、幢舞児十人内、懸舞児千代法師丸 幸法師丸舞五番、恒例也、

とあり、稚児十人による童舞が行なわれ、その中の千代法師丸と幸法師丸の二人によって舞が五番奉納されている。またこのような稚児の芸能が、大谷寺で恒例として行われていたこともわかる。幸若由緒書の多くは、幸若丸が比叡山の稚児であつたとしており、小舞丸という同宿の稚児と二人で音曲を披露したとする由緒(幸若八郎九郎家由緒書写<sup>(15)</sup>)もあり、幸若丸の出自や幸若舞のルーツが神社祭礼の芸能であつたことを暗示しているようにも思われる。稚児が曲舞を舞う例は、神社の祭礼芸能ではもちろんのこと、都でも盛んに賞玩されており、当時人気の芸能として

大谷寺でも専業の舞師が指導にあたっていた。この他にも大谷寺の芸能者について知られる、文明三年（一四七一）の「山方分年貢公事注文」<sup>(16)</sup>には、

又、しらひやうしのこき十九せん、さら三つゝ、これハ木ちにて候、

とあり、越知山に白拍子もいたことがみえる。白拍子舞も幸若舞と共通性がみられる芸能で、そのルーツとなった芸能の一つと考えられてきた<sup>(17)</sup>。以上のように、越知山では長年にわたってさまざまな芸能が奉納されていたのであり、童舞や白拍子舞は、幸若舞の発生に多大な影響を及ぼしたと考えられる。また、越前猿楽の活発な活動を裏付ける能面について、『仮面譜』にも名前の載る越前の面打三光坊<sup>(18)</sup>なども、越前平泉寺の僧で比叡山に住んだと伝えられているが、平泉寺や越知山大谷寺は延暦寺末であり、このような逸話が語り継がれた背景に、比叡山と越前の白山信仰の寺社との本末関係や文化的・人的交流があったと考える<sup>(19)</sup>。同様に、幸若丸の出自にまつわる由緒についても、白山信仰圏の文化的影響の表れとみることができるだろう。

さて再び画像についてだが、画賛には桃井とも幸若丸とも書かれておらず、像主の戒名が「祥翁全吉居士」であることしかわからない。由緒書をあわせることで初めて、祥翁全吉居士―幸若丸―桃井直詮（安直）と結び付けられるのである。とするならば、別人の肖像画を入手し、それに合わせて由緒を書くことで、先祖幸若丸の肖像画とした可能性はないだろうか。まずは、像主が幸若丸であることを示す点を探るため、由緒から画像製作の経緯をみてみよう。寛文十二年（一六七二）作成の「幸若弥次郎家由緒書」によると、幸若丸の息子弥次郎安義は京都を訪れ、土佐光信に亡き父の肖像画を依頼した。

<sup>(土佐)</sup>  
光信拍手曰、先於此召禁殿幸若舞達天聰光信亦詣闕下見聞之、舞曲之形相威儀嚴然驚天下耳目、斯故写其形模、

汝於為孝子者与之云、

光信は手をたたいて、「かつて幸若舞が禁殿に召されるとき、私もその場に同席見聞したが、舞曲の厳かな様子に驚き感動したので、その姿を写しました。あなたは孝子ゆえ差し上げましょう。」と云い、肖像画を与えたい。つまり、画像は天皇の前で、幸若舞を披露した際の姿を描いたものということになる。宝永三年（一七〇六）に書かれた「幸若由緒ニ付長明書留」<sup>(20)</sup>にも、幸若丸が参内し上演した様子について、松の御庭に舞台をたて、着座には氈が敷かれ、鶴が松の葉を啜えた模様の空色の直垂を着ていたとある。これは、画像の特徴そのものであり細やかな描写は、むしろ書留が画像をもとに書かれたことを示している。長明は由緒の中で、古い系図・証文等の確実な史料が伝来していないことを認めており、この時点では画像のみが幸若丸の活躍を具体的に記述できる材料となっていたことがうかがえる。

この画像の特異な点である、像主背後に描かれた松、座に敷かれた外国産の華麗な唐草文様の花氈などは他の肖像画にはみられないもので、このような特徴が全くの空想で無意味に描きこまれるとは考えられない。芸能者の肖像画といえば、肩にかけて小鼓を打っている姿の宮増弥左衛門親賢画像（野上記念法政大学能楽研究所蔵）などが知られるが、越前猿楽の一若源三郎も、鼓の名人金春与五郎吉久の肖像画を所有していたことが、月舟寿桂の画賛からわかり、『幻雲文集』よると「金春与五郎寿像傍有鼓」というように傍らに鼓が描かれており、やはり絵自体に芸能者であることが表現されていた。桃井直詮画像の場合、折烏帽子、直垂、白足袋を着衣し、腰には小刀を差し蝙蝠扇を持つ姿だけでは芸能者であることが感じられない。直垂は縹色に鶴亀の吉祥文が染められ、扇は扇骨に彫り透しのある彫骨扇であることがわかるが、これは公卿・武家の紙扇とされ、このような服装はいわば室町時代の武士の正装でもある。肖像画には像主の趣味や嗜好が反映される場合が多く、例えば、笛や鼓を嗜んだなら楽器が、文芸に優れていたなら書物が描きこまれ、派手な服装で虎皮を敷いた上に座る、佐野昌綱像（大庵寺蔵）のように服装にも趣味が表現され

る<sup>(21)</sup>。由緒書に従うと、桃井直詮画像の姿は天皇御覧の際の正装であり、背後の松や花氈は禁中の松御庭に設けられた特設舞台を描いているということになる。このように、これだけ特徴がある絵を、自らの芸脈正当化のために都合よく由緒で脚色することは難しいと考える。また無関係の画像を入手して、都合よく芸祖の肖像画とするのも不可能であろう。このようなことから、幸若系図・由緒書の肖像画についての記述をみる限り、すべてが虚偽というわけではないと思われる。

しかし一方で、四字居士号の戒名、朝倉氏の菩提寺心月寺二世を務めた海闡梵字による画賛、朝倉氏が永正三年（一五〇六）に洛中洛外図の初例となる「京中図」を発注した土佐光信の作品である点など、いずれも像主と朝倉氏との関係の深さをうかがわせる。もし、由緒・伝来の情報なしで、武士の正装で座す画像だけをみたときには、それこそ平家語りの芸能を嗜み名人の域に達した朝倉の一武将の画像とみてもおかしくないほどである。このような肖像画を依頼・入手できた芸能者であれば、越前の芸能者たちの外護者たる朝倉氏との接点が見えてくると思われる。由緒・系譜の内容には、多分に誇張や付会が入り混じっていることもあり、まずは戦国期の幸若舞の実態について良質の一次史料から読み取っていく必要がある。

## 二 幸若舞と桃井

### 1 時衆過去帳にみえる越前の芸能者

先に述べたとおり、画像には桃井とも幸若丸とも書かれておらず、箱書に書かれる名前と由緒での名前の違い等、像主については慎重に考えるべきであろう。特に幸若舞が桃井を祖とする点については、寛文十二年（一六七二）作

成の前掲の由緒書より遡る史料は見つかっていない。もともと地方に在住した芸能者に関する史料は少ないが、そのような中で、応永年間から越前猿楽の法名が記載される『時衆過去帳』<sup>(2)</sup>は、職人や芸能者などの史料にあらわれることの少ない人々の名前も多く含まれ大変貴重である。『時衆過去帳』は歴代遊行上人が持参した過去帳で、弘安二年（一二七九）から永祿六年（一五六三）にわたって法名が書き継がれる。遊行上人が回国する際、各地で人々は過去帳入を希望し、総数一万を超える法名が書き込まれた。過去帳に書かれた法名には、その裏側に没年や実名・在地・職業などがあわせて注記されたため、越前住人の法名も多数確認でき、史料から活動の捉えにくい越前猿楽についても、僧衆本・尼衆本ともに複数の法名が確認できる。応永十九年（一四一二）三月十一日以降に記入された法名裏書の一部をみてみよう。（傍線は筆者による）

一若大夫子八郎事 城所 高野瀬

長崎 古山 長崎

竹松父 福来父 竹松

金津 金津 長崎弥阿父

佐々生入道 金津 金津

御下於金津往生<sup>応永廿、二十九</sup> 金津 金津

湊 同 塚

京極殿 武田殿<sup>応永廿、十月廿三</sup> 寺林 一若大夫

波寄 せら田

モ、ノ井 山岸

像阿父 一若

於越前八幡往生 指間

河ア

越前カントノ カントノ

越前兵庫

越前今村 平野 佐々生

右のように、裏書には金津・長崎・波寄といった越前の地名が多く書き込まれ、越前猿楽の一若・一若大夫・竹松・福来父などの名前が確認できる。それらとともに「モ、ノ井」の名前がみえることが注目される。過去帳記入は、遊行上人が越前を訪れた際にまとめて書き込まれたものと考えられ、越前の地名や人名の間に書かれる「モ、ノ井」も、越前在任の人物の可能性が高い。この中で、武田殿と金津で往生した人物ともに没年が「応永廿」と記入されているので、この越前に関係する部分の書き込みについては応永二十年（一四一三）以降に記入されたとみてよいだろう。この頃になると、過去帳は四・五段にわたって法名が書かれ、過去帳入りを求める者が多くなっていたことがうかがえるが、彼らがすべて時衆の徒というわけではなく、越前猿楽の一若大夫も親子ともに書き込まれており、遊行上人の回国を記念して、自らは逆修で、父親の供養も兼ねて、過去帳記入を求めたと考えられる。

一若大夫は戦国期に入ると朝倉氏の保護を受け、『朝倉孝景条々』の条文のとおり、大和猿楽の観世大夫に師事した越前猿楽である。朝倉館や南陽寺で演能が催された際には大夫を勤めており、いわゆる朝倉氏のお抱え芸能者であった。過去帳には僧・尼衆本合せて七人もの「一若」の名が裏書され、すでに応永の頃から座として活動していたことがうかがえる。竹松は同じく越前猿楽で、永享八年（一四三六）には、近江観音寺の勸進猿楽に一若大夫とともに出演している（『観音寺棧敷日記』）。また、福来父も劍神社法楽に幸若大夫とともに出演したとされる越前猿楽の福来大夫に係る者であろう。このような中に「モ、ノ井」の名前も記されているのである。

## 2 桃井と幸若

越前の芸能者の名前がまとまって記入される中に、「モ、ノ井」の名が記されていることで、越前に「桃井」を名乗る者がいたことが確認できる。また、裏書の中に「佐々生入道」の名が記されているが、佐々生（現・越前町佐々生）は幸若舞が拠点としていた西田中に程近い土地で、幸若家の菩提寺である龍生寺<sup>(23)</sup>（曹洞宗）が明治まで所在した、幸若舞にゆかりの深い場所である。『劔大明神社領納米錢注文』には「八斗 佐々生灯明」とあり、劔大明神の神領があつた場所でもある。また、正応三年（一二九〇）には一遍の弟子、他阿真教が越前府中を訪れ、佐々生でも遊行賦算を行なつており、早くから時衆徒がいた土地柄であつた。過去帳記入は、各地の道場や宿寺へ遊行上人が到来した際にまとめて行われたと考えられ、「佐々生」と裏書があるからといって、その地で記入されたわけではないが、これだけ越前在住の芸能者の法名がまとまった中に「モ、ノ井」の名があるということは、少なくともこの人物が越前在住であつたことは間違いなく、幸若舞に関係する「佐々生」の地名もあることから、幸若舞との関係も推察されよう。過去帳全体をみると、「モ、ノ井」の他にも、「桃井」の名前は十三名ほどみられるが、「桃井」・「桃井殿」・「桃井御所」・「桃井弥六」・「桃井殿関東」など、表記の仕方が異なり、また前後の裏書から、これらについては越前住人と推定できるものはなかった。例えば「武州 右京大夫 桃井 富小路殿 ハタノ殿」と書かれるものなどは、室町幕府奉公衆の桃井氏のことと思われ、武家の桃井氏と仮名書きの「モ、ノ井」の表記には、何らかの区別が表されているとも考えられる。

ここで再び「幸若由緒<sup>ニ</sup>付長明書留」をみてみると、

一、応安四年ヨリ幸若丸誕生応永十二年迄三十五年也、亦応永十二年ヨリ幸若丸遠行文明二年迄六十六年也、



右ノ年数を監ルニ、幸若丸ハ直和ノ不子、為孫相応也、

一、直和之子義忠ト書シハ、系図ヲ見合、幸若丸誕生、直和討死ノ時分ノ年数ヲ斗テ、亦自分ノ了簡ヲ記也、家ノ云伝ニハ、直常京都ヨリ供セラレケル女房、浅水ノ宿<sup>ニテ</sup>産心付、法泉寺村<sup>ニ</sup>逗留ノ中ニ幸若丸誕生ノ由也、直常ノ為子トテハ、観応ノ比ヨリ幸若丸誕生迄五十五年ヲヘタツル故、年数遙<sup>ニ</sup>相違也、直和ノ為子モ討死ヨリ卅三年以後幸若丸誕生故、是モ年数不合、為孫ハ相応也、

とあり、これは幸若丸が桃井氏末裔ということは伝えられていても、証明する手立てが何もないため、長明自身が二十歳のころ書き写した清和源氏系図をもとに、幸若丸の生没年から幸若系図について再考している部分で、小八郎家の系図などでは、幸若丸の父は桃井直和と伝えられるが、幸若丸誕生の応永十二年（一四〇五）より三十五年も前に討死しているので年数が合わないと述べている。家伝では、桃井直常が京都から連れてきた女房がこの地で生んだ子供が幸若丸とも伝えられるが、遙かに年が合わないので、長明は独自に清和源氏系図と見合わせて、直和の子、義忠を幸若丸の父と推定した。幸若舞は幸若丸以降、惣領の弥次郎家、次男の八郎九郎家、小八郎家、庄兵衛家などと分家していくが、江戸時代にはそれぞれの家が系図や由緒書を作成し、これらの中世の部分の内容については差異が大きい。これは、江戸時代に入ってから確実な記録類や文書のないまま、諸家の言い伝えを解釈し誇張してそれぞれの系図が作成されたためだと考えられる。そこには同じ幸若舞でありながら他家を意識し、自らの家柄を優位に位置付けようとする意図もみられる。例えば、惣領家とされる弥次郎家の祖について、八郎九郎家の系図では婿に入った大野の松田というものだとし、「福居ノ庄木田ノ道内」という早業をするものを役に入れ、後にはその子が弥次郎家を継いだことになっている「幸若丸（直詮）―娘婿松田（弥次郎家の祖）―弥次郎（実子なし）」<sup>1</sup>。しかしながら、弥次郎家の由緒では当然のごとく全く異なった系譜になっている「幸若丸（安直）―弥次郎安義―義重」<sup>2</sup>。どちらの由緒が正

しいかというよりも、これだけの違いが生じてしまうことに対して、はたして弥次郎家や八郎九郎家は、真に兄弟の家柄であったのかという疑問さえ生じてくる。

室木氏は八郎九郎家系図にみえる早業をするものが跡継ぎとなったという部分から、幸若舞が早業などの賤民芸能と同質であることを指摘されているが<sup>(24)</sup>、これでは桃井氏末裔を主張する幸若由緒自体を否定しながら、一方で、その中から賤民芸能と解釈できる部分のみを認めていることにもなり、結果、由緒のどの部分は正しく、どの部分は間違いか判別できない現況のままでは、幸若由緒のみで論証を進めることは不可能ということになる。また、幸若舞が賤民芸能者であるという説の根拠となる印内村出身というのも、「幸若由緒」付長明書留<sup>ニ</sup>などでは、幸若丸は田中郷の法泉寺村に住んだとしているし、幸若小八郎が印内村に百石を得た天正十一年（一五八三）以前に遡る史料はないので、中世、幸若舞が田中郷のどこに居住したかは厳密に言えば不明である。また、越前猿楽の例からいえば、中世の越前には猿楽同様、舞々の芸能者も各所に複数いたと捉えるのが自然であろう。現状ではこのような問題を解決する史料がないので、幸若系図を引用するには非常に注意が必要である。しかし、幸若丸誕生の頃にまで遡る『時衆過去帳』に、越前の芸能者らとともに「モ、ノ井」の名があるということは、この人物が武士あるいは芸能者かどうかは別として、幸若と桃井を結びつける可能性を示している。もちろん両者を直接つなぐ史料ではないが、中世越前に桃井を称する者がいたことが、桃井氏末裔とする幸若由緒・系図の創出へとつながっていった可能性はあるだろう。田中郷のほど近くには、琵琶の名手として知られる蟬丸の墓と伝える石塔があり、このような伝承地（現・越前町野）が残された背景には、この一帯に『平家物語』などを語る多様な芸能者たちがいたことを想起させる。南朝方の武将として北陸を転戦した桃井直常にルーツを求める幸若由緒も、蟬丸伝説などと同じく一種の貴種流離譚とも捉えられるが、このことは、この地に由緒が生まれる文化的環境があったことを示していると考えられる。

#### 四 朝倉氏と幸若舞

幸若系譜類には、幸若舞が朝倉氏の保護を受けていたとする記述がみられる。幸若丸の活躍以降、幸若舞は戦国時代を通して活動がみられるので、朝倉氏の越前支配の時期とも重なり、幸若舞が朝倉氏の保護を受けていても不思議ではない。朝倉氏は『朝倉孝景条々』の条文にあるように、越前猿楽を保護していたのであり、朝倉氏が崇敬する神明神社を再興した際には「家ノ猿楽」に神事能を行わせているし、朝倉館へ足利義昭が御成したときには、越前猿楽の一若大夫や朝倉家臣だけの出演で十三番の能を催すなど、両者の関係には、朝倉氏の芸能育成とその後の展開が具体的に現れている。しかし、条文そのままに大和四座の芸能鑑賞を戒め、それよりも越前猿楽を保護したかということではなく、朝倉氏は洗練された大和猿楽の芸能を愛好し、金春禅鳳など一流の芸能者とも交流があったことがわかる。戦国期には、京都の混乱と経済的困窮から大和四座が地方へ興行に下ることも多く、朝倉氏など地方の戦国大名は彼らの活動を支えるパトロンとなっていたのである。つまり、条文は在地芸能者の育成保護を奨めているが、裏を返せば大和四座への出費をいさめるほどにその費用が多かったということにもなる。越前猿楽の育成目的は、都風の芸能をより手軽に楽しめるようにするためであり、越前猿楽を上洛させ大和猿楽の芸を習得させることで、今度は越前猿楽が芸能の指導者となり、朝倉家臣たちにも手猿楽が普及していったのである。

では、幸若舞の場合どうかというと、『朝倉始末記』や『朝倉義景亭御成記』には越前猿楽が出演した演能の様子が詳しく書かれるが、幸若舞が出演したという記事はみられない。また、朝倉氏は一乗谷を訪れた公家衆や学者・文化人らをたびたびもてなしているが、そのような席でも幸若舞が披露されたという記録はない。一方、「幸若八郎九郎家系図写」などでは、幸若五代目の義安について「朝倉義景ヨリ知行三千貫賜」というように、過分の扶持を受けたこ

とが書かれるが、その額は当時の芸能者への待遇としては考え難いものである。唯一、朝倉氏と幸若舞の接点として考えられるのは、やはり「桃井直詮画像」で、画像の賛者海圃梵学が二世住持を務めた心月寺は、初代朝倉孝景が祖父教景（心月）の供養のためその法名を寺名として一乗谷に創建した朝倉氏の菩提寺である<sup>(25)</sup>。しかし『日本洞上聯燈録』<sup>(26)</sup>によれば、海圃梵学は慈眼寺・総持寺・心月寺・慈眼寺・総持寺・泰蔵院と輪住しており、心月寺住持の後は、文明二年（一四七〇）に慈眼寺、文明十一年（一四七九）に総持寺、延徳二年（一四九〇）には泰蔵院を開山し、同院で永正十三年（一五一六）に入寂しているので、画賛に「老衲」とあり晩年に書かれたものであることから、画賛自体は心月寺に住持した時期に書かれたとは考えられない。このように、像主と海圃梵学の間には何らかの交流があったことはうかがえるが、画賛から朝倉氏の外護があったことを結び付けることは難しい。越前猿楽が五山僧月舟寿桂に画賛を依頼していたように、画像への着賛は必ずしもその宗派に帰依したことを示すものではないが、幸若舞は、菩提寺の曹洞宗龍生寺であり、宝永年間に慈眼寺殿堂が焼失した際にも幸若三家で一両二歩・一両と二度にわたり再建費用を寄進しているので、『殿堂再建勸化入金帳』慈眼寺文書）、曹洞宗寺院への帰依は明らかである。由緒で「祥翁全吉居士」が一乗谷の古道場に葬られたとするのも、心月寺など多くの曹洞宗寺院があった一乗谷との所縁を示唆していると考えられる。しかしながら、曹洞宗との関わりから幸若舞と朝倉氏の関係みても、両者のつなぐ痕跡は見いだせない。

以上のように、朝倉氏の幸若舞への保護を示す明確な史料は確認できず、幸若舞に関しては越前猿楽と同様の環境にありながら、朝倉氏の保護を受けていたとは示しがたい。このことについて、越前猿楽と幸若舞の戦国期における活動を比較してみると、以下の表のようになり、両者の活動には大きな違いがみられる。

表 越前猿楽・幸若舞活動年表

西暦	年号	越前猿楽の活動〔出典〕	場所	幸若舞及び越前の曲舞の活動〔出典〕	場所
一三二四	正和三	大谷寺小白山の三月祭礼に猿楽参勤〔小白山御下行次第〕	越前		
一三八四	永徳四	大谷寺八講会に猿楽参勤〔大谷寺八講会注文案〕	越前	大谷寺八講会に兒による童舞・懸舞あり〔大谷寺八講会注文案〕	越前
※一三八七	嘉慶元			田中郷惣社天王社祭礼に舞三番(幸若役)あり〔天王社御幸供奉日記写〕	越前
一四一三	応永二〇	一若大夫や竹松・福来父など越前猿楽が遊行上人より賦算を受ける〔時衆過去帳〕	越前	越前猿楽とともに「モ、ノ井」の法名あり〔時衆過去帳〕	越前
一四三〇	永享二	越前の面打として石王兵衛・竜右衛門ら六人の名が挙げられる〔申楽談儀〕	越前		
一四三五	永享七	福来大夫、將軍御所の演能に出演〔満濟准后日記・看聞日記〕	京都		
一四三六	永享八	近江の観音寺にて勸進猿楽あり。越前猿楽の一若・竹松大夫が参勤する〔観音寺棧敷日記〕	近江		
一四四〇	永享二	大野小山庄の熊野地藏堂・天王宮・春日社などで猿楽あり〔春日社領小山庄田数諸濟等帳〕	越前		
一四四二	嘉吉二			西園寺家、家僕らの勸進で曲舞あり。後日、幸若大夫が先日(の)礼として再来〔管見記〕	京都
一四五〇	宝徳二			越前田中香若大夫、室町殿で曲舞を舞う〔康富記〕	京都
一四五二	宝徳三			千本炎魔堂にて香若大夫曲舞を舞う〔康富記〕	京都
一四五四	享徳三	劔神社の法楽に、福来大夫、左馬大夫、清水山大夫らが出演〔織田劔大明神盛衰記〕	越前	劔神社の法楽に、幸若大夫が出演〔織田劔大明神盛衰記〕	越前

一四六五	寛正六	斯波義廉主催の能に越前猿楽右馬大夫出演〔親元日記〕	京都	
一四六六	文正元	越前女猿楽、八条での勸進猿楽が評判となり、室町殿で音阿弥と共演〔後法興院記・蔭涼軒日録〕	京都	
一四七一	文明三			越知山年貢として白拍子の御器が十九膳注文される〔山方年貢公事注文〕
一四七八	文明〇	十一月、御神楽あり。同月二三・二四日猿楽あり〔越知山年中行事〕	越前	越知山年貢として白拍子の御器が十九膳注文される〔山方年貢公事注文〕
一四七九	文明二	○朝倉孝景、神明社を再興し、五月五日、家の猿楽に神事を行わせる〔神明社之縁起〕 ○大滝寺常楽会に猿楽参勤し、楽頭へ五百文出される〔大滝寺寺庫収納田数帳〕	越前	地蔵堂において律院修理の勸進曲舞あり。幸若大夫出演する〔晴富宿禰記〕
一四八三	文明二五			高わか(幸若)馬一疋賜わる〔伊達成宗上洛日記〕
一四八四	文明二六		越前	禁中で幸若舞あり。後日、幸若の孫が思い出に舞いたいと申し出る〔御湯殿の上の日記〕
一四八八	長享二	○一若源三郎、金春与五郎吉久に学び、師の寿像を作る。月舟の賛を得る〔幻雲北征文集〕	越前	奈良極楽坊で幸若大夫の勸進あり。(七月二五日)八月七日の間に五回〔尋尊大僧正記〕
一四八九	長享三			九月一六日十一月三日にかけて、北野や千本で勸進。一〇月九日禁中で舞う〔北野社家日記・宣胤卿記他〕
一四九〇	延徳二			禁中で女曲舞あり。女二人、男一人舞う。越前より上洛したという〔実隆公記・後法興院記〕
一四九二	延徳四			幸若彦四郎の曲舞あり〔山科家礼記〕

一四九七	明応六	○一若大夫吉家、観世大夫に学び宿神像を与えられる。月舟の贊を得る〔幻雲北征文集〕	越前	九月七日、九月一八日にかけて、小御所などで幸若舞を舞う〔実隆公記・御湯殿の上の日記〕	京都
一五〇九	永正六			石山勸進のため越前より香菊大夫上洛。禁中に二人舞あり〔実隆公記〕	京都
一五三三	大永三			八月三日、禁中女房の頼みで、幸若舞三番あり。〔実隆公記・二水記〕	京都
一五三四	大永四	平泉寺の臨時祭礼で、猿楽あり、朝倉氏五貫文出費〔平泉寺臨時祭礼入用帳〕	越前		
		○金春八郎(禪曲)、越前右馬太夫のところに養子に出される〔四座役者目録〕	越前		
一五二八	享祿元	劔神社の卯月神事や常楽会に猿楽が参勤する〔劔大明神神社納米銭下行分注文〕	越前	二月十日、舞々の禄銭二百文下される〔劔大明神神社納米銭下行分注文〕	越前
一五二九	享祿二	日光山輪王寺の常行堂法会で延年があり、越前猿楽が芸能指導のため下向〔常行堂供養之次第〕	日光		
一五五一	天文二〇			越前より山口へ下向し、大内義隆のもとで幸若舞披露〔陰徳太平記〕	周防
一五五四	天文二三	○天文の頃まで、長滝寺へ越前より大和五郎大夫が参勤、寺僧にも教える〔修正延年並祭礼次第〕	美濃	本願寺にて幸若舞五番あり〔証如上人日記〕	大坂
一五五七	弘治三	越前猿楽の成田吹介、千野と一噌から相伝を受ける〔笛秘書集〕	京都		
一五六六	永祿九	大野の宝慶寺門前に猿楽者の小五郎住む〔宝慶寺寺領目録〕	越前	幸若大夫、吉田へ下向し二〇日余り滞在。毛利氏のもとで幸若舞披露〔温故私記〕	吉田

一五六七	永禄一〇	三月八日、南陽寺にて遊宴が行われ、服部彦次郎と一若大夫が演能を行う「朝倉始未記」	越前	四月六日、近衛烏丸にて香若大夫勸進あり「言繼卿記」	京都
一五六八	永禄二	五月一七日、義昭の御成に十三番演能あり。服部彦次郎や朝倉家臣らも多数出演「朝倉始未記他」	越前		
	〃	五月二〇日、一若大夫・御子大夫の立合能あり「朝倉亭御成記」	越前		
	〃	八月二一日、美濃長滝寺へ、越前より大和五郎大夫が参勤し、法楽の演能を行う「荘厳講執事帳」	美濃	七月、厳島に幸若大夫下向。七月中逗留する「棚守房頭手記」	厳島
一五六九	永禄三	正月、野尻千代熊丸が須波阿須疑神社の稻荷宮へ天神の面を奉納「須波阿須疑神社蔵天神面墨書銘」	越前	幸若八郎九郎、厳島へ下向「棚守房頭手記」	厳島
一五七一	元亀二	八月、朝倉氏滅亡。		幸若八郎九郎、織田信長より、越前において百石を宛てがわれる「織田信長朱印状」	越前
一五七三	天正元				
一五七四	天正二				

「表凡例」

- ・ 大和四座は文明年間から越前に下向しており、朝倉一族や越前の商人に芸能を教えるなど、越前猿楽にも影響を及ぼしたと考えられるが、これら大和猿楽の活動について除いた。
- ・ 幸若舞については、「幸若」と名前のわかるものと、越前の舞々とわかるものについて取り上げた。
- ・ 年不詳の事績については、○記号を付けた。
- ・ 市古貞次『中世文学年表』（東京大学出版会、一九九八年）、福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館第十一回企画展図録『朝倉氏と戦国を生きた芸能者たち』（二〇〇〇年）をもとに作成。
- ・ ※は史料年代に疑義あり。



表が示すように、越前猿楽も幸若舞も、越前の寺社祭礼に参勤しながら、ほぼ時を同じくして上洛興行を始めていく。しかし、越前猿楽は、朝倉氏台頭以前の永享から文正年間（一四三五～一四六六）、京都や近江などに進出して興行するが、応仁・文明の乱以後は都での活動がみられなくなり、朝倉氏が主催する饗応儀式での演能や神事能への出演が中心になる。それに対し、幸若舞は乱以降も京都・奈良、遠くは中国地方まで出向いて興行しており、戦国期に入ると両者の活動には大きな違いがみられる。このような興行活動の違いこそが、幸若舞が朝倉氏の外護を受けていなかったことの表れとも考えられ、越前猿楽のほうは朝倉氏の保護を受けてその治政下での活動を中心とするようになったのに対し、幸若舞は朝倉氏の保護下に入っていなかったために、上洛興行を続けたのではないかと推察する。幸若舞の活動は、都の芸能の中心地であった千本閻魔堂や地藏堂での勸進興行に代表されるように、大衆の人气が高く、また公家や細川・大友氏など朝倉氏以外の大名の愛顧も広く得ていたので、応仁の乱以後の混乱期においても、朝倉氏の保護に頼る必要がなかったともいえるであろう。また、幸若舞は猿楽に比べると、小人数構成の芸能であり、その出演料が猿楽ほど高額でなかったという点も、応仁の乱以降も上洛興行を継続できた要因の一つであったと考えられる。

## 五 朝倉氏の芸能保護の目的

以上のように、幸若舞と越前猿楽は戦国期に入ると、活動に違いがみられるようになるが、同じ越前を拠点とする芸能であるにもかかわらず、幸若舞について朝倉氏が外護し芸能育成に関わった形跡がみられないのには、朝倉氏側の芸能保護の目的が関係していると考ええる。幸若舞が貴賤を問わず人気のある流行の芸能であったことは、史料の上

でも明らかであり、幸若舞が朝倉氏のみのお愛顧をあてにできなかったことは想像できても、朝倉氏の側に幸若舞を見物したいという思いはなかったであろうか。ここでは、朝倉氏の芸能保護の目的と芸能志向について今一度考えてみたい。

朝倉氏は、客人をもてなすときには、座敷飾や料理、贈答品などともに宴の中で催される芸能にも心を配っていた。これは御成記などをみると、戦国大名に共通の意識としてみられる。能勢朝次氏は「猿楽演能が武家において、如何様に取り扱われているかについて見るに、勿論これは饗宴の余興たるに過ぎないものではあるが、一種の武家の式楽としても認められていた事実もある。」<sup>(27)</sup>として、幕府年中行事や大名邸御成の際の演能には、多くの故実があったことに着目された。『宗五大草紙』や『大内問答』をみれば、演能の際注意すべき詳細な作法があったことは明らかで、戦国大名の芸能保護についてみると、猿楽演能が武家の儀礼行事と深く結びついていたことは、重要な意味があったと考える。

一乗谷を訪れた公家衆・学者・文化人を朝倉氏は厚くもてなしたが、その中でも足利義昭へのもてなしは、最も力を入れたものであった。『朝倉始末記』によれば、永禄十年（一五六七）十月二十五日、義昭は初めて朝倉館を訪問するが、この時、まだ將軍職にも就いていないので、「饗応ノ儀式必ズ結構無用」と伝えての内々の御成であったにもかかわらず、朝倉氏は献立や進物など「式正ノ御成」と変わらない盛大なもてなしを行った。御成については、二木謙一氏や金子拓氏らの研究<sup>(28)</sup>があり、御成などの幕府儀礼が室町將軍の權威を示す政治的行為であり、將軍權威を支える源となっていたことが示されている。御成はもてなす側の大名にとっても家門の名誉・面目にかかわる一大事であり、朝倉氏にとっても正式な儀式と変わらず饗応することが自らの権力・立場を示す政治的意義をもっていたのである。翌永禄十一年（一五六八）の御成については『朝倉義景亭御成記』などから、饗応の献立とともに催された

演能の様子も詳しくわかる。

御能ノ次第 大夫わし田と申者、朝倉中務大輔  
被官人、四座ノ者依不參、手猿樂也、

脇カイコヲ申太鼓ナカシヲ打 脇三輪と申者、太守ノ馬廻ノ者也、

小鼓ハツ頭打懸ル、

高砂 経政 野々宮 錦木 舞ノ内ニ庭上へ參ル、

源氏供養 石橋 中入之時御休息 志賀 道成寺

邯鄲 桜川 鞍馬天狗 花月

西王母 舞ノ内ニ大夫御ゑんまで被召、

これに、『朝倉始末記』の役者次第をあわせてみると、式三番の翁は朝倉景恒の被官人であった鷺田が、千歳は小泉新七郎が、三番叟は梅ノ新次郎が勤め、大夫は服部彦次郎子、脇は三輪次郎右エ門であったことがわかる。大夫以下、囃方まで総勢二十七名の出演によって十三番の演能が滞りなく行われた。本来、このような御成の演能は、大和四座、中でも観世座が勤めるのが常例であった。たとえば、永正十五年（一五一八）三月十七日の畠山亭御成では、金春座が十三番の演能を勤めているが、これは畠山氏が特別に金春座を愛顧していたためであり、やはり観世座の出演例が多い（『飯尾宅御成記』・『大永四年細川亭御成記』・『永禄四年三好亭御成記』）。そうした中で、朝倉亭御成の素人による演能は異例といえる。この演能が四座不参によって手猿樂（素人の猿樂）になったのには理由があり、この御成の儀式は、四月上旬、関白二条晴良が義昭に会うために下向して来たので、関白歓迎と長期滞在になった義昭を慰めるために企画されたものであったが、日程が決まってから御成まで、期間が一ヶ月しかなかったため、『朝倉始末記』にも「日限既ニ極リケレバ義景荐ニ催促シテ」あるように、準備に奔走することとなった。このような状況から、観世座

を呼び寄せたくても間に合わず、手猿楽で行なうしかなかったのである。御成など、武家儀礼の中に組み込まれた演能には、守るべき作法が事細かに決められており、客人を楽しませるために、役者の選定はもちろん、演目の内容も、劇のストーリーから客人が不快になるようなものは避けて構成されるものであって、ましてや主催者の好みで催すものではなかった。そのため、御成の演能では、將軍の愛顧と、武家儀礼の演能作法に精通しているという二点の強みが観世座にはあったのであり、主催する朝倉氏は、都から離れた越前にあっても、可能な限り芸能演目に至るまで正式な御成儀式にならって整えようとしていたと思われる。

『大永四年細川亭御成記』によれば、観世座の演能があつたが、

一、田楽小阿弥、登阿弥、河内日吉大夫罷出、致伺候度由申候、従是当方へハ何も不致伺候、大屋形様ハ雖為御意候、何の御記録にも無之上者、不可然候由被仰候間、不致伺候、

というように、田楽や猿楽の日吉大夫も伺候したいと申し出て、大屋形様もかまわないといったが、いずれの記録にも前例がないということで伺候させなかったとあり、御成においていかに先例が重んじられていたのかがうかがえる。また、『大内問答』は五十七カ条の内、演能に関する作法などを書いたものが二十一カ条にも及ぶが、その中の「同時に猿楽の事座頭田楽桂まひ舞などにも折紙遣候哉の事」には、猿楽以外の遊人にも、猿楽と同様に折紙を遣わすが、但、殿中へ舞まひハ参事無之候、

というように、舞々は殿中には参上しないとみえる。前掲の表からもわかるように、幸若舞の室町殿での出演は、宝徳二年（一四五〇）の一例のみで、大半は寺社での勧進興行と私的な宴席への出演である。幸若舞は、人気は高いが先例と作法を重んじる武家儀礼の場にはいまだ取り入れられていなかったことを示している。このように戦国時代を通して、武家儀礼とは縁のなかった幸若舞が、天正十年（一五八二）、安土惣見寺で信長主催の饗応に出演したことは、

後に江戸幕府において幸若舞が式楽となる上で、重要な先例となったと思われる。義昭の朝倉亭御成では、朝倉氏は大和四座を呼び寄せることは無理でも、御成にふさわしい芸能を披露することに力を注いだと考えられ、先例と武家儀礼の作法にしたがえば、幸若舞の姿がないのは当然ということになる。

以上のように、武家の社交の中では演能が重要な要素であることから、朝倉氏の芸能者育成も、単純に猿楽を愛好するというよりも、観世座の芸能を習得させることで、武家儀礼の場にも相応しい芸能を吸収することが大きな目的であったと考えられる。この成果が朝倉亭御成の演能で花開いたのであり、すべて朝倉家臣たちの出演で催すことができたことは、一乗谷での猿楽の普及とレベルの高さを示しているといえるであろう。同時に、このような目的からみると、幸若舞は朝倉氏の積極的な保護育成の対象となる芸能ではなかったということになる。

## おわりに

以上、幸若舞と越前猿楽の活動について比較しながらみてきたが、ともに越前の芸能ということでその活動においていくつかの共通点がみられた。

一つは白山信仰の寺社祭礼を母胎として発生・発達したという点である。幸若舞については、越知神社文書などでも直接「幸若舞」の名はみられないが、越知山の祭礼や法会で児による童舞や白拍子舞などが長年にわたり奉納されていたことを考えれば、その発生・発展がこのような芸能環境と無関係とは考えられない。幸若由緒を検討した結果、すべての部分が虚偽というわけではなく、「桃井直詮画像」の賛にも白山神の助けによって芸能が完成したとあるように、白山の祭礼芸能は幸若舞の完成に大きな影響を及ぼしたと考えられる。しかし、画像の像主と幸若舞との関係に

については、由緒によって幸若丸の肖像画と位置づけられているのであり、その他の史料から伝来を裏付けることはできないため慎重に考えたい。贅者の海園梵学が朝倉氏菩提寺の心月寺二世でもあったことから詳しく見てきたが、海園は各地の曹洞宗寺院を輪住していたことから、晩年に書かれた贅は心月寺以外の寺院で書かれたものと考えられ、由緒に書かれるような朝倉氏の幸若舞への外護を示すことはできなかった。

越前国内での活動では、劔神社の祭礼で、幸若舞と越前猿楽がともに参勤しているように、彼らは、田中郷内またその近隣を拠点とし、越知山や劔神社の祭礼に参勤していた。越前から上洛した曲舞に、女曲舞や香菊・幸松など幸若以外の者がいたことや、越前猿楽の座が複数あったように舞々も複数存在したと考えられ、幸若舞についてもその一つと捉えるべきであろう。『時衆過去帳』には、越前猿楽らの名とともに「モ、ノ井」の名前が確認でき、この史料のみで幸若が桃井の子孫であるとはいえないが、幸若丸誕生の頃に越前に桃井を名乗る人物がいたということは、幸若と桃井を結びつける貴種離流譚の下地があったことを示しており、このような環境の中から幸若舞の出自にまつわる由緒が生まれたと考える。

幸若舞と越前猿楽の共通点の二つ目は、両者とも時を隔てず上洛興行を始め勸進興行を行うなど、活動の場が国外へと広がりをもよおす点である。ところが応仁・文明の乱を境として、両者の活動には大きな違いがみられるようになった。戦国時代に入ると、越前猿楽が上洛興行をやめて朝倉氏のもとで活動を変化させ、朝倉氏の主催する饗応の演能や法楽能へ出演するようになったように、幸若舞にも朝倉氏の外護がみられるかと思われたが、結果として、幸若由緒に書かれるような朝倉氏の愛顧や芸能鑑賞の事例は確認できなかった。幸若舞は応仁の乱以降も国外での興行を続けたが、これは幸若舞が朝倉氏のための保護に頼らなくても、都で多くの愛顧を得て活動を継続できたということが理由として考えられる。また、朝倉氏の芸能保護の目的からみても、『朝倉孝景条々』では、越前の芸能者の保護育成

を奨励しているが、大和四座の芸能吸収がその意図するところであり、朝倉亭御成の演能の様子をみても、主催者として武家儀礼を重んじていたことがわかり、朝倉氏は大和四座の芸能者を呼び寄せ、越前猿楽と競わせて楽しんだり、大和猿楽を習得したりすることには熱心でも、幸若舞を愛好したり、もてなしの出し物に用いることはなかったと考えられるのである。以上のような、朝倉氏の芸能保護のあり方が、越前猿楽と幸若舞の活動の違いとなって現れたと考える。

(1) 室木弥太郎「幸若と舞々」『国語と国文学』四〇〇号（一九五七年）は、幸若の出身地が印内村と呼ばれていたことから、特殊部落出身の芸能者であるとして、由緒で「出身の賤しくないことを誇るのには信じがたい主張」とする。

(2) 山路興造「中世芸能の変質―『道』の芸能者から『手』の芸能者へ―」『芸能史研究』九〇号（一九八五年）、同「舞々考―地方の舞々を中心に―」『芸能史研究』一四一号（一九九八年）。川崎剛志「曲舞と幸若大夫」『幸若舞曲研究』第七卷（一九九二年）。

(3) 麻原美子『幸若舞曲考』（新典社、一九八〇年）。

(4) 宮島新一「重要文化財桃井直詮像について」『ミュージアム』四五〇号、（一九八八年）。同『肖像画』（吉川弘文館、一九九四年）。同「武家の肖像」『日本の美術』三八五号（一九九八年）。

(5) 越前田中郷惣社の天王社祭礼を記録した嘉慶元年（一三八七）六月七日付の「天王社御幸供奉日記写」には「幸若」の名が記され、幸若の初見史料とされるが、写しであり内容からも幸若の存在を裏付けることは難しい。しかし、服部幸造氏は「集約された「語り」―幸若舞にみる「伝承」―」『芸能伝承の世界』（三弥井書店、一九九九年）で、幸若は天王社近くに住しており、古くから天王社祭礼に奉仕していたと考えるのが自然だろうと考察している。

(6) 岩橋小弥太「曲舞」『芸能史叢説』（吉川弘文館、一九七五年）では、幸若系図について「当時の芸人の身分を考えると、大名の子孫がいくら落ちぶれても、声聞師の徒には成るものではない。誰でも身分ができて来ると、いわゆる系図買で、周章として系図を作るのである」とする。

(7) 山路前掲(2) 論文。

(8) 『織田町史 史料編 上巻』（織田町、一九九四年）、七七〜八三頁。

(9) 前掲(8)、六六〜七四頁。

(10) 前掲(8)、一九四頁。

(11) 「幸若弥次郎家由緒書」では幸若丸を安直とし、八郎九郎家では直詮としている。宮島氏は前掲(4)で、画像名も箱書と同じ「安直像」に改めるべきとしている。しかし、両家の系譜は兄弟の家柄としながらも差異が大きく、箱書と中身が異なることもありうるので、直詮・安直のどちらにしても像主の名前として決定づけることは難しい。本章では、すでに「桃井直詮像」として認知されているため、この名称を用いた。

(12) 松原信之『越前朝倉氏と心月寺』（心月寺、一九七二年）。

(13) 『朝日町誌 資料編 1 幸若関係』（朝日町誌編纂委員会、一九九五年）、四四頁。

(14) 『福井県史 資料編 5 中・近世三』（福井県、一九八五年）、二六二頁。

(15) 前掲(13)、五二頁。

(16) 前掲(14)、二七〇頁。

(17) 麻原前掲(3) 著書。

(18) 『仮面譜』には、三光坊について「越前国平泉寺住、後近江国比叡山住、」と書かれるが、他に三光坊が平泉寺・比叡山に住した



ことを示す確実な史料はない。なお、越知山大谷寺には中世「三光坊」という坊があったことが、「大谷寺講衆方・先達方田数料足注文」〈前掲（14）二六八頁〉によって確認できる。

(19) 福原敏男氏は『祭礼文化史の研究』（法政大学出版局、一九九五年）で、大谷寺八講会で「ヒトツ物」の芸能があった点について、延暦寺八講会の芸能との共通性を指摘している。

(20) 前掲（13）、五二頁。

(21) 宮島前掲（4）一九九八年論文。

(22) 『時衆過去帳』（教学研究所、一九六四年）。

(23) 龍生寺は文正元年（一四六六）一伝喜訓によって佐々生に開創されたと伝わり、近世以降幸若家の菩提寺となり、明治二十九年に西田中へ移転した。『朝日町誌 通史編』（朝日町誌編纂委員会、二〇〇三年）、四六二頁参照。

(24) 室木前掲（1）論文。

(25) 一乗谷には心月寺の寺跡（現・福井市西新町）があり、朝倉氏家臣のものと思われる石塔が多数残存している。幸若由緒では、幸若丸は一乗谷の古道場に葬られたとするが、その場所は不明である。

(26) 『大日本仏教全書』第七十一巻所収（講談社、一九七二年）。

(27) 能勢朝次『能楽源流考』（岩波書店、一九七二年）。

(28) 二木謙一『中世武家儀礼の研究』（吉川弘文館、一九八五年）、金子拓「室町殿東寺御成のパスベクタイプ」『中世武家政権と政治秩序』（吉川弘文館、一九九八年）。



### 第三章 祭礼芸能の場と担い手 〱 志津原白山神社の能装束にみる芸能の伝承と断絶 〱

#### はじめに

越前は古くから芸能の盛んな土地で、中世には越前猿楽や幸若舞などの芸能者たちが、大谷寺・大滝寺・劔大明神寺などの寺社祭礼で芸能を奉納し、やがて京都や近江へと進出し興行を行うなど活発な活動をみせていた。戦国期に入ると、このような活動に変化が表われ、一・二章で述べてきたように、越前猿楽の場合は朝倉氏のお抱え芸能者としての活動をみせるようになった。しかし、朝倉氏滅亡後は、朝倉氏主催の演能への出演や家臣らへの芸能伝授という役割を失い、越前猿楽の活動は追えなくなってしまう。このような芸能者の活動の変化について、本来の活動の場であった祭礼芸能の場に起こった変化を読み取ることで、戦国から近世へと移行する中で衰微・消滅していく背景・要因について明らかにすることが、本章のねらいである。

祭礼芸能の場に起きた変化を、中世から近世へと時代を通して具体的に捉えられる対象地としては、越前池田（現・福井県池田町）がある。この地は、水海の鵜甘神社の田楽能舞のように、現在まで祭礼芸能そのものが脈々と伝承されてきたことから中世芸能の宝庫とされてきた。また、能面が完成する以前の特徴をもつ中世的仮面が数多く残され

ており、越前が優れた面打を輩出し仮面の一大生産地であったことや、それらを用いて盛んに祭礼芸能が奉納されていたことを文献史料以外からも示すことができる。今でも池田の神社には中世仮面や能装束がまとまって伝来していることから、これらを研究素材とした分野の研究蓄積が大きい。本田安次氏は早くから池田の仮面と芸能に注目し、水海村の田楽能舞の古い芸能を検討し、峠を隔てた岐阜県根尾村能郷の芸能との共通性を指摘された<sup>(1)</sup>。後藤淑氏は全国の中世仮面について網羅的に調査研究を進められる中で、池田町の須波阿須疑神社・鶉甘神社・月ヶ瀬薬師堂の仮面についても考察された。また越前猿楽が美濃長滝寺の祭礼芸能にも参仕していたことや、越前の面打の活動についても明らかにされた<sup>(2)</sup>。これらの研究により、それまでほとんど知られていなかった越前猿楽の存在形態と、越前に多くの貴重な中世仮面が残されていることが明らかにされたといってよいだろう。さらに、山路興造氏は「中世山村における祭祀と芸能―天竜川沿いと越前の小祠・小堂を中心に―」の中で、後藤氏の研究を進展させて、水海の田楽能舞の伝播と芸能の担い手について具体的に考察された<sup>(3)</sup>。

越前猿楽の場合、大和猿楽などに比べて活動を記録した文献史料が乏しく、史料からだけでは活動の実態や変遷がたどりにくい。先行研究でも活用されてきたように、水海の田楽能舞のような現代まで継承されてきた祭礼芸能や、これらの芸能に使用されていた能面や装束・道具類を、文献史料と組み合わせることで池田の祭礼芸能の場に起きた変化を読み取っていくことで、本章での考察が可能になると考える。能装束や道具類については、まだ十分に活用されていない資料もあり、特に志津原の白山神社には、寛永年間の墨書銘を有する能装束が伝わり貴重であるが、能面は別として装束・道具についてはこれまで調査・検討がされてこなかった。これらがどのような芸能に使用され、誰が使用し、また新調され、最終的に使われなくなったのか、変遷の歴史の中に位置づけることで、断片的に残る文献史料からはみえてこなかった中世の祭礼芸能の場の実態について、考察を広げていく手がかりとしたい。さらに池田では、

継承されてきた祭礼芸能と断絶してしまった芸能の両方の事例をみていくことができるので、断絶してしまった祭礼芸能がいつどのような経緯で変化したのかを捉え、両者の違いを詳らかにすることで、近世以降の越前の祭礼芸能が衰微していった要因について具体的事例をもって示したい。そこからは朝倉氏の時代、越前の祭礼芸能の場が維持され芸能盛んな環境にあった背景についてもみえてくるものと思われる。

## 一 越前池田の祭礼芸能

越前池田の祭礼芸能がどのように伝えられ、また断絶していったのかを知るためには、時代を追って芸能の転機となった事柄について探る必要がある。本章では、池田の祭礼芸能について、現代の祭礼芸能の状況から、近世、中世へと時代を遡って変化をみていく方法をとることにする。

まずは、池田の祭礼芸能の現状についてまとめると、以下ようになる<sup>(4)</sup>。

### ① 鵜甘神社（水海）

「水海の田楽能舞」が、毎年二月十五日（旧暦正月十五日）、神事芸能として奉納される。昭和五十一年（一九七六）五月四日、国指定重要無形民俗文化財に指定。芸能は田楽（鳥とび・祝詞・あまじゃんこ・あま）と能（式三番・高砂・田村・呉羽・羅生門）で構成される<sup>(5)</sup>。翁・父尉・三番叟ほか、十面の仮面が伝来する。

### ② 須波阿須疑神社（稻荷）

大正六年（一九一七）まで正月六日に能が奉納されていた。現在では、二月六日の「能面まつり」に、能面を公開するのみ。御三面（翁・父尉・三番叟）のほかに、中年の女・天神・尉など七面が伝来する。

③白山神社（志津原）

二月十七日、「お面様まつり」として、能面を公開。御三面（翁・父尉・三番叟）のほか、尉・景清・癒見など十一面が伝来。能装束・小道具がまとまって伝来する。

④薬師堂（月ヶ瀬）

御三面（翁・父尉・三番叟）ほか、怪士・蛇・女の六面が伝来。現在は個人蔵。

現在、池田町で祭礼芸能が伝承されているのは水海の鵜甘神社だけであるが、大正六年（一九一七）までは稲荷の須波阿須疑神社でも芸能が奉納されていた。また、志津原の白山神社や月ヶ瀬の薬師堂にも、能面・装束などが伝えられており、かつて祭礼芸能が行われていた。能面など祭礼芸能に使用した道具類が現在まで伝えられているのは、以上の四か所のみとなっている。池田の能面については、後藤氏の研究や『越前池田の古面』<sup>(6)</sup>の中で写真とともに詳しく紹介されているので、個々の面については本章で取り上げないが、これらの中で、鵜甘神社の能面は、使用され続け傷んで古くなると新調されたようで新しいものが多い。一方、須波阿須疑神社・白山神社・薬師堂の能面には、室町時代の作が多く含まれ、江戸時代の作品が少ない。このように、芸能の道具類の製作年代にまとまりがみられることでも、それぞれの神社で祭礼芸能がいつごろまで継承されていたのか、おおよそを把握することが可能と思われる。また、近世地誌などに記された情報からは、池田に他にも能道具を伝える神社があったことが読み取れる。

それでは、時代を遡りながら史料をみていこう。文化十二年（一八一五）に書かれた地誌、『越前国名蹟考』の祭礼芸能に関する部分を抜粋すると、

小畠村 春日社 昔は、正月十四日、翁の神事有之、今猶翁面・舞面・装束・楽器等有、

水海村 八幡社

(中略) 後深草院御宇正嘉年中、関東執権前相州刺史平時頼入道道崇、諸国経廻之刻、参籠於当社而、  
経歳於是、正月十五目為法楽、奏式三番并舞楽、以為恒例、(中略)  
右は、御尋に付、従先々相伝仕候諸記録吟味仕、来由相記、差上申候、此外委細の儀は、伝記紛失仕、  
唯今一向相知不申候、以上、

文化十一年甲戌四月

水海村八幡宮神職

原内匠

右、相頼遣候処、社家より認送所なり、又舞楽の事承度段を申遣候所、左の通、書付来、

第一番 連中ノ舞 是は太鼓にてはやし、

第二番 祝言

第三番 三田楽 是は大鼓にてはやし、

第四番 あま 是は笛・小鼓・太鼓にてはやし、

右四番は、最明寺殿の初言なり、

第五番 式三番

外に能

一、高砂 二、田村 三、呉服 四、綱

右四番は、先年は次第より相勤候得とも、只今は後仕手はかり勤申候、

右は、氏子共より認伝わりと見ゆ、古雅なる事故、相記置者也、(下略)

稻荷村

稻荷明神社 池田惣社 延喜式神名帳云、今立郡須波阿須疑神社三座、

(中略) 例祭 正月六日為鎮護国家御祈祷、行翁之大事并舞楽、正月十一日使隸名婦之神事、二月初

午、四月二之卯大祭、(下略)

月ヶ瀬村 薬師堂にて、昔は正月十三日翁之神事有之由、舞面・装束・楽器等今に猶伝来す、

志津原村 翁社 昔は正月十七日翁之神事有之由、舞面・装束・楽器等今に猶伝来す、

とあり、文化年間には、小島村の春日社にも、能面・装束・楽器などが伝えられていた。また月ヶ瀬の薬師堂にも、能面以外に装束や楽器が伝来していた。この時点ですでに、小島・月ヶ瀬・志津原では祭礼芸能が絶えており、翁神事の奉納された祭礼日のみが記されている。それぞれの祭礼日を見ると、小島は正月十四日、水海は正月十五日、稲荷は正月六日、月ヶ瀬は正月十三日、志津原は正月十七日となる。山路氏は各村の祭礼日が重ならないように少しずつづれていることから、「これらの村々では江戸時代にはすでに村人が(祭礼芸能を)演じるようになっていたらしい。しかし、やはり専門の猿楽衆が居り、それぞれに楽頭職を有して演じるのが中世期の本来の姿であったように思われる。」と考察している(2)。中世、池田の祭礼に、越前猿楽が参仕していたことを裏付ける史料はないが、専門の芸能者が楽頭職を有して順番に参仕していたことの形跡が、祭礼日のずれに表れているという指摘は、示唆に富む。祭礼日が芸能の関係だけで決められたとは言い切れないものの、水海や稲荷の祭礼日は、現在も変更されず続いており、そのまま中世から同じ日であった可能性は高い。また、山路氏の説に従えば、近世には村人が祭礼芸能を勤めていたが、中世では専門の芸能者が順番に各村の神社へ参仕して芸能を勤めていたことになる。このことに関しては、他の史料からも検討していく必要がある。後節で改めて述べたい。

水海の八幡社(現、鵜甘神社)の部分では、芸能の内容について書いた神主の書付も合わせて記されており、連中ノ舞↓鳥とび、祝言↓祝詞、三田楽↓あまじゃんごこ、あま↓阿満、式三番・高砂・田村・呉服・綱↓式三番・高砂・田村・呉羽・羅生門というように、その構成は今も変わっていないことがわかる。しかし現在の能は、曲の後半のみ



を舞う「半能」の形式になっており、この形式は「先年は次第より相勤候得共、只今は後仕手はかり勤申候、」とあるように、以前は通して舞っていたのが、時代を経る中で、後半部分のみ舞うように変わっていったことがうかがえる。以上のように、水海の田楽能舞が古い芸態を残しているとしても、演者・演目などは変化しながら伝承されてきたとみるべきであろう。

次に、『越前国名蹟考』より百年近く遡った江戸中期の様子を、享保六年（一七二一）成立の『鯖江藩寺社改牒』（以下『寺社改牒』と略す）から、村ごとにみていく。まず月ヶ瀬村の薬師堂については、

一、薬師宮 木座像 長耆尺五寸 月ヶ瀬村  
五間四面 萱葺 常安村 両氏子持

社地耆反七畝拾五歩 除地

従古太神宮・八幡・春日之三面御座候て、毎年正月十三日、式三番之神事、両村百姓順番<sup>ニ</sup>とう仕、氏子寄合申候処、近年百姓衰微仕、神事相止、右三面計有之、

というように、月ヶ瀬村・常安村の両村によって維持されてきた薬師宮祭礼が、近年になって百姓困窮のため行われなくなったと記される。それまでは両村の百姓が順番に頭役になり、正月十三日の式三番を勤めていたことがわかり、近年行われなくなったということは、一七〇〇年代初頭までは祭礼が継続していたことをうかがわせる。また、『寺社改牒』では神社の神像・神宝についても記録されているが、薬師宮の場合、翁・父尉・三番叟の三面を御神体と同様太神宮・八幡・春日の神として記している点が注目される<sup>(8)</sup>。現在も須波阿須疑神社や志津原白山社では、祭礼日に御三面を開帳する「能面まつり」が続けられているが、もともと道具として使われていた仮面が、芸能が途絶えた後も、祭礼の中で御神体の開帳という新たな意味を持ち祀られるようになっていたことを、この時点から確認することができる。

つぎに『越前国名蹟考』では「翁社」の名前で記録されていた志津原村の神社について、『寺社改牒』の記事をみてみると、

一、白山宮 木立像 長老尺五寸 式間九尺 氏子持

一、神明之面 三面 同断

右両社地 三町歩計 山 村除

祭礼九月十七日

というように、白山宮とは別に三面を記述している。元文四年（一七三九）の『広瀬組寺社道場改帳』<sup>(9)</sup>でも、

一、天照大神、八幡、春日の御三面社 萱葺

但、六尺に七尺、板敷に壁板張り、

翁 御面様 御長六寸一分 祭礼正月十七日

八幡 御面様 御長五寸六分

春日 御面様 御長六寸

一、氏神白山社 萱葺 但、九尺に二間、板敷に壁板、

本像 御長一尺一寸五分座像 祭礼九月十七日 宮山一ヶ所 但、御三面社地山と同山にて御座候、

この反別は相知申さず、

大門 社地一反三畝歩 御高外

というように、明らかに白山神社とは別けて御三面社が記される。このことから、現在は合祀されているが、近世には御三面社が独立してあったことがわかる。祭礼芸能については何も記されておらず、祭礼日が書かれるだけなので、

おそらく御面様を祀るだけで芸能は絶えていたと思われる。

次に水海村の八幡社の部分をみると、八幡社の神宮寺であった阿弥陀寺の由緒や祭礼にかかる費用の内訳が詳しく書かれている<sup>(10)</sup>。水海の田楽能舞については、最明寺入道北条時頼が水海村に逗留した時、村人がもてなしに田楽を舞い、そのお礼に時頼が能を教えたという伝承がある。この伝承については『寺社改牒』にも寛文五年（一六六五）の書付が記録されており、時頼伝承が古くから伝えられていたことがうかがえる。これまでは、能の演目が室町時代の作であるのに、なぜ芸能の始まりを時頼の廻国伝説へと結び付けた伝承が伝えられたのか不明であった。しかし、山路氏は越前大野の祭礼芸能の実態を明らかにする過程で、戦国時代に大野の宝慶寺門前に「猿楽小五郎」という芸能者が往んでおり、水海の阿弥陀寺が宝慶寺の末寺であることから、水海の田楽能舞が宝慶寺に芸能奉仕する猿楽者から伝播した可能性を指摘された<sup>(11)</sup>。宝慶寺は曹洞宗第二道場であり、弘安元年（一二九九）には、北条時頼の菩提を弔うため寺敷地が寄進されている。宝慶寺と阿弥陀寺が本山末寺関係にあり、位置的にも山ひとつを隔てただけで非常に近いというのも、時頼伝説がこの地で育まれた背景として納得のいくものだろう。水海の場合、八幡宮の御供田が約五畝歩あり、ここから祭礼費用が納められていたことがわかる。祭礼芸能にかかる費用についても詳細に記され、祭礼入用高五石弍斗三升のうち、八幡宮年中神事費用として三石二斗が計上され、その中から五斗が三番三役<sup>(12)</sup>に、一斗ずつがなりわい役とあまでんがく役に充てられていた。

次に稻荷村の稻荷大明神（現、須波阿須疑神社）についてみると、『寺社改牒』には、朝倉貞景が社殿の再建をしたこと、元龜・天正年中にそれらが焼失し慶長五年に再建されたこと、正月六日の祭礼が怠慢なく続けられてきたこと、「三社神面」が往古より伝来していることなどが記されるだけで、祭礼芸能について具体的な演目などは書かれていない<sup>(13)</sup>。しかし、祠官梅田高起が文化八年（一一八一）に著した『須波阿須疑神社年中行事記』<sup>(14)</sup>には、芸

能の演目についても記述がある。

正月六日、此日依社例為鎮護国家之御祈禱、奏式三番并舞樂、(中略)祓、次昇殿、翁三面渡御、於大拝殿翁大事、次千載、次三番叟、次舞樂高砂・田村・呉羽、舞樂畢而昇殿、翁三面還御本殿、

このように、稻荷でも式三番のほか高砂・田村・呉羽などが行われていた。能の演目は水海のものと同じで、芸能構成には共通性がみられる。また、水海も稻荷も祭礼芸能の能曲部分を、能や猿楽ではなく「舞樂」と表記している点が共通している。

以上の史料から、池田の祭礼芸能について近世中期頃までの様子を知らることができた。しかし、これ以前の祭礼芸能の様子を記したものとすると中世史料まで遡ってしまう。そのような中、志津原の白山神社の能装束は寛永年間の墨書銘を有し、ちょうど文献史料の空白期間を埋めるものともなりうる資料なので、中世の祭礼芸能についてみる前に、志津原の能装束について考察することにした。

## 二 志津原白山神社の能装束

志津原の白山神社には、能面とともに能装束や小道具が多数伝来している。能装束のうち狩衣と半切は、昭和四十九年に福井県の指定文化財になっており、報告書も出されている<sup>(15)</sup>。しかし、すべての能装束が調査報告されているわけではなく、冠り物や小道具類については全く取り上げられていなかった。そこで能装束・小道具についても改めて調査した結果、表1のような資料が伝来していることがわかった<sup>(16)</sup>。

表1 志津原の白山社能装束・小道具一覧

分類	品目	数量	大きさ(cm)	備考	墨書銘
能装束	袷狩衣 紺地花唐草模様金襴	1領	丈120×衿92	裏地は浅葱色地、	奉仕加里衣之裏 志津原村惣中 寛永拾伍拾壬寅八月吉祥日
	袷狩衣 黄無地	1領	丈137×衿86		
	袷法被 紺地輪宝模様	1領	丈113×衿77	表地に白と黄色の輪宝が刺繻される、 裏地は茶色麻、	
	側次 牡丹唐草模様片身替	1領	丈88×衿23		
	水衣 紺無地	1領	丈98×衿71		
	半切	4腰	丈85	白絹、後張の芯に畳使用、 四腰とも同一の作り、	①寛永拾九年むま正月五日 志津原村 かみや善兵衛代ノ時 したてまつる ②寛永拾九年むま 正月五日 志津原村 岡 茂助殿 善兵衛代之時 御きしむの □□中 したてまつる ③(花押カ)つ□やせ ④前□ □□
	篠懸	1点			
腰帶	2本	長280、293	白無地		
冠り物	角帽子 紺地花鳥獣模様	1点	長92×幅42	表地には獅子四頭、鳥2羽、松、花が全体に刺繻される、 内側に和紙があてられ、墨書あり、	しつはら村かみや
	竜戴	1点	長37×高20	紙製	
	鳥兜	1点		紙製	
	鳥帽子	6点		すべて紙製、 大臣鳥帽子(松皮菱金箔模様)1点、 黒無地のもの3点、 折鳥帽子1点、 日の丸の描かれたもの(三番叟に使用カ)1点、	
仮髪	5点		赤毛・茶毛1点、黒毛2点、 能の頭、垂とも作りが異なり、 水海の「あまじゃんご」のかつらに似る、 かもじ1点、		
小道具	数珠	1点		木製	
	団扇	1点	径25	柄の部分欠く、	
	羽団扇	1点		羽の部分紙製で7枚残り、 柄は欠く、	
能狂言面	翁	1点	縦18.7		
	父尉	1点	縦17.2		
	黒色尉	1点	縦17.1		
	中年の女	1点	縦21.4	えくぼあり、	
	尉	1点	縦20.9	面裏に「十」の朱漆銘あり、	
	癒見	1点	縦20.5	面裏に朱漆銘あり、	
	景清	1点	縦18.6		
	怪士	1点	縦20.0	面裏に墨書銘あり、	志津原(花押)
	怪士	1点	縦20.3		
	小面	1点	縦21.1		
	深井	1点	縦20.8	面裏に「歌舞」の刻銘あり、 出目満照作	
	蛇	1点	縦22.4		
	賢徳	1点	縦18.3		
乙	1点	縦19.3			

これらの能装束の墨書銘をみると、寛永十五年（一六三八）八月に、狩衣の裏地に、

奉仕加里衣ノ裏

志津原村惣中

寛永拾伍拾壬寅八月吉祥日

と書かれ、「志津原村惣中」によって仕立てられたことがわかる。高価な表地の花唐草文金襴については、誰がどのような経緯で奉納したのか不明であるが、墨書に「かり衣の裏」と書かれるので、裏地は村人によって仕立てられ、金襴は別の寄進であったと考えられる。半切は、同様の作りで、そのうち二腰に以下のような、寛永十九年（一六四二）正月五日の紀年銘がある。

①寛永拾九年むま正月五日

志津原村

かみや善兵衛代ノ時、

したてまつる、

②寛永拾九年むま 正月五日

志津原村

岡茂助殿 善兵衛代之時、

御きしむの □□中

したてまつる、

これらは、四腰揃えで製作されたものと考えられる。また、墨書銘から半切が「かみや善兵衛」の代に作られたもの

であることもわかる。また、角帽子の裏紙にも「しつはら村かみや」と書かれるが、これは志津原村の神主を務めていた神谷家と伝えられる<sup>(17)</sup>。半切の奉納者は岡茂助と考えられるが、この人物については、池田の市村に庄屋の岡家があり、元和元年（一六一五）の「地所永代売渡証文」<sup>(18)</sup>に「庄屋 重助」とあり、半切を奉納した岡茂助は市村の岡重助と同人と考えられる。これらのことから、伝来の能装束の一部は志津原の村人や近隣の村人の寄進によって作られたことがわかる。

祭礼芸能が伝承されてきた水海村と、志津原や月ヶ瀬村などの芸能が断絶してしまった村を比較してみると、村の規模には大きな差があった。参考に、池田郷の各村の石高・人数を比較すると、表2のようになる<sup>(19)</sup>。

表2 池田郷村別石高・人数一覧

村名	石高	人数
清水谷	240石3斗2升	234
柿ヶ原	18石8斗7升	49
広瀬	156石8斗7升	80
寺谷	139石2斗9升	88
山田	245石2斗5升	172
池田	49石6斗3升	50
板垣	153石3斗3升	116
定方	58石9斗2升	77
西角間	320石1斗3升	177
菅生	121石3斗5升	92
魚見	69石9升	289
新保	63石6斗7升	54
東俣	215石7斗1升	198
東角間	50石9升	94
上荒谷	267石4升	180
市	112石1斗3升	61
寺嶋	147石6斗6升	160
常安	217石9斗4升	112
土合木谷	61石5斗3升	68
河内	79石2斗5升	104
志津原	120石3斗8升	90
月ヶ瀬	179石6斗4升	117
稲荷	146石8斗4升	81
藪田	267石8斗	124
水海	628石9升	490
安善寺	147石4斗	22
谷口	219石	236
野尻	107石8斗9升	123
持越	80石8斗6升	69
松ヶ谷	44石8斗7升	159
小畑	95石4升	169
千代谷	75石3斗5升	132
下荒谷	35石5升	76
大本	43石	89
金見谷	30石8斗4升	43

表に示すように、水海村の石高六二八石、人口四九〇人に対し、志津原村は一二〇石、九〇人と、およそ五分の一の規模である。このような志津原村の状況からみると、祭礼芸能の奉納にかかる負担は大きかったものと思われる。また、能装束・道具の種類や数の多さからみても、これらが村人の出費だけで揃えられてきたとは考えられず、中世

に、ここを活動の場としていた專業芸能者からの奉納や、芸能のパトロンの存在が推察される。

次に、志津原でどのような芸能が行われていたのかを能装束・能面からみてみよう。まず半切や仮髪が複数あることが注目される。これらは傷み具合に差があるものの、同一の作りで二点以上あるので、替えの装束というよりは、揃いの装束を着て複数人で出演する芸能が行われていたと考えられる。仮髪は能の「頭」や「垂」に比べると毛髪の長さが短く、作りが異なる<sup>20</sup>。水海の田楽「あまじゃんご」で使用されるものと似ているので、志津原でも水海と同じような田楽が行われていたのではないか。能面の「景清」はこの曲にしか使用されない専用面なので、景清の能があつたことはわかるが、竜戴・鳥兜などは使用される曲が多く、そこから演曲を確定することは難しい。また残存する装束・道具だけでは、演能可能な曲がないので失われた道具があることもわかる。しかし、どのような役柄が登場する曲であつたのかについてはある程度想定できる。例えば、唐団扇があるので、中国を舞台にした唐物、または唐人の出演する曲があつたと思われる。また、羽団扇や篠懸・数珠から、天狗や山伏の役柄が出演する曲が演じられていたと考えられる。竜戴は竜神役で使用されるし、鳥兜も「白髭」など異神役や楽人役で使用される。水海や稲荷で行われていた演目は、高砂・田村・呉羽など同じ曲で、他の曲が奉納されていたのかどうかかわらないが、志津原の能装束・能面には、それ以外の曲に使用される道具が多く含まれるので、他にも様々な演目が行われていたことは明らかである。志津原の白山神社の由緒を明治二十五年（一八九二）に写したとされる、「志津原白山社に関する書類うつし」<sup>21</sup>には、天明年中（一七八一〜八八）まで式三番・高砂ほか九番の舞樂が行われていたが、太夫・村人ともに困窮のため神事芸能が行われなくなったとある。高砂以外に九番の演目を奉納していたという記述については、能装束や能面の組み合わせからみて十分可能であろう。また、写しには村人が伊勢に参拝し宮川で御三面を拾いあげ持ち帰ったと書かれており、能面を御神体として祀る意味を伝える由緒が伝えられていたことがうかがえる。



志津原の祭礼芸能がいつ頃まで継続していたのかについて、「志津原白山社に関する書類うつし」では、天明年中（一七八一〜一七八九）まで行われていたとしているが、『寺社改牒』（享保六年（一七二一））などには芸能の記載が全くなく、月ヶ瀬薬師宮のように衰微の事情や時期も書かれていないことから、すでに享保年間（一七一六〜一七三六）には芸能が断絶していたと考えられる。「志津原白山社に関する書類うつし」は明治時代の写しで、原本の書類がいつ頃作成されたものか不明のため、その内容を判断するには慎重を要する。道具類の製作年代からみても、志津原の能面は、様式的に完成された能面とは異なる古様のもの（翁・父尉・三番叟・中年の女・尉・癒見・景清）が多く、ほとんどが室町から桃山時代の作で、近世作が含まれていない。また、能装束の新調を寛永十九年（一六四二）まで行っているのが、近世初期までは確実に芸能が継続していたといえるが、それ以降に製作された装束がないということは、寛永年間製作の装束が傷んで新しいものを作る必要のないまま、芸能が断絶してしまったことが推察され、これらのことから、芸能断絶の時期としては十七世紀末ごろと推定される。

### 二 中世における越前池田の祭礼芸能

志津原の能装束・能面からは、近世初期までは装束が新調され祭礼芸能が奉納されていたことや、高砂や田村以外にも、「邯鄲」のような唐物の曲や、「鞍馬天狗」のような天狗・山伏の役が出演する曲などの演目があったことが明らかとなった。能面の多くは室町・桃山期の作で、志津原の祭礼芸能が中世から継承されてきたことはわかるが、中世の祭礼芸能の様子については具体的に知ることができない。現在まで祭礼芸能の奉納が続けられている水海の場合も同じで、近世の芸能については演目もわかり、祭礼にかかる費用も詳らかであるが、中世の祭礼芸能に関しては史

料が残っていない。中世の祭礼芸能に関する史料が乏しいのは、『寺社改牒』に「元龜・天正年中、為兵火、神輿・神宝・縁起・旧記等迄悉及滅亡」と書かれるように、近世移行期に兵火の被害を受けたことにもよるのであろう。ただ、ここまで近世の祭礼芸能についてみてきて、稻荷・水海・月ヶ瀬・志津原の芸能は、断絶の時期は違っても御三面に対する信仰や芸能構成に共通点があることがわかる。したがって、中世の祭礼芸能についてそれぞれ個別に史料をたどって捉えることはできなくても、史料の残る稻荷大明神の例をみていくことで、中世における池田の祭礼芸能の様子や担い手、芸能奉納にかかる経済的基盤について、共通性をもった具体的事例を示すことができると思われる。

戦国時代の須波阿須疑神社の年中行事については、天文十九年（一五五〇）に記された「稻荷大明神年中行事次第」<sup>(22)</sup>に、次のように見える。

御稻荷大明神之小もり之次第

- 一、月小守ハさつへひ田いのこ兵へ<sup>ニ</sup>有之、五人也、
- 一、正六日<sup>ニ</sup>小守、但其日紙袋ハ拙者、かいなさしハ惣中、其内百文ハ大夫分<sup>江</sup>、
- 一、正十三日御弓はしめ、池田殿より五斗御供・五升御三木おり候、
- 一、二はつ馬小守、御とう之儀御公し取指也、若斟酌候ハ、七度指也、其後さかきゆく也、はつ馬<sup>ニ</sup>ハ八か鬼に入より米一斗五升、
- 一、三せつく小守、くら谷殿<sup>(鞍)</sup>・池田殿両より御下行、
- 一、四祭礼よひ之宮之儀、御供四斗二升・指鯖拾五くし・くた之もち十五、同たう日<sup>ニ</sup>さしいれ五升樽一ツ、又田<sup>(祝)</sup>はうりより之おり物如此候、
- 一、五五霊会小守、池田殿より五斗御下行、粽十連御三木料候、五月ちうしゅん<sup>ニ</sup>七守仕候、御庄内御こく之き

ねん、

一、九七日小守、御稻荷九日、又神おくりニ小守、御留事ハ神人ひとりニ糯米一升宛、神むかひにハいのこ兵へよりあかり物有之、

一、日野御前月小守、まへハ上夫料之は（初穂）つおに而三人小守候、然共世上よりはつおけた（榊念）へ候て、くら谷殿より小守神田立、それより五人小守也、七月廿五日にハこまいぬの大事お行也、能々口伝有之、

天文拾九年二月廿八日

梅田次郎左衛門尉 平忠経（花押）

正月六日の祭礼、正月十三日の御弓始、二月初午祭、三月節句、四月春祭り、五月御霊会、七月狛犬の行、九月秋祭りなどの行事について、その頭役や御供・下行が記され、具体的な芸能の担い手としては、正月六日に惣中によって「かいなさし」の芸能が奉納されたことがわかる。「かいなさし」について、『日葡辞書』では「神の前で舞ったり歌ったりすること」と訳され、広義的には舞楽や巫女舞などさまざまな芸能が当てはまる言葉と考えられる。能勢朝次氏はこの芸能について、鎌倉から室町にかけて猿楽者・田楽者などによって演じられた、「翁」と同じような意味を持つ舞であると考察された<sup>(23)</sup>。香西精氏は能勢説を踏まえ、「カйнаザシ」を「観衆を予想しないで、ただ祭神にのみ捧げる純粹に宗教儀礼的な神事芸能」と考え、「翁は、正式には式三番の形で演奏されるが、略式に千差万別ともいふべきほど多様な、ほとんど自由な応用演式が行われたもので、今日民俗芸能の中に生き残っている翁の遺風の中にその種々相の名残を見ることができ。」として、翁の多様な応用演式の一つと捉えられた<sup>(24)</sup>。しかし、具体的に民俗芸能の中に生き残っているとされる「カйнаザシ」の事例が示されず、その所作やどのような意味をもった舞であるかは不明である。また、後藤氏も「かいなさし考」の中で、その実態を明らかにすることを試みられ、民俗芸能として伝承されてきた「かいなさし」の所作や近世史料に書かれる事例から、「かいなさし」が祓い清めの意味を持つ

芸能であること、猿楽・田楽者以外にも神主・巫女が勤めた例もあることなどを明らかにされた<sup>(25)</sup>。

稻荷大明神の場合、一節でみてきた『須波阿津疑神社年中行事記』などの近世史料では、正月六日の芸能は「翁之大事」あるいは「式三番」と書かれているので、中世の「かいなさし」は翁と同質の芸能であった可能性が高い。香西説から考えるなら、式三番ではなく略式で翁が奉納されたことになり、正式な演式でないため区別して、「かいなさし」と記述されたとも解釈できるだろう。しかしこれには、「稻荷大明神年中行事次第」の執筆者（梅田次郎左衛門忠経）の、芸能に対する認識についても考えなければならない。水海の祭礼芸能は、現在は「田楽能舞」という名称だが、これは近代になってから付けられた名称で、近世史料では田楽・祝詞・阿満の舞・式三番・能などがまとめて「式三番ならびに舞楽」と表記されている。先の史料をもう一度振り返ってみると、『須波阿津疑神社年中行事記』では、「次舞楽高砂・田村・呉羽」というように、能を舞楽と表記している。池田郷の神主たちが、能・猿楽を知らないために「舞楽」という言葉を使っているわけではないことは、『越前国名蹟考』に収載された八幡社神職原内匠の書ぶりからも明らかである。「かいなさし」は本来、腕をさし上げる動きを表現した言葉で、舞楽の舞の手法を表わす言葉でもあるので、「舞楽」の同意語として「かいなさし」という言葉を用いたとも考えられる。越前には鎌倉・南北朝に作られた舞楽面<sup>(26)</sup>が伝えられており、一章でみてきたように、中世に祭礼で舞楽を指導するプロの芸能者がいたことは他の文献史料からも明らかである。また、大谷寺のように史料には舞楽や神楽として記されているが、実態としては猿楽が奉納されていたと考えられる例があり、鎌倉期以降、越前の大社寺の祭礼で猿楽が奉納されるようになる前段の環境として、専門の芸能者による舞楽奉納が行われていたことが、「舞楽」と書かれるようになった背景として考えられる。いずれにしても、「かいなさし」は一つの特定の芸能を表わす言葉でないため、全国的に事例を比較していくことで実態を明らかにする必要があるだろう。

さて、「かいなさし」の担い手についてであるが、「かいなさしは惣中」という文言からは、惣中が出演し「かいなさし」を行ったという意味と、「かいなさし」の費用を惣中が負担した、という二通りの解釈ができる。近世には祭礼芸能は村人の出演で行われていたが、ここでは「其内百文ハ大夫分<sup>江</sup>」とあり、芸能出演料のうち百文を大夫に払うというように理解できる。戦国時代の越前には専門の芸能者がたくさんいたし、田中郷や織田庄の事例<sup>(27)</sup>をみても祭礼には専門の猿樂者が参仕しているので、この場合も猿樂座が参勤し、その大夫に百文が支払われたと考えられる。他の祭礼をみても、頭役や御供の内訳など祭礼の負担費用に関わる記述がされているので、この場合は「かいなさし」の費用を惣中が負担して奉納するという意味でよいであろう。つまり、戦国時代にはプロの芸能者が稲荷大明神に参勤し芸能奉仕していたことになる。しかし、池田の祭礼芸能に参勤していた芸能者の具体的な名前までは確認できない。このような場合、山路氏が論じられたごとく、大野の宝慶寺門前に住んでいた猿樂者とも考えられるし、すでに知られている越前猿樂以外にも、池田庄を拠点とする専門の芸能者がいたとも考えられる。稲荷は古くは「院内」と呼ばれた場所<sup>(28)</sup>で、この地名は幸若舞が越前田中郷の印内を拠点としたように、芸能者と関係の深い地名といわれる<sup>(29)</sup>。また、須波阿須疑神社所蔵の天神面の裏には次のような墨書銘があり興味深い。

御神前

御稲荷

元龜二年正月吉日

野尻千代熊丸

野尻は稲荷に隣接する野尻村と考えられ、この能面はそこに住んでいた千代熊丸が稲荷大明神に奉納したものと考られる。越前に伝来する能面でこのように年号と奉納者名が墨書された面は少なく貴重であるが<sup>(30)</sup>、岐阜県白鳥の

長滝寺には近江猿樂の日吉与十郎が奉納した面が伝わるように、芸能者や面打が寺社に能面を奉納する事例は少なくない。千代熊丸がいかなる職業の者であったか不明であるが、一章で越前猿樂の活動について詳しくみてきたように、たとえば、田中郷では郷内の清水山村に猿樂者が住んでいたと思われ、惣社天王社や織田劔大明神に参仕していたと考えられるので<sup>(31)</sup>、池田にも庄内の神社の祭礼に参勤する芸能者が住んでいた可能性が高い。

次に、祭礼の費用負担や経済的基盤について考察してみたい。「稻荷大明神年中行事次第」によれば、弓始や三月節句・五月御霊会などで、鞍谷・池田両氏から米や酒の御供が出され、また神田の寄進がされていた。鞍谷氏は、今立郡鞍谷庄に館をかまえた斯波氏の一族で、戦国時代には朝倉氏と婚姻を重ねて代々姻戚関係にあり、池田庄に一定の支配を及ぼしていた<sup>(32)</sup>。池田氏は、池田庄を地盤とする国人で、もともと斯波氏の守護代甲斐氏の家臣であったのが、後に朝倉氏の国衆となったといわれる<sup>(33)</sup>。戦国時代、池田の祭礼において朝倉氏が神事を催すなどして芸能奉納に関わったことを示す史料はみられないが、『寺社改牒』には「其後中絶之砌、当国之太守朝倉英林之嫡孫貞景公、社頭并三重塔・輪蔵・鐘楼等、末社数多再建、<sup>(34)</sup>とあるように、稻荷大明神が中絶した際には、三代朝倉貞景が社殿を再興しており、越前国主としてその再興と祭礼維持に関わっていたと考えられる。このような中、直接の領主であった鞍谷氏や池田氏が祭礼に深く関わっていたことを示す史料は他にもみられる。「上島孝治家文書」には、月ヶ瀬村薬師宮の神田に関して出された鞍谷・池田氏の文書があり、古いものでは、文明十五年（一四八三）の「池田時春神事料寄進状」<sup>(34)</sup>がある。

池田庄之内於月瀬村正瑞庵領宮之前、壺石伍斗之内より式斗五升、毎年宮廻奇進所申状如件、

文明十五年十月十八日

時春（花押）

月瀬村百姓中

これにより、池田氏が薬師宮に毎年巡拝し、神事料として式斗五升を寄進していたことがうかがえる。鞍谷氏からも永正十六年（一五一九）<sup>(35)</sup>、十八年（一五二一）にそれぞれ安堵状が出されているが、十八年に安堵状が発給された経緯については、次の「清覚左衛門・同衛門二郎証状」<sup>(36)</sup>により明らかである。

永正二年十月八日之らいし本を闕候て、地家へ中絶候間迷惑仕候て、牛玉田を永正参年之歳より此下地を五石式斗五升米之代<sup>ニ</sup>永代地家へ参置候、但兄弟と<sup>而</sup>此らいしもとを本物返に五石式斗五升之分地家へ出候者、田地を返可給候、殊<sup>ニ</sup>此就牛玉田候て従 公方様御不審候間、色々申分候て御一行を被下候、御礼銭色節<sup>ニ</sup>四貫式百文入候、是を地家より御出候間、則御一行を相副候て参候、米五石式斗五升并四貫式百文、已上此分をそたて候ハ、此田地私方へ可給候、仍為後日証文状如件、

永正十八年<sup>辛</sup>三月十三日<sup>巳</sup>

恒安村 清覚左衛門（略押）  
同衛門二郎（略押）

月瀬薬師堂村人衆御中<sup>江</sup>まいる

これは、清覚左衛門兄弟が、薬師堂のオコナイで配る牛玉宝印の礼紙費用を欠いたため、米五石式斗五升の代として地家へ売ってしまった牛玉田について、本物返で買い戻す旨を約束した証状である。牛玉田ということで心配して公方様（鞍谷氏）が一行下されたとあり、それが次の「斯波新三郎政綿袖判安堵状」である<sup>(37)</sup>。

<sup>(新波政綿)</sup>  
(花押)

池田庄於月瀬村宗正名之内壺石三斗田地、在坪甘酒前有之、但此内参斗者、油灯明<sup>ニ</sup>薬師堂へ毎月八日出、并牛玉正月八日十三日兩度<sup>ニ</sup>地下へ出、残壺石之米者、為内徳於末代可進退、仍不可有相違状如件、

永正十八年<sup>辛</sup>三月十三日<sup>巳</sup>

恒安村

清覚左衛門参

おそらく清覚左衛門と衛門二郎兄弟は、薬師堂の祝のような立場にあり、正月のオコナイで牛玉宝印を配っていたであろう。月ヶ瀬村では正月八日・十三日の二度、地下へ牛玉宝印が配られたようで、正月十三日といえば、近世に薬師堂で式三番が奉納されていた日である。このことは、オコナイと式三番の祭礼芸能が一連の行事であったことをうかがわせる<sup>(38)</sup>。先の証状には、色節への礼錢四貫弍百文も地家に立て替えてもらっていたことが書かれるが、色節とは祭礼で芸能を勤めた専門の芸能者のことと考えられ<sup>(39)</sup>、戦国時代には、薬師堂の祭礼にもプロの芸能者が参仕して芸能を行っていたことがわかる。

薬師堂・小白山社へ寄進された神田については、この後、池田氏も引き続いて天文六年(一五三七)・同八年(一五三九)に安堵状<sup>(40)</sup>を発給している。朝倉氏は越前の寺社を保護し、神領の安堵や寄進だけでなく、新たに神事能を奉納させたりもしていたが<sup>(41)</sup>、池田の場合も、稲荷や月ヶ瀬の様子から鞍谷・池田両氏によって神田が寄進・安堵され、祭礼に御供が奉られていたことがわかり、祭礼行事の安定継続に関わっていたといえるであろう。なお、池田氏は元龜三年(一五七二)織田方への内通が露呈し、親子ともに殺された<sup>(42)</sup>。佐藤圭氏によれば、鞍谷氏も朝倉氏滅亡後は一向一揆によって衰退し、わずかに天正十年(一五八二)の、「鞍谷民部少輔・諏方三郎兵衛尉兩人宛佐々成政書状」によって武家としての存続が確かめられるという<sup>(43)</sup>。これ以降、近世へと移行する中で、領主が領地の祭礼行事の継承に積極的に関わり神田が安堵されることでそれらが維持されるという仕組みや経済的基盤が失われてしまったことが推察される。一節でみてきたように、近世史料をみると月ヶ瀬や志津原には神田がみとめられず、祭礼芸能は村人の出演と費用負担によって行われるようになったが、これによって村人の困窮が祭礼芸能の存続へと大き



く影響を及ぼし、衰微・断絶へとつながっていったと考えられる。稻荷や水海なども天正年間に兵火の被害を受けたが、かつて朝倉氏が社殿を再興したように、新たな施政者によって祭礼芸能や年中行事が再興されることはなく、祭礼芸能の場を維持していた経済的基盤が失われてしまったことで、中世に活発な活動をみせていた越前猿楽たちも出演の場を失い変化を余儀なくされたと考えられるのである。

#### おわりに

以上のように、池田の祭礼芸能について現代から中世まで遡って、芸能の内容や担い手・費用負担のあり方を詳らかにすることで、祭礼芸能の場に起きた変化と要因について考察してきた。その中でも、寛永年間の墨書銘を有する志津原白山神社の能装束・小道具からは、近世初期の祭礼芸能について具体的に明らかになった点があったので、簡単にまとめる。

① 狩衣は、墨書銘から裏地が志津原惣中によって仕立てられたことがわかるが、表地の金襴については、別に奉納されたものと考えられる。半切にも市村の庄屋と推定される「岡 茂助」の寄進を示す墨書銘があることから、志津原村の能装束は村人の出費だけで製作されたのではなく、近在の篤志者や芸能者の奉納があったと考えられる。

② 能装束の中に、水海の田楽で使用されているものと似た作りの仮髪や、同様の仕立ての半切が四腰あり、志津原でも水海の田楽のような芸能が奉納されていた可能性が高く、御三面に対する信仰や芸能構成には共通性が見られる。

③ 能装束・小道具は様々な組み合わせで使用されるため、志津原の能装束から祭礼芸能の演目を確定することはできないが、唐団扇や羽団扇・篠懸・竜戴などから、唐人・天狗・山伏・竜神などの役柄が登場する曲が演じられていたと考えられる。水海では四曲の演目が伝承されているが、志津原ではその他多くの演目があったと推定される。

④ 志津原の祭礼芸能がいつ頃まで継続していたのかについては、能面に近世の作品が含まれず、寛永十九年製作の装束が傷んだ後、新たな装束が作られていないことから、池田郷の中でも志津原は比較的早く祭礼芸能が断絶した可能性が考えられる。近世に入り祭礼芸能が断絶してしまった背景には、水海村などと比べて志津原や月ヶ瀬村は、村の規模が小さく、『鯖江藩寺社改牒』に書かれるように、祭礼を支える村人の困窮がそのまま祭礼芸能の継承に影響を及ぼすこととなったと考える。

中世の祭礼芸能については、稲荷大明神など一部の事例ではあったが、一章では具体的に捉えることのできなかった、朝倉治政下において祭礼芸能の場に鞍谷氏や池田氏などの在地領主層がどのように関わっていたのかを詳らかにすることができた。また、芸能の担い手についても、稲荷大明神の正月六日の祭礼芸能では、近世には村人の出演によって芸能が奉納されていたが、中世には専門の猿楽者が参勤し出演していたと考えられること、また「かいなさし」と呼ばれる芸能が奉納されていたことなどがわかった。さらに祭礼芸能の経済的基盤についてみると、中世には鞍谷・池田両氏が祭礼や年中行事の維持に深く関与し、祭礼にあたっては御供が寄進されたり、祭礼費用捻出のための神田が寄進または安堵されることで、祭礼芸能の場が維持されていたと考えられる。このようなことから、朝倉氏ら支配層が直接的に神事を執り行わせたり芸能者を扶持したりする以外に、戦国期以前から越前国内に数多あった祭礼芸能の場が保たれ、越前猿楽ら専門芸能者の活動が続いていたと考えられるのである。しかし近世に入ると、祭礼芸能

は費用・出演者の両面で村人負担となり、村の規模と経済状態がそのまま芸能存続に影響するようになったと考えられる。池田の祭礼芸能の場に起きた変化をみていくと、現在まで脈々と伝承されてきた水海の田楽能舞のような芸能も、時代とともにその仕組みや内容を変化させながら続けられてきたことがわかり、また断絶してしまった祭礼芸能からは、継続のために変化させていくことの難しさが知られる。

(1) 本田安次『能及狂言考』（能楽書林、一九四三年）。

(2) 後藤淑『中世仮面の歴史的・民俗学的研究』（多賀出版、一九八七年）、同『能楽の起源』（木耳社、一九七五年）。

(3) 山路興造「中世山村における祭祀と芸能―天竜川沿いと越前の小祠・小堂を中心に―」『芸能史研究』六八号。

(4) 水海の祭礼芸能の現状については、『能楽の里』（水海田楽能舞）保存会・池田の文化を守る会、一九八六年）を参照。

(5) 山路興造氏は「水海田楽・能舞の歴史的土壌」『能楽の里』八号の中で、水海の祭礼芸能は田楽と能という二つの芸能で構成されているが、「田楽能舞」の名称では、「田楽能の舞」というふうには誤解を招く恐れがあるとして、この名称に疑問を呈しておられる。このように、本来は「田楽・能舞」とすべきであろうが、本稿では、そのまま国指定重要無形民俗文化財の名称を使用する。

(6) 『越前池田の古面』（池田町教育委員会、一九九〇年）。

(7) 山路前掲（3）論文。

(8) 翁・父尉・三番叟の三面を天照大神・八幡・春日として祭祀する形態が、いつごろ池田に浸透したのかを示す史料はない。山路氏は「翁猿楽考」『翁の座―芸能民たちの中世』（平凡社、一九九〇年）の中で、神前に安置された翁面を付け神の影向とするパフォーマンスが猿楽者によって作られ、南北朝から室町にかけて各地に定着させていく過程で、猿楽者側のものであった翁面に信仰的要素を

付加して御扉の奥に祀らせたと考察する。

(9) 「広瀬組寺社道場改帳」「池田町史 史料編」(池田町、一九八二年) 所収。

(10) 『鯖江藩寺社改牒』(鯖江藩政史研究会、一九七四年)。

禅宗越前国大野郡宝慶寺末寺 神力山 阿弥陀寺

(中略)

寛文五年書上候留書之写

乍恐以書付申上候

一、池田之庄水海村神力山阿弥陀寺は、鎌倉西明寺毘菩提所にて御座候、西明寺毘菩提諸国修行之時、於此処越年被成候処ニ、村之年寄とも委細は不存候へ共、殊勝なる修行者ニ御座候故、庵を八幡宮之脇ニ結て、御馳走申上候、其時西明寺毘菩提之木像をきさませ、則自身之御影と被成候、此儀は西明之二字ニ因て歟、依之八幡を鎮守と被成、山号を神力山、又弥陀之木像によりて寺号を弥陀寺と御名ケ被成候、是則牌所之験にて御座候、

一、西明寺毘菩提被遊、越年之間致御馳走たるもの共、鎌倉へ被召出、所領被下候、殊ニ弥陀寺・八幡えハ、御自筆にて御朱印被下候、依之弥陀寺・八幡いづれも大伽藍ニ建立仕候、只今は其時之石口計相残り申候、

一、毎年正月十五日、八幡之拜殿ニ幕を張り、翁御座候、是ハ西明寺毘菩提之御祈祷にて、于今断絶無御座候、此時之幕ニも、西明寺之三字を白字ニあらわせ申候、最早式・三百年も已前之ものと相見へ申候、

一、毎年八月十五日、八幡之祭礼ニ神輿御出被成候、此時も西明寺堂を三通御廻り被成候、是則先例にて御座候、

一、御朱印・御墨印数度雖致頂戴、一揆之時分諸堂と共に烟焼仕候、其証跡于今御座候、西明寺堂・八幡宮えハ、三度迄放火仕候

得共、終ニ焼不申候、此不足ニ堂之柱を二刀迄切候へ共、不焼して、其柱今に御座候、右之旨、殿様之被仰上之、忝可奉存候、

寛文五年巳四月十二日

水海村 弥陀寺

御奉行所

(中略)

一、八幡宮

座像 長老尺六寸計 木像 九尺四方 くれ葺

神職 原内記

獅子頭式 鼻長面式面 駒犬大小四ツ

神釵式振 木鉾四本

前殿 五間二六間 萱葺

神鏡一面 大鈴壺 太鼓壺ツ 神輿壺ツ 額五枚

最明寺堂

本尊 長六寸計 木仏 九尺式間 萱葺

(中略)

田五畝歩計 御供田

是ハ往古より高外ニて、神職之者支配ニて御座候、

畑四畝歩計

是ハ往古より高外ニて御座候、

此下米武佐升五斗 前々より正月十五日翁役人え渡シ来候、只今内記居屋敷ニ仕候得は、右米五斗、翁役人方へ毎年内記方より、従先規相渡定ニ御座候、

高五石式斗三升 祭礼入用高

是ハ御年貢地ニテ、神職内記支配仕米、武佐米三石式斗ツ、出之、八幡宮年中神事入用ニ仕候、

右米三石式斗之訳

五斗ハ、正月十五日三番三役米、

壹斗ハ、同日なるわひ役米、

壹斗ハ、同日あまでんがく役米、

壹石壹斗ハ、二月十五日 花見頭入用米

但、神職之者頭仕来候、

壹石壹斗ハ、八月十四日頭入用米、

三斗ハ、十月十五日相撲講入用米、

ノ三石式斗先規之通出之、祭礼仕定ニ御座候、則右五石式斗三升之御年貢・諸役、従先規村中相勤来申候、

(11) 山路前掲(3)論文。

(12) 五斗を三番三(三番叟)役一人へ充てられたと解釈できるが、翁・父尉の役米はなく、三番叟役の下行のみ計上されていることになる。これは、なるわひ役やあまでんがくの役米一斗に比べると多く、翁や三番叟を勤める三人が精進潔斎するための別火料が五斗であることから、「三番三役」は式三番を勤める三役のことで、三役合わせて五斗下行されたとも考えられる。

(13) 『鯖江藩寺社改牒』

一、正一位惣社稻荷大明神

吉田派唯一神道神主

梅田長門

祠官

同 豊後

池田四十八ヶ村之惣社

後鳥羽院御宇、文治年中、池田庄惣社勸請之、其後中絶之砌、当国之太守朝倉英林之嫡孫貞景公、社頭并三重塔・輪藏・鐘楼等、末社数多再建、然処元龜・天正年中、為兵火、神輿・神宝・縁起・旧記等迄悉及滅亡、一字相残、漸慶長五年拜殿造立、從然至于今恒例之祭礼無怠慢、殊正月六日、四月二ノ卯ノ日、九月七日為神事、天下泰平・国家安全之祭祀未曾止、依之四月二ノ卯日、惣氏子参集、盡精誠欽敬之者也、(中略)

一、三社神面三ツ　獅子頭　駒犬　往古より伝来、

(14) 『池田町史 史料編』(池田町、一九八二年)。

(15) 『文化財調査報告 第二十五集』(福井県教育委員会、一九七五年)。

(16) 現在、能面・能装束類は志津原区の所有となつてゐるが、御三面を二神体とする信仰が厚く、近年では能装束についても閲覧が難しい。地区の御高配をいただき、二月十七日の「お面様まつり」に合わせて能装束と道具類のみ調査閲覧を許可していただいた。能面については『越前池田の古面』(池田町教育委員会、一九九〇年)を参照した。

(17) 神谷家はすでに志津原村から転出しているが、もとは白山神社の神主家と伝えられる。池田町教育委員会文化財審議委員三ツ本義博氏よりご教示を得た。

(18) 『福井県史 資料編6』、岡文雄家文書、六五三頁。

(19) 元禄四年(一六九一)の『村明細』『池田町史 史料編』(池田町、一九八二年)所収)から作成した。現在、池田町に入らない村および新田については省略した。

(20) 能装束・小道具の分類については、『能狂言事典』(平凡社、一九八七年)、『岩波講座能・狂言 別巻能楽図説』(岩波書店、一九

九二年）を参照した。

(21) 池田町教育委員会文化財審議委員三ツ本義博氏よりご教示を得た。明治二十五年に氏子惣代神谷与市氏によって写されたことが奥書からわかるが、原本の所在等については不明。

(22) 『福井県史資料編6』「須波阿須疑神社文書」、六六五頁。

(23) 能勢朝次氏は「田楽攷」『能楽源流考』（岩波書店、一九三八年）で、「かいなさし」について、猿楽・田楽者が共通して演じた芸能で翁式三番のようなものと解釈できる事例もあれば、翁とは考えられないものもあり、いずれも「神前法楽の簡単な舞」であることは想像し得るがそれ以上は判明しないとしている。

(24) 香西精『世子参究』（わんや書店、一九七九年）。

(25) 後藤淑『続能楽の起源』（木耳社、一九八一年）では、「かいなさし」を祓い清めの意味を持つ神事的な舞とする。後藤説によると、ちやうど水海の鵜甘神社で奉納されている、連中の舞・祝詞・阿満の舞などがイメージされる。しかし、それらを「かいなさし」と称した史料はない。また、稲荷大明神で水海のように田楽や舞が奉納されていたことを示す史料や道具類も伝えられていない。

(26) 越前には、鵜甘神社（南越前町）の王の面や、加多志波神社（鯖江市）の追難面をはじめとして、熊野神社（南越前町）、八坂神社（越前町）など、舞楽や行道に使用された仮面が多数伝来する。須波阿須疑神社にも中世の特徴を持つ古様の獅子頭が伝来している。

これらを使用した芸能については不明の部分が多い。「大谷寺八講会注文案」（永徳四年（一三八四）、『朝日町誌』資料編2）、「大滝寺寺庫収納田数帳」〔『福井県史』資料編6〕などから、大谷寺や大滝寺では舞楽が奉納されていたことがわかる。「舞師」・「楽人」と書かれるのでプロの芸能者と考えられるが、同時に祭礼へ勤仕していた越前猿楽との関係など具体的な活動はわからない。

(27) 織田庄劔大明神の場合、「織田劔大明神納米下行分注文」（享禄元年（一五二八）、『織田町史』）には、「参石 猿楽之禄物常楽会



之時<sup>二</sup>、「参貫文 常楽会<sup>二</sup>猿楽之禄」、「式貫文 卯月ノ御神事<sup>二</sup>猿楽ノ禄銭、此外<sup>三</sup>、一貫文ハ料所ノ百姓中、一貫文ハ本所ノ百姓中、一貫文ハあ  
いもんかたより、」とあり、常楽会や卯月の御神事に猿楽者が参仕していたことかわかる。

(28) 「池田領大工所村々定」(慶長十一年三月十八日付、『福井県史』資料編6)には「印内村」とみえる。

(29) 田中郷の印内は越前幸若舞の拠点であり、江戸時代には桃井氏を出自とする由緒を作り格式を誇った幸若舞も、声聞師や舞々な  
どが住む印内に住んでいたことから、諸国に存在した舞々と同様であるといわれる。幸若舞については、室木弥太郎「幸若と舞々」(『国  
語と国文学』八月号、(一九五七年)、山路興造「舞々考―地方の舞々を中心に」『芸能史研究』一四一号、(一九九八年)等を参照。

(30) 今庄町鹿蒜田口神社の翁面裏には「景秋」の墨書銘があり、大谷寺伝来とされる個人蔵の翁面にも花押が墨書されるものがある  
(福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館企画展図録『朝倉氏と戦国を生きた芸能者たち』参照)。志津原の面にも花押のあるものがある。

(31) 『劔大明神盛衰記』(劔神社文書、『織田町史』史料編上巻)

則、同日ノ御法楽幸若太夫、又ハ猿楽之福来太夫・左馬太夫・清水山太夫、此三座ヲ始ト而、各々法楽者也、

(32) 佐藤圭「戦国期の越前斯波氏について(上)・(下)」『若越郷土研究』四五巻、四・五号。

(33) 松原信之「越前国池田庄と池田氏」『福井県地域史研究』十号(一九八九年)、同『越前朝倉一族』(新人物往来社、一九九六年)。

(34) 『福井県史 資料編6』「上島孝治家文書」、六一九頁。

(35) 上島孝治家文書の袖判安堵状については、松原信之氏らによって、鞍谷氏の文書と判断されてきた(前掲(33)論文)。佐藤圭  
氏は前掲(32)論文の中で、これらの袖判安堵状の花押が、「上杉文書」の斯波政綿書状(『新潟県史 資料編3 中世一文书編I付録』  
の花押と一致することから、袖判安堵状の発給者が奥羽地方と交流のあった斯波政綿(鞍谷氏)であると比定された。

(36) 『福井県史 資料編6』「上島孝治家文書」、六一〇頁。

(37) 飯田広助家文書の「良田名代職譲状」(『福井県史』資料編6)は、上島孝治家文書の一連の袖判花押と同じ裏封花押を持つが、文面には「但 御公方様之御年貢御服諸納所等、何も致其沙汰持可申候」、「御判致頂戴候上者、於孫々不可有違乱煩者也、」とあり、公方様は鞍谷氏を指していると思われる。

(38) 水海村では現在でも、田楽能舞奉納二日前の十三日に、オコナイ行事の「棒ちぎり」がある。しかし、この行事は『鯖江藩寺社改牒』からもわかるように、もとは芸能奉納と同じ十五日に行われていた。山路氏も前掲(3)論文で、池田の翁舞は「その月日から考えて、祭礼というよりオコナイと考えた方がよいのかもしれない。」と考察される。

(39) 「越知山年中行事」(文明十年(一四七八)、『朝日町誌』資料編2)では、三月三日の祭礼に参勤した芸能者を、「色節」と記述している。

(40) 『福井県史 資料編6』「上島孝治家文書」池田慈眼安堵状・池田景明安堵状、六二一〜六二二頁。

(41) 『神明社之縁起』(『福井市史』資料編9)によれば、初代朝倉孝景は神明社を再興し五月五日に神事能を奉納した。

(42) 『朝倉始末記』などによれば、池田隼人は織田信長に内通し、小谷城大嶽へ攻め込む合図の狼煙を揚げたが、計画に失敗し殺され、謀反人の子として越前にいた六歳の息子も殺害された。

(43) 佐藤前掲(32)論文。

## 第四章 朝倉氏と室礼・立花の芸能伝授

### はじめに

城下町一乗谷からは、戦国時代、大名権力の象徴として憧憬された唐物の禾目天目や瑠璃釉碗・飛青磁花生などの高価な座敷飾りの道具が多種多数出土する<sup>(1)</sup>。これらの出土品は、一乗谷で繰り広げられた遊芸の場で用いられたもので、朝倉館や家臣の屋敷・寺院などで和歌や連歌の会が催され、猿楽・茶の湯・立花・聞香などの、さまざまな芸能が嗜まれていたことを物語っている。そこで本章では、朝倉氏一族・家臣たちが学び習得していた諸芸能について、それらの知識・技術・作法を教え伝える「伝書」から芸能普及の実態を捉えてみたい。このような芸能伝書の奥書には、伝授の経緯や相伝者の系譜・経歴などが記され、それらの知識が越前にどのように伝わり普及していったのかについて具体的に読み取ることができる。特に、座敷飾りの知識や室礼の作法を伝える『君台観左右帳記』<sup>(2)</sup>には、朝倉氏や家臣らが伝授に関わった伝書が複数みられることから、これらを通して越前における芸能伝授の環境について考えてみたい。

また、立花についても、戦国時代に越前で伝授された伝書が複数伝存しており、これらは花道史上に位置付けるこ

との難しい、いわば地方に在住した名もなき者たちが残した伝書であり、これまでは朝倉氏の文化受容の側面からも考察されてこなかった。しかし、このような伝書が越前で次々と伝授されたのには、城下町一乗谷の花を愛でる環境と、立花に関する知識・技術を習得しようとする意欲や必要性が越前の武士たちにあったことが影響していると考えられる。本章では、一乗谷を訪れた都人をもてなし楽しませるために催された遊芸の場の様子や、花愛好を裏付ける膨大な花瓶の出土品もみながら、これまで注目されることのなかった越前での相伝を示す立花伝書から、一乗谷の文化的環境について詳らかにしていきたい。

## 一 朝倉氏と『君台観左右帳記』の伝授

### 1 朝倉当主の芸能伝授

座敷は、戦国大名にとって重要な武家儀礼・儀式の場であり、座敷を唐物の道具で飾り相応しく整えることが、戦国武将にとって重大な関心事であったことは、朝倉氏や大内氏・六角氏などの戦国大名が、座敷飾りの作法書であり道具の目利書でもあった『君台観左右帳記』を熱心に学びその伝授を受けていたことからもうかがえる<sup>(3)</sup>。『君台観左右帳記』に関する研究<sup>(4)</sup>は、絵画・茶・花などの諸芸能史研究において深められ、それらの研究成果の蓄積は大きい。多くの写本が伝存するため個別には十分に検討されていない課題があり、朝倉氏が伝授に関わった『君台観左右帳記』についても、朝倉氏の文化受容に視点をおいた考察はこれまでされてこなかった。そこでまずは、朝倉一族や家臣に伝授された『君台観左右帳記』について、伝授に関わった人物やその経緯について考察する。また、その相伝関係から、朝倉治政下における芸能普及の実態と、戦国武将と芸能者の交流について明らかにしていきたい。

朝倉当主が伝授を受けた『君台観左右帳記』として、まず、堀口捨巳氏所蔵本を取り上げる。この写本については、堀口論文<sup>(5)</sup>に紹介された奥書追書部分から検討する。

此一巻、越前朝倉宗俊<sup>(6)</sup>老相阿弥被寄被成御相伝候、然ル所、為御養子大覚寺御門跡之称念寺殿、越国<sup>(7)</sup>被成御下向有御相伴、即一卷共<sup>(8)</sup>被進候を、御門跡様御上洛候刻、我等<sup>(9)</sup>得一卷被下相伝申候、数寄は宗悟老<sup>(10)</sup>江相伝申候旨、猶御不審之事も可有御座候、通談合可申候、

(一五八六)  
天正十四年九月廿日

声阿弥(花押)

この写本について、堀口氏は江戸後期の転写本とし、相伝関係については、相阿弥から大永三年(一五二三)十二月に朝倉宗俊に伝授され<sup>(6)</sup>、それを大覚寺門跡が得て声阿弥に伝えたもので、朝倉宗俊については五代当主朝倉義景、大覚寺門跡は永禄五年(一五六二)に一乗谷で催された曲水宴に出席した大覚寺義俊のことと推察された。一方、源豊宗氏は、奥書にみえる朝倉宗俊は四代孝景(宗淳)のことで、この史料は相阿弥が越前に下向したことを示すものとして注目された<sup>(7)</sup>。同朋衆で絵師としても高名であった相阿弥は、朝倉家臣の出自とする説<sup>(8)</sup>もあり、『君台観左右帳記』の伝授が両者の関係を示唆するとして取り上げられたが、しかし、『君台観左右帳記』は室町將軍の所有する唐物の管理・鑑定を任された能阿弥・相阿弥がまとめた伝書であるので、相阿弥からの伝授とする相伝関係そのものは、朝倉氏との特別な交流や直接の伝授を示すものではないと考えられ、この他に朝倉氏と相阿弥の交流を明確に証明する史料は少ない<sup>(9)</sup>。

改めて奥書に書かれる人物についてみると、朝倉宗俊老というのは、四代孝景が晩年出家(天文二年(一五三三)以降)し「宗淳」の法名を使用することから<sup>(10)</sup>、四代宗淳孝景のことと思われ、転写本ということで「俊」は「淳」の誤写と考えられる。四代孝景は永正九年(一五一一)から三十七年にわたって越前を治め、その治世は、一乗

谷に清原宣賢などの一流の文化人を最も多く受け入れていた時代であり、米原正義氏はこの時期の文化人下向について、年貢督促や困窮などの経済的な理由によらない、朝倉氏からの招請や文化活動を目的とする下向が多くみられるとしている<sup>(11)</sup>。しかし、相阿弥の越前下向については、他の史料にもみられず、『君台観左右帳記』は直接対面して伝授したものではない可能性が高く、どのような経緯で伝授に至ったのかは不明である。次に、孝景(宗淳)から『君台観左右帳記』を進上された「大覚寺御門跡之称念寺殿」とは、近衛尚通の子で大覚寺門跡となり「称念寺」を号した大覚寺義俊である(『大覚寺門跡略記』)。義俊は足利義輝・義昭の母「慶寿院」と兄弟であったことから、幕府や近衛氏と朝倉氏との親交を取り持った人物<sup>(12)</sup>で、天文八年(一五三九)に越前下向し、孝景の馳走により灌頂の儀式を行っている(『大館常興日記』天文八年閏六月一日条)。「足利義晴御内書案」<sup>(13)</sup>によれば、孝景は大覚寺義俊が上洛するときに、足利義満自筆の一幅と感状案七通、足利尊氏の軍陣画像一幅を、將軍足利義晴に上覧するとして託した。これは、孝景が大覚寺義俊に『君台観左右帳記』一卷を進上し、義俊が上洛の際に持ち帰って、声阿弥に相伝したという奥書に書かれる経緯と類似していて、越前にもたらされた書物や絵画が、再び都へ贈られる機会があったことをうかがわせる。このような両者の交流を踏まえると、孝景が大覚寺義俊へ『君台観左右帳記』進上したのは、天文八年の下向の折であった可能性が考えられるであろう。

次に、朝倉氏が『君台観左右帳記』の知識を受容していた背景について考えてみると、四代孝景は大永八年(一五二八)に御供衆、天文七年(一五三八)には御相伴衆に列せられ、それまで朝倉氏が成し得なかった家格向上を一代で果たしており<sup>(14)</sup>。このような急速な家格向上により、武家儀礼の場で大名権威を象徴するに相応しい唐物を収集し、格式に応じた座敷飾りを行うための手引き書・故実書として『君台観左右帳記』を受容する必要性が高まっていたと考えられる。朝倉氏が『君台観左右帳記』を求め伝授を受けていたのには、戦国大名としての家格を体現するのに必要

な様々な知識を吸収していかななくてはならないという朝倉家側の事情が影響していたと考えられるのである。

## 2 朝倉一族の武将の芸能伝授

次に、大谷大学博物館所蔵の『君台観左右帳記』（以下、大谷本とする。）を取り上げる。この史料については、矢野環氏が『君台観左右帳記』諸本の中でも最古写本にあたるとして、著書『君台観左右帳記の総合研究』の中で翻刻・論及されている<sup>(15)</sup>。朝倉一族の武将が伝授を受けたものということで、朝倉家中における室札の知識の享受と普及を具体的に示す一例と考える。大谷本は、天文五年（一五三六）に東寺宝院宗諱が、東寺宝菩提院亮恵所持本を借用し書写した本で、「彫物の事」の部分には、次のような本奥書がある。

右御懇望之條、珠光拙僧相伝之分写令進入候、堅為秘事間両条なから不可有御外見者也、

大永四年<sup>甲</sup>六月三日

宗珠 判

朝倉与三右衛門尉殿<sup>参</sup>

以右本令直書者也、

矢野氏は「彫物の事」の部分について、前半の「画人録」等の部分と同じく東寺宝菩提院からの借用本を写したものであるかは定かでないが、遠からぬ時期に宗諱によって書写されたものとしている。奥書によれば、大永四年（一五二四）に村田珠光の後嗣宗珠が、朝倉一族の与三右衛門尉へ『君台観左右帳記』の「彫物の事」を伝授したことになるが、与三右衛門尉とは、初代朝倉孝景の甥にあたる朝倉景職のことと考えられ、永正十四年（一五一七）八月に若狭高浜の番代を勤め、大永五年（一五二五）十月には美濃へ出陣（『当国御陣之次第』）するなど、一族の武将として軍を指揮し国外出兵もしている。文化的事績もいくつかみられ、永正十年（一五一三）には、観世座笛方彦兵衛（彦

四郎栄次)から笛の秘書を相伝したことが、『笛遊舞集』(法政大学能楽研究所蔵)の奥書からうかがえる(16)。また、『実隆公記』の享祿四年(一五三二)六月二十日条によれば、

越前朝倉与三左衛門<sup>毛</sup>先年色昏所望、称其礼三百疋送之、不慮事、折節祝着也、勸一蓋、雑談、料帟・色紙等又有所望事、

とみえ、数年にわたる三条西実隆との交流が確認できる。大谷本は、朝倉景職の文化的素養の高さと村田宗珠や東寺の僧侶など、都の文化人との幅広い交流があったことを示しているといえるであろう。

## 一一 朝倉家臣の芸能伝授

### 1 朝倉家臣の芸能伝授にみる芸能者との交流

次に、朝倉氏の家臣が芸能伝授に関わった事例をみていきたい。朝倉の家臣が伝授を受けたものとして、杏雨書屋所蔵の『君台観粧牒』がある。この史料は前掲の矢野著書でも、奥書・内容が紹介されたが、江戸後期の転写本で奥書が難読のため、朝倉家臣の相伝に関する史料との指摘はされなかった。原本を閲覧調査したところ、『君台観粧牒』は朝倉孝景・義景二代に仕えた家臣、服部彦右衛門入道暹栄が村田宗珠から相伝された伝書の系統であることを確認した。奥書からは、戦国期に伝授が繰り返され室礼の知識が普及していった実態を明らかにすることができる。

①右はしるし処、此方より与奉り伝也、るるケ条を著しぬれは他見可秘候処成といへとも深随被望て伝授候処、他事又可在遠慮可在遠慮躰、恐々謹言、不可有外見者也、可秘々々、

天文十三<sup>甲</sup>辰六月十一日

午松齋宗珠(花押影)



服部彦右衛門殿

景□まいる

②右此一冊、数年宗珠<sup>二</sup>令懇望写之候間、不可有外見候、

永祿二年霜月十五日

服部彦右衛門入道 暹栄(花押影)

観世余<sup>互</sup>左衛門尉殿参

③此書は深望之候被集、跡地先生より受之者也、

安永七<sup>戊</sup>とし五月吉日

米内伝 定光

①の部分から、最初の伝授は、天文十三年(一五四四)に、村田宗珠から服部暹栄に伝えられたことがわかる。村田宗珠は、珠光の後継として「数寄之張本」(『二水記』天文元年(一五三二)九月六日条)と称され、珠光から伝えられた『君台観左右帳記』を方々へ伝授していた。先掲の大谷本で大永四年(一五二四)に朝倉景職へ伝授したのに続き、朝倉家臣にも伝授していたことになる。越前一乗谷には京都から多くの学者や芸能者が下向したが、村田宗珠の越前下向は確認できておらず、服部暹栄への伝授は京都においてなされた可能性がある。服部氏の上洛の有無を含め伝授の経緯には不明な点があるが、いずれにしても②に書かれるとおり、服部暹栄は長年にわたり宗珠と交流があり、懇望して『君台観左右帳記』の伝授を受けたことがうかがえる。この服部暹栄については詳しく後述したい。

次に②の部分を見てみると、今度は永祿二年(一五五九)に、服部彦右衛門入道暹栄から観世与左衛門尉に伝授されている。観世与左衛門尉は、観世座太鼓方を勤めていた与左衛門尉国広<sup>(17)</sup>のことと考えられ、観世国広は越前の豪商橘屋に太鼓を教えた芸能者で、弘治三年(一五五七)から天正六年(一五七八)にかけて橘屋に伝授した太鼓伝書および相伝状が伝えられており<sup>(18)</sup>、越前の猿楽普及に関わった人物である。このような関係は、国広の祖父の

代に遡るもので、祖父の金春与五郎吉久は越前猿楽の一若源三郎に鼓を教えており、『幻雲文集』「金春与五郎寿像傍有鼓」、代々越前に関係の深い芸能者であった<sup>(19)</sup>。天正六年(一五七八)の「太鼓相伝状」には、「猶以今度御在京付<sup>而</sup>、弥相伝申候、」というように、橘屋が在京しているので相伝すると書かれており、国広が上京してきた橘屋に太鼓の指導をしていたことがうかがえる。しかし、二十年間におよぶ芸能伝授であるので、国広の方が越前に下向し伝授することもあったと考えられる<sup>(20)</sup>。国広が橘屋(田那部三郎五郎)に伝授した太鼓伝書のうち、『太鼓頭付他三種合綴太鼓伝書』には、

A 永禄式年霜月吉日

観世さき与左衛門尉 国広(花押)

田那部三郎五郎殿<sup>参</sup>

B 右此条々、観世弥三郎<sup>法名号</sup>蓮阿、祖父権守、父次郎大夫国忠<sup>法名号</sup>宗槌相伝書物也、深重御執心之条写進之畢、是此道可為秘本者也、

永禄式年霜月十二日

観世さき与左衛門尉 国広(花押)

田那部三郎五郎殿<sup>参</sup>

というように、『君台観粧牒』にみえる伝授の日付と同月に伝授されたものが含まれており、Bについては三日しか違わない。このようなことから推察すると、たまたま同じ時期に橘屋と服部暹栄が在京しており、太鼓伝授と『君台観左右帳記』の伝授が行われたとみるよりは、観世国広が永禄二年(一五五九)十一月頃に越前に下向し、その滞在中に橘屋や服部暹栄と交流を持ち、それぞれの芸能伝授が行われた可能性のほうが高いと思われる。猿楽者は『禅鳳雑談』にも書かれるように、連歌師や茶人など様々な文化人との交流を通して、そこから得た幅広い知識・教養を芸風に生かしていた。しかしながら、能芸以外の芸能伝授に猿楽者が関わっていたことを示す史料は少なく、観世国広へ

の『君台観左右帳記』伝授は、朝倉家臣と芸能者の交流を示す史料としてだけでなく、猿楽者が室礼の知識を学び座敷飾りの伝書を相伝するまでになっていたことを示しており、芸能伝授の様々なあり方の一例といえよう。これには、室町幕府や戦国大名の邸宅で催される演能に出演する役者は、その際の作法や故実にも精通していなければならなかったことが関係していると思われる、このことは、武家故実書『大内問答』・『宗五大草紙』の中に、演能に関する故実が多く含まれていることから明らかである。『君台観左右帳記』は、御成などの儀式を張行する際に座敷飾りの指南書として、戦国武将に必要なものであったが、そのような場に出演する機会の多かった大和四座の役者にとっても必要な知識だったと考えられる。③の部分は安永七年（一七七八）の伝授を示しており、米内と定光については不明だが、この奥書から『君台観粧牒』として最後に書写されたのはこれより年代が下り、江戸後期の写本と推定される。『君台観粧牒』は『君台観左右帳記』の写本としては古いものではないが、朝倉治政下での『君台観左右帳記』普及を証明するだけでなく、朝倉家臣と芸能者の間で、相互に求める知識を享受しあっていた芸能伝授の実態についても示唆するところが大きい。

## 2 服部彦右衛門入道遷栄について

朝倉家臣の芸能伝授の実態を明らかにするためには、『君台観左右帳記』を相伝した服部彦右衛門入道遷栄について、朝倉家臣の中でのどのような人物であったのか、政治・文化面を含めてその活動を詳しくみていく必要がある<sup>(21)</sup>。

まず、史料上では、「大連三郎左衛門家文書」の「朝倉氏奉行人連署奉書」<sup>(22)</sup>に、天文六年（一五三七）に河口庄十郷用水の検使として遣わされたのを初見とし、四代朝倉孝景の時代から活動が確認できる。また、出家してからも五代義景に引き続き近侍していたことが、平泉寺賢聖院の沾却散在地について奏者を勤めていることなどからうかが

える。「朝倉義景書状・朝倉氏奉行人連署奉書『白山神社文書』」。また、「実相院文書」の「朝倉義景書状」<sup>(23)</sup>によれば、元龜元年（一五七〇）九月から、朝倉義景は近江坂本へ進攻しており、陣中に熊野新宮の御師中洲殿から祈禱の巻数や牛玉宝印が届けられたので、この返礼として義景は太刀を送ったが、これに従って出された「服部暹栄副状」（「実相院文書」）によれば、

追而令啓上候、義景進献被申候太刀之代青銅式百疋、那知山泉蔵坊江渡申候間、被仰付請取可被為申候、為其一筆如斯候、恐惶謹言、

元龜元 十月八日

服部彦右衛門入道暹栄（花押）

熊野山新宮 中州殿御内人々御中

というように、服部暹栄が、太刀の代金として二百疋を泉蔵坊に届けさせている。このことから、この時は義景とともに近江に在陣していたことが確認できるが、近江から上洛したり在京したかどうかまでは確認できない。服部暹栄の文化的活動は『君台観左右帳記』の伝授以外知られず、むしろその息子らと考えられる服部兵部丞と服部彦次郎の活動から、観世国広との交流も長期間に及ぶものであったことが推察される。服部兵部丞・彦次郎は糸崎寺<sup>(24)</sup>や最勝寺<sup>(25)</sup>などの越前の寺社への奏者を勤めており、服部暹栄と同じ寺社関係の奏者を勤めていることから、親子関係にあると考えられてきた<sup>(26)</sup>。二人は芸能面での活動に特筆すべきものがあり、服部彦次郎は永禄十一年（一五六八）の足利義昭の朝倉館御成での演能で、朝倉家臣の中で唯一、プロの芸能者である越前猿楽とともに能の主役を勤めており、また、兵部丞の方は太鼓方として出演していた<sup>(27)</sup>（『朝倉始末記』）。またこの時、服部兵部丞は御成の座敷飾りを担当する座敷奉行も勤めていた（『朝倉義景亭御成記』）。二人は御成という朝倉氏にとって重要な武家儀式の場において、自らの特技・知識を十分に活かした活躍をみせたといえるが、これは父の代から続いていた長年の

芸能習得が実を結んだものといえるであろう。父服部暹栄は村田宗珠から『君台観左右帳記』の伝授を受け、また太鼓の名手観世国広と交流を持っていたのであり、このような芸能者との親交が息子たちの芸能習得の環境にも大きく作用していたと考えられる。橘屋の太鼓伝書のように、服部暹栄が国広から能芸を習っていたことを直接的に示す史料はないが、父の代から国広と交際があり、能芸習得に恵まれた環境にあったからこそ、息子の兵部丞と彦次郎は、三十人近くもの朝倉家臣が出演する中で重要な役を任されるまでになったのであり、これも朝倉氏が諸芸能者を育成し文化受容に努めてきた成果が、朝倉家中の芸能興隆となって表れたものと考ええる。兵部丞が座敷飾りの作法・故実の知識を活かし、御成において座敷奉行を務めたのも、父が習得した『君台観左右帳記』の知識が、息子へと受け継がれていたことの証といえるであろう。

## 二 越前における立花伝授

### 1 花を愛でる一乗谷の人々

一乗谷朝倉氏遺跡からは戦国時代に使われていた多種多様な花瓶が出土するが、素朴な日本製の掛花生から高価な中国製の青磁花瓶まで、その内容はバラエティに富み、出土数も全国の中世遺跡の中で群を抜いている<sup>28)</sup>。これらの遺物は、戦乱の世にあつて一乗谷の人々が花を愛でる文化的な生活を送っていたことを物語るが、花は城下町の人々の暮しに身近なものであると同時に、美の象徴として様々な芸術活動の源になっていた。一乗谷での花をめぐる文化的事象は様々みられるが、まずは花を詠む宴の様子をみてみよう。五代朝倉義景の時代には、一乗谷で度々盛大な宴が張行されたが、永禄五年（一五六二）八月には一乗谷の阿波賀河原で曲水宴が催された。京都から下向してきた大

覚寺義俊を、義景は宮廷でも絶えて久しい曲水宴を再興することでもてなし、『越前一乗谷曲水宴詩歌』<sup>(29)</sup>によれば、主賓の義俊をはじめ、四辻季遠・豊原親秋・飛鳥井雅教・半井明宗らが参加し、朝倉氏側も当主、一族の朝倉景連や松林院応瑳、家臣の前波吉継や梅野吉仍、お抱え絵師の曾我宗誉などが出席し、菊や萩・女郎花・葛・紅葉等の草花を詠んだ。義景は翌年の永禄六年（一五六三）八月にも、義俊らを招いて秋十五番歌合を張行し、永禄十一年（一五六八）三月には、南陽寺で足利義昭を饗応して、糸桜を愛でながら和歌を詠んでいる。

このような饗応の場では、庭の花を觀賞するだけでなく、酒宴を催す座敷にも立花が飾られ、もてなしの室礼が施されていたと考えられる。戦国大名は高価な輸入陶磁器（唐物）を収集し、もてなしの場を飾ることが、自らの権威を示す有効な手段と考えていたのであり、このことは、朝倉氏が伝授に関わった『君台観左右帳記』と、遺跡から出土する多数の唐物によって証明される。

朝倉館の座敷飾りについては、『朝倉亭御成記』に「三具足コトウ」、「花瓶コトウ」、「双花瓶コトウ」と書かれるように、唐物の胡銅花瓶が多数飾られていたことがわかる。しかし、銅製の花瓶は錆びて腐食してしまうため、一乗谷でも第四六次調査区出土の饗餞文が施された胡銅花瓶<sup>(30)</sup>など数点しか出土していない。月舟寿桂の『幻雲北征文集』からは、京から越前に移り住み、金銀銅を鎔かして群器を造ることを生業としていた市原良観なる人物がいたことも知られ（『跋観堂良材集』）、一乗谷では唐物の花瓶だけでなく越前で鑄造された銅製の花瓶なども使われていたことが想像される。また、越前で焼かれた素朴な陶器の花生なども出土している。しかし、出土品全体をみると陶磁器の花瓶が最も多く、朝倉一族や家臣たちの屋敷跡からは、掛花生だけでも角形・筒形・壺形などの様々な形のものがあり、水盤型のものや床に飾る大型のものなど、多様な形・大きさの唐物花瓶が出土している。これらの中には、当時からすでに骨董的価値があり珍重されていた飛青磁や砧青磁の花瓶も含まれており、朝倉氏と城下町住民の経済的な豊か

さを示しているともいえる。

## 2 越前で相伝された立花伝書

ここまで、一乗谷の花を愛でる暮らしぶりや、花の下に集う文化的空間についてみてきたが、このような環境においては、花を立てる知識や技術が価値あるものとして求められ、芸能伝授が繰り返されていたと考えられる。これを示すものとして越前で相伝された立花伝書がある。『花伝書抜き書き條々』<sup>(3)</sup><sub>(1)</sub> (大東急記念文庫蔵) は、天文二十一年(一五五二)十一月、越前に住む八木遊花が伝授したもので、奥書には以下のように書かれる。

右の花ハ池の坊中将公より相ひみつの一書なり、御門弟の外親子兄弟たりいふともゆめく不可有他見者なり、

于天文廿一年十一月吉日

越前住八木遊花(花押)

平朝臣幸貞

相伝畢、

これは、池坊中将公から花の伝書一卷を受けた八木遊花が、天文二十一年(一五五二)十一月吉日に、平幸貞へ伝授した花伝書で、内容は花型の図を描き、その花型について簡略な説明が書かれる形式で、十五の花型と、棚に飾ったときの形を表す図三点の、計十八図で構成されている。その内訳は、正月一日・五節句・移徒・出陣・元服・賀入り・袴着・紐おとし等、年中行事や武家の儀礼儀式に際して立てる花型をそれぞれ描いている。花型図は、様々な形の花器に数種の花材を描いたもので、枝の形や花材の配置を表す簡素な描き方で、花・葉・枝の部分に朱・緑・茶色で着色している。図には、「地どり」、「さしどめ」、「手向」、「露持」、「菊持」、「うけ」、「月見」、「風ざり」等の注記がされるものもあり、このような伝書の内容からは、近世に至り様式化されていく花型と「役枝」の成立途中

の段階が読み取れる。また、各条文の最後には必ず「口伝在之」と書かれることから、伝授の内容すべてが伝書に書かれるのではなく、最も重要な奥義の部分は、口伝を受けることで芸能伝授が成立する「面授口決」の形式であったことがうかがわれる。八木遊花や伝授を受けた平幸貞については、他史料には名前がみえず不詳であるが、「越州住」と書かれることから、戦国期に越前在住の人物が伝授した花伝書ということで、地方における立花の芸能普及を示す貴重な例といえる。

また、この他に『花伝書抜き書き條々』に関連する史料として、越前八木氏が相伝した『立花陰陽秘伝書』<sup>(32)</sup>（池坊総務所蔵）がある。巻頭の花図には「右陽」、「左陰」の注記がみられるが、『立花陰陽秘伝書』も、多種の花木、草花を陽方・陰方のどちら側に用いるべきか箇条書きでまとめ、後半部分に花図を省略した形で『花伝書抜き書き條々』と同じ条文の一部が記される。奥書に「永禄十三庚午六月吉日 越前国八木源七郎殿相伝秘密之書也矣」とあることから、永禄十三年（一五七〇）、越前で書写された花伝書であり、『花伝書抜き書き條々』を元本の一つとして書いた伝書であると考えられる。これらの花伝書は、戦国期の越前において池坊の立花を学び嗜む八木氏がいたことを示している。八木氏といえ、越前朝倉氏も、もともとは但馬の日下部氏から派生した八木朝倉氏を出自とし、南北朝期に越前に入国した一族で、朝倉氏も八木姓を本姓として用いることがあった（『朝倉家伝記』<sup>(33)</sup>）。越前に朝倉・八木両氏がいたことは『太平記』等から確認できるが、その後、八木氏の活動は史料上見えなくなるため、花伝書は八木氏が戦国期に至るまで越前で存続していたことを示す唯一のものとなっている。花伝書を伝えた八木氏と朝倉氏が当時どのような関係であったのかは明らかでないが、これらが書写・伝授された時期は、五代朝倉義景の治政下のことであり、花伝書の存在は朝倉家中の武士たちが立花についても熱心に作法・技術を習得しようとしていたことと表れと思われ、芸能興隆と普及の実態を示すものといえるであろう。



## おわりに

以上のように、朝倉一族や家臣が相伝した『君台観左右帳記』と、越前で相伝された立花伝書について、これらが伝授された経緯やそれに関わった芸能者との交流についてみてきた。

戦国大名にとって『君台観左右帳記』は、武家の儀礼・格式に相応しい室礼・座敷飾りを行うために必須の教本・指南書であり、朝倉氏の場合も他の戦国大名と同様に『君台観左右帳記』の伝授を求めていた。また、室礼の知識の享受は朝倉家臣の中にもみられ、服部暹栄のように京都の芸能者らと直接交流を持ち『君台観左右帳記』の伝授を受けた者がいた。服部暹栄が『君台観左右帳記』の伝授を受けていたことと、その息子と考えられる服部兵部丞が、足利義昭の朝倉館御成に際し、座敷飾りを担当する座敷奉行を務めていたことは、無関係とは考えられず、座敷飾りの知識教養が親子間で受け継がれていたことを示していると考ええる。さらに、服部暹栄は自らが習得した『君台観左右帳記』の知識を、観世座太鼓方の役者である観世国広に伝授しており、これは、戦国武将から芸能者への伝授ということ、多様な芸能伝授のあり方を示すものとして重要な事例と考える。観世国広が服部暹栄に太鼓の指導をしたことを証明する史料はないが、国広は越前の橋屋などに長期間芸能の指導を行っており、足利義昭の御成演能では、服部暹栄の息子たちである彦次郎と兵部丞が、それぞれ舞台の主役と太鼓方の役者として出演していた。このような交流関係から推察すれば、観世国広は服部親子に能芸の指導をしていたと思われる、両者の交流は、相互に習得した知識・技術を教え合う関係であったと考えられる。このような朝倉治政下における芸能伝授の事例は、戦国武将がさまざまな芸能を教養として学び習得していただけでなく、時には教える者となって芸能を伝授し、その知識普及・伝播

の役割を担っていたことを示しているといえるであろう。

同様に越前在住の者が、池坊の立花を学び立花伝書を相伝していたことは、立花を鑑賞したり、儀式や饗応の場に相応しい花を立てて座敷を飾るということが、習得すべき教養・知識として越前において広まっていたことを示唆している。このような花を愛でる文化的環境は、座敷を華やかに飾ったであろう多くの唐物花瓶が、城下町一乗谷から出土していることから確かに裏付けられるのである。

---

(1) 一乗谷朝倉氏遺跡出土の花器については、一乗谷朝倉氏遺跡資料館第十四回企画展『花咲く城下町一乗谷く花の下に集う中世の人々』(二〇〇五年)に展示出品された。朝倉氏遺跡出土の花器の特徴として、産地・材質・器形が多様であることが挙げられる。

(2) 戦国大名の『君台観左右帳記』の享受については、竹本千鶴氏の『織豊期の茶会と政治』(思文閣出版、二〇〇六年)の考察がある。竹本氏は、朝倉氏が相伝した伝書についても取り上げ、秘本であるはずの『君台観左右帳記』が数多く書写された背景として、足利義政期以降、将軍家の「御物」が散逸し、これらの御物について「室町将軍家ゆかりの名物という茶道具としての価値が見い出され時、そのものの伝来と共に、『君台観左右帳記』の受容が高まったと考えられる」と考察された。

(3) 大内氏伝授のものとしては、群書類従本や慶応義塾大学美学研究室所蔵本がある。この他、六角氏所持の奥書がある本(堀口捨巳・池坊総務所所蔵)や、遊佐河内守に伝えられたとする本(岡山大学図書館・神宮文庫所蔵)など、戦国武将が相伝したとされる『君台観左右帳記』は多く知られる。

(4) 矢野環氏は『君台観左右帳記の総合研究』(勉誠出版、一九九九年)の中で、『君台観左右帳記』の諸写本について解題と研究史をまとめられ、二百本以上の写本を分類し紹介された。

(5) 堀口捨巳「君台観左右帳記の建築的研究―室町時代の書院及茶室考(二)」『美術研究』一二二号(一九四二年)。

(6) 堀口氏は、相阿弥から朝倉宗俊への伝授を示す、大永三年(一五二三)十二月吉日付の奥書部分については、同日付で宛名のみ異なる史料(徳川美術館・尊経閣文庫・京都大学図書館所蔵)があるということで省略されている。

(7) 源豊宗「曾我派と朝倉文化」『日本美術史論究5』(思文閣出版、一九七九年)。

(8) 相阿弥については、『書工譜略』に「相阿弥<sup>号松雪、鑑岳真相</sup>、生国は越前朝倉家之者、後東山慈照院義政公へ被召出、」と書かれるように、近世の画史に朝倉氏との関係を記すものがあり、茶道史などでもこの出自が引用され広く知られる。しかし、能阿弥から三代続いて室町將軍家の唐物の管理・鑑定を任されていた相阿弥と朝倉氏を結ぶ明確な史料はない。

(9) 相阿弥は東山殿近くの広福院に住したことで「広福相阿」(『蔭涼軒日録』文明十七年(一四八五)十二月二十七日条)と呼ばれており、『大乘院寺社雑事記』(文明十二年(一四八〇)八月三十七日条)に「越前国甲斐朝倉合戦事、是又両方ヲ公方御最眞、朝倉方広福院申沙汰云々、」とある他、『蔭涼軒日録』(延徳三年(一四九一)十二月十三日条)にも「広福院者朝倉備後守別而御近也、執広福之一行被付朝倉者可然云々、」とあり、朝倉氏との関係を考えさせる。しかし、広福院と近い間柄とされる朝倉備後守の名前は朝倉一族に見当たらず不詳である。

(10) 佐藤圭『朝倉氏五代の発給文書』(福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館、二〇〇五年)。

(11) 米原正義『戦国武士と文芸の研究』(桜楓社、一九七六年)。

(12) 佐藤圭「朝倉氏と室町幕府」『戦国大名朝倉氏と一乗谷』(高志書院、二〇〇二年)。

(13) 『後鑑』所収『御内書引付』「足利義晴御内書案」。

(14) 戦国大名の格式と家格については、二木謙一氏の『中世武家儀礼の研究』(吉川弘文館、一九八五年)を参照。

(15) 前掲(4) 矢野著書。

(16) 『笛遊舞集』の奥書には、以下のように書かれる。

右此秘書者、觀世座日吉吉左衛門尉我等ニ書之訖、然ヲ写進上仕候、聊爾御沙汰有問敷候、肝要存候者也、

永正拾<sup>癸</sup>四年八月十二日

笛彦四郎 栄次 在判

朝倉与三殿

(17) 觀世与左衛門尉国広については、『四座役者目録』の「觀世方太鼓之次第」に、次のように書かれる。

与五郎国広 次郎太夫ガ子也、後、与左衛門ト云、異名ニ似我ト云、本名ハ檜垣本、觀世ニハナラズ、調子御免、浅黄也、光源院

殿義輝・義昭公ノ時代ノ人也、權守ニナルナドト沙汰有タル人也、道見ノ聳、宗節ノ姉聳ナリ、光源院殿朽木谷ニ御座ノ刻、調子

御免被成候也、天正八年、七十四五余ニテ果ル、

(18) 橘屋に伝授された太鼓伝書については、竹本幹夫氏が「福井県立博物館蔵太鼓伝書考」『国文学研究』一一六号で報告されている。

(19) 金春与五郎吉久については、本論第一章参照。

(20) 橘屋の太鼓伝書の伝授時期には、弘治三年(一冊)、永祿二年(四冊)、同八年(一冊)、同九年(四冊)、天正四年(二冊)、同六年(三冊)というようにまとまりがみられる。竹本氏は前掲(18)論文において、相伝は商用などで在京の折になされたもので、『太鼓頭付他三種合綴太鼓伝書』については、弘治三年(一五五七)の伝書と合綴になっていることから、弘治三年には橘屋が上京できない事情があり、二年後にまとめて相伝を受けたのではないかと推察された。しかし、大和四座の役者たちが越前に下向し興行することもあったことから考えて(『能口伝之聞書』・『四座役者目録』)、全ての伝授が京都で行われたわけではなく、觀世国広が越前に下向し、その滞在中に行われたものもあったと考えられる。

(21) 松原信之氏は『朝倉義景のすべて』（新人物往来社、二〇〇三年）の中で、服部氏の出自について明白ではないとしながらも、密教や祈祷寺社への奏者を勤めていることから、寺僧出身者ではないかと推定されている。

(22) 『福井県史 資料編4』四一―三頁。

(23) 『福井県史 資料編2』所収、実相院文書「朝倉義景書状」。

誠未能書信候処、芳札殊為祈祷、於十二所権現御宝前、精誠之御看数、牛玉<sup>并</sup>矢違牛玉給之候、怡悦至候、仍太刀一腰進之候、委細服部彦右衛門入道可申候、恐々謹言、

十月四日

熊野山新宮  
中洲殿

義景(花押)

(24) 『福井市史 資料編2 古代・中世』所収、糸崎寺文書。

(25) 『福井県史 資料編7』所収、最勝寺文書、一五八頁。

(26) 『松雲公採集遺編類纂』の「野村家文書」には、服部彦二郎の戦功について、服部暹榮と兵部丞に伝える「鳥居景近書状」がある。

(27) 『朝倉始末記』巻五の「義昭公被成于朝倉屋形事」では、「太鼓ハ服部兵部丞」というように御成演能で囃子方として出演したことがわかる。

(28) 福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館第十四回企画展図録『花咲く城下町一乗谷』（二〇〇五年）。

(29) 福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館第二十回企画展図録『戦国のまなびや』（二〇一三年）。

(30) 前掲（28）図録、三五頁。

(31) 『大東急記念文庫 善本叢刊 中古中世篇 諸芸Ⅱ』（大東急記念文庫、二〇一三年）。

- 
- (32) 前掲(28) 図録、五三頁。
- (33) 一 乗谷朝倉氏遺跡資料館の古文書調査資料2 『朝倉氏の家訓』(二〇〇八年)、二三六頁。

## 第五章 戦国武将の養鷹と鷹書の伝授

### はじめに

戦国武将は弓馬の道だけでなく、和歌・連歌・蹴鞠・猿樂・絵画・茶の湯・立花など様々な芸能を習得し嗜んだが、その中でも戦国武将が熱心に習得した芸能の一つに鷹狩がある。鷹の勇壮な姿は武威の象徴とされ、「鷹絵」が描かれたり、所有する鷹を肖像画に描き込ませたりしていることから、鷹の愛好は戦国大名に広くみられる傾向と思われる。しかし、越前の場合は、「敦賀」を日本で初めて鷹狩の技術が伝わった所縁の地とする伝説が伝わり、朝倉氏もこのような歴史を意識し、鷹を育て飼育する養鷹の技術やその知識・技術を伝える鷹書の伝授において独自の展開・普及がみられる。そこで、本章では、朝倉氏や家臣らの鷹狩と養鷹の実態、および、その技術・作法を伝授する鷹書の普及について詳らかにし、他の戦国大名に共通してみられる鷹愛好とは異なる、朝倉治政下でみられる養鷹文化の特徴を示したい。

鷹狩は古代から政治権力と政治的儀礼に密接に関わるものであったため、その研究は、天皇の鷹狩やそれを支える養鷹制度に主眼を置いたものが多い<sup>(1)</sup>。鷹狩が武家社会に広く浸透してからは、幕府への鷹の進献や鷹所有の権利

など、幕府権力と地域支配に関する研究<sup>(2)</sup>が進められてきた。近世の鷹狩については膨大な鷹場史料を用いた研究<sup>(3)</sup>の蓄積があるが、それに比べると中世の鷹狩に関する検討はまだまだ十分とはいえず、特に、政治・制度的な側面からのアプローチが多いのに対して、鷹狩を文化・芸能史の面から捉える研究は少ない。そのような中でも、芥川達男氏は、大友氏・北条氏、また上井寛兼など戦国武将の鷹狩に関する事例をあげて、鷹狩を戦国武将の教養の一つとして捉えられた<sup>(4)</sup>。また近年では、鷹書をもとに鷹狩に諸流派が存在したことを確認し、流儀を伝承するテキストとしての鷹書に表れた中世の思潮を読み取るように中澤克昭氏<sup>(5)</sup>の研究などがある。

朝倉氏の文化受容のうち、文芸については米原正義氏の詳細な研究<sup>(6)</sup>があるものの、鷹狩・養鷹については、これまでほとんど論及されてこなかった。そこで、朝倉氏や家臣たちがどのように鷹を入手・飼育し、鷹に関する知識・技術を学んでいたのか、その実態を具体的に詳らかにし、朝倉家中において鷹狩や養鷹の芸能習得がどのような意味を持っていたのかについて考察していきたい。また、芸能普及の証明には、テキストである伝書の存在が重要であり、朝倉氏の場合、蹴鞠・猿楽・室礼・文学・立花など、朝倉一族や家臣らが伝授に関わった芸能の教本・伝書が伝えられている。二木謙一氏は小笠原氏の弓馬故実について、種々の故実書の中から書写が室町期に遡る良質の史料を選び出し、それまでは混在して論じられていた創作・改変された近世の故実書を除いて、室町期の弓馬故実成立と小笠原氏活動の実態を明らかにされた<sup>(7)</sup>。鷹書の場合も、流派の成立やその変遷については、系譜・由緒の付会が多く、その究明には史料の選別も重要と考えるが、昭和六年(一九三一)に宮内省式部職から刊行された『放鷹』の中の「本邦鷹書解題」が、多くの鷹書を悉皆的に調査報告した重要な先行研究となっており、近年はその成果を引き継ぎ、宮内庁書陵部に所蔵される七三七点の鷹書を中心に、時代や伝授者について分類検討した三保忠夫氏の研究もある<sup>(8)</sup>。そこには朝倉氏関係の鷹書も報告されているが、簡略な内容報告に留まっているので、「本邦鷹書解題」等に報告され



た朝倉氏関係の鷹書とともに、これまでは詳細な紹介がされてこなかった戦国期に越前で伝授された鷹書についても、その成立や伝来について考察を試みる。

## 一 朝倉氏の鷹収集と政治的意義

戦国大名は名刀や唐物を収集するのと同じく、優れた鷹や名馬を収集していたが、朝倉氏は鷹の収集についてどのような考えを持っていたのであろう。

初代当主朝倉孝景の家訓『朝倉孝景条々』<sup>(9)</sup>には、鷹に関する次のような条文がある。

一、侍之役なりとて、伊達・白川江立使者候て、よき馬・鷹被求間鋪候、自然他所より到来候者尤候、其も三ヶ年過ハ、他家江可被送、永持仕候得者、必後悔出来候事、

これは馬・鷹について、個人的に奥州へ使者を出して収集することや、長期間所有することを戒めるものであるが、このような条文が盛り込まれた背景には、実際は優れた鷹の収集に熱の入り過ぎる者たちが、朝倉一族・家臣の中にいたことを考えさせる。例えば、奥羽地方へ使者を出し鷹や馬を求めた斯波政綿の事例は、戦国期の越前における鷹収集の実態を示していると思われる。斯波政綿は鷹所望のために出羽の仁加保へ送った使者の路次確保を越後守護代長尾為景に依頼した<sup>(10)</sup>。また、『音喜多文書』にも政綿が出羽の下国氏との交流を通して馬・鷹の入手を求めたことを示す文書<sup>(11)</sup>がある。斯波政綿については、佐藤圭氏によって、越前に在国し今南東郡に一定の公権を有していた越前斯波氏であることが比定されている<sup>(12)</sup>。また越前斯波氏が朝倉氏と姻戚関係にあり、本拠地の地名から「鞍谷氏」と呼ばれる高い格式を誇った家柄であったことも明らかにされた。これらのことから、鞍谷氏が特別の

身分・立場にあったことは十分に考慮しなければならないが、政綿は『朝倉孝景条々』で戒めたのと全く同様の方法で鷹を入手していたのであり、朝倉治政下において奥羽地方産の鷹や馬を求める交流が盛んであったことをうかがわせる。

朝倉氏一族の武将、朝倉宗滴の談話をまとめた『朝倉宗滴話記』（『続々群書類従』第十巻）にも、鷹所有について言及した部分がある。

一、内輪の者所持の馬鷹、其外太刀・長刀・絵讃・唐物以下、無理に所望有間敷事、惣別内輪に所持の重宝は、何も主の物同前也、但、一旦所望あらば、相当一倍を以て所望有べし、無其儀候へば、見たり聞たりして、

内輪に物をたしなむものなくして、結句前々より所持之名物をも、他国へ出す事候、能々分別有べきこと、仲間や身内の者が持っている馬・鷹などを無理に欲しがってはならない、ただし一旦所望するならば二倍の価をもって求めるようにとしている。これを心掛けなければ結局内輪に芸能を嗜むものがいなくなり、前々からあった名物も他国へ流出してしまおうというように、武将としての名物収集に対する心得を説いている。戦国大名にとって鷹狩を嗜み、優れた鷹を所持することは、武士として具えるべき資質の一つであり、朝倉氏も鷹狩を張行し優れた鷹の収集に努めなければならなかった。しかし同時に、『朝倉孝景条々』や『朝倉宗滴話記』が戒めるように、収集した鷹に執着してはならず、優秀な鷹を手に入れたとしても長く所有せず、しかるべき相手に進献することを良しとしていたことがうかがえる。このことから、鷹が単なる高価なペットや鷹狩の道具としてだけではない、戦国武将の武威・権力の象徴としての価値を有し、さらに自身が所有し愛玩する以外にも重要な使い道があったことを思わせる。

それでは、このような朝倉氏の鷹収集の目的や意義について理解するため、具体的に鷹収集に関する事績をみていこう。「朝倉宗滴書状写」（『古案記録草案』）からは、五代義景（延景）が馬・鷹の交易を行ったことが知られる。

雖未申通候、令啓候、仍大宝寺へ馬所望之義<sup>二</sup>付而、唯今孫次郎差下使者候、路次番於自然之儀者、御入魂可為祝着候、随而延景為祝儀、太刀一腰・段子一端、進覽之候、我等相心得可申入由候、孫次郎事、若者候条、向後馬・鷹之儀、路次等可然様<sup>ニ</sup>御指南所仰候、恐々謹言、

卯月八日

太郎左衛門入道宗滴<sup>(朝倉)</sup> 判

謹上<sup>(勝長)</sup> 色部殿

初代孝景の末子で敦賀郡司・軍奉行として一族に重きをなした朝倉宗滴(教景)が、越後の色部勝長宛てに出した文書で、出羽大宝寺氏のもとへ遣わした使者について道中の安全を依頼している。使者を出したのは、五代当主となつて間もない孫次郎(朝倉義景)で、年末詳ながら延景と名乗っていた天文十七年(一五四八)から二十一年(一五五二)の間に出されたものである。延景がまだ若者であるので馬・鷹の交易について指導を仰ぐ旨が、後見役の朝倉宗滴から伝えられた。このように交易を通して鷹を求める以外にも、次のごとく贈答品として鷹を入手する場合もあったようである。『上杉家文書』の「朝倉宗滴書状」によれば、

如仰未申通候処、預御音問拝見、先以本望候、仍大鷹<sup>一連</sup>、鳥屋上給候、御懇之段、是又祝着之至候、就中庵主御<sup>(長尾為景)</sup>時、別而申承候キ、其已後無音失本意候、向後不相替可申通心中<sup>二</sup>候、旁従是可申之条閣筆候、恐々謹言、

六月十四日

太郎左衛門入道宗滴(花押)

謹上<sup>(景虎)</sup> 長尾平三殿

というように、長尾景虎から贈られた大鷹一組と鳥屋について宗滴が礼を述べ、為景の時代からしばらく途切れていた通交再開について宗滴も同意している。これは封紙に「天文廿一年六月廿八日到来」と当時のものとされる注記があり、天文二十一年(一五五二)、景虎が叙位・任官を果たした礼として朝倉氏にも鷹を贈り、その礼状として出され

たと考えられる。

朝倉氏も鷹を収集するばかりではなく、贈答品としても用いていたことがうかがわれる。「越前へ書札案文」の「大館晴光書状案」によれば、

巢児鷓一本・同鷓一本御進上候、則致披露候、一段喜被思召候旨得其意、能々可令申由被仰出候、恐々、

壬六月三日

左衛門佐晴光(大館)

謹上 弾正左衛門入道殿(朝倉孝景)

とあり、朝倉氏からの鷹献上を示す同様の書状が、天文九年(一五四〇)・同十年(一五四一)の書札にも確認できることから、朝倉氏は巢鷹を度々幕府へ献上していたと考えられる。近世の地誌類<sup>(13)</sup>には、越前でも多数の鷹打山(網で鷹を捕獲する山)や巢鷹山(巢からヒナをとる山)があったことが記録されているので、戦国期でも越前産の鷹が捕獲されていたと推察されるが、朝倉氏の時代には、豊臣政権下のような鷹献上の制度化<sup>(14)</sup>はみられない。しかし、朝倉氏が贈答品として巢鷹を用いていることから考えて、これらは越前国内で捕獲され朝倉氏のもとに集められていたとみるべきであろう。

朝倉氏が鷹を収集し飼育する意義は、ここまでみてきたような鷹の贈答・交易からだけでなく、鷹狩で捕らえた獲物を贈答する事例からも読み取ることができる。盛本昌広氏は、室町幕府への様々な進上物の中で鳥が最上のものとして扱われており、また鳥を進上できるのが鎌倉公方や管領・畿内周辺の守護大名に限られていたことに着目された<sup>(15)</sup>。鳥の捕獲方法が鷹狩と断定できないとしながらも、鳥を進上する行為は幕府内における自らの地位を確認する行為であり、鷹の鳥、すなわち鷹狩で獲た鳥を進上することに意味があったと推察されている。確かに武家故実書の『奉公覚悟之事』でも「鷹之鳥くひやう」として雉・鶴・雁・鴨・青鷺・鶉・雲雀などの調理が記される。「主人・貴

人の御鷹之鳥、又御前等之事ハ一段うやまひ可申也、」とも書かれることから、ハレの場の料理として鷹狩の獲物が特別の意味をもって饗されたことがうかがわれる。

朝倉氏の場合も鳥を献上した事例がみられ、『蜷川親元日記』によれば、初代孝景は文明十年（一四七八）九月一日に菱食を、十月九日には初鵠（白鳥）を、十二月二十二日にも白鳥を足利義政へ進上した。將軍への鳥進上は、二代氏景へと引き継がれ（『蜷川親元日記』文明十五年（一四八三）七月二十七日・七月三十日条）、やがて常例化したよう<sup>註</sup>で、『殿中申次記』に「一、初鷹一、<sup>註</sup>例年進上之、朝倉弾正左衛門尉、」とあり、『年中恒例記』にも「一、初鷹、初鮭、武田・朝倉進上之、月日不定、」と書かれる。このような初物の進上は、四代孝景の代に至っても引き続き毎年九月に行われていた（「越前へ書札案文」）。また鷹の鳥は贈答品として進上されるばかりでなく、朝倉氏が主催する饗応においても振舞われている。『朝倉義景亭御成記』によれば、永禄十一年（一五六八）、足利義昭は朝倉館へ御成をしたが、この時、饗された十七献の料理には白鳥・青鷺・雲雀・鳴・鷹などが出されており、義景はこの御成を正式なものと変わらず盛大に執り行ったことから、饗応の料理についても、最上のごちそうとされる鷹狩の獲物でもてなしたと考えられる。

以上のようなことから、鷹は戦国大名にとって自らの権力を象徴するアイテムであるだけでなく、室町幕府政治の中で共通の価値を認められた贈答品の一つであり、鷹狩で獲た鳥は、美物として進上する様々な旬の魚鳥の中でも最上品として贈答儀礼を行うときの必需品であったことがうかがわれる。朝倉氏が『朝倉孝景条々』の条文で、鷹を三年以上飼育せず他家へ送るようとしているのも、鷹を武家の贈答儀礼の中で効果的に活用することを意識していたことの表れといえるであろう。

## 二 鷹狩張行と鷹師

ここまで、朝倉氏の鷹収集についてみてきたが、優秀な鷹を入手しても長期間飼育せず贈答品として使い、美物進上や饗応の料理で鷹狩の獲物を供する様子からは、従来の研究で深められてきたように、鷹が権威の象徴として武家儀礼の場で政治的意義を持ち、そのことを朝倉氏も十分認識していたことを示している。しかしこれは戦国大名に共通する価値観であったと思われ、朝倉氏独自の鷹に関する文化受容・愛好とはいえない。そこで、本節では朝倉氏が張行した鷹狩から、朝倉家中における鷹をめぐる文化的側面をみてみたい。『朝倉宗滴話記』<sup>(16)</sup>には、

一、我々七十に余候迄、毎年川より北の道筋見候はんために、鷹野と号し細々下候、是又別義にあらざ候、彼国より一度形入仕候はでは不叶と存、其時の用所迄に候、惣別我々存命中は武者奉行可仕候間、何時も教景可懸向候、無案内にて絵図などを以て、即時の手遣は浅猿と存不断の心懸無他事候事、

というように、宗滴が日頃から鷹野と称して出かけ、戦時に備えて地形の把握に努めていたことが書かれるが、鷹狩張行には、武芸鍛錬や実戦訓練、または娯楽遊興といった目的以外にも、重要な意味があったと考えられる。

朝倉当主の鷹狩についてみると、三代貞景は、若いときから鷹狩を趣味としていたようで、『真盛上人往生記』によれば、十六歳の貞景は一乗谷の安養寺で上人の説法を聞き帰依して、秘蔵していた大小の鷹や鶯を放し、黄金の鳥籠や鷹の足緒などを積み上げて燃やしたという。また、その最後は『実隆公記』永正九年（一五一一）三月二十九日条に「抑朝倉弾正左衛門去廿五日於鷹野頓滅、春秋四十歳云々、不便々々、」とあるように、鷹狩に出かけた折の急死であった。五代義景についても、鷹狩を行っていたことを示す史料がある。『大安寺文書』の「朝倉義景書状写」によれば、

為泊野鷹師差越候処、馳走之由、喜入候、猶田黒佐左衛門尉可伝語候、謹言、

二月廿一日

大歳将監とのへ

(朝倉義景)  
(花押影)

とあるように、遠出して泊りがけの鷹狩をしており、家臣の中に鷹狩・養鷹の技能によって仕える「鷹師」がいたことが注目される。また、義景は鶉鷹逍遥（鶉や鷹を使って漁や狩をして遊ぶこと）へも出かけていたが、このとき、家臣の前波吉継が遅参したため義景から叱責を蒙り、後に織田信長方へ寝返るきっかけとなったという（『朝倉始末記』）。義景は永禄四年（一五六一）、棗の三里浜で大々的に犬追物を興行したが、このような大規模な行事は武術鍛錬の実用性よりもむしろ、古式となってしまった武芸を煌びやかに復興することで戦国大名としての権威を知らしめるのを目的としていたと考えられる。同様に、当主の鷹狩張行にも大名権力の示威的な意味合いがあったと考えられる。

鷹狩張行のためには、日頃から優秀な鷹を飼育していなければならないし、鷹の飼育や調教に精通した者たちの支えが必要であった。そのため、先述の鷹師のように鷹狩・養鷹の技能をもって仕える家臣が朝倉氏の下にはいたのである。『朝倉孝景条々』の五・十一条（一七）に書かれるとおり、朝倉氏は越前国内の芸能者育成と、芸能者の他国流出を防ぐ文化政策をとっており、このことから、鷹狩・養鷹の芸を習得した者たちも、貴重な人材として保護育成されていたと考えられる。

朝倉家中に養鷹の芸能に秀でた者がいたことは、一乗谷に度々下向し越前の芸能者とも交流が深かった月舟寿桂の『幻雲北征文集』「米光像」に、次のように書かれることから明らかである。

世養鷹之芸、誰伝扶桑、始于神代、盛于人王、人王何代、仁徳天皇、百濟使者、遠度大洋、大哉其使、名曰米光、到越敦賀、事聞洛陽、奇鷹俊犬、欲献君傍、政頼奉勅、館伴对床、云鷹云犬、得畜養方、朝廷賜郡、恩顧非常、

後來畋獵、是為濫觴、我開此像、儀刑堂々、視今於古、越人所藏、遠山未雪、平野既霜、嗟乎樂矣、驅狐兔場、憶昔上蔡、臂蒼牽黃、彼何人哉、繫國興亡、此則無事、異域梯航、我有一語、公亦何忘、雖精此芸、勿作禽荒、

越人某甲、持百濟國人米光像、需贊其上、予録養鷹之家所傳之實、以述其一二云、

それによれば、月舟は越前の某甲の求めによつて、養鷹の技術を日本に伝えたとされる百濟人の米光を描いた画像に賛を書いた。月舟に賛を求めた越前の某が何者であったか不明であるが、このような養鷹の芸祖を描いた肖像画を所持していたことから、自らも「養鷹の芸」に携わる者であった可能性が高い。ちょうど一章で取り上げた越前猿樂が、観世太夫から授けられた「宿神像」に月舟の賛を求めたのと同様の事例と考える。また、月舟は賛詩の中に越前敦賀の地を養鷹の芸が日本に初めて伝えられた場所であるとして由緒を書いており、これは月舟が記録した養鷹の家の所伝をもとにして書かれたとある。賛詩の内容には、どのように書いてほしいか依頼者側から提供する情報がある程度反映されると思われるが、越前が養鷹と縁の深い土地であるという由緒については、すでに養鷹の家伝書によつて月舟の知るところとなつていたことがうかがえる。

朝倉家臣の列伝を記す『一乗録』<sup>(18)</sup>には、

岸五郎左衛門、自和泉岸和田来、居越前、從藏人源政頼、学養鷹術、数世居墓目村、子光重称理兵衛、孝景之時、買田若干、孝景因授判物、岐阜公兵至、賜墓目村五十石判物、弟光次、亦理兵衛、柴田勝家・丹羽長秀・長重・長谷川秀一、皆有判物、

とあり、朝倉家臣の岸五郎左衛門が、渡来人から鷹の秘技を継承したとされる源政頼の流儀の養鷹術を学んでいたことが書かれている<sup>(19)</sup>。確かに『一乗録』に書かれるとおり、岸五郎左衛門は養鷹の技を認められて、朝倉氏滅亡後にも代々福井藩に扶持されており、嘉永五年（一八五二）の『給帳』（松平文庫）には、「一、高百石 鷹方 岸五郎左



衛門」と名前がみえる。これは、越前猿楽や絵師の曾我派など朝倉時代に活躍した芸能者たちの大半が朝倉氏の滅亡とともに姿を消した中で、一芸をもって戦国期から近世へと生き延びた芸能者の貴重な例といえる。

以上のように、朝倉当主の鷹狩についてみると、朝倉家中に養鷹の芸を学び、当主の鷹狩張行に際して鷹師として仕えた者たちがいたことがわかる。彼らの事績を記した史料からは、越前敦賀津が日本に初めて養鷹の芸が伝播した地とする由緒を意識していたことが読み取られ、越前で鷹狩・養鷹を学ぶ者たちが、芸能伝播の歴史を伝えながらその芸を習得していたことがうかがえる。

## 二 越前における鷹道・養鷹術の普及

引き続き、鷹狩の技術や鷹の飼育・治療などの養鷹術が、武芸として越前国内で普及していた様子についてみてきたい。天理図書館所蔵の『鷹書』も、越前の武士が鷹狩の芸能を熱心に習得しようとしていたことを示す史料であり、奥書には次のように書かれる。

右条々、此於卷物天下無双之秘書也、則令伝関東 鎌倉殿御内武蔵国長井之庄吉田鴻城之住源朝臣兒玉遠江守次男兒玉玄蕃助経平、愛岩山致参詣下向之砌、越前国至西谷令対談、不慮申承候処、鷹道望之由、依蒙仰、某為殘末代名、兒鷹卷物不殘一点書渡進候、若於殘少者、関東鶴岡八幡殿可蒙御罰也、仍誓紙之段如件、

永禄五 卯月五日

兒玉玄蕃助 経平 (花押) (印)

外山余次郎殿

これは、永禄五年(一五六二)に越前の武士外山余次郎へ伝授した兒玉玄蕃助経平(20)の鷹書である。奥書によれ

ば、児玉経平は愛宕山へ参詣し下向の途中、越前国西谷に立ち寄り、そこで鷹道の伝授を求められ、末代に名を残すため児鷹の知識を巻物一卷に残らず書き記し伝授したという。内容は鷹の不調や病氣・ケガについての様々な治療法が主で、五十四条にまとめられている。外山余次郎については、『越前国古城并館屋敷蹟』の今立郡之分に、

一、館跡 戸山与次郎

西谷村枝村福永村ヨリ四十間計卯辰之方、東西十八間・南北三十三間計之所、其外馬場・矢場之跡・屋敷跡数ヶ所有、自福井六里計、

とみえる「戸山与次郎」と同一人物と思われ、朝倉氏への主従関係は明らかではないが、鷹書にも書かれるとおり今立郡西谷村に住した越前国人と考えられる。外山余次郎の経歴について知られる史料は乏しく、この他には『佐野てる子家文書』の「織田信長朱印状」<sup>(21)</sup>によって、天正三年（一五七五）に「西谷外山跡職」が諏方三郎へ扶持されているので、朝倉氏滅亡までは西谷に住していたことが確認できる程度である。

児玉玄蕃助経平が伝授した鷹書は、この他に、神宮文庫蔵『鷹之薬方』・内閣文庫蔵『鷹絵図之書』・宮内庁書陵部蔵『清来流鷹書』・『鷹鶴叢書』などがあり、これらは、武蔵国住の児玉玄蕃助が相伝するという点は共通するが、玄蕃助の出自を「平朝臣実元次男」とするものなど、奥書の内容には若干の相違点が見られる。その経歴については、児玉経平が書き残した武芸伝書からしかうかがうことができず、奥書に書かれるとおり武芸の一芸をもって名を残そうとした人物であることしかわからない。しかし、一節でみた鷹の交易で、鷹と馬がセットで常に扱われていたように、それらの飼育・調教には共通する知識・技術があるからであろうか、児玉経平は鷹書以外に、馬術伝書も伝授している。「野尻又四郎直伝馬術書」（小浜市立図書館蔵）は、越前池田の武士に伝授したもので、奥書には、

右条々、於此巻物天下無双之秘書也、則令伝者也、関東武州長井之住源朝臣児玉遠江守義元次男玄蕃助、上方一

見仕下向之砌、越前国池田庄広瀬<sup>ニ</sup>において、不慮令参会申承候処、馬方執心之由、依蒙仰某も為殘名後代直伝候畢、尤不可有外見者也、

永禄七年 正月廿六日

経平（花押）

房泰（花押）

野尻又四郎殿直伝

とあり、奥書の文言も鷹書とよく似ており、花押などからも同一人物の伝書であることがわかる。こちらは、詳細な馬・馬具・厩・弓矢・的の挿図とともに、寸法や名称の注記がされ、馬の飼育・調教に関する条文が一卷にまとめられたもので、奥書によれば、関東武州長井庄出身の児玉玄蕃助経平が、永禄七年（一五六四）正月、上方見物から帰国の途中、越前池田庄広瀬で野尻又四郎と出会い、馬術の伝授を求められ直伝したとある。これらの伝書は、越前の武士たちの中に、熱心に鷹術・馬術を学ぶ者がいたことの証といえる。また、優れた鷹・馬は戦国武将にとって高価で入手困難な生き物であり大切に飼育・調教しなければならず、児玉経平が教える馬・鷹両道の飼育・調教に関する知識は、それこそ越前の武士たちにとって垂涎の価値あるものとして求められたであろうことがうかがえるのである。

#### 四 朝倉宗滴の養鷹と鷹書

ここでは、鷹に関する文化的事績の中でも最も特徴的な活動をみせた一族の武将、朝倉宗滴（教景）についてみていきたい。宗滴は先述の『朝倉宗滴話記』に書かれるように、鷹狩と称して出かけ、地形や道筋の情報収集すること

の重要性を説いているが、このような考えは、普段から戦時に備え武芸鍛錬を怠らず情報把握に努める武将としての心得を表したものと考えられる。また、強引に他人の鷹を入手すべきでないとも説いており、これらの話からは鷹への執着を戒める節度ある態度を感じさせる。しかし一方で、宗滴は熱心に鷹の生態や飼育について研究し、当時としては例のない鷹の人工繁殖に成功していた。古来より鷹狩のための鷹を育てる方法としては、ヒナを巣から下ろして育てるか（巣鷹）、若い鷹を捕らえて調教するのが一般的であったが<sup>(2)</sup>、そのような中、宗滴は飼っている鷹に卵を産ませて、それを孵化させて育てるという人工飼育方法に成功したのである。このことについては、宗滴の養鷹について書いた史料から、この養鷹法がいかに難しく、また珍しいことであったのか知ることができる。『養鷹記』（『群書類従』卷三五六、第十九輯）は、宗滴の鷹飼育物語ともいうべきもので、鷹が孵化するまでの様子について次のように書かれる。

（朝倉宗滴）

於是教景（朝倉宗滴）意匠經營、密運化機、於寢室傍、挿枯木可巢者一兩株、横縦其枝、自然俾鷹易栖息、鷹初怪而不近之、後狎而不疑之、雌雄相依、佇立其上、朝來暮往、拮据構巢、既成矣、卵之翼之、遂育二雛、二雛長、則非常種族、

国人相聚而賀曰、此則日下氏一門瑞也、（朝倉氏）

それによると、宗滴は本来山奥に生息する鷹をいかに安心させるか工夫を凝らした。寢室の傍らに密かに化機（飼育するための檻・柵の意か）を運び入れ巢作りしやすいように枯木を組んでやると、鷹は初め怪しんで近づかなかつたが、やがて馴れてつがいで佇むようになり、巣を構え卵を産んだ。そして、ついに二羽のヒナが誕生し、朝倉一門の奇瑞であるとして国中で喜んだという。その後、宗滴は『朝倉宗滴話記』で説いたとおり、この貴重な二羽を私蔵することなく、一羽は四代当主孝景が飼育し、もう一羽は室町幕府管領細川高国へ贈ったという。この鷹は百発百中で獲物を仕留め、足利將軍にもその技を絶賛されるが、これも宗滴が仁愛と忠信の人で、その人徳が鷹に及んだため、

すばらしい鷹が誕生したのだと称えられた。このような『養鷹記』の内容は、少々誇張した書き方にも思われるが、宗滴の人工繁殖成功については、『宗長手記』の大永四年（一二二四）条にもみられ、

朝倉太郎左衛門教景宿所の庭に、鷹の巢を四とせ五とせかけさせて、去年はしめて巢立せ、大小二ツ、誠にふしきの事なるへし、これにつきて、鷹の記、建仁東堂一花、又詩歌なともとり侍りしに、

と書かれるように、宗滴は四・五年かけてようやく人工繁殖に成功したのであり、このことは都人も驚かせる出来事であつたと考えられるのである。『養鷹記』には、「柴屋長公曾為教景座客、而熟於此鷹、故為教景需記其顛末」とあり、宗長が教景のために、その執筆を求めたものであつたことがわかる。鶴崎裕雄氏は、先掲の『宗長手記』に「鷹の記」を建仁東堂一花に求めたと書かれていることから、『養鷹記』の作者を、建仁寺一華軒に住し朝倉氏の帰依深かつた五山僧月舟寿桂であるとされた<sup>(23)</sup>。

月舟が『養鷹記』を執筆した経緯については、『朝倉家養鷹記』（宮内庁書陵部蔵）からも、考察することができる。『朝倉家養鷹記』は、『放鷹』の「本邦鷹書解題」にも古写粘葉の一冊として載るもので、その内容は「八幡ノ靈鳥ハ鷹也」で始まる序文に続き、「唐流鷹秘訣條々」として、鷹の鳥屋寸法や鷹の飼育、鷹の見せ方などの故実に関することなどが五十項目にわたって書かれる。最後に『群書類従』所収本と同文の「養鷹記」が書かれ、書名はこれをもとに付けられたと考えられる。ちょうど「養鷹記」の部分が、「唐流鷹秘訣條々」の跋文のような形式になっており、筆写名などの奥書はないが、裏表紙に「伯爵松平直亮寄贈」の印が押されていることから、鷹に関する書物を収集していた松江藩主の蔵書であつたことがわかる。序文は『養鷹記』と同じく漢文で書かれ、「仁徳天皇四十六年、百済国発使者、献鷹犬於吾国、海舶至越州敦賀津」と全く同様の表現で書かれる部分もみられる。しかし、『養鷹記』では「米光」とする養鷹の技を日本に伝えた百済人の名を、『朝倉家養鷹記』では「朱光」と記しているなど若干の差異がある。

文体と内容全体からみれば、こちらの序文も月舟作の可能性が高く、このような人名の違いは書写した際の誤写とも考えられる。『養鷹記』には「儻有太史、而書殺青、則孝景与彼二子、載名同伝也耶、」とあり、「儻すくれた大史（諸記録を司る古代の唐官名）あり、而て殺青（書籍・文書）を書く、すなわち孝景彼の二子に与え、名を載せ同じく伝えるなりや」という一文から、この書物は、孝景から二人の子供に与えられ、それを朝倉家伝来のものとして伝えていたことがわかる<sup>(24)</sup>。「殺青」がいかなる内容のものか書かれてはいないが、その文脈から、鷹に関する書物＝鷹書とみるのが妥当であろう。また、宗滴教景が初代孝景の末子であることから、ここでの孝景は初代英林孝景を指し、教景は孝景から伝授された鷹書を所有していたことになる。月舟が、このような芸能の伝書に跋文を記した例としては、『幻雲文集』に「跋瓶花譜後」があるが、これは、花の伝書一卷について、序文を鹿苑僧録の宗山等貴が書き、跋文を月舟が記したものである。このような事例からみると、『群書類従』収録の『養鷹記』は跋文のみで、「唐流鷹秘訣條々」こそが、初代孝景が息子に与えた朝倉家伝来の鷹書であり、それに序文と跋文を付記し一冊にまとめたものが『朝倉家養鷹記』であると考えられる。

この他にも朝倉家伝来の鷹書があったことは、『斎藤朝倉両家鷹書』（『続群書類従』巻五四六、第十九輯中）からもうかがえる。この奥書には、

右此巻物、結方之奉書也、出羽国之住人斎藤助右衛門、朝倉太郎左衛門秘伝也、両家之被究、如此被注置也、実子タリ共此道ヲ欲ザランニハ不可伝者也、

（一五〇六）  
永正三年三月吉日

天羽 吉盛在判

と書かれるが、朝倉太郎左衛門は宗滴の通称であり、その秘伝をもとに『斎藤朝倉両家鷹書』が書かれたと考えられる。書名のとおり、出羽の斎藤助右衛門所持の鷹書と朝倉太郎左衛門秘伝の鷹書を合わせたもので、内容はうさぎ等

の獲物の懸け方や鳥屋の広さ、諏訪明神への獲物の供え方等について、図入りで十七条にまとめられている。このようにいくつかの鷹書を抜粋したり再編したりして、種々の鷹書が作られ相伝されていったと考えられる<sup>(25)</sup>。

なお、富小路資直が、天文四年（一五三五）一乗谷に滞在したときの様子を、和歌とともに記した『詠三十一首和歌』<sup>(26)</sup>にも、一乗谷で鷹を飼育する人物のことが書かれている。資直は、ある人が大きな庭を丸く囲んで鳥屋とし、その中に雌雄の鷹を入れ繁殖させていて、ちようど卵を産んだことを聞き見物に出かけた。鷹が主人によく馴れ餌を食べる様子を見物して、歌心を刺激されて和歌を詠んだという。ある人の名前は記されていないが、宗滴存命中のことであり、飼育の様子は『養鷹記』や『宗長手記』にも通じることから、鷹を庭で飼育していた「ある人」とは宗滴のことであつた可能性が高い<sup>(27)</sup>。このような宗滴独自の飼育法は五代当主義景へと受け継がれたようで、「朝倉義景書状」（『岡本文書』）によると、

公方様<sup>(足利義輝)</sup> 庭籠之巢兄鷹一連致進上之旨、別紙言上候、御執成肝要之趣、宜預披露候、委細鳥居与一左衛門尉可申候、恐々謹言、

七月七日

義景（花押）

北少路大膳大夫殿<sup>(マ)</sup>  
進之候<sup>(俊直)</sup>

とあるように、義景も庭籠の巢鷹を將軍足利義輝に進上していた。「庭籠之巢鷹」とあるので、これは自然の山の鷹巢から下ろしたヒナではなく、庭で卵から繁殖させた巢鷹を献上したと考えられるので、宗滴の養鷹法がその後も試みられていたことがうかがえるのである。

このように鷹を人工繁殖させて飼育することは、成功に至るまで何年もかかった手間とその設備から考えれば、高価な鷹を買い集めるのと同様、ともすればそれ以上に出費のかかる趣味であつたと思われる。しかし、宗滴の養鷹は

優れた鷹を繁殖させて満足するという趣味の域に留まるものでなく、自らが育てた優秀な鷹を贈ること、相手との親交を深め政治的交渉を行うことに重要な意味があったとも読み取れ、政治的意味をもった文化的活動であったといえるであろう。

## 五 『鷹百首註』にみる芸能伝授

次に、一乗谷における鷹術普及のもう一つの展開をみるために、天理大学附属天理図書館に所蔵される『鷹百首註』について考察してみる。これは鷹狩や養鷹の様子を詠じた和歌に一首ずつ註釈が付けられている歌集形式のもので、先に取り上げた児玉経平の『鷹書』や『斎藤朝倉両家鷹書』とは異なり、主として公家の間で伝えられてきた鷹書である。『鷹百首』には作者の異なるものが数種あり、この史料はその中でも『西園寺相国鷹百首』として知られるもの註釈書である<sup>28</sup>。『放鷹』「本邦鷹書解題」にも紹介されていない史料なので、成立およびその伝来を明らかにするため奥書の全文を次にあげる（丸付数字は筆者による）。

①此百首西園寺の公衡公の詠哥歟、或云、竹林院、又ハ菩提寺の中将とも、又ハ山陰の中将とも申、山かけいり  
なと、申料理在之、百首ながら賓家にして述懐の哥とも也、されハ次第不同也、小鷹ハ秋也、大鷹ハ冬也、其  
外子細在之、

②右百首者、文明五年三月十日、公方様以飛鳥井左兵衛督雅二乗軒事歟虚（康カ）御尋之時、諏方信濃守忠卿法名、あひとともに事書信功  
をくハへて備 上覧者也、仍此一巻、含蔵寺殿依御懇望、以板倉与次景恒令進上畢、其後方々より難去望に付  
て遣候、但、如此註はまれなるへし、是を正本に守るへき者也、若於子孫器用の族あらハ可被相續之、猶以口



伝為肝用、可秘々々、

于時明応七年十一月廿六日

藤原有宗在判

③承元の比、春宮大夫公衡と有ハ、後徳大寺実定卿男とあり、三条内大臣<sup>西殿</sup>実隆公説也、

①・②は書写した本にもともと書かれていた本奥書の部分と考えられる。②には写本の来歴が書かれ、それによれば、文明五年（一四七三）、飛鳥井雅康・諏訪信濃守兩人によってまとめられ、公方（足利義政）に上覧された一卷を、含蔵寺殿なる人物が懇望して板倉与次景恒に進上させ、その後、この一卷について方々から要望があり、明応七年（一四九八）に藤原有宗が書写したとある。①の部分は有宗が百首を書写し終わった際に、これについて西園寺公衡の作であろうかと推測し書き加えた部分と考えられる。『西園寺相国鷹百首』には、鎌倉期の公卿で鷹狩を好んだ西園寺公経作として伝わるものや、実兼作とされるものなどがあり、伝授されていくうちに異本が多く作られた。この時も百首の作者については定かではなかったため、実兼の子の公衡作ではないかと付記したと考えられる。書写者の藤原有宗は、月舟寿桂に「普化像」（『幻雲北征文集』）の賛を求めた藤氏常陸守有宗のことと思われ、

藤氏常陸守有宗、携普化像来、需予賛其上、有宗好事士也、其志可尚、以故不克峻拒、走筆応其請云、

と書かれることから、越前在住の文芸に長けた「好事士」風流人であったことがうかがえる。奥書③の部分は、有宗筆の一卷を書写した人物、この本の筆者が書き加えた部分と考えられ、この後に「鷹之字書」として鷹に関する用語を五十余り書き加えている。書写の年月日や筆者名はないが、「内大臣実隆公説」と書かれることから、三条西実隆が内大臣となった永正三年（一五〇六）以降の書写本であることは間違いない。しかし、その後転写されていないことからみても成立は室町末期を下らないと考えられる。

『鷹百首註』の伝授について明らかにするには、まず鷹百首一卷を懇望し進上させた含蔵寺殿について明らかにす

る必要がある。含蔵寺とは、一乗谷阿波賀にあった曹洞宗宏智派の建仁寺洞春院末寺含蔵寺のことで、この寺は公界所として知られていた(『蔭涼軒日録』延徳三年(一四九一)十月二十六日条)。そして、この寺の名前を冠した含蔵寺殿については、一乗谷含蔵寺に住した人物と考えられ、『松下集』などから推測することができる。『松下集』作者の正広は、延徳二年(一四九〇)六月に一乗谷を訪れ、三代貞景や朝倉一族・家臣らの催す歌会に参会したが、

廿二日夕、板倉備中入道宗永所にて、右兵衛佐義廉の子息栄棟喝食対面申、盃の次に一首詠し侍てさかつきをさし申と、備中申せしかは、とりあへず短冊にかきてまいらせし歌、折ふし雨そゝきし侍るに、

と和歌の題にあるごとく、板倉備中入道宗永宅では斯波義廉の子息栄棟喝食に対面した。栄棟喝食とは洪川氏から斯波家督を継ぎ管領となった斯波義廉の子息で、朝倉氏は、文明十三年(一四八一)、美濃守護代斎藤妙純の調停により、越前守護斯波氏に代わる主人として義廉の幼子を越前に迎え入れていた(『大乘院寺社雑事記』十月六日・十一月四日条)。正広が対面した時も元服前で、洪川氏一族で重臣の板倉宗永が後見として付き従っていた様子がうかがえる。この義廉子息の動向が知られる史料(29)は少ないが、『鷹百首註』奥書②に書かれる板倉与次景恒は、板倉備中入道宗永の息子、または親族と考えられ、一卷を懇望した含蔵寺殿は、後述のごとく成人した義廉子息と考えられるのである。これを裏付ける史料として『諏訪神左衛門代替儀礼覚書』がある。これは、文明十三年の朝倉二代氏景の代替の様子や、「かんそう寺殿」と呼ばれる人物の元服の様子について記した先祖の書付を、天正十八年(一五九〇)に朝倉家臣であった諏訪神氏がまとめたものである。これによれば、

明応六年十一月廿六日、かんさう寺殿御ゑほし御杵形にてめされ候、各御太刀にて御礼可申上由被仰候て、御礼申上候、人数次第、

云々とあるのに続いて、「かんさう寺殿与申ハ武衛之御事候」と書かれる。明応六年(一四九七)当時、越前で元服を

迎える年齢の「武衛」と称される人物としては、斯波義廉の子息以外に該当者がなく、『鷹百首註』奥書から、かんそう寺殿は含蔵寺殿のかな書きと考えられる。以上のことから、含蔵寺殿とは公界所含蔵寺に喝食として入寺し、後に元服した斯波義廉の子息であると比定できる<sup>(30)</sup>。

次に『鷹百首註』が越前へもたらされた経緯であるが、これについては二通り考えられる。一つは『鷹百首註』の編纂に関わった人物のひとり、飛鳥井雅康によつてである。飛鳥井雅康は度々越前に下向しており、和歌・蹴鞠両道の師として朝倉当主に招請されることもあった(『兼頭卿記別記』文明十年(一四七八)八月十五日条)。このような折に、和歌や蹴鞠と同様、鷹道についても伝授した可能性が考えられる<sup>(31)</sup>。もう一つは、明応七年(一四九八)九月から翌年七月まで約十か月にわたつて一乗谷に滞在していた足利義尹によつてである。当初『鷹百首註』は、奥書に書かれるように足利義政に上覧されたものであったことを鑑みると、その後、義尹が所蔵していた可能性がある。足利義尹は越中から上洛の途中、明応七年九月一日に一乗谷阿波賀の唐人在所へ入り、翌日、朝倉教景(宗滴)の迎えて含蔵寺へ入御した(『大乘院寺社雑事記』)。「鷹百首註」が書写された明応七年十一月は、ちょうど義尹が含蔵寺に滞在していた時期と重なり、また、元服した義廉子息(含蔵寺殿)も寺に居住していたと推察されることから、義尹と義廉息が同寺で接点を持ち、鷹書が伝えられたとも考えられる。

以上のように、『鷹百首註』をもとに、越前における鷹書伝来の経緯をみてきた。このような鷹書は、さまざまな鷹狩の伝書の中でも、その成立や形式からみて実技的なものというよりは、貴族的な教養として鷹狩の知識を学ぶためのテキストといえるであろう。奥書に書かれるとおり、含蔵寺殿が入手してから、さらに方々からの求めにより写本が作られ、朝倉家臣たちの間にも伝えられたと思われる。朝倉家中では実用的な鷹狩・養鷹の知識・技術だけでなく、幅広い文化受容が鷹書を通じて行われていたと考えられ、越前で書写伝授された多様な鷹書がこのことを示している。

## おわりに

以上のように、朝倉治政下での鷹狩と鷹収集・飼育の実態、および鷹書の伝授についてみてきた。『朝倉孝景条々』では、鷹を名馬や唐物と同じく貴重な宝物であるとして、コレクター熱が度を超えてしまうことを戒めていたが、このような条文も、朝倉家中に鷹を収集する者が多く存在しなければ成文化する必要性がない。実際には、鷹収集に執心する者がいたのであり、確かにこのことは鞍谷氏のように奥羽地方の大名と独自に交流を持ち、鷹を収集する武将がいたことから明らかである。しかし、朝倉氏自身は所有する鷹を贈答品として用いる例が多くみられ、優秀な鷹であっても長く私蔵せず、執着しないことが朝倉氏にとって重視されていたことがうかがわれる。鷹や鷹狩の獲物を献上し、最上の料理として饗応に供している様子からは、鷹を所有し自らの権威を誇示することよりも、それらを贈ることで自らの豊かさと権力を相手に知らしめる政治的効果のほうが朝倉氏にとって有用であったと考えられる。

朝倉氏の時代には、多くの文化人や芸能者・学者・技能者たちが一乗谷を訪れ、さまざまな文化受容と醸成がなされたが、鷹狩・養鷹の芸についても例外ではなく、芸能者育成を促す文化環境から、朝倉家臣の中にも鷹師として仕える者や、鷹書の相伝を受ける者が現れていた。しかし、これまでみてきた越前猿楽など朝倉氏の外護を受けた芸能者のほとんどが朝倉氏の滅亡とともに姿を消した中で、本章で取り上げた朝倉家臣の岸五郎左衛門の事例は、朝倉治政下で習得した養鷹の芸をもって朝倉滅亡後も福井藩に扶持されたというものであり、これまで捉えることの難しかった、朝倉時代に育成された文化的人材が近世へと受け継がれる様子を、具体例をもって示すことができたと考ええる。これは、近世へと養鷹の芸能が途絶えることなく伝えられたことを意味しており、朝倉氏の文化興隆の歴史が、福井

藩の文化的環境へ影響を与えていることを示唆する一例とも考える。

朝倉宗滴の養鷹については、邸宅の庭で鷹を人工繁殖させるという、鷹に関する文化的活動の中でも他に例のない特別な事績であることを明らかにした。その後も、五代義景が庭籠の巢鷹を足利義輝に献上しており、庭で卵を産ませ鷹を育てるという独自の養鷹法が一乗谷で継承されていたことがうかがえ、このような事績は、朝倉氏だけにみられる養鷹文化といえるであろう。鷹狩・養鷹の知識・技術が普及していくためには、その芸を教える鷹書の存在が重要であり、朝倉家伝来の鷹書としては「唐流鷹秘訣條々」を元とした『朝倉家養鷹記』があったが、これらの鷹書には、越前敦賀の地が日本に初めて養鷹の芸が伝えられた場所であるとする由緒が繰り返して記され、朝倉家中の養鷹を学ぶ者たちの意識の中に、この歴史が顕彰すべきものとして浸透していたことを読み取ることができた。また、貴族文化的な要素の強い『鷹百首註』についても、その成立や伝授に関わった人物について考察を進め、伝授に関わった藤原有宗や含蔵寺殿を通して、朝倉家中において知識が伝授され広がっていく具体相を捉えることができたと考えられる。このようなことから、朝倉氏や家臣らが相伝に関わった鷹書は、戦国期の越前における養鷹の芸能普及の実態を証明するものといえるであろう。

---

(1) 弓野正武「古代養鷹史の一側面」『律令制と古代社会』（東京堂出版、一九八四年）、森田喜久男「日本古代の王権」『日本歴史』四八五号（一九八八年）、秋吉正博『日本古代養鷹の研究』（思文閣出版、二〇〇四年）。

(2) 大友一雄「鷹をめぐる贈答儀礼の構造」『国史学』一四八号（一九九二年）、盛本昌広「戦国期の鷹献上の構造と贈答儀礼」『歴史学研究』六六二号（一九九四年）。

- (3) 村上直・根崎光男『鷹場史料の読み方・調べ方』(雄山閣出版、一九八五年)、根崎光男『將軍の鷹狩り』(同成社、一九九九年)。
- (4) 芥川龍男「戦国武将の教養―その一側面としての鷹狩・狩猟―」『日本中世の史的展開』(文献出版、一九九七年)。
- (5) 中澤克昭「鷹書の世界―鷹狩と諏訪信仰―」『芸能の中世』(吉川弘文館、二〇〇〇年)。
- (6) 米原正義『戦国武士と文芸の研究』(桜楓社、一九七六年)。
- (7) 二本謙一『中世武家儀礼の研究』(吉川弘文館、一九八五年)。
- (8) 宮内省式部職『放鷹』(復刻)(吉川弘文館、一九八三年)の「本邦鷹書解題」は、福井久蔵氏の執筆によるもので、大名家伝来の鷹書を中心として六〇〇冊以上の史料が報告されている。その中で、戦国期の越前に関係すると思われる鷹書として『朝倉家養鷹記』の他に、「永正十年(一五一一)十月七日 越前国住人大海伊勢守景忠」の奥書を持つ『鷹之書 松岡古訓本』、永禄五年(一五六二)越前国西谷で伝授されたとする『三原喜左衛門より差出卷物大緒』が報告されている。三保忠夫氏は『鷹書の研究・宮内庁書陵部蔵本を中心に』(和泉書院、二〇一六年)の第二章「中世武家に関わる鷹書」で朝倉氏関係の鷹書についてもまとめている。
- (9) 『朝倉孝景条々』の研究については、佐藤圭『朝倉孝景条々』の一考察『福井県史研究』一三号(一九九五年)があり、この条文について「馬・鷹の入手や贈答に関する訓戒」とし、朝倉氏と伊達・白川氏との通交について考察している。
- (10) 『新潟県史 資料編3中世1』所収、『上杉家文書』『斯波政綿書状』五〇・五一号。
- (封紙ウハ書) 「大永四 十卅到」

長尾信濃守殿進之候、  
斯波新三郎 政綿

今度者高梨方為合力、則被達本意候、大慶察申候、聽而使者可差下候之処、越中雜説に付て、于今延引、非本意候、仍已前者使者上着之砌、無其煩御懇之儀、祝着無他候、随依鷹所望、時枝源次郎差下候、上給候者、可為喜悅候、就中鷹・馬望候て、仁加保へ

助大夫下候、定<sup>而</sup>来春可上候、然者、於貴国路次之儀被仰付候者、別可令祝着候、次うつほ<sup>五</sup>進之候、尚源次郎可令申候、恐々謹言、

十月九日

政綿（花押）

長尾信濃守殿<sup>（為景）</sup>進之候、

（封紙ウハ書）「長尾信濃守殿<sup>進之候、</sup> 新三郎政綿」

其後者不申通候、御床敷候、仍從奥州為物詣、来春上落<sup>落</sup>之仁体候、是等数年申承候、定<sup>而</sup>鷹・馬数多可有之候、於國中上下無其煩被仰付候者、可為本望候、随而太刀一腰<sup>輻輪</sup>・綿<sup>二疋</sup>進之候、委曲猶大熊方可被申入候、恐々謹言、

八月十五日

政綿（花押）

長尾信濃守殿<sup>進之候、</sup>

（11）『能代市史 資料編古代中世1』所収、『音喜多文書』「直次書状」一一三号。

就政綿被仰通度之由候、御懇書之旨、則致披露候、御懇之段祝着被申候、馬・鷹年来望之儀候条、必可被申之由候、我より心得可申入之由候、猶新二郎可申入候、恐惶謹言、

十一月十九日

直次（花押）

下国紀伊守殿<sup>参人々々御中</sup>

（12）佐藤圭「戦国期の越前斯波氏について（上）・（下）」『若越郷土研究』四五卷四・五号（二〇〇〇年）。

（13）『越前地理指南』、『越前地理便覧』などには、越前の鷹山の所在地が詳細に記録されている。

（14）豊臣政権下の鷹進上については、芥川龍男「戦国武将と鷹―太閤秀吉の日向鷹巢奉行設置をめぐる―」『日本中世の政治と文化』

(吉川弘文館、一九八〇年)の研究がある。

(15) 前掲(2) 盛本論文。

(16) 『朝倉宗滴話記』には、この他にも鷹狩や芸能伝授に関連した次のような条文がある。

一、或は陣執、或は陣替、又は執出などの事、時により事により候物にて候へども、凡雨の降日用意候て、諸事を申付候へば必照日に合ふものにて候、是は鷹野風情一切之出行事普請以下に付て可有覚悟事也、

一、猿楽道に蓮花を治ると申事、一段秘事にて候よし、善珍弥次郎申候、是ハ侍之上に専可入事は口伝有之候事、

(17) 『朝倉孝景条々』五・十一条。

一、四座之猿楽切々呼下、見物好間鋪候、以其価、国之猿楽之器用ならんを為上洛、仕舞を習はせ候者、後代迄可然敷、其上城内にをみて夜能被好ましき事、

一、僧俗共に一手に芸能あらん者、他国江被越間鋪候、但其身之能を慢し、無奉公之輩ハ可無曲事、

(18) 佐藤圭『一乗録』について『一乗谷朝倉氏遺跡資料館紀要二〇〇一』(福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館)。

(19) 岸五郎左衛門については、青木豊昭氏よりご教示いただいた。

(20) 前掲(8) 三保著書では、児玉経平の鷹書について節を設けてまとめている。

(21) 『福井県史 資料編3中・近世1』所収、「佐野てる子家文書」一号。

(22) 前掲(3) 根崎著書。

(23) 鶴崎裕雄「宗長と越前朝倉氏―戦国文化に関する一考察―」『ておりあ』一七号(一九六九年)。

(24) 鷹絵の名声で知られる美濃土岐氏の場合も、『尊卑分脈』に「弓馬上手、鷹一流相伝」とあり、代々独自の養鷹術を伝えていたと



される。また、『翰林葫蘆集』にも「土岐府君平生愛鷹、家有養鷹法、伝而不墜」と書かれる（岐阜市歴史博物館平成六年度特別展図録『土岐氏の時代―風月歌舞の世界―』参照）。

(25) この他に、朝倉氏との関係が示唆される鷹書として『龍山公鷹百首』（『続群書類従』第十九輯中）がある。奥書によれば、「這一冊者、西園寺相国鷹百首并中納言藤原定家卿鷹の哥よみ侍りける三百首を見て、わづかにおもひわきまふる事を百首の哥にあらはし書付けり」というように近衛前久の作になるが、奥書書写名には、

右御本、日下二部衛門尉殿所持を書写畢、尾州名護屋在任之時、寛永三年丙寅正月十三日写之、八木徳温（花押）

とあり、伝来の詳細は不明だが、日下・八木はともに朝倉氏の本姓として用いられる名字であるので、朝倉氏が伝授に関係した鷹書の可能性がある。また、朝倉一族には「朝倉二郎右衛門尉」を名乗る武将として『朝倉義景亭御成記』に同名衆として「御部屋衆ノ相伴」を務めた朝倉景種がいる。

(26) 『詠三十一首和歌』（尊経閣文庫蔵）。

ある人のもとに大なる庭を〇、と屋にかこみて、おほ鷹とせうとを入をきて、春ことにすをかけ、子をうむよしきゝ侍れば、もろこしにも、層巢の瑤岱に生るなとこそ申侍るに、めにちかくかゝる事やはと、ひそかにうかゝひ見侍るに、きくよりもみるはまさされり、巢にふして卵をあたくめあたるを、あるしのよふ声に応して、いてゝゑをとりてこれを取をき卵をあたくむる程かくするといへり雌雄あひよりてたはふれなとするありさま、めつらかなりともいふに、ことの葉たるましくなん、

(27) 宗滴は邸宅の庭で鷹を育てていたと考えられるが、一乗谷安波賀には宗滴の館跡として、その官途名の唐名から「金吾谷」と呼ばれる地籍があり、宗滴の山荘「昨雨軒」の名も伝わる。ちなみに鷹に関する伝承地として、「一乗谷古絵図」には、一乗谷川を挟んだ新御殿の対岸付近に「鷹ノ埒跡」と注記がされる。鷹を飼育する「鷹の鳥屋」があった可能性があり、宗滴以外にも養鷹する者が一乗

谷にいたと考えられる。

(28) 鷹狩・養鷹に関する技術・作法を和歌にして著した鷹書については、『放鷹』第一篇「鷹詞の和歌」を参照。『鷹百首』には、この他に『龍山公鷹百首』・『慈鎮和尚鷹百首』等がある。

(29) 文明十四年(一四八二)の一乗谷失火では、朝倉重臣に死者が出たが、屋形(義廉子息)は無事であったと書かれる(『大乘院寺社雑事記』閏七月三日条)。また、『為広越後下向日記』の延徳三年(一四九一)四月二十三日条によれば、一乗谷に細川政元の一行が逗留し、朝倉貞景がもてなしの酒宴を催したが、この時「武衛モ礼ニ出ラル」とあり、朝倉方に「武衛」と称される人物がいたことがわかる。これも義廉の息とみるべきであろう。『大乘院寺社雑事記』同年六月条にも、渋川義廉の息が越前に在国しているとある。

(30) 松原信之氏は義廉子息のその後について、朝倉氏のもとで客臣化し鞍谷氏となったと考察されてきた(『越前朝倉一族』新人物往来社、一九九六年)。しかし、佐藤氏は前掲(12)論文の中で、鞍谷氏は系譜的には奥州から来た斯波氏と考えられ、年代的にも義廉子息の越前入国以前から越前にある家柄であるのに対し、義廉子息は渋川氏の出自で、渋川氏と鞍谷氏との間に直接的な関係は認められず、むしろ渋川氏の所領は加賀や越中に分布していることから加賀方面に在国していた可能性が高いとし、松原氏説に疑問を呈された。『鷹百首註』以外には、含蔵寺殿(義廉子息)に関する史料を確認できず、朝倉氏の下でどのような扱いとなっていたかは明らかにできないが、含蔵寺殿がそのまま生存していたと仮定するならば、幼少期と異なり成人後に全く活動が追えないのは疑問である。鞍谷氏の活動も断片的ではあるが、五代義景の時代には「鞍谷氏ノ類葉」の小宰相局を義景の側室とし、『朝倉亭御成記』でも朝倉家臣らとは別に、斯波刑部大輔(鞍谷氏)が足利義昭に礼を述べ太刀を進上している。つまり、含蔵寺殿と鞍谷氏が無関係とするならば、斯波一族で「武衛」を称する家柄が越前に二つ存在していたということにもなる。含蔵寺殿は『鷹百首註』を懇望するほど鷹狩に執心し、一章でも紹介した鞍谷氏の斯波政綿は独自に使者を送って奥羽から鷹を入手しており、両者は鷹狩という趣味では共通性がみられる。

また、『大滝寺寺庫収納田数帳』には大滝寺から歳暮に巻教を贈ることになっていた武将として、鞍谷氏の名前とともに「板倉式部殿」の名前もみられ、これを義廉子息に付き従っていた板倉氏とみるならば、鞍谷氏と含蔵寺殿は何らかの関係があると思われる。

<sup>(31)</sup> 飛鳥井雅康は明応三年（一四九四）四月には、朝倉教景（小太郎・宗滴）に『二十一代集巻頭歌』（福井県立博物館蔵）を、永正五年（一五〇八）九月には十六歳の朝倉孝景（四代）に『宋世蹴鞠伝書』（富山県光雲寺蔵）を伝授している。しかし、明応七年には越前下向を確認できない。



## 第六章 朝倉氏の神道受容と吉田兼右（阿波賀春日社をめぐる）

### はじめに

吉田兼右（一五一六～七三）は、唯一神道を創唱した希代の神道家吉田兼俱を祖父に、儒学者清原宣賢を父とし、幼くして吉田家当主となった後は、たびたび地方へ下向し戦国大名や地方の神社と交流を持って、唯一神道の普及発展に努めた人物である。兼右は越前にも下向して、朝倉当主や家臣等に神道伝授を行ったが、このような活動については、戦国大名の領国支配と神社政策という視点からみた、萩原龍夫氏の研究<sup>(1)</sup>や、兼右の神道伝授を戦国武将への文化普及として捉えた米原正義氏の研究<sup>(2)</sup>がある。しかし、これまでは朝倉氏の文化に与えた影響としては、専ら兼右の父清原宣賢の功績が大きく取り上げられ、吉田家との交流が及ぼした影響については、兼右が周防大内氏や若狭武田氏らにも神道伝授を行っていたこともあり、戦国大名に共通してみられる文化受容の一例にとどまる内容となっていた。朝倉氏と吉田家の交流は、兼右の先代兼満の時代から確認でき、戦国期を通して朝倉当主や一族の武将らとの交流が続けられたが、両者の交流が長く続いた経緯・理由については、これまで十分に検討されず、兼右の神道伝授の目的についても詳らかにされてこなかった。また、一乗谷の入口「阿波賀」の地に鎮座する阿波賀春日社の神

主卜部氏は、兼右から『日本書紀』や『中臣祓抄』等を多くの神道書を伝授されているが、この卜部氏と吉田家の関係についても、吉田神道の北陸地方への普及という観点からみた西田長男氏の研究<sup>(3)</sup>があるものの、朝倉氏と吉田家の交流の中で、卜部氏が担った役割についてはほとんど論じられてこなかった。

このような朝倉氏と吉田家、そして阿波賀春日社の関係については、朝倉氏や卜部氏に宛てた吉田兼右書状<sup>(4)</sup>や、春日神社伝来の縁起類等<sup>(5)</sup>、良質の史料が紹介され、新たな史料をもとにした検討が可能となっている。そこで本章では、これまでほとんど注目されてこなかった越前の吉田社領「鳥羽庄」や、阿波賀春日社神主卜部氏との関係についてみていくことで、朝倉氏・吉田家交流の背景にあった鳥羽庄神用をめぐる交渉について明らかにし、吉田家の神道伝授が朝倉文化興隆に与えた影響について考察したい。また、吉田兼右と阿波賀春日社神主卜部氏の交流から、朝倉治政下における卜部氏の文化的役割について捉え、このような文化交流の事績が由縁となつて、朝倉氏滅亡後に、阿波賀春日社再興へとつながっていったことについても考察したい。

## 一 朝倉氏と吉田家

### 1 越前鳥羽庄をめぐる交渉

朝倉氏と吉田家の交流について考えるには、中世に吉田社の神領であった越前鳥羽庄について考察する必要がある。

鳥羽庄は日野川支流の浅水川流域に位置し、現在の鯖江市鳥羽町に比定されるが、『吾妻鏡』建久元年(一一九〇)四月十九日条に、伊勢神宮の内宮役夫人工作料未済成敗所として「越前国、鳥羽・得光・丹生北・春近、成勝寺執行相逢使、<sup>(昌忠)</sup>究済畢由申之、」とみえ、古くは京都成勝寺領であった。しかし、「仁和寺文書」の官宣旨案<sup>(6)</sup>から、遅くとも嘉祿

年間(一二二五〜二七)には吉田社領として成立していたことがわかる。その後の鳥羽庄の変遷については断片的にしか知ることができないが、南北朝期には南朝方の鳥羽城が築かれ、暦応二年(一二三九)四月一日には、幕府方の徳江頼員が攻め込んだことが知られる(7)。しかし、この頃すでに鳥羽庄からの神用納入が安定していたとは考えにくく、『朝倉家伝記』(8)によれば、

(三四七)

康永元年壬午請シテ別源大和尚ヲ弘祥寺開山也、師ノ年時<sup>(二)</sup>四十九歳也、徳岩モ又空海<sup>(朝倉高景)</sup>以後所々田畠ヲ割テ弘祥

寺へ寄進ス、鳥羽・山内・春近・布施田<sup>并</sup>浜三分一地子寄進也、鳥羽・山内ハトリハケ天下国家祈祷之為ニトテ、

正月朔日ニ寄進状ヲ調へ判ヲナサル、

とあるように、朝倉高景は別源円旨を招いて弘祥寺を建立する際、鳥羽や山内(「越前国絵図」の山内郷か。文殊山西麓に位置し鳥羽庄と隣接する)・春近の一部を寄進している。「トリワケ天下国家祈祷之為ニトテ、」という表現は、もともと鳥羽庄が神領であったという経緯からきているとも推察される。以上のようなことから、鳥羽庄も越前にあった多くの荘園と同様に、対捍や押領といった問題に直面し、吉田社領としては有名無実化していたと考えられる。『斎藤基恒日記』宝徳二年(一四五〇)二月十七日条には、吉田社造替料段銭について、越前国は守護請で納入することが記され、越前守護の斯波氏が納入を請け負っていたことがうかがえるが、鳥羽庄神用納入に関して吉田家が斯波氏へ交渉したことは確認できない。なお、中世の鳥羽庄の規模・範囲については絵図等の史料がないが、「越前国絵図」(慶長十年頃成立)には今北東郡に「鳥羽郷」とみえ、高二六七三石一斗四升九合と書かれる。

戦国期に入ると、越前の支配権をめぐる守護斯波氏と守護代甲斐氏、朝倉氏の三者で熾烈な争いが繰り広げられるが、一方、吉田家はどういうと、応仁・文明の大乱の中、吉田社が兵火で焼失する(『碧山日録』応仁二年(一四六八)条)などの災難にみまわれるが、吉田兼俱はこの混乱期に唯一神道を創唱し、教理表象の施設として斎場所を創設、地

方の神官に対しては神階の授与、装束その他の裁許を行う「宗源宣言」を発行するなど、吉田神道の確立・発展の基礎を作った。兼俱の生涯については先行研究<sup>(9)</sup>も多いので、活動の詳細については述べないが、兼俱の代には越前との関わりを具体的に示す史料は少ない。これには孫の兼満が自邸に放火し出奔したため、兼俱自筆の史料の大半がこの火事で焼失してしまったとされ、残存史料の少なさが関係しているとも考えられる。永正八年(一五一一)に兼俱は亡くなったが、その息子兼致は父に先立って明応八年(一四九九)に亡くなっていたので、孫の兼満が吉田家を継ぐことになるが、ここから、鳥羽庄をめぐる交渉が、斯波・甲斐氏を国外に追い出し越前一国を掌握した朝倉氏と、吉田家当主となった兼満との間で始まることとなる。

鳥羽庄の神用について、吉田家から朝倉氏へ、どのように働きかけていたのかをうかがい知る史料として、天理大学附属天理図書館吉田文庫蔵の「集筆」十三巻に収められる「吉田兼満書状案」がある。

(ウハ書)  
「遣朝倉右馬助返状案 永正九年  
四月卅日」

尊翰之旨、委細拝披、本望候、至今誠当年之御慶、漸雖事旧候、猶以不可有際限、多幸々々、国家安泰、御子孫繁昌、御満足、珍重々々、抑神用厳密被仰付候、目出度存候、如御状御差上之旨候、殊御加増、末代之御敬神不可過之候、別而致祈念候、仍秘法御祓進献之候、

一、御小袖 老重、御□  
菊花雪葛、・鱒鮓 老桶 拝受、祝着至極候、則令着用於神前致勤行候、歡喜此事候、返々御懇志一所祝着存候、難尺謝詞候、委細御使へ申候、

一、名法要集、慥返給候、相構く不可有外見候、(日本書紀神代卷) 神書上下、拙者雖惡筆候励其功、可進献候、平生多病之故、于今遲怠、口惜存候、連々可終書写候、功

一、神道行事初壇事、御志深重候上者可伝受申候、□□□神道相伝儀無其例堅制禁事候、固 雖然真意難默存候間、不



可有子細候、然者、御誓約御状可給候、可然仁躰可有上洛候、如何御加行肝要候、將亦保留異干儀被懇用候御演説候、殊受□□濟<sup>二</sup>拝領候由申間進候、

一、御蒙氣候由驚存候、乍去、御驗之由候間祝着候、就無御由断、可有御奉慎候、別而抽懇丹候、御祈療之<sup>二</sup>肝要存候、凡、曆書加進候、

一、著代日候間、重可進候、

一、地鎮祭文并五色祓調進候、輒雖無相伝不存疎意候条、以別儀進候、四方中央<sup>二</sup>洗米、御酒祓事、□ヲ可有御差候、  
東ハ青色、南ハ赤色、西ハ白色、  
北ハ黒色、中央ハ黄色ナリ、如祭文可有御進候、

一、軍陣祓調進候、極秘候、チカヤヲ次テハ、御酒ヲ一ソ、キ候、

一、神神主、是亦相伝候、重<sup>而</sup>可書上候、

一、御祓下進候、

一、日所作、御申上事、  
日本國中三千余□天神地祇ハ百万神、  
別而、至心崇敬、神号可然候、

一、諸社神馬毛事、社宮ハ黒毛、其外神社次社例用之候、前定易<sup>二</sup>冊、四聖人画進候、

一、六甲占、不所持候、一見相尋、重<sup>而</sup>可申候、皇代記加一見、好便可進候、

一、一賽ヲ打占事、重<sup>而</sup>可写進候、麻始として可進候、

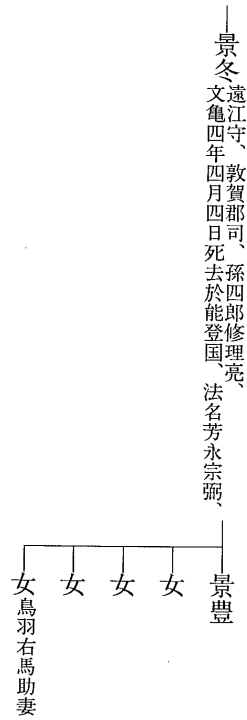
一、打刀事、御懇蒙仰候、祝着存候、然者、可申給候、御懇候儀、多山難有存候、之外、猶重期相応候之間、可給候、于可申候、目出度期好信候、恐々謹言、

卯月卅日

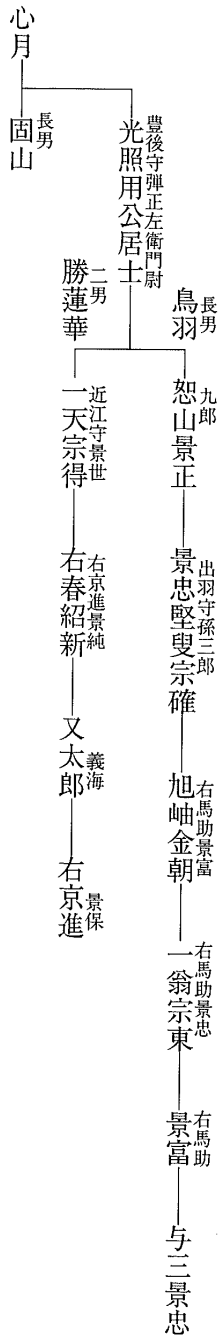
朝倉右馬助殿  
御返報

兼満  
(吉世)

この書状案には、永正九年（一五二二）四月三十日とウハ書があり、兼満が吉田家を継いだ翌年に出された文書ということになる。その主たる内容は、朝倉右馬助が神用進納を約束し、更に加増してくれたことに対する感謝であり、その礼として、秘法御祓を進献し、『唯一神道名法要集』を貸与し、『日本書紀神代卷』の写本を贈るなどしていた。また、地鎮祭ならびに五色祓・軍陣祓・日所作・諸社神馬・六甲占・賽打占などについては、種々相伝する旨が書かれる。神用加増がなかったのが鳥羽庄のことであるかどうかは文中からはわからないが、この点については、宛所の朝倉右馬助について明らかにすることで推察することができる。西田長男氏は、朝倉右馬助について何人であるかわからないとしながらも、朝倉一族に相違ないとして、続群書類従本『日下部系図』に、



とみえることから、この鳥羽右馬助を朝倉右馬助ではないかと推察された（10）。これは『朝倉家伝記』（11）によっても裏付けられる。



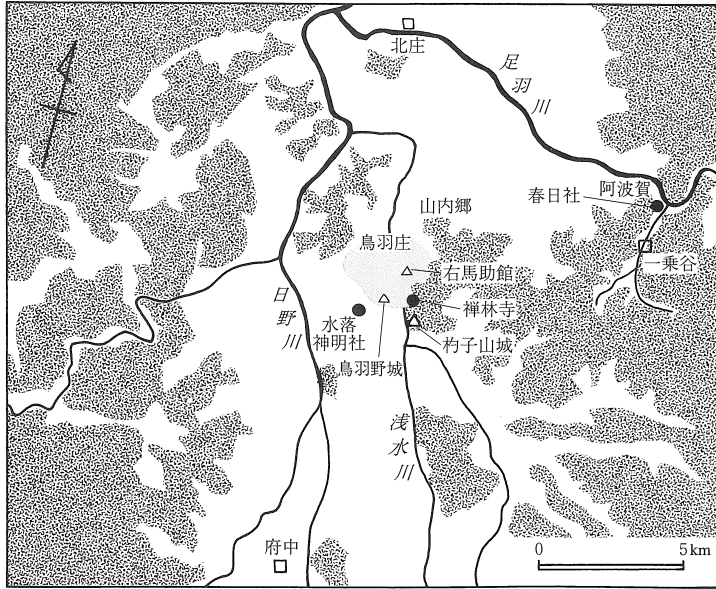


図1 鳥羽庄周辺地図

伝記の系図によると、朝倉教景(法名心月宗覚、初代朝倉孝景の祖父)の次男、豊後守弾正左衛門将景(12)の子孫が、右馬助の官途名を用いていたことがわかる。また、朝倉氏の庶流は「東郷」・「中嶋」・「阿波賀」など、それぞれが拠点とする地名を名字にしており、この系図は将景の長男が鳥羽、次男が勝蓮華(現在の坂井市春江町正蓮花)を拠点としていたということを示している。江戸時代に編纂された地誌によれば、鳥羽野城は鳥羽豊後守将景・右馬助の城跡で(『越前国古城并跡館屋敷蹟』、鳥羽村の天台宗真盛派永渡寺は朝倉右馬亮の館跡(『越前地理指南』)、鳥羽庄を見下ろす橋立山には鳥羽右馬之助の居城として杓子山城があったとされる(『越前国古城并跡館屋敷蹟』・『越前地理指

南』(図1「鳥羽庄周辺地図」参照)。これらのことから、朝倉右馬

助は鳥羽に在地し、鳥羽右馬助を名乗っていた人物と考えられる。つまり、吉田兼満は鳥羽庄に勢力を持っていた朝倉右馬助に神用進納を頼んだのであり、加増がなかったのは鳥羽庄のことであったとみてほぼ間違いないであろう。また、書状に書かれているように、朝倉右馬助のほうは、兼満に対して神道伝授を請うという関係であった。

その後、吉田兼満は書状案にも「平生多病之故」と書いているとおり、病弱であったようで、また、平野社預であった叔父の兼永との間に訴訟問題を抱えており、大永五年(一五二五)三月には自宅を焼き払って出奔してしまった(『二水記』同年三月十九日条)。そして享禄元年(一五二八)十一月三日に後継がないまま亡くなっ

たので、吉田兼俱の三男で清原家を継いでいた清原宣賢の三男、兼右が十三歳で吉田家を継ぐことになった<sup>(13)</sup>。この相続について、父宣賢が兼右の後見となって骨を折っていたことは、先代の兼満から唯一神道行事の伝授を直接受けることができなかつた兼右のために、断絶してしまった行事次第について返し伝授してくれるよう、宣賢が能登の気多神社社務桜井弾正大弼俊基に依頼をしたという一例からもうかがえる<sup>(14)</sup>。また、このような吉田家相続の状況を踏まえると、清原宣賢の越前下向についても別の面がみえてくる。

清原宣賢は、越前に度々下向し、一乗谷の寺院で講義を行うなどして朝倉政世下の学問普及に大きな功績を残し、最後は一乗谷で亡くなったが、このような宣賢の越前下向の目的については、必ずしも明確になっていない。応仁・文明の乱以降、越前には公家や僧侶、連歌師や猿楽者等、様々な文化人や学者・芸能者が都から下向してきたが、米原氏はそれらの下向を目的別に、A型(御料所貢租督促・家領直務・困窮のため)、B型(地方遍歴流寓)、C型(朝倉氏の招請・文化活動)と類例化し、宣賢の下向については、朝倉氏の求めに応じて、『日本書紀神代卷』・『中庸』・『孟子抄』などの講義を行なったことから、おおむねC型に当てはまるとされた<sup>(15)</sup>。しかし、和島芳男氏が『言継卿記』(天文十四年(一五四五)十月十六日条)に「環翠軒從越前近日上洛云々、就知行之分之儀、藤黄門へ礼に罷度之間、」とあることから越前に所領を有していたと指摘されたのを考慮し、A型も加味しなくてはならないとされた<sup>(16)</sup>。そこで、この宣賢の越前知行分について明らかにすることで、越前下向の目的についても考察を試みる。

宣賢は息子兼右が吉田家を継いだ三ヶ月後の享禄二年(一五二九)二月十一日、大徳寺において剃髪出家し、その五日後には早々越前へ下向した(『実隆公記』享禄二年二月十二・十五日条)。これが宣賢の越前下向の初例である。宣賢の息子清原業賢が記した『享禄二年外記日記』(尊経閣文庫蔵)によれば、三月七日には「從越州家君御書到来、国之儀可然様被仰下之間祝着、」というように、越前の宣賢から書状が届くが、そこには越前滞在中の費用捻出に関する要

望が書かれていたと思われる、同日記の三月二十七日条によれば、

向吉田神龍院、一鵬盧外記宗貞同道、侍從兼右予弟、堪忍料、以越州神領鳥羽庄公用可被申付之由令申之、従家君依被仰上、

というように、業賢が吉田社へ赴き、弟の兼右に面会し、越前鳥羽庄の公用から勘忍料(客分の食禄・知行)を出すよう頼んでいる。その後、宣賢は能登へ下り畠山義総亭で孟求などを講じ、八月十七日には能登から上洛し、さらに翌年の享禄三年(一五三〇)七月には、能登の気多社社務桜井俊基から唯一神道の返し伝授が無事行われた。このように宣賢は畠山氏や朝倉氏の求めに応じ能登・越前へ下向して継続して講義を行ったが、同時に在国中は、息子兼右の家督継承のために様々な働きかけをしていたことがうかがえる。宣賢の越前下向には吉田家の家督相続や神領をめぐる事情もあったと考えられ、宣賢が吉田家のために行動していたことが、吉田社神領の鳥羽庄から堪忍料が出された理由であったとも考えられるのである。以上のことから、宣賢の越前知行分とは鳥羽庄の堪忍料のことと推察される。天文十九年(一五五〇)七月十二日、宣賢は一乗谷で亡くなったが(『公卿補任』)、鳥羽庄近くの禅林寺に埋葬されたのも<sup>(17)</sup>、鳥羽庄との地縁によるものと推察される(図1「鳥羽庄周辺地図」参照)。

## 2 兼満・兼右の神道伝授

ここからは、吉田兼満・兼右が朝倉当主や一族の武将らに行った神道伝授について詳らかにしたい。吉田兼満は、鳥羽庄からの神用納入が実行されるよう朝倉当主や一族の朝倉右馬助に依頼していたが、やがて交渉を通じて朝倉氏との親交を深め、朝倉氏の求めに応じて神道儀式の指導や神道伝授を行うようになっていったと考えられる。このような関係は四代朝倉孝景との間でもみられ、孝景は大永三年(一五二三)に館の良(北東)に一寺を建立し、その鎮守として赤淵大明神を勧請することにしたが、この時、兼満から遷宮儀式の次第や良い日取りについて教えを受けた。

兼満筆の「赤淵大明神遷宮次第」(天理大学附属天理図書館吉田文庫蔵)と題される史料には、次のように書かれる。

赤淵大明神御遷宮吉日

十一月廿八日甲午 時刻亥

十二月四日庚子 時刻亥

同十日丙午 時刻亥

大永三年十一月十五日  
(一五三)

### 遷宮次第

兼日社壇造立以下如常、当日早旦以浄水可洗神殿、次社壇左右柱并鳥居柱各立柳付四手、次修中臣祓一反、以件祓串宮殿社中悉祓之、次役人各以件祓各全身於祓清之、次於御神体前再拜、祝戸(詞)於申、読畢又再拜、退座、此間仁神殿於奉飭、

天井 壁代(九) 机帳 差筵 浜床 御畳 御茵 御簾

此外夏冬神服宝在之、

次筵道於敷申、其上仁布単於敷渡也、路次筵道右左引回幕者也、其儀口伝、次垂几帳并御簾、次供神膳御酒等、次

神楽、次棒幣帛、次祝戸(詞)、

已上、

右遷宮次第大概如斯、

大永三年十一月十五日  
(一五三)

神道長上從三兼満(吉世)

当月七日尊翰、同十四日刻未下到来、委細令拝見候、尤以本望存候、抑良方二御建立一寺、為御鎮守赤淵大明神可有

御勸請之由、珍重存候、就其御遷宮之次第并吉日事蒙仰候、則註進候、総別御神体安置事者、当流神代以来唯受一人相承候、日神直ノ御璽、是ヲ神籬之靈璽ト申候、自神武天皇以後璽御箱ヲ以テ真神体ニ奉安置候、又被奉授神号事、当流必存知候、諸国之御神体、自齋場所当宮被渡事也、分配候事、或御尊形、或御正体ヲ、神体ニ用申事、

兼満は遷宮の日取りとして、十一月二十八日・十二月四日・同月十日の三日を挙げ、儀式の次第や調度について教示した。後半部分は朝倉氏の質問に対する兼満の返信が写されており、遷宮次第や吉日について注進する旨や神号を授けること、御神体の分配などについて書かれる。「赤淵大明神遷宮次第」には、半端に無関係の別紙が接がれており、文章は途中で切れているので書状案の後半部分を欠いていると思われるが、このことに関連する史料と考えられるのが、「集筆」十九卷(天理大学附属天理図書館吉田文庫蔵)に所収される十一月十五日付「吉田兼満書状写」である。

当流唯一神道ニハ、其之両部習合ノ神道ト申テ神道ト真言ト習合具テ神道ヲ専用之候、是ハ四大師伝教・弘法・慈覚・智証、以胎金両界、習内外二宮、以諸尊合諸神、故ニ本地垂跡ト云儀出来候、其已前ハ無其沙汰候、日本ハ神国也、仍一代一度候、大嘗会之時去仏経念珠等候、是則、神国之遺法、神勸請ニ就テハ、神代之靈璽肝要候、看御正体ニ被奉副御箱度思食候也、聊不可有如在候、次事次及巨細候、将又鵝目千疋被懸御意候、過当之至祝着存候、於祈念者長久無懈怠候、猶以可抽懇丹候、万端期後信候、恐々謹言、

御表書過分候、向後者可有御改候、

十一月十五日

吉田三位  
兼満 判

朝倉弾正左衛門尉殿(孝忠)  
参 尊報

この書状は、「赤淵大明神遷宮次第」と同じ日付で出されており、唯一神道の説明とともに、神勸請について神代の靈璽が大切であると書かれることから、内容からみても「赤淵大明神遷宮次第」に続く部分と推定される。これら二つの

史料が示すように、兼満が神道儀式に関して、朝倉氏に細やかな指導をしていたことが読み取れる。

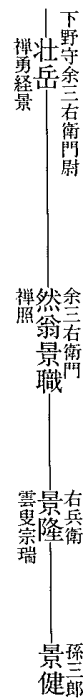
このような、朝倉氏への神道行事・儀式に関する指導や伝授は、兼右の代になるとさらに多くなる。兼右が越前の武将や神官等に対して行なった神道伝授についてまとめると、表1のようになる。

表1 吉田兼右の神道伝授一覧表

伝授された人	伝授年月日	伝授の内容・備考	出典	所蔵
朝倉孝景(4代)	天文4年12月12日	護身加持(陰陽道身固義、人号隠形加持)	神道相承抄	吉田文庫
	天文5年6月	本地垂跡事・兩部習合神道二用米ル本地垂跡事	宗源宣旨秘要	吉田文庫
	天文14年9月9日	神道修行(行事護摩北斗祭・太元延命行事護摩)	天文十四年日記	個人
朝倉義景(5代)	年未詳12月22日	神道秘法御祓	武家手鑑	尊経閣文庫
朝倉宇兵衛	年月日未詳	大麻ノ祓作様・疾病消除祓作様・天度祓・地鎮祓事・神代弓矢并兵具事・軍陣祓作様法	祓覚書	吉田文庫
	天文5年12月	禁中御崇敬神社等について	祓覚書	吉田文庫
秋光與太郎	天文4年5月	日所作次第・参詣次第	神道相承抄	吉田文庫
長谷弥二郎	天文4年	参詣次第	神道相承抄	吉田文庫
齋藤弥三郎吉唯	天文5年12月	招魂祭文用意様・日所作次第・作竈法	祓覚書	吉田文庫
前波七郎兵衛與勝		屋室裁許状	宗源宣旨秘要	吉田文庫
宿所の亭主	天文5年5月24日	服忌裁許状(兼右越前滞在中)	宗源宣旨秘要	吉田文庫
卜部定澄	天文5年7月	護身神法・服忌令・持笏口決大事・沓指大事・三元神道三妙加持経	兼右卿越州安波賀之神主江御相伝之留	吉田文庫
	天文9年5月	日本書紀	日本書紀	宮内庁書陵部
	天文15年9月	唯一神道名法要集	唯一神道名法要集	神宮文庫
		中臣祓	中臣祓之抄	吉田文庫
卜部定富		中臣祓之抄拔書并水柏之口決	定富拔書	吉田文庫



軍陣祓作様法など種々の神道伝授を受けた朝倉宇兵衛は、その名前から朝倉与三右衛門尉景職の息子、右兵衛尉景隆と考えられる。『朝倉家伝記』の系図によれば、初代孝景の弟、下野守経景から続く家柄で、特に、右兵衛尉景隆は三代当主貞景の娘、北殿を母親としたことから、五代義景とは従兄弟にあたり一族の中でも上座に列した。



天文二年（一五三三）十一月の『兼右卿記』（天理大学附属天理図書館蔵）紙背にも、吉田家と朝倉氏一族や家臣らとの交流をうかがわせる書状案があり、前後を裁断し日次記の料紙にしているため詳細は不明ながら、朝倉与三、朝倉弾正（孝景）左衛門尉、斎藤弥三郎らの名前が確認できる。朝倉与三は右兵衛尉景隆の父景職と考えられるので、吉田家と右兵衛尉景隆の交流は父の代から続いていたのものであり、このような間柄が、吉田兼右から多くの神道伝授がなされた背景にあったと思われる。兼右の越前下向は天文四年（一五三五）・同十四年（一五四五）の二回確認されており、越前滞在中に四代朝倉孝景や一族・家臣等に神道伝授を行ったため、米原氏は先述の分類で、C型（朝倉氏の招請・文化活動）と推定された。しかし越前下向の機会以外にも兼右の神道伝授は行われており、これについては、鳥羽庄神用納入の交渉と合わせて考えてみたい。

鳥羽庄をめぐる交渉は、吉田兼右と五代朝倉義景の代へと引き継がれる。『兼右卿記』の永禄二年（一五五九）正月五日条によれば、「自越州鈴鹿若狭守上洛了、神用如形到来、自鳥羽庄、」というように、越前から吉田社雑掌の鈴鹿若狭守が上洛し、鳥羽庄からの神用が到来したことが記されており、神用が例年、年末に送られ年明けに京都に届いていたことがうかがえる。ところが、永禄三年（一五六〇）には、鳥羽庄神用には過分の未進があるとして御内書が出された。『兼右卿記』の十一月二日条には次のように書かれる。

二日、越州指下鈴鹿若狹守了、鳥羽庄過分未進無沙汰候間、女房文・御内書等申給指下了、

吉田社領当国鳥羽庄事、無別儀雖京着候、年々過分無沙汰之由、不可然候、嚴重可差上旨、堅可申付事簡要候、  
猶晴光(大態)可申候也、

十月廿二日

御判

朝倉左衛門督とのへ(義忠)

就吉田社領、貴国鳥羽庄儀、被成 御内書候、彼社事、不混自余子細共年々無沙汰得無退期、神慮不可然被思食候、嚴重候了、社納段堅可被仰付儀、可為専用旨、得其意可申由被仰出候、恐々謹言、

十月廿二日

陸奥守晴光判(大態)

謹上 左衛門督殿(義忠)

このように、足利義輝の御内書と大館晴光副状が書き留められており、年々未進が増加したことに困った兼右が、御内書を給わり、それによつて朝倉氏に鳥羽庄神用の完納を求めたことがうかがえる。『武家手鑑』(尊經閣文庫蔵)所収の「朝倉義景書状」によれば、

芳札令拝閱候、仍神道秘法御祓頂戴、并織色一面給候、畏悦至候、就中神用之事、如例年申付候、将亦白綿式屯進入候、表祝儀斗候、委曲斎藤民部丞可申候、恐々謹言、

十二月廿二日

義景(花押)

吉田左兵衛督殿(兼右)

とあり、義景は兼右から神道秘法祓と織色(唐織物)を贈られ、鳥羽庄からの年貢進納を約束している。この文書は花押の形状から、永禄元年から四年にかけて出されたものと比定されているが<sup>(18)</sup>、これも兼右からの神用督促に答え

て出された書状の可能性が高い。

以上のようなやり取りから、兼満・兼右は鳥羽庄神用進納のために、朝倉当主や一族の武将等に様々な方法で働きかけていたのであり、神道儀式について指導したり神道伝授をすることも、その手段の一つであったと考えられる。越前の武将に対して行った神道伝授のすべてが、鳥羽庄に関係するものとはいえないが、兼満や兼右が、吉田家当主として家学・家業を、朝倉氏との交渉に効果的に用いていたことは明らかであろう。また鳥羽庄をめぐる交渉が、結果として朝倉治政下において吉田家の唯一神道の普及浸透を進めたともいえるであろう。

## 一一 阿波賀春日社と吉田兼右

### 1 阿波賀春日社と卜部氏について

ここまで、朝倉氏と吉田家の鳥羽庄をめぐる交渉と、吉田兼満・兼右の神道伝授についてみてきたが、神道伝授は朝倉氏や一族の有力武将に対して行われただけでなく、越前の神主に対しても行われていた<sup>(19)</sup>。特に、兼右は阿波賀春日社神主の卜部氏と親交が深かったが、両者の交流について考察する前に、まず阿波賀春日社と卜部氏についてみておこう。

阿波賀春日社は、朝倉氏が城下町を築く以前から、一乗谷の入口、阿波賀（現在の福井市安波賀町）に鎮座し、戦国期には歴代当主の崇敬を受けた。史料や絵図<sup>(20)</sup>によれば、朝倉氏の時代、一乗谷には赤淵明神や熊野・愛宕・八幡・諏訪社などが存在したが、朝倉氏滅亡後、同じ場所に再興されたのは春日社だけである。もともと一乗谷一帯は近衛家領宇坂庄の庄域にあたり、朝倉氏がこの地に拠点を置いたのも、貞治五年（一三六六）十一月に宇坂庄を含

む越前七カ所の地頭職を得たのがはじまりで、春日社も宇坂庄の鎮守社として、この地に勧請されたと考えられる。また、阿波賀の地名は、朝倉一族の崇敬する但馬の粟鹿大明神あわがに由来するとも考えられ、吉田兼右が朝倉孝景に伝授した「両部習合神道ニ用來ル本地垂跡事」(『宗源宣旨秘要』(2))には、「阿波賀―春日社ニ同シ、」とあり、春日社は中世には阿波賀社とも呼ばれていた。

阿波賀は一乗谷川と足羽川の合流地点に形成された水運交易の要所であり、戦国期には足羽川を利用し様々な物資が陸揚げされ、京都へ送る米を収める倉が建ち(「越前国ニ上国衙米収納算用注文」『真珠庵文書』)、市が開かれ、唐人の在所もあるなど(『大乘院寺社雑事記』明応七年(一四九八)九月十一日条)、越前で最も繁華な場所のひとつであったと考えられる。また、春日神社の社殿は、阿波賀の集落を見下ろす西側山裾の高台、城下町を守る防御施設である下城戸のすぐ北隣に所在することから、当時から軍事的にも経済的にも重要な場所にあった。

富小路資直は天文四年(一五三五)に越前に下向し、春日社に参詣して和歌を詠んでいるが、この越前滞在中の様子を記した『詠三十一首和歌』(尊経閣文庫蔵)には次のように書かれる。

一乗といふ所にゆきつきては、人しけくまきるゝ事のみ有て、日ころへぬ物のつゐてに、春日のおほん神のみやしりとある鳥井の見え侍れは、ことさらにまうてんと思てうちすき侍るを、さらはあすとおもひたちぬる夜の夢に、哥よみてまいらすとみて、うちおとろきてさめぬ、(中略)

あふく哉有しにまさる藤のかけこゝも春日のおなし宮ぬを

此一首をそたゝ今よみくはへてかきそへ侍る、時に天文よつのとし青陽の三月十八日、これを誌す、

従三位藤原資直

資直は一乗谷に到着し、阿波賀から下城戸を通って城下町に入る際、春日社の鳥居を目にして参詣を思い立ち、咲き

ほこる藤の花を仰ぎみて歌に詠んだが、そこからは多くの人が行きかう阿波賀の賑わいの様子がうかがえる。戦国期の春日社の様子が知られる史料は乏しいため、安波賀春日神社に伝わる江戸時代に書かれた縁起や由緒書<sup>(2)</sup>から、春日社の歴史変遷をみてみよう。『阿波賀社縁起写』(春日神社蔵)によれば、

爰尋越前国足羽郡阿波賀社之根元、治曆四年四月十一日、藤原隆家為信濃国諏訪社之勅使令發遣此国之時、老翁(一〇六八)忽然而来、于時隆家問云、汝是誰也、翁云、吾自仲哀天皇御宇此地主也、名云大汝神、隆家亦問云、何故今出現此矣、翁云、可建立一社、吾教其地、隆家問云、勸請何神、翁云、夫春日四所者有广大美麗之神德、此国者帝都之正北也、為王城鎮護、於此地可安置、宣訖排分天八重雲遂不見、依是同月廿一日奏聞、任神語勸請此社、同五月十三日為卜部兼忠奉幣使有宣命、(中略)于爰文明比、軍卒徘徊社内、剩灰燼、雖然依国守之信心新並臺造社壇、神者依人之敬増威、人者依神之德添運、国郡静謐、寿算無疆、是無他者也、(下略)

天兒屋根尊四十八世孫

神祇道管領勾当(兼修)長上侍従卜部朝臣在判印撰之、

とあり、治曆四年(一〇六八) 信濃の諏訪社に勅使として遣わされた藤原隆家が、阿波賀を通りかかった際、忽然と翁が現れ、王城鎮護のため春日四所を安置するよう告げたため、この地に一社が勸請され、卜部兼忠が奉幣使として遣わされたのを創始とする。その後、文明の頃には戦火で灰燼に帰したが、国守の信心によって再興したという。春日社が延焼したというのは、朝倉一族が分かれて戦った長祿の合戦の中で、長祿三年(一四五九)二月二十一日に、阿波賀城戸口で戦闘があったときのことと考えられ、このとき社殿が焼失し、後に朝倉氏によって再興されたということであろう。

次に、神主の卜部氏についてみてみると、天和三年(一六八三)閏五月二十一日に書かれた『安波賀春日之縁起』

(春日神社蔵)には、朝倉氏は代々春日社を敬い、大雪や早魃などの凶事が起こった時には臨時祭礼を催し神事能を奉納したとあり、朝倉時代の記述で唯一、春日社の神主が登場するのは、この神事能において神主権少輔が鼓の芸を得意としたという部分である。『朝倉始末記』にも、足利義昭御成の演能で神主権少輔が出演したとあり<sup>(23)</sup>、縁起は始末記などの軍記物をもとに書かれたものと思われる。また、『阿波賀由緒書』(春日神社蔵)では、朝倉時代の神主として、吉田定澄の名前が挙げられ、朝倉氏滅亡後は甲斐の武田信玄のもとに落ち延びたとする。

朝倉義景公代、  
朝臣 卜部 吉田定澄

此神主、義景公兵乱之時、春日の御しんたいを以テしなのゝ国かいのしんげん公へ落行、其後子孫吉田しゆけい齋と名のり、天下ノ御書物預り役勤、

このように、朝倉時代の神主の事績については詳しく書かれておらず、これらの縁起が書かれた時にはすでに、中世の阿波賀春日社について知ることのできる良質な記録や文書類が残されていないことがうかがわれる、そのため、近世に官が神社が再興すると、春日神社側から京都吉田家に対して、中世の阿波賀春日社と神主卜部氏について問い合わせることとなり、これに答えて書かれたのが『越前国阿波賀春日神社勘物條々覚書』<sup>(24)</sup>(天理大学附属天理図書館吉田文庫蔵)である。前半は春日神社からの質問が箇条書きされ、後半に覚として吉田家からの回答が書かれる。主な質問は以下のようなものであった。

① 兼俱作と伝えられる『阿波賀社縁起写』について、兼俱作としてよいか。

② 藤原隆家や卜部兼忠なる人物はいずれの家の先祖か。

③ 文明年中阿波賀社炎上の後、朝倉孝景がこの社を再興して京都に申請し神職を据えたとして、神主に卜部定行・定継・定澄・定富の名が伝えられている。位階は『歴名土代』から左のごとく知られるが、定行は卜部本家の

庶流かどうか。また、定澄は兼右の妹を娶り養子になって神職を勤めたと伝えられることについて。

卜部定行：〔正五位下〕文明元・九・十八、〔従四位下〕文明八・正・六、〔従四位上〕文明十三・六・十二、

卜部定継：〔従五位上〕文明元・九・十八、〔正五位下〕十三・六・十二、

卜部定澄：〔従五位下〕天文五・二・廿九、同廿・十・二、神祇権少副、

卜部定富：〔従五位下〕天文十四・七・廿六、同日、大炊助、

④阿波賀社神主の定富が、朝倉家滅亡後、甲州三州に移って吉田守警齋と号し、その子供は周禊と名乗り、周禊の子までは駿河以来、將軍家に奉公したと伝わることについて。

質問の最後には「右の内、相知申分、又、阿波賀春日社之事、証拠等合之事御座候ハバ、此上ニ付紙ニテモ被成御書付被遊可被下候、」というように、阿波賀春日社のことで吉田家の記録に照合するような史実がないか教えて欲しいと求めている。これについて、吉田家からの回答は次のようなものであった。

①兼俱作か否かは本紙を一覧しないと判断できない、縁起の年代には少々相違があるが、古い縁起にはこのようなことはあるもので、文明年中に神道執行した人物とするならば兼俱である。

②不明である。

③定行・定継は吉田社の社司である。しかし阿波賀社の神主に遣わされた経緯については、家記からもわからない。定澄は天文の頃、吉田家門弟として阿波賀の神職を勤め、伊勢奉幣使となっている。しかし、兼右の婿であったかどうかはわからない。

④周禊が定澄の子孫であるということは伝えられているが、それ以後その筋は断絶したと聞いている。

結果として、春日神社側が一番知りたかったところの縁起の内容の信憑性や歴代神主の経歴については、吉田家のほ

うでもわからなかったようである。

阿波賀社神主とされる卜部定行・定継については『兼致朝臣記』（文明十六年（一四八四）正月一日条）に、

予着齋服參齋場、先是家君、於内陣令勤行神道給、此間、萩原権大副兼昭朝臣・弾正大弼定行朝臣・権少副兼永・<sup>（兼惣）</sup>前刑少輔兼冬・左馬助定継、各着衣冠、供神供、

と二人の名前がみえ、吉田兼俱とともに正月の神事を吉田社で勤めていたことが確認でき、このことから、定行らはもともと吉田社に勤仕する卜部氏の庶流であったと考えられる。しかし、卜部氏の系図にはその一流がみえず、その後、阿波賀社の神職を勤めることになった経緯についても、吉田兼満の日記記等、該当する時期の史料が焼失していることもあり明らかにできない。定行・定継については越前下向や一乗谷に滞在したこと示す史料も確認できず、いつごろから阿波賀社神主となったのか不明で、神主の活動が具体的に追えるようになるのは、卜部定澄・定富からである。

## 2 卜部氏と吉田兼右の交流

前掲の「吉田兼右の神道伝授一覧表」からもわかるように、卜部定澄・定富は、兼右から多くの神道書を伝授されていた。このような両者の関係性をみていくことで、卜部氏のような存在が朝倉氏の文化受容に果たした役割が見えてくるものと考ええる。定澄が天文五年（一五三六）に『護身神法』や『服忌令』を伝授されてから『兼右卿越州安波賀之神主江御相伝之留』天理大学附属天理図書館吉田文庫蔵）、永禄二年（一五五九）十二月、伊勢神宮の奉幣使を勤めるまで、史料上確認できるだけでもその交流は二十年以上に及び、阿波賀社神主としての定澄親子の活動は、兼右との交流を通して詳しく知ることができる。



宮内庁書陵部所蔵『日本書紀』（『大日本史料』第十編之十三）の奥書によれば、

此書、天地之開闢、初代之元由、王臣之系譜、披之如向鏡、覽之似仰日、輒不流布天下、爰阿波賀社神主神祇大祐卜部定澄依度々之懇望、授一部畢、深凝信心、厚致崇敬、莫令外見矣、

天文第九曆仲夏中旬  
（一五四〇） 神道長上卜部朝臣兼右

というように、定澄は天文九年（一五四〇）に兼右に度々懇望して『日本書紀』の伝授を受けた。現在、安波賀春日神社には兼右書状<sup>（25）</sup>が一通のみ伝存しているが、この書状は『日本書紀』の伝授を依頼した定澄の手紙に対して出された返事と考えられる。

彼料紙先度 （編者） □ 到来候、

芳札令披見候、仍日本紀本事筆者涯分求、書写之儀可申付候、此間書手田舎へ下候、雖然近日可上洛之由候、不可有疎意候、随而御館<sup>（朝倉氏）</sup>各御勇健之由、大慶候、於祈念者無怠慢候、将亦来月八日 公方御鎮守御勸請候間、以外取乱候、上洛候而可有見物候、旁上洛所期候、恐々謹言、

三月二十日

兼右<sup>（吉田）</sup>

大祐殿<sup>（卜部定澄）</sup>

書き手が田舎へ下向していたので遅くなったが、本の書写を精一杯急ぐよう申し付けており、疎かにしていないと伝えるとともに、定澄の上洛を誘っている。内容から、定澄はしばしば上洛し、その際に神道書を伝授されていたことがうかがえる。文中に「御館」と書かれるのは四代朝倉孝景のことと思われ、兼右がその健康を喜んでいることから、朝倉氏の近況なども卜部氏を通じて吉田家に伝えられていたものと推察される。

以上のことから、卜部氏は兼右との交流を通して、朝倉氏と吉田家を結ぶ使者としての役割も担っていたと考えら

れるが、このことは、兼右自筆の書状が五通まとまって伝えられている「大内良一氏所蔵文書」<sup>(27)</sup>からもうかがえる。先述の由緒書に書かれるように、定澄親子は朝倉氏滅亡の際、国外へ逃げ出したようで、その時持ち出すことができた文物が「大内良一氏所蔵文書」などとして伝わったようである。まず、卜部定澄の息子定富の任官について書かれる兼右書状をみてみる。

先日芳問為悦候、不得好便之条、無音慮外候、仍息男一級一官之事、令申沙汰候、口宣案下之候、名乗於此方相

定候、字之通可然候、珍重候、一級始叙五位之儀、雖不打任事候、随分申沙汰候、次其方一官被申て候可然候、

長々大膳無其曲候、拙者風度令下国、太守(朝倉孝景)へ御礼可申中心候、毎事馳走頼入候、此間於禁裏日本紀講尺申候、取

乱候、恐々謹言、

八月十三日

(天文十四年)

大膳殿

(兼右)  
(花押)

これは定富の従五位下叙任が天文十四年(一五四五)七月であることから『歴名土代』、同年八月に出されたことがわかる書状で、この時、兼右は定富の官位を申沙汰し名付親にもなり、また定澄の官位についても取り計らったよう  
で、定澄はこれ以後大祐から大膳と名が改まった。文中、兼右は越前に下向し朝倉孝景に対面したいと伝えているが、  
これらのことは兼右の日記にも記され、『天文十四年日記』(東京大学史料編纂所影写本)七月二十八日条によれば、「越  
前国阿波賀社神主神祇大祐定澄息一級一官申入了、廿八日、今日件官位到来、先年後定澄予申沙汰之、」とみえ、兼右  
は八月末に京都を出発し越前へ下向した。その行程は次のようなものであった。八月二十九日、出発、近江坂本に下  
着。晦日、片太保(堅田)に到着。九月一・二日、片太保に逗留。三日、打下郷に到着。四日、海津に到着。五日、越  
前新保に到着。六日、越前府中到着。七日、一乗谷到着、朝倉備前守のところへ下宿、明日は凶日のため九日に参る

旨申す。八日、阿波賀神主と息子定富が来る。礼として太刀と百疋を持参する。九日、朝倉霜台(孝景)に神道修行(行事護摩北斗祭、太元延命行事護摩)する。十一月中旬、帰洛。このように、兼右は越前滞在中に定澄親子と対面し、官位申沙汰のお札を贈られ、朝倉孝景には神道修行を行った。

続いて、年末詳の朝倉孝景宛兼右書状をみてみよう。

(封紙ウハ書)「性安斎(孝景)参貴報  
吉田(兼右)侍従」

貴札令拝読候、仍阿波賀大膳罷上候、少々致伝授候、抑太刀一腰・馬一疋送給候、御懇之至祝着無極候、将亦一切経堂御建立之由候、千秋万歳珍重候、弥御願成就勿論候、旁期後音候、恐々謹言、

九月一日

侍従(花押)(兼右)

性安斎(朝倉孝景)参貴報

この時は、定澄が上洛して神道伝授を受け、孝景からの贈答品の太刀と馬を届けている。これは先述の大永三年(一五二三)、孝景が一寺建立の際に鎮守として赤淵大明神を勧請し、吉田兼満に遷宮儀式次第について教示を求めたのと同様の例で、一切経堂建立に際し、兼右に何らかの神道伝授を求めたものと考えられる。つまり、定澄は寺社建立に關係して行われる神道儀式について兼右から伝授を受けるよう朝倉氏の命を受け上洛したと推察される。このように、ト部氏は兼右から朝倉氏の求める神道の知識や作法・故実を学び、一乗谷において神道儀式を執行し、その知識を普及する役目を担っていたものと考えられる。

次の文書は、年末詳の定澄宛書状である。

先度者芳札為悦候、仍只今如例年霜台(朝倉孝景)へ以使者申候、次此状、北殿へ慥被相届候て可給候、乍無心憑申候、今度者長々在京何計不申候、非本意候、明春上洛所期候、子細此者可申候、恐々謹言、

十一月廿四日

侍従(花押)(兼右)

大膳殿(下部定澄)

鳥羽庄神用をめぐる交渉では、神用進納を依頼する書状の多くは十一月頃に出されており、これも十一月下旬に出された書状で「例年のごとく霜台(朝倉孝景)へ使者を以って申し候」とあるので、鳥羽庄神用の進納を朝倉氏に依頼したことを伝えていると思われる。また、北殿に手紙を届けて欲しいと定澄に頼んでいるが、北殿は朝倉一族の有力武将であった与三右衛門尉景職の妻であり、兼右から神道伝授を受けていた右兵衛景隆の母である。鳥羽庄神用に絡んで吉田家が交渉をもった景職は、天文四年(一五三五)に没したので(『真珠庵過去帳』)、その後は、北殿や景隆が交渉相手となっていたことが推察される。定澄が吉田家と縁戚関係にあったならば、当然、鳥羽庄神用の交渉がうまく進むよう何らかの役目を果たしていたと思われる、この文書は、定澄が鳥羽庄交渉においても吉田家と朝倉氏の間を結ぶ役割を担っていたことをうかがわせる。

次の二通の文書は、永禄二年(一五五九)の正親町天皇即位際し、定澄が奉幣使として伊勢神宮に参宮することになり、細々とした連絡事項を伝えるため兼右から出された書状である。

(封紙ウハ書)「阿波賀(定澄) 権少副殿 兼右」

態以飛脚申候、仍御即位来月廿六日分候、依御要脚不足如此遅々候、然共近日京着候間相定候、御即位伝奏柳原一品一札為披見下申候、尚奉幣之儀ハ此已前事候間、内々可有其用意候、重而慥又可注進候、就其内々令申候、勅使道中乗馬事、為大守可被仰付候由候、誠国家之御祈禱候、然ハ来月大雪時分可被牽上候段、可為御大儀候間、先無風雪已前至此方可被上置候哉、但其方上洛之砌不可有別儀候哉、被加分別可被調候、先日如申候参宮上下之途中及十日候、大にて強候ハねハ難成候、此段能々可被申候、猶日時定候ハ、重而可申候、其時ハ不移時日可有

上洛候段専用候也、恐々謹言、

(永禄二年)  
十月廿日

兼右(花押)

(封紙ウハ書)「阿波賀(定巻)権少副殿 兼右」  
追而申候、

一、参宮之時、自此方至神宮上下路銭事ハ、為此方可申付候、其段可心安候、

一、路次中着齋服候、布ハ諸国見物候間、不可然候、○絹齋服事輒雖不許候、此度所役候間可許候、可有用意候、

一、馬事専用候、来月雪降候ハ、被牽上候事難義候坎、然ハ先早々可御上候哉、

馬すちわろくちいさくよハく候へハ上下十日路、且以不  
乗得候、及道中及迷惑事候間、能々其段可被申候、

一、御奉幣定日候ハ、其時以人可申候、無逗留之様自此比可有用意候、来廿六日即位候ハ、奉幣ハ可為十日  
比と存候、

一、当午公用事、来月可下人候、就其申次事齋民斟酌候、誰人をもて向後可定候哉、其方様体分別候て可承候、

(定巻)  
権少副殿

(兼右)  
(花押)

一通目には、費用不足のため遅くなってしまったが、ようやく来月二十六日に即位式が行われることが決まったので、  
内々に奉幣使としての準備をしておくことや、参宮道中に使用する馬を朝倉当主に用意してもらうこと、雪が降る前  
に馬だけでも京都へ届けること、参宮は行き帰り十日に及ぶ長旅なので大きく強い馬でなくてはならないことなどが  
書かれる。二通目は追って出された書状で、参宮の路銭は吉田家で準備するので心配しないでいいことや、路次で着  
る齋服は絹のものを用意すること、奉幣日が十二月十日頃になりそうなことなどを伝え、よほど馬の用意が気がかり

だったようで、再度、馬を早く京都へ牽いてくるよう指示している。

天皇の即位を伊勢神宮に奉幣使を派遣し告げ奉る即位由奉幣には、四姓(王・中臣・忌部・卜部)から奉幣使が出されることになっていたが、吉田兼俱が延徳元年(一四八九)に、伊勢の神器が吉田山に降臨したと密奏する事件をおこして以来、卜部氏は奉幣使の勤仕ができなくなったとされる<sup>(28)</sup>。このような事情から、卜部氏本家の兼右は奉幣使を勤めることができず、庶流の定澄がその任に選ばれたものと思われる。『兼右卿記』の永禄二年(一五五九)十一月八日条によれば、

<sup>越州</sup>阿波賀社祠官権少副定澄・嫡男大炊助定富父子上洛了、来十日 御奉幣発遣、使事依遣飛脚如此、去月自甘露寺

<sup>経元</sup>以折紙被相触了、又自朝倉左衛門督義景奉幣使乘馬<sup>月毛</sup>一疋牽来了、去九月依申下也、

というように、兼右の催促どおり、十一月初旬には朝倉義景の用意した月毛の馬一疋を牽いて、定澄は息子定富とともに上洛した。翌十二月十二日条には、

微雪、阿波賀権少副定澄束带刻限令乘輿、至神祇官参向了、侍従兼和為指南令裏頭向彼序了、

というように、御幣を受けるために神祇官へ参向したが、この時は兼右の息子兼和(兼見)が指南のため同道した。しかし兼和は裏頭して同行しており、吉田家が表立って参向できなかったことをうかがわせる。翌十三日条によれば、一行は伊勢に向けて出発したが、

権少副定澄今日卯刻発遣、路次中乗馬、烏帽子、斎服絹也、青侍安田四郎兵衛・鈴鹿弥九郎・同名祐五郎、雑色人夫五人申付了、大炊助定富同参宮了、

と書かれるように、定澄は吉田家の雑掌を従え、息子の定富もいっしょに伊勢に参宮したことがわかる。定澄らは二十一日には無事勤めを果たして帰洛し、翌日には越前に帰国した(『同記』十二月二十三日条)。

以上のように、五通の兼右書状（「大内良一氏所蔵文書」）からは、阿波賀社神主卜部氏と吉田家が、非常に近い特別の間柄であったことが読み取れる。卜部氏は度々上洛して吉田家と朝倉氏を結ぶ使者としての役割を担うと同時に、神道知識の受容の面では、直接、兼右からの指導を受け、その知識をもって神道儀式を執り行い広める媒体者としての役割を担っていたと考えられる。このようなことから、朝倉治政下での神道受容に卜部氏が果たした役割は大きいといえるだろう。

### 三 阿波賀春日社の再興

兼右から数々の神道書の伝授を許され、吉田家当主に代わって奉幣使の大役も勤めた卜部定澄だが、縁起類によれば、朝倉氏の滅亡により越前国外に落ちのびたとされる。そこで、ここからは定澄が兼右から受け取った書状が、「大内良一氏所蔵文書」として伝来した経緯についてみてみることで、定澄親子のその後や、卜部氏が去った後、近世に阿波賀春日社が再興に至るまでの変遷についても考えてみたい。「大内良一氏所蔵文書」の所蔵者、大内氏は鷲宮神社（埼玉県）の神主家の後裔で、明治七年に大内氏が神職を辞し鷲宮神社を去るまでは、同文書も鷲宮神社に伝来した文書であったとされる。このことについては、『鷲宮町史』（史料編三 中世）に報告されるとおりで、確かに鷲宮神社所蔵文書の中にも、阿波賀春日社由来の一連の文書であったと思われる史料が残されている。次の「穴山勝千代宛行状」（『鷲宮神社文書』）は、定澄親子が甲州へ逃れたとする縁起類や『越前国阿波賀春日神社勸物條々覚書』の内容を裏付けるものである。

（封紙ウハ書）「甲州勝千代殿御朱印 吉田周慶」

一、五貫五百廿文、  
岩間分 興津之内広瀬、

付山屋敷共、

一、三貫九百七拾文、  
同所 三郎兵衛分、

一、六百文、  
同所 金三分、

合拾貫九十文、

右地進置候、為後日手形如此候者也、仍如件、

天正十一年癸未  
十二月十七日

周桂齋

勝千代(朱印)

発給者は武田氏の重臣穴山梅雪の息子である穴山勝千代で、これにより周桂齋が興津広瀬(現在の静岡市清水区広瀬)を宛がわれていたことがわかる。この周桂齋こそ、朝倉家滅亡後、甲州三河に逃げのびたと伝えられる阿波賀社神主の子孫と考えられる。文書の封紙には吉田周慶と書かれるので周桂齋と周慶は同一人物と考えられるが、『越前国阿波賀春日神社勘物條々覚書』によれば、卜部定富は吉田守警齋と号し、その子供は周禊を名乗ったとあるので、吉田周桂齋(周慶)は、守警齋を名乗った定富自身か、子の周禊のどちらかであると思われる。この宛行状は鷲宮神社には無関係の内容のものであるので、「大内良一氏所蔵文書」の吉田兼右書状と同じく、卜部氏が持ち伝えた文書が、何らかの事情で同神社にもたらされ伝わったと推測される。この文書の存在により、阿波賀社神主であった卜部氏は、越前から最終的に駿河へ移り、少なくとも天正十一年(一五八三)頃まではこの地方に住していたと考えられる。また、これら卜部氏関係の文書に天正以後のものが含まれていないということから、駿河に移住した定澄の子孫とする周禊の血筋がその後断絶し、文書が手許を離れたことが想像される。しかし、なぜ卜部氏が落ちのびたとされる駿河から



遠くはなれた関東の鷲宮神社に伝来したかという点<sup>(29)</sup>については、現段階では史料から明らかにすることができない<sup>(30)</sup>。由緒書などでは、守警齋らは後に將軍家に仕えたと伝えられていることから、駿河から江戸へと移った可能性が考えられるだろう。

さて、卜部定澄らが去った後の阿波賀春日社はというと、天正年中に続いた戦乱により城下町は壊滅し春日社も再び焼失したとされる。その後、春日神社が再興されたのは、百年以上たった元禄十年(一六九七)のことで、この時、新しく吉田日向守が神主となった。『阿波賀由緒書』によれば、

松平兵部大輔代

同 吉田日向守

拾人扶持被下、

此靈社角ほし、

此神主ハ、チクセンノ国ニテ三百石取ろう人さむらひ、京都へ学文ニ出、吉田ノ子孫方へ養子ニ入、阿波賀由来書物よみつらねて、江戸石町二丁目ニ住居テ、越前ノ国阿波賀神主と老間四方ノがくを上置之節、国主松平兵部大輔様御覽、被付御吟味之上、目付小川与右衛門仰付、糟谷主膳、野治常軒三人同道ニ而吉田日向方へ行、一々承而国主帰国、元禄拾丑年御建立、此節神主日向守子権少副同道ニテ越前阿波賀<sup>江</sup>来ル、(中略)

従五位下卜部朝臣定親

同

此靈社角龍、吉田宮内少輔

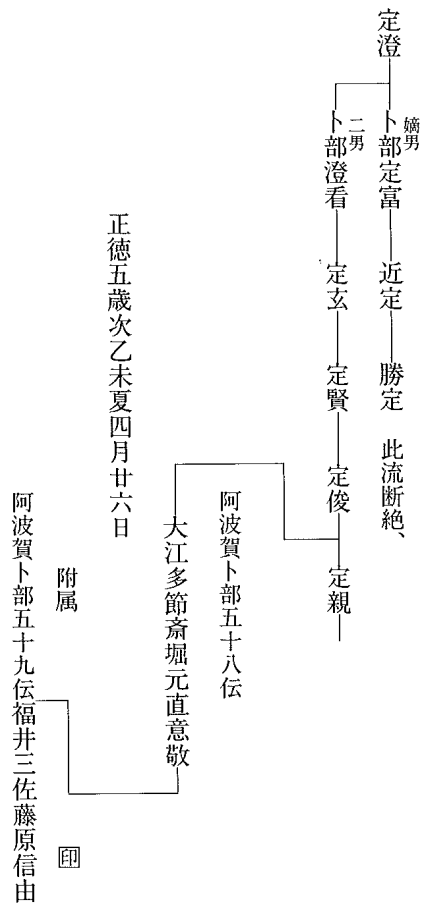
社領五拾石ニ拾五人扶持、

と書かれるように、吉田日向守は武士の出であったが、吉田家の子孫方に養子に入り江戸に住していたのを、福井藩主松平吉品に見出され、国主が越前に帰国する際に同道して阿波賀に來たとされる。また、次の定親の代には社領五十石、十五人扶持になったと伝える。

江戸後期に春日神社神主を務めた吉田運吉(定時)の記した『書留』(安波賀春日神社蔵)によれば、元禄十年(一六

九七)の再建に際し神職となった日向守は「靱負」の名前で記され、これは『大神大明神御縁起』・『三種大祓俗解』・『神道三部抄』等の神道書を編著した吉田定俊の通称とされる。定俊が編著した『唯一神道俗解』(天理大学附属天理図書館吉田文庫蔵)は、その父吉田定賢の講義を聞き取ったのをまとめたものであり、定賢も『神道大意』(天理大学附属天理図書館吉田文庫蔵)の奥書に「卜部定賢書」と記されるものがあり、親子で吉田神道の普及に努めたとされる(31)。

つまり、江戸前期多くの神道書編纂に関わっていた吉田神道の神道家によって阿波賀春日社の再興がなされたことになる。このことは、正徳五年(一七一五)に書かれた系図(32)(阿波賀春日神社蔵)にもみえ、



というように、定賢—定俊—定親の系譜が示される。彼らの神道普及の事績をみると、阿波賀春日社の神主に就きながらも、普段は京都で吉田一門の学者として活動していたように思われる。同じく系図に名を連ねる大江多節斎(宏隆)(33)も、卜部定親に神道を学び、長崎や薩摩へ赴き吉田神道を広めたとされるので、近世の阿波賀春日社は、吉田神道の普及に功績のある同門の神職者らによって継承されていたと思われる。系図も卜部定澄から続く阿波賀神主家の正統を示すというよりは、吉田神道の学派の系譜を著したものと考えられる。この他にも、寛保三年(一七四三)

に刊行された『神道綿伊呂波』の序には、「越前国安波賀社学頭匹田与壤軒以正末弟西村相莫序」とあり<sup>(34)</sup>、『神道名目類聚鈔』(天理大学附属天理図書館吉田文庫蔵)も安波賀社学頭匹田以正によって著されるなど、阿波賀社に關係する者が出版に関わった神道書は多数みられる。

阿波賀春日社は戦国期を通して朝倉氏の外護を受け、神主卜部氏が吉田兼右から直接、神道指導や伝授を受けるほど親密な關係を保ち、一乗谷での神道受容に重要な役割を果たしていたが、本節でみてきた、再興後の阿波賀春日社が進めた活発な学問活動は、このような朝倉時代の神道知識の受容と普及の歴史が、朝倉氏滅亡による断絶を経ても、神道興隆の伝統となつて阿波賀春日社に受け継がれていたことをうかがわせるのである。

## おわりに

ここまで、朝倉氏と吉田家の交流を通じて深まった神道受容と、阿波賀春日社神主卜部氏の活動についてみてきた。そこからは、朝倉治政下でどのように神道知識が伝えられ普及していったのか具体的に捉えることができたと考ええる。越前には南北朝期から続く吉田社領鳥羽庄があり、兼右の先代吉田兼満の時代から、鳥羽庄の神用が納入されるよう朝倉当主や一族の有力武将に様々な方法で働きかけ、時には神用納入を促す書状を出し、御祓や贈答品を贈り、また神道書を伝授した様子がみられた。朝倉氏が赤淵大明神を勧請した際には、吉田兼満が遷宮式の儀式作法や御神体について教示するなど、神道面での様々な指導・教授を行っていた。

その後、兼右が吉田家当主となつてからも、鳥羽庄神用についての交渉は続けられ、神用の未進が増えた時には御内書をもつて対処するなど苦心していたことがうかがえる。兼満や兼右が神道伝授した、朝倉右馬助や朝倉与三、朝

倉右兵衛といった武將たちは、鳥羽庄を拠点とする一族の武將や、当主と姻戚関係にある有力な家柄であり、彼らへの神道伝授が鳥羽庄の交渉と密接に関係していたことを示している。このことから、鳥羽庄の交渉において吉田兼右は吉田家当主として家学・神道の知識を有効に使っていたといえるであろう。そして、朝倉氏や一族・家臣等に多くの神道伝授がなされたのには、朝倉氏側の依頼によってだけでなく、吉田家が神用をめぐる交渉を有利に進めるために行った可能性を加味しなくてはならないと考える。

阿波賀春日社は、一乗谷城下の経済物流の要所であった阿波賀に鎮座し、戦国期を通して朝倉当主が崇敬したが、この神職を勤めていたのは、京都吉田社に仕えていた卜部氏庶流の一族であった。卜部定澄以前の神主については、越前での神主としての活動を示す確実な史料がなく、阿波賀社神職となった経緯についても不明である。しかし、阿波賀城戸口の合戦によって焼失してしまった神社を初代朝倉孝景が再興し、京都の吉田家に神職を遣わすよう求めたことが縁起や由緒書に書かれるように、戦国期、戦乱によって吉田社も兵火にかかる中で、吉田社に縁のある人物が朝倉氏の招聘を受けて越前に下向し阿波賀社神主となることは、当時の状況として十分に考えられる。定澄はたびたび上洛し、兼右から『日本書紀』や『中臣祓』といった多くの神道書を伝授されており、兼右は定澄親子の叙位任官の申沙汰をするだけでなく、定富の名付親でもあり、その関係は親密であった。このことは、定澄に宛てた兼右自筆の書状にも表れており、定澄は朝倉氏の様子を吉田家に伝えたり、吉田家側の意向を朝倉当主や朝倉一族の女性に伝えたりもしていたことから、朝倉氏と吉田家を結ぶ使者としての重要な役割を果たしていたといえる。また、永禄二年（一五五九）の正親町天皇即位の由奉幣では、定澄が吉田家の代理として奉幣使を務め、兼右の指導のもと準備を整え伊勢に参宮し、朝倉義景も馬を手配しこれを援助するなど、両者の交流は特別の事績を残すことになった。

阿波賀春日社の縁起や由緒書によれば、朝倉氏の滅亡により、定澄親子は甲州へ落行し、その子孫は周禊を名乗っ

たとえられるが、このことは、周桂齋（周慶）に興津広瀬の地を充行った「穴山勝千代宛行状」によって裏付けられる。その後、周禊の血筋は断絶したとされ、定澄と兼右の親交の証であった書状も、遠く離れた関東の鷲宮神社（大内氏）に伝来することとなった。伝来の経緯については不明な点を残したが、兼右と卜部氏の親交を詳細に知ることのできる史料がまとまって伝来したということは大変貴重であり、これらの史料から、卜部氏が阿波賀社神主としての神事を執行するだけでなく、京都吉田家の一員としての役目も担い、また越前における吉田神道の普及にも貢献していたことがうかがえる。

朝倉氏滅亡によって断絶した阿波賀春日神社は、元禄十年（一六九七）に福井藩主松平吉品によって社殿が再興され、多くの神道書の編著に業績のあった吉田定俊が新たに神職を務めることとなった。阿波賀社は中世から近世にかけて幾度も戦乱を経たため、伝世した史料は多くないが、江戸期に至っても「阿波賀社」の名を奥書に記した神道書が多数著されており、越前において吉田神道が最も普及浸透した神社として、朝倉氏滅亡後にも文化興隆の伝統が継承されていたといえるであろう。

(1) 萩原竜夫『中世祭祀組織の研究』（吉川弘文館、一九六二年）。

(2) 米原正義『戦国武士と文芸の研究』（桜楓社、一九七六年）。

(3) 西田長男『中臣秋・中臣秋抄』（吉田叢書、第四編、一九七七年）。阿波賀春日社の卜部氏が書写・伝授に関わったことを示す典籍類は、天理大学附属天理図書館吉田文庫等に所蔵され、これらについて調査研究された西田長男氏は、吉田神道の北陸方面への宣布、京都文化の地方武士階層への伝播という興味ある問題を提示するものであるとされた。

(4) 『鷲宮町史』史料編三中世（一九八二年）。

(5) 福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館第十回企画展図録『一乗谷の宗教と信仰』(一九九九年)。

(6) 『南北朝遺文』中国四国編第一巻 九八〇号、官宣旨案。

〔(備前書)味野郷被成庄官符宣案〕

左弁官下因幡国

応因准先例、永停止後「(高屋郡)」以下、為吉田社領、当国味野郷一所事

右得彼社今日日解状称、謹考案内、当社者華洛擁護之神明、藤家帰敬之祖宗也、仍社領等被下宣旨、被断末代之違乱者、承前之例也、所謂長和山城国乙訓神田、寿永丹波国石田庄、周防国小白方庄、嘉祿越前国鳥羽庄、寛喜河内国原見庄、嘉元山城国池田庄、建武美濃国仲北庄等是也、爰因幡国味野郷者、依為国衙別納之地、今年四月十七日、被奉寄当社之間、去建武四年、軍勢所追捕之第一御体神宝、可令調献之、其後者限永代、令勤仕四年御神樂、并金剛般若經・仁王經等転読、可奉祈一天太平四海安穩者也、望請天裁、因准先例、被下宣旨、被庄号、永被停止国衙之妨、且向後被免除大小勅院事以下他役者、将仰神威之貴、弥抽御祈之忠者、權中納言藤原朝臣隆(孫之)□宣、奉勅依請者、国宣承知、依宣行之、

〔(三四)〕  
曆応三年七月廿二日

權右小弁藤原朝臣判

大史小槻宿禰 判

(7) 『福井市史 資料編2 古代中世』一〇六号、徳江頼員軍忠状〔尊経閣文庫所蔵文書〕。

(8) 松原信之「壬生本朝倉系図について」『日本海地域史研究』(文献出版、一九八四年)。一乗谷朝倉氏遺跡資料館の古文書調査資料2

『朝倉氏の家訓』(二〇〇八年) 所収。

(9) 吉田兼俱については、萩原前掲(1) 著書、西田長男『日本神道史研究』第五卷中世編(下)(講談社、一九七九年)、出村勝明『吉

田神道の基礎的研究』(神道史学会、一九九七年)等参照。

(10) 西田前掲(9) 三三四頁。

(11) 松原前掲(8) 論文。

(13) 「兼右記断簡」(『大日本史料』第十編之十三、二四九頁)によれば、「御牢人(吉田家譜)已来、諸知行、各以御不知行、一向御迷惑也、」<sup>(吉田家譜)</sup>とみえ、社領からの年貢未納などの混乱があったことがうかがわれる。

(14) 西田前掲(9) 三八三頁。

(15) 米原前掲(2) 二六八頁。

(17) 和島芳男『中世の儒学』(吉川弘文館、一九六五年) 二〇八頁。

(17) 清原宣賢の墓石については、一乗谷から「天文十九年、後淨居院殿物外宗尤大禪定門、七月□□日」と銘の彫られた一石五輪塔が見つかっているが、禅林寺にも弘化四年(一八四七)に卜部良芳(良熙)が修補した墓がある。

(18) 『朝倉氏五代の発給文書』(福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館、二〇〇四年) 一六一頁。

(19) 戦国期に吉田家が越前の神主へ宗源宣旨をした例としては、鳥羽庄にも地域的に近い越前水落神明社の神主へ行なった事例等が挙げられるが、これらについては、萩原前掲(1)が詳しい。

(20) 「一乗谷古絵図」(春日神社蔵)は幕末に描かれたものであるが、朝倉家臣の屋敷跡や社寺跡が注記されており、城下町の様子を伝える貴重な資料である。

(21) 『宗源宣旨秘要』(『大日本史料』第十編之十三、一八四頁)。

両部習合神道ニ由来ル本地垂跡事

…(中略)…

赤淵 阿弥陀、觀音、勢至、

阿波賀 春日社ニ同シ、

白山 十一面、

此外ノ社諸神社数多ノ中、肝要ノ許ヲ注申ナリ、此外御不審ヲハ以一書可承候、

六月吉日

神道長上 (花押)  
(右揃)

右、朝倉彈正左衛門入道宗淳遣之、

(22) 安波賀春日神社所藏の縁起・由緒書については、前掲(5)を参照。

(23) 御成の演能役者名に、「太夫ハ服部彦次郎、脇ハ三輪次郎右エ門・神主権少輔前・福岡四郎右エ門、ツレハ半田源左エ門・小泉弥七郎、」とあり、このときワキとして朝倉家臣等といっしよに出演したとある。

(24) 吉田家侍読、松岡雄淵(一七〇一〜八三)筆。

一、越前国足羽郡阿波賀春日神社勸物條々

一、卜部兼俱ノ御作之由申伝縁起有之、其略ニ云、前中後略之、

爰ニ尋ル越前ノ国足羽ノ郡阿波賀社ノ根元ヲ治暦四年四月十一日、藤原隆家為信濃国諏方ノ社勸使令發遣此国之時、老翁忽然トシテ来ル、隆家問テ云、汝ハ是誰ヲ也、翁云、吾レ自仲哀天皇ノ御宇此地ノ主ト也、名ヲ云大汝神、隆家亦問云、何故ニ出現此矣、翁云、可建立二社ヲ吾敕其地ヲ、隆家問テ云、勸請何神ヲ、翁云夫春日四所者有広大美廉之神德此国者帝都之東北也為王城ノ鎮護於此地可安置宣記テ排分天八重雲遂ニ不見エ、依是同月廿一日 奏聞任神語勸請ス、此社ヲ同五月十三日卜部兼忠為奉幣使有宣命云々、此ノ間述春日ノ神德ヲ略之故ニ王城之咫尺ニハ必立此社ヲ君臣崇敬太々越余社ニ矣、然シテ勸請此国エ為守護



神之最上ト乎、爰文明之比軍卒徘徊社内ノ剩灰燼ス、雖然依国守之信心<sup>ニ</sup>新並薨造ル、神壇ヲ神者依テ人之敬増威ヲ人者依神之德添フ運ヲ之、

奥書

天兒屋根尊四十八世孫

神祇道管領勾当長上侍從卜部朝臣

- 一、如右縁起有之年号月日無之卜部朝臣トハカリ<sup>ニテ</sup>御諱モ無御座四十八世ノ孫ト文明ノ比<sup>ニテ</sup>御座候カ、御考被成下兼俱ノ御作<sup>ニテ</sup>可有御座候哉、承度奉存候、
  - 一、右之社後冷泉院御宇勅廟所之由申伝 奏聞并奉幣之御事可有御座候哉、承度奉存候、
  - 一、藤原隆家何レノ御家ノ御先祖<sup>ニテ</sup>御座候哉、治暦四年信州諏方之勅使之事御座候哉、承度奉存候、
  - 一、卜部兼忠同年越前阿波賀春日奉幣使之事御座候カ御考被遊可被下候、
  - 一、同社<sup>ニ</sup>右宣命一通御座候、略<sup>ニ</sup>云、天皇我詔旨度、掛畏幾安波賀乃春日大明神乃広前尔恐美恐<sup>美</sup>申賜<sup>者久</sup>、建長世之業津、是以吉日良辰乎択定氏、正二位行權大納言藤原定時朝臣乎差使氏、御幣乎令持氏奉出給布云々、
  - 一、正慶元年二月九日
- 右之藤原定時何レノ御家ノ御先祖<sup>ニテ</sup>御座候哉、又ハ正慶元年奉幣使立テラル、事、承度奉存候、
- 一、正慶之比モ勅使右宣命ノ趣<sup>ニ</sup>御座候上ハ阿波賀之社勅願所トハ見え申候、旁御考被遊可被下候、
  - 一、阿波賀春日社治暦年中<sup>ニ</sup>草創以後文明之比マテノ間阿波賀神主姓名相知候事御座候ハ、御書付被成可被下候、
  - 一、文明年中兵乱<sup>ニ</sup>ヨリテ、阿波賀ノ社炎上之為朝倉彈正左衛尉孝景入道英林一國ヲ領シ此社ヲ崇敬有之本城ノ近辺ナルカ故<sup>ニ</sup>守

護神トシテ京都へ文明ヨリ以後阿波賀ノ神主位階姓名如左、

卜部定行

文明元年九月十八日、正五位下

同八年正月六日、從四位下

同十三年六月十二日、從四位上

卜部定繼

文明元年九月十八日、從五位上

同十三年六月十二日、正五位下

卜部定澄

天文五年二月廿九日、從五位下

同廿年十月二日、從四位下 神祇權少副

卜部定富

天文十四年七月廿六日、從五位下 同日 大炊助

右之分ハ、曆名土代ニ見ヘ申候由相遣無御座候哉、曆名土代御考被遊越前阿波賀神主ト見ヘ申候処、承度奉存候、

右之内、文明之比定行卜御座候ハ、卜部ノ御本家ノ廉流ニテモ御座候哉、御考被遊可被下候、

天文之比定澄卜御座候ハ、卜部兼右ノ御妹ヲ嫁セラレ、御養子トシテ阿波賀ノ神職ヲ相勤、過分ノ社領御座候由申伝候、是又御考被遊可被下候、

正親町院御即位之時、伊勢ノ奉幣使四姓ノ使ノ中<sup>ニモ</sup>ト部ノ定澄入タル由申伝候、是又、兼右ノ奏聞ヲ遂ラル、由御座候、  
右阿波賀ノ神主定富ハ国主朝倉義景ノ妹婿タル故<sup>ニ</sup>織田ノ信長朝倉家ヲ亡サレシ時、越前立出、甲州三州<sup>ニ</sup>居テ吉田守警齋ト号ス、  
守警齋ノ子周禊ハ道春野槌<sup>ニ</sup>越前阿波賀ノ神主ト部氏周禊カ神ヲ借タル事アリ、是<sup>ニテ</sup>御座候守警・周禊其子マテハ駿河以来將軍  
家ヘ奉公仕候也、

右之内、相知申分、又ハ阿波賀春日社之事、証拠等合之事御座候ハ、此上<sup>ニ</sup>付紙<sup>ニテモ</sup>被成御書付被遊可被下候、已上、

#### 覚

一、此縁起、兼俱御述作之事候哉否之事

留書不相知候、本紙一覽候而可申入候、彼縁起之内年代少々相違之事有之、雖然古キ縁起<sup>ニハ</sup>ケ様之趣不少候、奥書文明年中  
ハ兼俱卿神道執行之時節<sup>ニ</sup>而候事、

一、藤原隆家不遑老候、其外信州諏方勅使等之事、是又同前<sup>ニ</sup>候、

一、ト部定行・定継在吉田社之社司<sup>ニ</sup>而候事分明候、阿波賀之社ヘ付遣候事、其節之家記不相知候、定澄在天文之比、為吉田家門  
弟阿波賀之神職相勤候、且神祇管并伊勢奉幣使四姓之門之ト部<sup>ニ</sup>差遣候事分明<sup>ニ</sup>候、

一、定澄、兼右卿為婿候不分明候、

一、周禊事、右定澄為兒孫之旨伝来候、其後其筋断絶由聞候事、

右、急<sup>ニハ</sup>難註処<sup>ニ</sup>候条、重而勘候而書付可遣候、已上、

(25) 『福井県史』等には未掲載の史料で、春日神社宮司吉田文武氏の御高配により紹介させていただいた。「大内良一氏所蔵文書」の兼  
右書状と比較して自筆原本であると確認できる。法量は縦一七・〇cm×横四七・五cmを測り、軸に表装されていた痕がみられ、一部虫  
損があるが、『兼右卿越州安波賀之神主江御相伝之留』の末尾に「吉田兼右書状写」として同文書が写されており、そこから判読できない

文字を補った。

(27) 「大内良一氏所蔵文書」は「鷲宮神社文書」とともに、前掲(4)に収載。

(28) 萩原前掲(1)の「吉田兼俱の活動」参照。

(29) 「鷲宮神社文書」にはもう一点、卜部氏関係の史料として武田信豊書状がある。卜部定澄に出された書状と考えられ、定澄が権少副となったのは、天文二十年(一五五二)であり、朝倉義景が左衛門督(左金吾)に任ぜられたのは、天文二十一年(一五五二)なので、これ以降に出された文書と推定される。

就進退之儀、若州<sup>江</sup>早々可被越御使之由、左金吾<sup>朝倉義景</sup>其外御同名中<sup>江</sup>令申候、去年以来内々以馳走之筋目、此砌不滞様裁判可為祝着候、

尚勝昌可申候、恐々謹言、

十月八日

信豊(花押)

権少副<sup>定澄</sup>主殿

差出の武田信豊は若狭守護で、吉田兼右との交流もあり、永禄元年(一五五八)五月には「八雲神詠口決」や「申樂翁大事」を伝授されていた(『兼右卿記』)。

(30) 「大内良一氏所蔵文書」には、某弘満書状として以下の文書も伝わる。

任御佳例御祈祷之御札進上候、弥於神前、御息災・御長久如意・御安全之祈精不可有疎略候、将又檜帖一本進上候、此等之趣宜預御披露候、恐惶謹言、

十二月吉日

弘満(花押)

朝倉筑後守殿

差出の弘満については詳細不明であるが、祈祷の御札を進上するという文面から神職を勤める者であったと推測される。しかし、この

文書も差出・宛所ともに驚宮神社および大内氏とは直接関係がない。宛所の朝倉宣正は『寛永諸家系図伝』によれば、四代当主朝倉孝景の弟景高から続く系統（景高・在重・宣正）で、宣正の父在重（六兵衛尉）は越前より駿州安倍に移り、長久手合戦で戦功を挙げ徳川家康に仕えたとする。宣正は同じく徳川家に仕え、元和三年（一六一七）に従五位下筑後守に叙せられ、寛永元年（一六二四）駿河大納言忠長の附家老となったが、最後は忠長の蟄居改易に連座して寛永九年（一六三二）除封された。宣正の祖父朝倉景高は吉田兼満の没後、その妻であった烏丸冬光女を妾としており、その子供が在重であるとするならば、吉田家にとっても全く無縁とはいえない。

朝倉在重は天正十六年（一五八八）に駿州安倍三ヶ村（静岡市北部と推定される）の棟別諸役を免除するとした印判状（「朝倉文書」『静岡県史』史料編3）を徳川家康から与えられており、奇しくも朝倉景高の子孫と、阿波賀社神主の子孫が、それぞれ駿河の近い場所に移住していたということになる。両者を結び付ける直接的な史料はないが、定澄と周桂齋、そして朝倉宣正宛の文書が、まとまって驚宮神社に伝来したということは、何らかの接点があったこと示しているとも考えられる。

<sup>(31)</sup> 定賢・定俊については、西田前掲（9）著書二二二頁、および『神道史大辞典』一〇〇九頁参照。

<sup>(32)</sup> 系図は、縦三二・二cm、横八二・七cmを測る継紙で、前半部分は「崎陽後学大江支流多節齋堀元直謹誌」と書かれ、大江宏隆の記した阿波賀社の縁起および「阿波賀神社之神官其支流」に関する記述をそのまま「卜部定澄住京師、以有功卜部兼右授之神秘両條為中興、次定富・澄看、次定玄、次定賢、次定俊、次定親……」というように写している。後半がこれを系図に直したもので、最後は藤原信由まで系譜が続く。

<sup>(33)</sup> 『神全鈔』・『神令私鈔』などの著作あり。中納言風早実種に和歌・有職故実を学び、卜部定親に神道を学んだとする。『国書人名辞典』参照。

<sup>(34)</sup> 西田前掲（9）著書、二二七頁。



## 第七章 越前における文芸興隆と月舟寿桂

### はじめに

戦国期の越前には応仁・文明の乱で荒廃した都から多くの貴族・学者・僧侶・芸能者らが下向し、朝倉氏は彼らを受け入れもてなし、同時に彼らがもたらす知識・情報・技術を積極的に吸収していた。これまでの考察では、猿樂・幸若舞・養鷹・立花・神道などの芸能・学芸ごとに、それらがどのように受容され展開普及していったのかを、芸能者や知識の伝授・習得に関わった人々の活動について詳らかにすることで明らかにしようと試みてきたが、本章では、越前に下向し文化的足跡を残した人物の中で、五山僧月舟寿桂に注目し、月舟と越前の人々との親交の様子から、一乗谷に広がっていた文化交流の場について考察したい。

月舟寿桂は、博学を誇る五山僧として朝倉氏の法要や子女の得度式などに度々招聘されたが、一乗谷の寺院で自らが説法・講義を行い知識教義を普及させたり、朝倉家臣らに伝書や教義書を伝授するなどして文化の伝播に足跡を残したわけではない。その点において、本章の考察は、これまでみてきたような芸能者の活動から文化的環境を読み取る方法とは異なる。月舟は越前の武士・僧侶・芸能者・職人など様々な人々と交流し、彼らの文化的関心や素養につ

いて、詩文集『幻雲文集』に書き著したことにより、朝倉氏の文化受容の解明に欠くことのできない重要な情報を伝えた。一乗谷の文化興隆の様子は、朝倉氏の滅亡とともに城下町一乗谷が灰燼に帰したため、知識や文化の享受を物語る文物が失われてしまいその全容を捉えることは難しい。しかし、米原正義氏が『幻雲文集』の作品から朝倉家中の文化受容の具体例を示されたように<sup>(1)</sup>、『幻雲文集』には他史料にはみられない豊富な文化的情報が含まれており、文集全体の構成・作風を検討し、作品が書かれた経緯・背景をみていくことで、朝倉治政下における新たな文化興隆の事例を見出せるものと考ええる。本章では、『幻雲文集』の中でも、これまで注目されることなかった作品を主に取り上げ、作品に著された越前の人々の文化活動や文化的環境について詳らかにしたい。また、それらの作品から、月舟を取り巻く交遊関係をたどり、越前において展開した文化交流のネットワークと交流の場について把握を試みる。

#### 一 月舟寿桂の文化活動と越前往還

まずは、月舟寿桂（一四六〇～一五三三）の経歴の中から、越前との親交が始まる経緯についてみてみたい。月舟は、戦国期を代表する五山僧の一人で、先行研究<sup>(2)</sup>からその経歴・著作を概略すると、以下のようなになる。

##### 〔経歴〕

臨濟幻住派僧。法諱、寿桂。道号、月舟。別号、幻雲・中孚道人・橘洲・柴桑。江見伊豆守の息。近江国磯野の楞嚴寺の正中祥瑞につき出家、常随し法嗣となる。曹洞宗宏智派の僧と交流し、越前の弘祥寺や善応寺に住した。永正七年（一五一〇）建仁寺二四六世となり、晩年は同寺妙喜庵内に一華軒を建て隠棲した。博学宏才の名声高く、後柏原天皇をはじめ公家諸公に外学を講じた。



〔著作〕

享祿二年五月十四日中御門大納言月舟等和漢聯句、錦繡斷鈔注、月舟和尚語録、幻雲稿、幻雲詩藁、幻雲文集、攢花集、三体詩幻雲抄、幻雲史記抄、慈照院殿三十三回忌陞座、首書正宗贊注、諸書拔萃精要、新宰相月舟等和漢聯句、千光祖師三百年忌香語、蒲室集注、蒲室集抄、楞嚴經口義編

月舟は学僧として幅広く交遊し文学だけでなく医学・史学にも学識深かったため、抄物研究<sup>(3)</sup>の上でも注目されてきた。特に三条西実隆との親交が厚く、朝倉尚氏は『実隆公記』から両者の親密な交遊をたどり、月舟の禁中杜詩講釈について、実隆の推挙・仲介があったことを明らかにされている<sup>(4)</sup>。また詩作品については、蔭木英雄氏が、閑雅を尚ぶ五山詩の中で、農夫の心を心とし、杵の音に耳を傾けた月舟の作品には、突然変異のごとき民衆性が見えるとし、中国詩人陸游への傾倒とともに、「曹洞宗の宗風の影響、曹洞の玄旨を体得して生涯大寺に出仕しなかった正中の教え、及び越前の土地柄などによると思う」と、越前での活動が影響していることを指摘している<sup>(5)</sup>。

都において五山の文才として重用された月舟だが、表①「月舟越前往還略年表」に示すように、少なくとも生涯に七回「長享元年（一四八七）、明応元年（一四九二）、永正二〜三年（一五〇五〜一五〇六）、永正六年（一五〇九）、永正九年（一五二二）、永正十五年（一五二八）、永正十七年（一五三〇）」の越前往還が確認でき、度重なる越前下向の背景には、月舟の属する幻住派と朝倉氏が外護した曹洞宗宏智派のつながりがあったとされる。曹洞宗宏智派<sup>(6)</sup>は、康永元年（一三四二）越前朝倉氏初代の朝倉広景が別源円旨を迎え大治山弘祥寺を創建してから朝倉氏が滅亡するまでの間、越前国内では最も宗勢盛んな禅宗一派であった。善応寺・吉祥寺・含蔵寺・護田寺・子春寺等の同派寺院が建てられ、都にあつては臨済宗派が占める五山において、唯一曹洞宗の一派として属し、建仁寺内に洞春庵を開き、これを拠点として展開していた。

表① 月舟越前住還略年表

年 月 日	西暦	内 容	出 典
寛正元年	1460	江見伊豆守息として生誕。	
長享元年	1487	越前安居弘祥寺にて瑞集老人と交遊する。	幻雲詩稿
	〃	含蔵寺に寓居する。	〃
	〃	夏、平泉寺に宿泊する。	〃
明応元年 夏	1492	北窓下（越前）に滞在中、越の瑞雲に睡軒記執筆を依頼される。	幻雲文集 1
明応 8年	1499	乱を避け、丹波の真丹山願勝寺に入る。	幻雲詩稿
永正 2年 2月 3日	1505	月舟（桂首座）、実隆邸を訪問し杜詩一部を進呈す。	実隆公記
3月	〃	兵火を避け、越前善弘寺に入る。疫病にかかり病に伏す。	幻雲文集 81
永正 3年 正月	1506	安居河上寺金剛院にて法要あり、正翁居士の法華經に跋文記す。	幻雲文集 82
夏以降	〃	朝倉景連（昌林紹繁居士）の肖像画賛を依頼される。	幻雲文集 49
永正 4年 4月 18日	1507	これ以前に上洛。	実隆公記
永正 5年 11月 8日	1508	月舟、実隆邸を訪問し詩文について雑談する。	〃
永正 6年 2月 22日	1509	月舟、実隆邸を訪問し詩話あり。	〃
4月 2日	〃	月舟、実隆邸を訪問し7日からの禁中での杜詩講釈について雑談。	〃
4月 7日	〃	禁中小御所において杜詩講談。4月12・22日、5月2・17・25日にも講釈あり。	〃
6月 2日	〃	月舟、実隆邸を訪れ、朝倉貞景の子女（良玉）得度の戒師を依頼されたため、杜詩講釈の途ながら越前へ下向する旨伝える。	〃
6月10日頃	〃	月舟、越前へ下向。	〃
6月 23日	〃	越前弘祥寺に入寺、西堂位にのぼる。	幻雲稿
	〃	和溪首座が、龍松道泉居士の肖像画を持参し賛を求める。	幻雲文集 52
8月 15日	〃	月舟、越前より上洛し実隆を訪ね、打曇 20枚を贈る。禁裏には50枚を土産として進上する。	実隆公記
11月 16日	〃	月舟、禁中にて杜詩講釈。11月22・25日にも行われる。	〃
12月 23日	〃	実隆を訪問、年中詩題を書き贈る。	〃
永正 7年 3月 5日	1510	建仁寺 246世となる、以後 25回再住する。	扶桑五山記
永正 8年 5月 7日	1511	月舟、越前からの所望で、実隆に連歌の合点を依頼する。	実隆公記
永正 9年 夏	1512	越前太守（4代孝景）の命により一乗谷滞留。	幻雲文集 14
永正 10年 7月 26日	1513	4代孝景、初代孝景（英林）の三十三回忌法会を営み、月舟が香語を読む。	月舟和尚語録
永正 14年 春	1517	文殊喝食（如月寿印）を伴い、後柏原天皇に拝謁。	実隆公記
永正 15年 6月 21日	1518	4代孝景から、書状にて2代氏景の三十三回忌法会の説法を依頼される。同月 26日京都を発つ。	月舟和尚語録
6月	〃	善応寺にて夢について記した旧稿を偶然見つけ感慨する。	幻雲文集 81
7月 3日	〃	2代氏景の三十三回忌法会で香語を読む。導師は含蔵寺堂上和尚。	月舟和尚語録
9月 9日	〃	今太守（4代孝景）の命により、善応寺住持となる。	幻雲稿
秋	〃	朝倉貞景の肖像画賛を依頼される。	幻雲文集 69
永正 16年 3月 26日	1519	和漢御会に参仕。	二水記
永正 17年 2月 24日頃	1520	月舟、越前に下向する。	実隆公記
10月 12日	〃	公条、一華軒に月舟を訪ね、史記の講義を受ける。	〃
大永元年 12月 7日	1521	慈照院三十三回忌の陞座説法を務める。月舟に南禅寺公帖。	〃
大永 2年 9月	1522	後柏原天皇より五條袈裟を賜う。	再昌草
大永 3年 秋	1523	宰桂堂老師が「石友齋記」稿本を持参し、月舟に跋文を依頼する。17年前に越前で月舟が執筆したものであった。	幻雲文集 79
大永 8年 3月 1日	1528	月舟、朝倉孫九郎（景紀）が色紙 36枚所望という。色紙 18枚について、実隆の和歌詠を依頼。	実隆公記
享祿 2年 10月 23日	1529	禁中小御所にて杜詩講釈。10月 28日、11月 12日にも講釈あり。	〃
享祿 3年 9月 25日	1530	禁中にて三体詩講釈。	〃
天文 2年 3月 23日	1533	月舟参内し、実隆亭にて休息。連句十句あり。老屈の躰なり。	〃
12月 8日	〃	月舟、示寂（74歳）。	〃

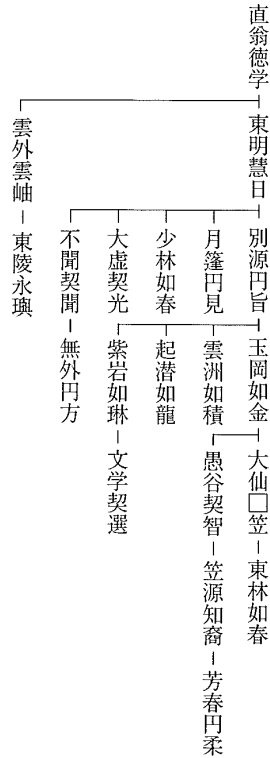
備考の幻雲文集番号は表②【幻雲文集】越前関係作品一覧表の作品番号

月舟の属する幻住派と宏智派との関係を、その法系から図示すると以下のようになる（玉村竹二『五山禅僧伝記集成』関係宗派図）。両派の関係は、別源円旨が渡元した際、幻住派の法祖中峰明本に教えを受けたことを初めとするが、

【幻住派】（古先派）

中峰中本―古先印元―友峰等益―正中祥瑞―月舟寿桂

【宏智派】



月舟の師正中祥瑞は専ら曹洞宗に通じ、「勅諭祖灯大明禅師行道記」(『幻雲文集』)に「吾師得曹洞骨髓而興幻住門庭、蓋濟水洞水合皈一源也、」と書かれるように、曹洞の真髓を得て（在中宗有より曹洞宗の血脈を受けた）、幻住派古先派を中興し、臨濟と曹洞を合流した人物であった(7)。幻住派は臨濟宗であるが主流は林下にある中で、月舟の古先派は五山に属する新興弱小の一派であり、ゆえに五山内での立場は宏智派に通ずるものがあつたと思われる。

月舟の越前下向については、その目的が明確なものもあり、永正六年（一五〇九）の場合、朝倉貞景子女の良玉の得度式において戒師を勤めるためで、永正九年（一五一二）は朝倉孝景の三十三回忌法会、永正十五年（一五二八）は朝倉氏景の三十三回忌法会に出席するためであり、いずれも朝倉氏の招請によるものであつた。一方で、五山内において弱小派閥に属する月舟にとって、五山・十刹・諸山の寺院を輪住しながら僧位を陞っていく官寺制度の中で出世するためには、宏智派と共同関係を保ちその輪番構成メンバーとして十刹弘祥寺・諸山善応寺に入寺を重ねていくことが重要な目的であつた(8)。

月舟はこのような事情で、若い頃から越前に下向し宏智派寺院において厚遇される中で、越前の人々と僧俗貴賤を

隔てず交流を深め、越前の文芸興隆に影響を与えることになったと考えられ、この越前往還の中で生み出されていった作品が『幻雲文集』としてまとめられたのである。

## 一 『幻雲文集』について

### 1 越前に関係する作品

『幻雲文集』附北征集は、月舟の作品をその法嗣である継天寿猷らが編輯した文集で、『続群書類従』第十三輯上所収の黄梅院旧蔵内藤湖南本（関西大学図書館蔵）をもとに、その構成をみると、作品は、表・記・説・序・銘・賛辞・跋・書簡・雑文に分類され、書名に「附北征集」とあるとおり、各分類の後に、月舟が「北へ征き」執筆した分をまとめた附編が付く。しかし、「北征集」以外に載る作品の中にも越前に関連する作品が含まれ、総点数三百十六作品の内、内容に越前の事柄が記されるもの、越前在住の人物に依頼され執筆したもの、文中に直接越前に関係する文言は読み取れないものの「北征集」として編纂された作品等、これらをすべて合わせると百十六作品にもなり、文集全体の三割を超えている。これについて表②『幻雲文集』越前関係作品一覧表」（表の作品番号は越前関係作品の通し番号、文集番号は文集全体の通し番号として筆者が付けた。北征集に載る作品は※で示した）にまとめた。

作品の種類をみると、肖像画や図像に書かれた賛辞が三十五点と多く、扇絵等の賛文も含めると五十五点となり、約半数が画賛として書かれた作品である。朝倉三代当主貞景（天沢宗清）の肖像画賛だけでも六作品（四八・五九・六〇・六三・六六・六九、以下「」内は表②の作品番号）あり、当時、越前に多くの画像が存在したことを示しているが、これら越前に関係する画賛が書かれた絵画資料は伝世していない。

表② 『幻雲文集』越前関係作品一覧表

分類	北征	作品番号	文集番号	題名	依頼者	身分	内容・備考 [ ]は諱名・別名・俗名	頁数	
記		1	4	睡軒記	越之瑞雲	僧	壬子(明応元年)の夏、越の瑞雲が訪れ、寢室「睡軒」の記を月舟に依頼する。	290	
	※	2	18	石友斎記	越府土人吉久		月舟が京都へ帰る際、石を友とし愛でる生活を送る越前在地人の吉久から斎号を求められ、「石友斎」の名を贈る。またその顛末を記すよう依頼される。	308	
	※	3	19	養性室記	融国上人	医者・僧	仏陀寺の前住、融国上人[正孝]は若い頃は絵を学び医術も修めた人物で、朝倉氏の招聘により、長く越前一乗に滞在。法興寺を建て、寢室を治療の場として傍らに「養性」の二字を掲げ、朝倉家臣たちを治療した。月舟も寺に招かれ、養性記の執筆を依頼される。	308	
説		4	34	三祝説	朝倉孝景	武士	朝倉孝景の依頼により、その建仁寺に入っていた龍弟、三祝[捷]について記す。	322	
		5	38	秋浦説	坡翁	弘祥寺僧	坡翁から大治菊公神童のために字名を依頼され「秋浦」と名付ける。弘祥寺の名勝「大治十境」の1つ、三曲洲を鑑賞しながら記す。	327	
		6	40	大厦字説			「今也弘祥為越上望利」とあり。	327	
		7	50	松蔭説	雲巢老人	弘祥寺僧	弘祥寺の雲巢老人から稚児[喬・越之治山有髻年]の字名を依頼され、「松蔭」とする。	355	
	※	8	52	月波字説	音一座頭	僧	音一座頭[聖観]が月舟に号を求め「月波」の字を授ける。	337	
	※	9	53	向榮字説	忻	僧	荷玉一派の僧、忻に求められ「向榮」の字を授ける。	337	
	※	10	54	棟雲説	光	少林門下童	越前の少林門下の童子、光に「棟雲」の字を授ける。	337	
	※	11	55	奇才字説	貨	僧童	天童末葉の僧童、貨の求めに応じ、「奇才」字と説を授ける。	338	
	※	12	56	瑞鳳説	昌	僧童	荷玉派下の少年僧、昌に「瑞鳳」の字を授ける。	338	
	※	13	57	有和説	巖侍者	僧	越前の巖侍者から雅称を依頼され、「有和」の字を授ける。	339	
	※	14	58	一龍字説	宝	宝林寺僧	大雲門下の僧、宝の求めで「一龍」の字を授ける。永正9年、朝倉氏の命で月舟が一乗谷滞在中に依頼される。	339	
	※	15	59	春江説	毛先生		春江の穂やかさについて記す。	339	
	※	16	68	春英字説	大治長公	僧	月舟が兵火を避け、越前に来ているときに、朝倉一族の僧大治長公から依頼され、「春英」の字を授ける。建仁寺洞春庵にて花を育てる日々について記す。	340	
	序	※	17	67	悼韶陽侍者詩序	龍翁	僧	龍翁から韶陽侍者[葩・越之前州府人]の死を悼む詩の序文を依頼される。韶陽侍者は府中龍門寺悦岩翁の愛弟子であり、東山一華軒に入寺し月舟らとともに勉学に励んだが、戦乱のため越前に戻った。翌年、月舟も越前に下向し再会を楽しみにしていたが、流行病により急死との知らせを受け歎き悲しむ。	346
		※	18	68	釈門排韻序	功甫	弘祥寺僧	功甫洞丹は天文18年に因山(朝倉教景)の百回忌を弘祥寺にて務めた僧。諸家の語録・紀伝をまとめ註した「釈門排韻」を永正17年に著し、月舟に序文を依頼。	347
※		19	69	梅仙字序				348	
※		20	70	八景詩後序	朝倉孝景	武士	朝倉孝景が御抱え絵師の曾我兵部景種に湘南八景図を描かせ、八景詩を依頼した。	348	
銘		21	88	有文銘井序	昭	弘祥寺童	大治山の童子、昭に作文を求められ走筆する。	357	
		22	89	祖月銘井序	廓	僧童	芳春老人は月舟の亡友で、芳春晩年の弟子、廓から依頼を受け「祖月」の字を授ける。	357	
		23	90	高源銘	桃	洞春庵僧	洞春別源末派の僧、桃より依頼され「高源」の字を授ける。	357	
	※	24	91	友月字銘	契、栽	善弘寺僧	待月門下寺童の契と、越前善弘寺の僧[栽・杏雲]に依頼され「友月」の銘を授ける。	358	
	※	25	92	春育字銘	誕生人	僧	誕生人から雅称を依頼され「春育」の銘を授ける。	358	
	※	26	93	走筆銘于回春院為先批芳隣頓書終末	回春院	僧	回春院が亡くなった母芳隣のため経を頓書し、月舟に銘を依頼。回春院については、「清水寺再興奉加帳」に「一本二十貫越前国回春院瑞柏」とあり。	358	
	※	27	94	雲溪銘	阿師和溪	僧	越前で共に過ごした阿師和溪に、帰洛の際、求められ「雲溪」の銘を走筆する。	359	
	※	28	95	松蔭字銘	宗夫上人	僧	月舟が越前を出発し京都へ帰る際、荷玉末葉の宗夫上人が手紙で号を依頼。	359	
	※	29	96	碧岑字銘	霄	僧	少林末葉の霄に依頼され、「碧岑」の銘文を授ける。	359	
	※	30	97	梅園銘	春童	僧	少林玉岡派に属する越前の春童(俗諺は小林氏)より依頼され「梅園」の字を授ける。	359	

銘	※	31	98	一清字銘	斎	僧	月舟が大治山弘祥寺を去り京都へ帰る際、友人の斎から頼まれ「一清」の銘を作る。	360
	※	32	99	拾侍者調予字喚為遺直、走筆作銘云、	拾侍者	僧	拾侍者に銘を求められ走筆する。	360
	※	33	102	運叔銘	越之紹公	僧	月舟の亡友東山仙英の寧馨（優れた子）であった越前の紹公に依頼され「運叔」の銘を贈る。	361
	※	34	103	宝応功殿主需号、書徳隣二字授之、銘云、	功殿主	宝応寺僧	宝応寺の功殿主に号を求められ、徳隣の字を走筆する。	361
	※	35	104	竺西銘越之文少年請之	越之文少年		越前の文公少年に請われ、「竺西」の銘を走筆。	361
	※	36	105	彩鳳字銘并序	冲	僧	集雲の孫の僧、冲から手紙で請われ「彩鳳」の銘を授ける。集雲は朝倉教景（固山）三男の月甫宗掬、集雲院か。	361
	※	37	106	石友室銘	龍侍者	僧	宝林一派の龍侍者は庭の石を友とし、傍らの居室の命名を月舟に依頼。「石友室」と名付ける。	361
	※	38	107	惟明字銘				362
	※	39	108	梅霖字銘	越之秀		越前の秀〔沢公警年〕に「梅霖」の銘を贈る。	362
贊		40	122	正壇対州太守節堂居士寿像	正壇武庫	武士	正壇対州太守節堂居士〔菅氏久保、道忠〕の嗣子、武庫が寿像を携え賛詩を依頼。	371
		41	125	前住建長仙甫和尚遺像			仙甫和尚は、かつて越前の少林山妙法禪寺に住し、京都と越前を往還した人物であることが書かれる。	373
		42	136	魚住故備州太守景宗居士肖像	魚住景宗	武士	魚住景宗の依頼により、魚住故備州太守景宗居士肖像の賛詩を作成する。景宗の父、像主の魚住景宗〔梵玖・玉峰〕は、歴代朝倉当主に仕える重臣で、心月寺海闍和尚に参じ、英岳寺を創建した。魚住景宗は月舟の法嗣継天寿哉の養父であり、その縁で依頼してきた。	378
		43	147	賛高岩座元像	瑞庭玉蔵主	僧	含藏寺竺源和尚の徒、越僧善秀〔高岩〕の肖像画賛を芳春老人の法嗣瑞庭玉蔵主が依頼。	387
		44	149	大賀慶侍者肖像俗諱土岐氏、有兄弟、惠忍一派、院日対松、十八歳而逝、	忠叔恕公	僧	忠叔恕公が大賀慶侍者肖像の賛を依頼。慶侍者は土岐氏。文中に「南陽真侍者」とあり。南陽寺は朝倉氏の子女が入寺する寺。	388
		45	150	印牧梅岩全秀居士寿像	印牧美次諸子	武士	印牧梅岩全秀居士〔越之藤氏美次〕の子が、寿像を持参し賛を依頼。画賛と共に、美次が大永7年京都に出陣し軍功を挙げたことが記される。京都に陣中に依頼したものか。	389
		46	155	康岳全陽居士肖像	魚住景宗	武士	享祿4年の加賀湊川での戦いで戦死した託美景誂の子〔康岳全陽居士・藤氏託美景統〕の肖像を託された魚住景宗が、遠方より賛を依頼。月舟は病身であったが、交情のある景宗の依頼であり、託美親子との知縁もあることから求めに応じた。	391
		47	156	護田中興開基桃溪悟公禪師肖像	功甫丹公	僧	天文元年夏に功甫丹公は大治半山の傍らの護田丈室へ移ったのをきっかけに、その中興開基である桃溪悟公顕彰のため、肖像画を遠方より送り、月舟に賛を依頼。月舟は中風を発し、起居もままならない状態であったが旧友功甫の頼みということで受けた。	392
		48	157	朝倉霜台天沢宗清居士肖像				392
	※	49	180	朝倉越中太守昌林紹繁居士肖像	朝倉景理	武士	朝倉景理が父朝倉景連〔越中太守昌林紹繁居士〕の肖像を持参し、賛を依頼。景連は8月21日に亡くなり、三万谷深岳寺に葬られた。	399
	※	50	181	富田慈源居士寿像賛并序	印牧弥二郎吉広	武士	富田慈源居士〔長家〕のもとで剣術を学んだ印牧吉広が寿像を携え月舟を訪問し、賛を依頼。	399
	※	51	182	金春与五郎寿像傍有鼓	一若源三郎吉久	猿楽者	越前猿楽の一若源三郎吉久が金春与五郎に従い芸能習得し、その証として寿像を作成し月舟に賛を求めた。	400
	※	52	183	龍松道泉居士肖像	和溪侃公	善弘寺僧	和溪首座が永正6年解制の前（制中、修業中）に、龍松道泉居士〔小泉氏〕の肖像を持参し、賛を求めた。小泉氏親子は月舟も旧知の人であり、依頼に応じた。	401
	※	53	184	普化賛	藤氏常陸守有宗	武士	藤氏常陸守有宗が、普化像を携え月舟に画賛を依頼。有宗は「好事士」であり、志が良いので求めに応じ走筆した。	401
	※	54	185	釈迦像座下有水左右有文殊普賢				402
※	55	186	布袋賛				402	

贊	※	56	187	悦岩栢公座元 寿像	回春院	僧	悦岩栢公座元の寿像に賛を求められる。悦岩栢公は初め越前の少林山妙法寺に住したが、後兵火を逃れ府中回春院に寓し、龍門の字を賜り、回春を改め龍門とした。悦岩栢公は先掲26の銘を依頼した人物と同一で「清水寺再興奉加帳」にみえる奉加者名から、悦岩瑞栢と考えられる。	402	
	※	57	188	前真如世叔济 公禪師肖像	世叔禪師の諸 徒	僧	越前滞在中、世叔济公の弟子たちが世叔禪師の肖像を持ち寄り賛詞を求めらる。	403	
	※	58	189	宿神像	一若大夫吉家	猿楽者	越前猿楽の一若大夫吉家が、月舟に宿神像の賛詞を依頼。宿神像は芸能神で、観世大夫元広が絵師に頼んで画かせたものであるが、元広に付き従い芸を学んだ一若大夫に、伝授の証としてこれを与えた。	403	
	※	59	190	前霜台天沢居 士肖像	朝倉景理	武士	朝倉一族の景理より、帰洛の際、朝倉貞景の肖像画賛を依頼される。	404	
	※	60	191	越州太守前霜 台天沢居士肖 像				404	
	※	61	192	春岳和尚肖像	如建蔵主	僧	如建蔵主よりその師である春岳和尚の肖像画賛を依頼される。春岳和尚は善応寺に前住、弘祥寺に後住した人物で月舟の亡友。	405	
	※	62	193	賛達磨半身像				405	
	※	63	194	天沢宗清居士 肖像	南陽尼寺良玉 侍者	南陽寺尼	南陽寺の良玉侍者より朝倉貞景〔天沢宗清居士〕の肖像画賛を依頼される。南陽寺は一乗谷の朝倉館に隣接する尼寺。良玉は貞景の娘で、多くの子女の中でも特に寵愛された。月舟は良玉が得度の際、南陽寺にて導師を務めた。	405	
	※	64	195	善財参観音像				406	
	辭	※	65	196	米光像	越人某甲	養鷹の芸 能者	越前の某が百済人の米光を描いた画像を持参し、賛を求めた。月舟は賛を書くにあたり、養鷹の家の伝説について聞き取りした。	406
※		66	197	前霜台左金吾 天沢居士像	富田吉信	武士	朝倉貞景家臣の富田吉信が、朝倉貞景の遺像を持参し、賛を依頼。	406	
※		67	198	布袋				406	
※		68	199	賛達磨左手携雙 履、右手持錫杖、				406	
※		69	200	天沢宗清居士 肖像	朝倉孝景	武士	永正15年秋、越前の寺に滞在中、朝倉孝景に先君である天沢宗清居士肖像の賛を依頼される。	407	
※		70	201	印牧梁月宗奕 居士肖像	印牧吉広	武士	印牧吉広より、父広次〔梁月宗奕居士〕の肖像画賛を依頼される。吉広族弟の韶陽侍者は童年より月舟に侍り、この縁で親子との親交も深かったため依頼を承諾した。	407	
※		71	202	布袋				408	
※		72	203	達磨半身				409	
※		73	204	五祖護頭挿松				409	
※		74	205	六祖				409	
跋	※	75	206	福祿寿像				409	
			76	215	書細河仁榮居 士賜宇野久重 書後	宇野景重	武士	宇野久重は細川仁榮居士（勝元）より戦功の賞として書を賜り一軸に表装し、家宝として秘蔵した。久重の孫、景重〔宗徹〕は晩年紫野門下に参じ、その縁により、月舟に書の跋文を依頼。	411
			77	217	題朝倉英林居 士與印牧広次 書後	印牧広次諸子	武士	印牧広次が朝倉英林（初代孝景）より戦功の賞として賜った自筆の書について、その顛末を記した跋文を依頼。月舟は英林三十三回忌の説法を務め、その折には70才を過ぎた広次も老臣として出席した。このような旧知から求めに応じた。	412
			78	223	書慈恩二字後	越州正壇常照 院主寿公	僧	越州正壇常照院主寿公の祖母妙厚〔菅氏・前対州節堂居士慈母〕が永正9年逝去したため、月舟に使者を送り、妙厚への字を請う。「慈恩」の字を授ける。	414
			79	231	跋石友齋詩并 記	大心院宰桂堂 老師	僧	大永3年秋、宰桂堂老師が月舟のもとを訪れ、越前から持ち帰った「石友齋」詩記の稿本を袂から取り出し、跋文を求めた。かつて月舟が執筆したものであり、作詩から17年の歳月が経っていた。	418
	※		80	243	題般若経後献 越之太守			朝倉氏に献ずる大般若経の跋文を記す。	421
	※		81	244	記夢			永正2年3月、越前善弘寺にて病に伏した際、諸友の処方してくれた薬が効き、4月7日夜、月舟は夢をみた。このとき夢で感じたことを記した旧稿を、15年6月越前の寺で偶然見つけ感慨深く、これを記した。	421

跋	※	82	245	題安居正翁居士一字參拜法華後	安居藤氏淳景居士	武士	月舟、安居河上寺金剛院に寓するとき、安居藤氏淳景居士〔正翁〕より法華經の跋を求められる。	421	
	※	83	246	書上田則種居士六韜後	上田則種	武士	上田則種より、六韜を跋文を依頼される。	422	
	※	84	247	書破月兩字後	前席永平寛仲和尚の徒	僧	前席永平寛仲和尚の徒より、「破月」の書の跋を依頼される。	422	
	※	85	249	賢註愚答後序予欲歸洛之、託美八郎求之、走筆	託美八郎	武士	月舟帰洛の際、託美八郎〔越之藤子景元〕より常光院からの受けた秘伝の教えを記録した書物について命名を依頼され、「賢註愚答」と名付ける。	423	
	※	86	250	書融峰老師聯句後	融峰老師	宝応寺僧	融峰老師より連句の跋文を依頼される。	423	
	※	87	251	跋観堂良材集	市原良親	職人	旧洛人の市原良親は越前に居を移し、金銀銅を溶かし器を造ることを生業とする傍ら、浄土宗を修し、師に尋ねたところを記し、「観堂良材集」と名付けた。越前滞在中の月舟に跋文を求めた。	423	
書		88	252	復祖溪老人書			「安居渡頭、可休亭上」とあり。安居渡は弘祥寺十景の1つ。	424	
		89	266	復雪嶺和尚書			「驢雪結制說法」とあり。驢雪鷹瀨は越前出身で建仁寺洞春庵に入り、越前宝応庵に住した後、天文3年建仁寺279世となる。	428	
	※	90	269	復雪嶺老人書			「特賜悼葩子」とあり。韶陽侍者のこと。	429	
	簡	※	91	270	答春莊書			「悼葩子之篇」とあり。	430
	※	92	271	與雪嶺老人書				430	
	※	93	272	答常庵書				431	
雜		94	285	百花扇面為三祝少年賦之			扇面に作詩し、三祝少年に与える。三祝少年は朝倉孝景の弟、三祝宗捷。	434	
		95	286	扇面山水贈天菴適越				434	
		96	287	扇面贈一栢老人			一栢老人に贈る。谷野一栢は、朝倉氏の招きで越前に下向し、高尾葉師堂を拠点として越前版『八十一難經』を出版。	434	
		97	291	扇面杜若、投贈越州太守孝景	朝倉孝景	武士	越州太守朝倉孝景の招きで花の下の歌会に出席し、杜若の画かれた扇を受け、孝景は和歌を月舟は唐詩を吟じる。	435	
	※	98	298	扇面山水			月舟旅寓中、山水図の扇に詩を書く。	436	
	※	99	299	扇面四季之花				436	
	※	100	300	扇面鳳凰為龍伯侍者題	龍伯侍者	僧	瑞聖山の龍伯侍者に贈る。	436	
	※	101	301	西施採蓮扇面	松坡佳少	僧	坡翁の遺意を受けて、松坡佳少すら西施採蓮図を描いた扇面の題を求められる。	437	
	※	102	302	題白摺扇	客某		客某より摺扇に一語を求められる。	437	
	※	103	303	扇面				437	
	※	104	304	老人經行図一老人手持經與杖如世所画寒山子上無月				437	
	※	105	305	扇面瀑布				438	
	※	106	306	二鶴図				438	
	※	107	307	題長明灯下			天沢宗清居士の献灯願文を作る。	438	
	※	108	308	題石塔陰			天沢宗清居士の石塔（卒塔婆）願文を作る。	438	
	※	109	309	書片雲齋二大字後	長悦		長悦より齋号を求められ「片雲」の字を授ける。	438	
※	110	310	画猿				438		
※	111	311	贊福祿寿星				439		
※	112	312	蒼鷹櫻鳥過江図				439		
※	113	313	野鷹独立図				439		
※	114	314	扇面				439		
※	115	315	墨龍				439		
※	116	316	雲峰对玄沙鞞木碁図				439		



「八景詩後序」〔二〇〕には、「一日命曾我氏兵部景種、画湘南八景、画既成爲一卷、(中略)今兵部累世国画、」と書かれ、これにより、越前には朝倉氏御抱えの絵師曾我派がおり、四代朝倉孝景が曾我景種に命じて湘南八景図を描かせ、「予滴応公招、以至是邦、公寄此図、需題小詩、予固辞云、兵部筆勢入神、学世所知、寧待予贊、儻題惡詩」というように、公(孝景)が予(月舟)を招き、図を見せながら小詩の作成を直接求めたことがわかる。月舟はその神がかった筆勢に感嘆し、一度は作詩を辞退したが朝倉氏が重ねて依頼したため筆を執ったとあり、このように、月舟が詩作依頼を受けた状況や事情が具体的に読み取れることが、『幻雲文集』の特徴ともなっている。

曾我派については絵画の残存数が少なく、地方絵師の活動ということで中世絵画史研究においても不明な点が多い中、月舟の「累世国画」という表現が、越前の国絵師として代々朝倉氏に仕えていたことの論拠となっている<sup>(9)</sup>。絵画作品自体は失われてしまったが、越前在住の人々の依頼で、彼らが持参してきた画像を見しながら、月舟がこれだけ多くの作詩をしていたことを考えると、その中には曾我派によって描かれた画像も少なからず含まれていたことが想像される。

このような執筆の経緯については、『幻雲文集』のすべての作品に書かれているわけではなく、詩文のみで依頼者不詳のものもある。しかし、文中から依頼者を推定できる作品は七十点以上あり、この内、宏智派等の僧侶からの依頼が四十四点と半数以上を占めている。月舟と宏智派との長期間にわたる交流を証明するものであるが、その他の作品には、朝倉一族〔四・二〇・四九・五九・六三・六九・九七〕や、越前の武士〔四〇・四二・四五・四六・五〇・六六・七〇・七六・七七・七八・八二・八三・八五〕、芸能者〔五一・五八・六五〕、職人〔八七〕、医者〔三二〕、数寄人〔二・五三〕等に求められ執筆した作品があり、月舟の多彩な交流関係が表われている。特に猿樂者<sup>(10)</sup>や養鷹の芸能者<sup>(11)</sup>・職人等は他の史料には表れない、いわば名もなき人々であり、彼らの文化活動を捉えることができる点

も『幻雲文集』の大きな特徴といえる。また、人物の性格や思想・文化志向・他者との人間関係等が具体的に書かれる史料は少なく、ましてや地方の人物について、経歴だけでなくそこから広がる文化的背景まで読み取ることのできる史料は稀であり、越前という一地方における文化交流を捉える材料として有益である。

## 2 作品に記された越前の人々

### (1) 石を友とする人

それでは、『幻雲文集』の中から、月舟が越前の数寄人吉久について記した「石友齋記」(二)を取り上げ、越前の人々の文化志向と文化的環境についてみてみよう。

一郷之善士、友一郷之善士、是鄙人嘉話也、士之處世、不友其善、則其学何以琢磨焉、其行何以砥礪焉、越府土人吉久、蓄一異石、以為至宝、人皆譬諸痴儂丈人之螭翼矣、去歲之冬、予適至其家觀之、高僅二寸許、徑不盈七寸、有峰有嶺、有岡巒有崖谷、緑者白者、玲瓏映徹、緑者慘淡、有秋山平遠之勢、白者点綴、有暮雲欲帰之態、予戲名之為帰雲、取諸杜浣花帰雲擁樹失山村之句也、明年暮春、及予將帰洛之東山、袖小軸求斎扁、予命曰石友、盖志所愛也、且繫小詩於其下還之、吉久意若未足、重寄玉楮、請記顛末、予不獲止諗之曰、凡石交云、石友云、盟之堅者、取譬于石。今予所命不爾、石即友、々即石、吉久友石、々友吉久也、初節晚節、唯一節爾、宋米元章性癖愛石、曾見立石、命取袍笏拜之、呼為石友、予命意在茲、夫越府北路一都會也、南商北賈、盈街溢陌、黃塵没馬、咫尺難分、於是吉久身處塵中、心遊塵外、造次於石、顛沛於石、屹然相對、頑然相忘、此則一郷之善面所友亦善也、豈無琢磨砥礪之功也哉、白翰林為奇章公撰太湖石記曰、公待之如賓友、視之如賢哲、是亦石為友者乎、然彼則據丞相位、握天下權、牛李分党、殆傾唐室、決非吉久之所樂、吉久所樂、乃四夫之樂、而三公所不換也矣、

予輒為之歌曰、磨而不磷兮吾情也、鑽之弥堅兮吾盟也、嗚乎此石兮為吾友、与之共樂兮終吾生、

これは、鄙人（田舎人）のめでたい話として、越前の土人（在地人）吉久の石を友として愛する暮らしぶりについて記したものである。吉久は珍しい石を宝物として蒐集している人物で、月舟は去年の冬にその家を訪れ、石を見せてもらった。高さは二寸ばかりで、径も七寸に満たない石であるが、峰々が連なり崖や谷がある趣で、緑や白の石肌は玉が透きとおるように美しく、秋山の遠景や夕暮れの雲の流れを思わせるもので、戯れに「帰雲」と名付けた。明年の春、月舟が都に帰る際、吉久は小軸を取り出し、齋号を求めたので、「石友」と命名し小詩を付けて返したが、吉久は満足せず、さらに紙を寄せて顛末をまとめてほしいと依頼した。そこで月舟はその数寄ぶりを奇石収集の逸話を持つ宋代の芸術家米元章に比して讃えて記し、二人の友情の証とした。

「石友齋記」からは、越前に盆石の趣味を嗜む吉久という数寄人がおり、月舟と交遊を結んでいたことがうかがえる。吉久は商い盛んな越府北路一の都会に住む人物で、人々が街に溢れ荷馬の粉塵が舞う塵中（俗世）にありながら、心は塵外に遊ぶ風流人であった。後にこの「石友齋記」は、数奇な縁で再び月舟のもとに差し出されることとなる。「跋石友齋詩并記」（七九）には次のように書かれる。

大永三年秋之孟、大心院宰桂堂老師過予陋室、茶話之次、自袖間出片楮云、此則翁曾在越日、為某人所作石友齋詩并記之稿本也、吾性愛石、不減某人、此詩此記、頗適吾意、庶幾為吾再書、吾置諸座右、与石併觀、不亦樂乎、予矍然曰、予所作詩文、考其歲月、則既經十七年、以故不記一語、師何自得之、若復再三則讀、然師之所求不可辭焉、昔東坡氏為仏印禪師作怪石供、又為參寥子作後怪石供、皆獻小石為法供也、予今無石之可供、唯以筆供養、充後怪石供而已、一笑、

大永三年（一五二三）秋、大心院宰桂堂老師が月舟のもとを訪れ歓談中、袂の中から越前から持ち帰った一紙を取

り出した。それはかつて月舟が友人のために記した「石友齋」詩記の稿本であった。月舟は豊然（大変驚き）として自らの作詩であることを認め、十七年もの歳月が経っていたことを感慨深く思い出し、跋文をあらためて書いた。このような経緯から、「石友齋記」は月舟が永正三年（一五〇六）越前に在国している間に書かれたものであったことがわかる。『幻雲文集』には、この他にも「石友室銘」「三七」という作品があり、庭の石を愛で友とする宝林一派の龍侍者に請われ、その居室に「石友」の銘を授けている。これにより、石友齋の他にも奇石を鑑賞する趣味人が越前にいたことがうかがえる。

石を鑑賞し楽しむという文化的環境は、一乗谷朝倉氏遺跡の発掘成果からも裏付けられる。遺跡からは盆石・盆景の器に使ったと推定される石製盤、植木鉢等が多数出土しており<sup>(12)</sup>、瓢箪形や円・長方形等様々な形に作られた盤は、すべて越前産の笏谷石を加工して作られたもので、これを器にして植物を寄せ植えし、珍しい石を置いて軒先に飾り鑑賞したものと推定される。また、遺跡内には十五か所以上もの庭園遺構が残っており、戦国大名らしい豪華華麗な林泉庭園だけでなく、狭い空間を上手く使った枯山水の茶庭を配した市中山居のような遺構も発見されている<sup>(13)</sup>。このように、自然美を見立て縮小再現する嗜み・美的感覚は、京都のように人口密度が高く都市的な環境の中でこそ憧憬・賞翫されたと考えられるが、最盛期には狭い谷中に一万人以上が暮らしたとされる城下町一乗谷は、まさしく越前一の大都市であり、石友齋の存在は、越前においても猥雑な世俗を離れ隠棲する生き方に憧れ、小さな対象物の中に幽玄雄大な世界をみる縮景芸術が流行していたことをうかがわせる。

## (2) 朝倉の忠臣、越中太守昌林紹繁居士

次に月舟と交流した越前の武士の中から、歴代朝倉当主に仕えた忠臣朝倉景連について「朝倉越中太守昌林紹繁居

士肖像」〔四九〕をもとに、その事績をみてみる。

官称兵衛、名呼景連、面目寒梅凜冽、鬚髯風竹颯然、丕承日下一人、其華族也盛于日本、久嚮越中太守、其采邑也食于越前、会親戚則李揆誇門地第一、寿郎罷則莊周論春秋八千、守儉以嫌豪奢、曾掛葛灯籠麻繩扠、居富貴不忘貧賤、寧愛梅檀閣玳瑁筵、量才如銓衡定輕重、察人似藻鑑分醜妍、是曰是非曰非、諫言慕汲黯直、醒者醒醉者醉、忠憤尊屈平賢、握權柄主吾公畫諾、坐帷幄共賓客周旋、手裡扇清風匝地、腰間劍紫氣衝躔、譬諸蘘嶠一捫之機、横全身於大虫口、窺彼林際三玄之旨、滅正眼於瞎驢辺、誰歟求藥入海、悲哉伏枕送年、八月廿一日而盖棺、德香留天上丹桂、中鄉三万谷而建碣、道根抽陸地白蓮、唳、声名落藉々吾然隱、万壑松濤半天、

居士乃道椿の子、而日下氏為姓、且侍古霜台以至今霜台、始終如一也、壯歲拝瞎驢師戴其衣盂、今年之秋、易簣于越之前州、一乘郷、建卒堵于福松深岳寺、一日嗣景理、就予需贊其像、不克固辞、謾題拙語云、

朝倉越中太守昌林紹繁居士は、兵衛を称し、景連を実名とする武士で、鬚の生えたその容貌は寒梅のごとく凜々しい。繁栄する日下（朝倉）一族の家柄で越前を領地している。豪奢を嫌い儉約を守り、秤で量ったがごとく的確に人を判別し、主に対しても、汲黯（前漢の人、武帝に直諫した）のように是は是、非は非と諫める人である。また屈平（楚の忠臣）のごとく忠義心厚く、政治・軍事の中枢において外交交渉も行った。また三玄（老子・莊子・易）を学び、瞎驢（一休宗純の号）に参じた。居士は道椿の子で、日下を姓とし古霜台（朝倉氏景）、今霜台（朝倉貞景）に仕え、壮年には一休に帰依したが、今年の八月二十一日に一乘郷で易簣（学徳の高い人物の死）し、三万谷福松深岳寺に石塔が建てられた。後日、息子の景理が肖像画を持参し贊を求めたので、これを断らず受けた。

月舟の賛からは、景連が実直な人格者であり、かつ朝倉一族の一人として重職を担う人物であったことがうかがえる。しかし、その事績を確認できる史料は少ない。松原信之氏は、景連について賛に「官称兵衛」とあることから、

朝倉光玖書状案（「瓜生守邦家文書」『福井県史 資料編5』）宛所の奉行人「四郎兵衛」<sup>(14)</sup>のことで、嗣子の景理は、永正六年（一五〇九）六月十一日付の奉書（「慶松勝三家文書」『福井県史 資料編3』）に署名する奉行人の景理に比定された。また、一乗谷奉行人の朝倉玄蕃助景伝について、天文十三年（一五四四）十二月八日付の書状（「大滝神社文書」『福井県史 資料編6』）で、「越中守」の官途を使っていることから景連の系譜につながるとし、天文十九年（一五五〇）七月以降の奉行人奉書には玄蕃助景連の名前がみえることから、代々朝倉氏の奉行人を務める家として、「景連—景理—景伝—景連」と続く朝倉玄蕃助（越中守）家を想定された。しかし、この系統は、どの「朝倉系譜」にもみえないため、姻戚により朝倉同名衆となった家ではないかとも推定された<sup>(15)</sup>。

このように、系譜にも表れず不明な点が多い景連であるが、賛にある「日下一人（朝倉一族）を丕承す（受け継ぐ）」との表現には、確かに同族関係であることが示されている。また、賛の内容からは、景連が一休に帰依していたことや、没して深岳寺<sup>1</sup>（「一乗谷寺院位置図」参照、以下□は位置図に図示する）に葬られ、碣（石製の卒塔婆）が建てられたことがわかる。深岳寺は朝倉一族出身の祖心紹越が建てた寺で、一乗谷と山を隔てた東側の三万谷にあった。祖心紹越は初代孝景の弟経景（壮岳禅勇）の子で、一休の弟子となり、一休開祖の大徳寺真珠庵や酬恩庵を経営した僧で、そのため経景家は朝倉一族の中でも真珠庵を特に厚く支援していた家であった。このような一休と朝倉氏との深い関わりを踏まえた上で、明応二年（一四九三）十一月廿一日付「宗純一休十三年忌出銭帳」<sup>2</sup>（『真珠庵文書1』）をみる。

それによると、越前からは三代朝倉貞景（拾貫文）、深岳寺（一貫文）、祖心紹越（五貫文）の他、以下の四十二名から出銭があった（傍線は筆者による）。

二百文	越前宗昌	二百文	同	宗光
二百文	同宗栄	五百文	同	性秀
五百文	同紹惠	五百文	同	宗珉
五百文	同宗陽	三百文	同	宗英
老貫文	同宗珍	老貫文	同	紹啓
五百文	同宗春	百文	同	宗桂
百文	同宗才	五百文	同	紹源
五百文	同宗財	五百文	同	宗繁
五百文	同性瑞	百文	同	紹椿
二百文	同主玄	二百文	同	宗建
老貫文	同紹朝	三百文	同	道椿
三百文	同信永	三百文	同	紹本
三百文	同宗迦	三百文	同	宗縁
三百文	同義登	三百文	同	宗観
百文	同忠林	弍貫文	同	禅勇過去
二百文	同宗歡	百文	同	禅金
二百文	同宗鑑	三貫文	同	紹良
百文	同紹悦	百文	同	宗音

百文 同 宗竺 二百文 同 宗剛

二貫文 同 紹繁 百文 同 宗仙

この中に、景連（昌林紹繁）の名前がみえる。朝倉当主以外の出銭としては、前述の経景（壮岳禅勇）二貫文、同じく孝景の弟久岳紹良が三貫文出しており、他の者と比べると額が多い。なお、経景は延徳三年（一四九一）に没しており（『真珠庵過去帳』）、故人の遺志を受け親族から出されたものと考えられる。またこの中には、景連の父と思われる道椿の名前もみえる。景連は当主の兄弟と同等の二貫文を出銭しており、朝倉一族内での有力な立場や一休との縁の深さがうかがわれる。

賛によれば、景連は一休開山の深岳寺に葬られ石卒塔婆が建てられたとあるが、景連の石塔は深岳寺からではなく、天台宗真盛派寺院の西山光照寺跡<sup>2</sup>（一乗谷寺院位置図）から発見されている。西山光照寺は一乗谷で最大規模を誇る寺院で、これまでの調査で確認された石造物の数は、銘文が残るものだけで七百体以上あり一乗谷の中で最も多い<sup>(16)</sup>。寺院は一乗谷の入口「阿波賀」にあったが、ここは朝倉氏の時代には足羽川の水運を利用した川湊として機能した場所で、市が開かれ倉が建ち並ぶ城下町で最も繁華な場所であった。景連の石塔は一石五輪塔で火・水・地輪（残存高四三・五cm）の部分のみ残り、銘文は以下のように彫られている。

為昌林紹繁禅定門

永正三年八月廿一日

これにより、景連の没年は永正三年（一五〇六）であることがわかる。現在、一乗谷全体で石造物の銘文は三千体以上確認されているが、石造物に刻まれた銘文からは、基本的に法名・没年・供養年等の情報しか得られず、朝倉一族・家臣であっても法名と実名の両方がわかる人物は限られているため、これだけ多くの銘文が集積されていても、



誰の墓石・供養塔なのか判明しているものはわずかである。そのため景連の石塔は、戦国時代に造立された一乗谷の石造物の中では、朝倉一族のものとして確定できた唯一の例となる。西山光照寺跡から見つかった石塔は、距離的にみても深岳寺に建てられたとされる石塔が運ばれたとは考えにくく、子孫が景連の供養のため、深岳寺とは別に建てたものと推察される。一乗谷の石造物からは、同一名の銘文が刻まれた石塔が複数確認<sup>(17)</sup>されており、自身の極楽往生のために逆修供養として複数の石造物を建立することや、故人の供養塔を複数建てることが、葬送供養の在り方として特別なことではなかったことがうかがえる。一乗谷で多くの石造物が造られたのには、朝倉氏が一向宗の勢力を抑える意図から天台宗真盛派を積極的に外護し、この一派が宗教活動として石仏・石塔の建立を勧めたことが背景にあったと推察されている<sup>(18)</sup>。このような中で、景連の石塔については、月舟の賛から景連の埋葬地や宗旨がわかり、それとは異なる西山光照寺跡から見つかったということ、菩提寺に墓石を建てるとは別に、天台宗真盛派の寺院において石塔が盛んに建立されていたことを具体的に示す事例といえよう。

ちなみに、景連の息子景理は父の肖像以外に、三代当主貞景の肖像（前霜台天澤居士肖像（五九））への賛も月舟に依頼している。「居士同譜景理寄此肖像、需賛其上、予将入洛、忽々、不克叙居士顛末、走筆書之」というように、月舟は帰洛するところであったが、景理が肖像画を持参し賛を求めたので取り急ぎ応じた。このような経緯をみていくと、月舟と景連・景理親子の交流は一度限りのものではなく、長年の交流の中で彼らの実直な人柄や朝倉一族内の功績をよく理解し、それをもとに賛が執筆されたと考えられる。景連家は系譜上にみえない家柄ということもあり、これまであまり論じられてこなかったが、『幻雲文集』に書き込まれた情報と、他史料を結び付け読み取ること、代々朝倉当主を支え、一族の一員としてその顕彰に熱意を持っていた家であったことが推察できるであろう。

(3) 好事の人、藤原有宗

次に、月舟が「好事人」と評した人物、藤原有宗について「普化贊」〔五三〕からみてみよう。

汝是凡耶是聖耶、是鬼耶是仙耶、子細看来、对济北白拈賊作驢鳴底掣風顛也、何故喚河陽作新婦子、喚木塔作老婆憚禪、咄、不直襖露出令全躰、迦梨搭起半肩、畢竟誑人那處去、金鈴声断暮雲布連、

藤原常陸守有宗、携普化像、来需予贊其上、有宗好事士也、其志可尚、以故不克峻拒、走筆応其請云、

藤原常陸守有宗は、普化像を携えて月舟の許を訪れ、画像に贊を求めた。月舟は数寄・風流を好む志の好ましい人物「好事人」からの依頼ということで拒まず走書した。有宗が持参した画像は、中国の風狂僧「普化」を描いたもので、贊詞は、普化が神出鬼没で雑踏に現れては鈴を振り、墓地に寝泊まりしながら乞食のように振る舞い、明日入滅するといつては人々を誑かし、最後は棺桶に入り忽然と姿を消したという逸話をもとにしたもので、画かれた像も異形僧の姿であったことがうかがわれる。

藤原有宗は一乗谷において文芸上、いくつかの足跡を残している。『詠歌之大概』(国文学研究資料館蔵 久松コレクシヨン) 奥書には、

此一帖、藤原有宗依懇望染愚筆者也、

明応四年三月 日

法印 堯(花押)

とあり、明応四年(一四九五)三月、藤原有宗の懇望により常光院堯法印が、藤原定家の歌論書「詠歌大概」を与えている(19)。また、貴族的な鷹狩文化受容の例として五章で紹介した『鷹百首註』(天理大学附属天理大学附属天理図書館蔵)の本奥書にも、

右百首者、文明五年三月十日、公方様以飛鳥井左兵衛督雅虚卿御尋之時、諏訪信濃守忠卿法名、信功、あひともに事盡を

くハへて備 上覧者也、仍此一卷含藏寺殿依御懇望、以板倉与次景恒令進上畢、其後方々より難去望に付て遣候、但、如此註はまれなるへし、是を正本に守るへき者也、若於子孫器用の族あらハ可被相統之、猶以口伝為肝用、可秘々々、

于時明応七年十一月廿六日

藤原有宗在判

とあり、明応七年（一四九八）、含藏寺殿の懇望により板倉景恒から進上された一巻について方々から要望があり、藤原有宗が書写したことがわかる<sup>(20)</sup>。これらの奥書には、越前で書写されたとは書かれていないが、書写伝授に関わった人物をみていくことで、越前一乗谷での文芸活動であることを示すことができる。

正広の歌集『松下集』によれば、文明九年（一四七七）七月頃、正広は一乗谷に下向し、朝倉孝景が主催した歌会に参加したが、

越前国朝倉弾正左衛門尉孝景一乗に侍る、くたりぬる比、藪内中納言、常光院堯憲など参会有に、一座たひくありしうち、

というように、ここに常光院堯憲らが同席していた。当時、堯憲は一乗谷に在国していたとされ<sup>(21)</sup>、正広は文明十年（一四八六）の下向の折も一乗谷で堯憲に再会し、延徳二年（一四九〇）六月の下向の際には、

<sup>(八月)</sup>五日、常光院堯憲秘歌伝侍る時、師弟の契約ありしに、

というように、堯憲へ秘歌を伝授している。堯憲は文龜二年（一五〇二）にも越前に在国していることが『宣胤卿記』（二月十日条）にみえるので、『詠歌之大概』を藤原有宗に伝授したのは、越前に長期在国していた常光院堯憲とみてよいであろう。

そして、正広は二か月近く越前に滞在し、朝倉家臣たちの催す歌会への出席を重ねる中で、含藏寺殿や板倉氏とも

交流を持った。

廿三日夕、板倉備中入道宗永所にて、右兵衛義廉の子息栄棟喝食対面申、盃の次に一首詠し侍て、さかつきをさし申と備中申せはかは、とりあへず短冊にかきてまいらせし歌、折ふし雨そゝきし侍るに、

なからへて思かけすよいにしへのおも影はこふ袖の村雨

備中入道、なにゝてもあそはせとて、たんさくをまいらせしに、古詩をかきて給う、幼心にありかたおほえし、このとき、正広が対面し歌を交わした栄棟喝食は、当時、朝倉氏が斯波義敏に対抗し越前守護として立てた斯波義廉の子息で、栄棟喝食はその後、明応六年（一四九七）十一月二十六日に元服し「かんさう寺殿」（含蔵寺殿）となった（「諏訪公一家文書」<sup>220</sup>）。これが先述の『鷹百首註』を懇望した含蔵寺殿であり、板倉備中入道宗永は幼い当主に近侍していた斯波氏家臣で、『鷹百首註』を進上した板倉与次景恒もその一族と考えられる。斯波義廉の子は文明十三年（一四八一）十一月に越前に入国して朝倉氏の保護下にあつたが（『大乘院寺社雑事記』同年十一月四日条）、元服して「含蔵寺殿」を名乗ったことから、一乗谷阿波賀にあつた建仁寺洞春院末の含蔵寺に喝食として入寺し、ここで成長したと考えられる。含蔵寺は明応七年（一四九八）、越中から上洛しようとした足利義材（義尹）が、約十か月にわたって越前に留まった際、宿所となった寺院でもあり、一乗谷を訪れた都人たちの宿泊施設としての機能を有していたと考えられる。

藤原有宗については、月舟に普化像の賛を依頼し、常光院堯憲に『詠歌之大概』を伝授され、『鷹百首註』を書写したこと以外には知られず、朝倉氏家臣であつたのか、または板倉氏と同じく含蔵寺殿に近侍していた者であつたのか、それとも一乗谷に下向し在国していた多くの都人のうちの一人であつたのか詳らかでない。しかし、これらの文化活動の足跡は、有宗が月舟や常光院、含蔵寺殿らと交流の機会を得られる文芸の場が一乗谷にあつたことを示している。

## 三 一乗谷の文芸サロンと交流ネットワーク

ここまで、『幻雲文集』の作品を通して越前の人々と月舟との交流をみてきたが、その交遊関係をたどっていくと、おぼろげながら彼らが集う文芸の場や、そこから広がる交流のネットワークが浮かび上がってくる。作品の中には、月舟がどこで依頼者と対面し、どのような縁で作詩を求められたのか具体的に読み取れるものもあるが、一乗谷での交流とは明確に記されていないものも多い。月舟は越前に下向した際、曹洞宗宏智派の弘祥寺や善応寺に入寺したが、弘祥寺跡のある福井市金屋町は一乗谷から直線距離で十四キロメートル以上離れており気軽に通える距離ではない。宏智派の僧との交流はこれらの寺院に月舟が寓居する間に育まれたが、朝倉一族や家臣たち一乗谷在住者については、弘祥寺や善応寺まで赴き贊を求めたとみるよりは、月舟が一乗谷に滞在した機会に訪問し依頼したと考えられる。

そこで、月舟の交遊をたどり、一乗谷での滞在所や様々な人が集うことで文芸交流の場となった可能性のある場所についてみてみよう。まず、永正六年（一五〇九）、月舟が戒師を勤めた三代朝倉貞景二女良玉の得度式が執行された南陽寺<sup>3</sup><sub>(23)</sub>（一乗谷寺院位置図）が挙げられる。この寺は朝倉館北東に隣接する高台に位置し、朝倉氏の子女が入寺する尼寺として、四十以上の寺があったと伝えられる一乗谷の中でも特殊な寺院であった。『幻雲文集』「天澤宗清居士肖像」〔六三〕は、月舟の受戒で尼となった良玉侍者が父貞景の肖像画に贊を求めたもので、その中で南陽寺について「金碧奪目、北州之寺、罕見其比、」と称えたように、越前ではたぐいまれな荘麗さを誇る寺院で、古くは文明十一年（一四七九）、一条兼良が越前下向した際の宿所とした他、永禄十一年（一五六八）には足利義昭をもてなし観桜の宴が催されたことから、朝倉氏にとって特別な客人をもてなす迎賓館として用いられた寺であった。

このように盛大な法会や饗応の儀式を催すことができ、大勢の客人を収容可能な大規模寺院は、一乗谷が狭い谷地形に造られた城下町であるため、南陽寺を除いては、上下城戸の外に建てられていた。上城戸外に寺跡のある心月寺<sup>[4]</sup>（一乗谷寺院位置図）は、明応四年（一四九五）奥州から上洛する白川政朝の宿所となった寺で、この時の一行は人七百人、馬五十疋という大団体であり（「八槻文書」、これを受け入れることのできる相当な規模の寺院であったことが推察される。同じく上城戸外にあった安養寺<sup>[5]</sup>（一乗谷寺院位置図）は、長享二年（一四八八）真盛上人が説法を行い、多くの参詣者が集まる中、朝倉貞景も聴聞し深く帰依して愛玩の鷹を放生した寺院である。また、清原宣賢が朝倉家臣に儒学の講義を度々行ったのもこの寺であり、永禄十年（一五六七）十一月から翌七月までは足利義昭の滞在所となり、寺跡には義昭の御所に由来する「五所・ゴシヨ」の字名が残る<sup>(24)</sup>。このように、南陽寺・心月寺・安養寺などの大寺院は、城下町一乗谷において宿泊・接待・教育などの機能を兼ねた寺院であり、月舟のような都からの知識人が滞在することで、彼らがもたらす知識を享受しようと人々が集い文化興隆の場となっていた可能性が高いと考える。

次に、一乗谷北側の下城戸外で同様の機能を持つ寺院として含蔵寺があった。ここは前述のように斯波義廉息や足利義材の滞在所だったところで、足利義昭の御所とされた安養寺と同様、朝倉氏にとって重要人物を長期滞在させるのに受け入れ可能な規模と格式をもった寺院であった。含蔵寺は、曹洞宗宏智派が建仁寺内に建てた塔頭洞春院の末寺で、延徳三年（一四九一）、竺源知齋が洞春院の任期を終え、含蔵寺へ入寺する予定であることを、友人の蔭涼軒主亀泉集証に詳しく語ったところによれば（『蔭涼軒日録』十月二十六日条）、洞春院の大檀那は二条家、小檀那は朝倉氏で、含蔵寺はその末寺で越前の所々に門徒寺があるとし、朝倉氏は含蔵寺の本願檀那ではないものの、応仁の乱以来、その保護によって無為であったという。折しも足利義材が朝倉貞景退治の御内書を斯波義寛に下し、越前動座の

風聞『蔭涼軒日録』十月十一・十二日条)がある中、朝倉との縁が深い含蔵寺へ入寺するというところで、亀泉は竺源を心配したが、竺源は「縦雖為朝倉御敵、含蔵寺事者為公界所上者、可為無為乎」として、含蔵寺は特定の氏に属さない「公界所」であるから無事であろうと語った。このように、含蔵寺は一乗谷の中でも人・物の集散地「阿波賀」にあつた公界所で、従来から特定権力の及ばない自由領域・避難所とも理解されていたのである(25)。

『大乘院寺社雜事記』(明応七(一四九八)年九月十一日条)から、足利義材の含蔵寺入御の様子をみると、以下のよう書かれる。

越中御所様(足利義材)今月朔日越前一乗入江唐人之在所へ上下十三日(入江)にて入御、二日朝倉小太郎参申、含蔵寺入申、此子細京都へ注進申云々、両使祐松方書状在之、一乗之阿波賀在所入御、畠山与次郎・長江九郎次郎以下十三人御共、如常旅人、其後次第御共衆馳参云々、

それによると、九月一日、足利義材一行は一乗入江である阿波賀に到着し、まず唐人の在所で一泊し、翌日朝倉小太郎(教景)の案内で含蔵寺に入御した。当初一行は十三人であつたが、その後続々と御供衆が馳せ参じた。この頃、含蔵寺には元服して間もない含蔵寺殿も住んでいたと考えられ、この寺も多くの人が滞在できる大寺院であつたと推察される。

月舟の七言絶句をまとめた『幻雲詩藁』には、月舟の越前滞在初例となる、長享元年(一四八七)二十七歳の時の作品が載るが、この内容から、月舟も含蔵寺に滞在したことがうかがわれる。『幻雲詩藁』は年代順に配列されているので、越前滞在中の作と思われる部分を以下にあげる。(越前の地名・寺名に傍線を付した)

一別長安万里身、半年留滞越溪濱、客愁滴盡駅楼雨、人不送吾々送人、

客中送某人赴伊勢

寓含蔵寺次竺源老人韻

澗水涓々不耐聞、柴門半掩塵成群、旅愁恐有今宵雨、一片咲殘木末声、

山奇水怪、甲天下者、越之大治也、龍淵于東、鷺洲于西、二水争流、(略) 長享初元、余適遊此地、瑞集老人相迎一咲、(略) 因作詩奉呈老人、

二水涵天一色秋、柳陰載月往来舟、江山却勝寒山寺、唯有鐘声無客愁、湧殿飛樓杳靄間、松風入咒磬聲閑、  
開窓月色清於雪、今夜何山不白山、  
夏夜宿平泉寺

月舟は傍線部に示した、含蔵寺や「越之大治」大治山弘祥寺、白山越前馬場の平泉寺を訪れたことがわかり、伊勢に赴く某人を送る詩も、文中に「越溪濱」とあることから越前滞在中に作られたとみてよいだろう。弘祥寺の詩は「大治十境」と讃えられた景勝を、蘇州の寒山寺について詠んだ張継の詩「楓橋夜泊」になぞらえたものであるが、含蔵寺に寓して韻じた詩も、澗水（谷川の流れ）の涓々（ささやかな水流）とした水音を聞きながら、柴に半ばおわれられた庵での旅愁を詠んだものであり、含蔵寺の景観が表されていると考えられる。これらの作品からは、月舟が二十代の頃から竺源知齋や瑞集老人ら宏智派の僧と親交を深めていた様子が読み取れる。含蔵寺との関係は、『翰林五鳳集』に「春初、某少年韵寄越之含蔵主」と題した月舟の詩が載るように、月舟が京に在る間も交流が途絶えることはなく、明応二年（一四九三）には、建仁寺妙喜庵にて「竹外桃花」と題した詩会が開かれ、含蔵寺から帰洛し再び洞春院主となった竺源知齋や法嗣の芳春円柔らとともに月舟も参会している（『蔭涼軒日録』三月廿一日条）。永正十五年（一五一八）の朝倉氏景三十三回忌に含蔵寺堂上和尚が導師を務める中、月舟が香語を読み上げたように（『月舟和尚語録』）、その後三十年以上にわたり長く続いていた。

『幻雲文集』にも含蔵寺の僧との親交を示す作品がある。「賛高岩座元像」（四三）をみてみよう。

越僧善秀、號高岩、含蔵竺源和尚徒也、曾繫名於建仁籍、転其位自書記登後板、平居與人交、言行相顧、屹然兀



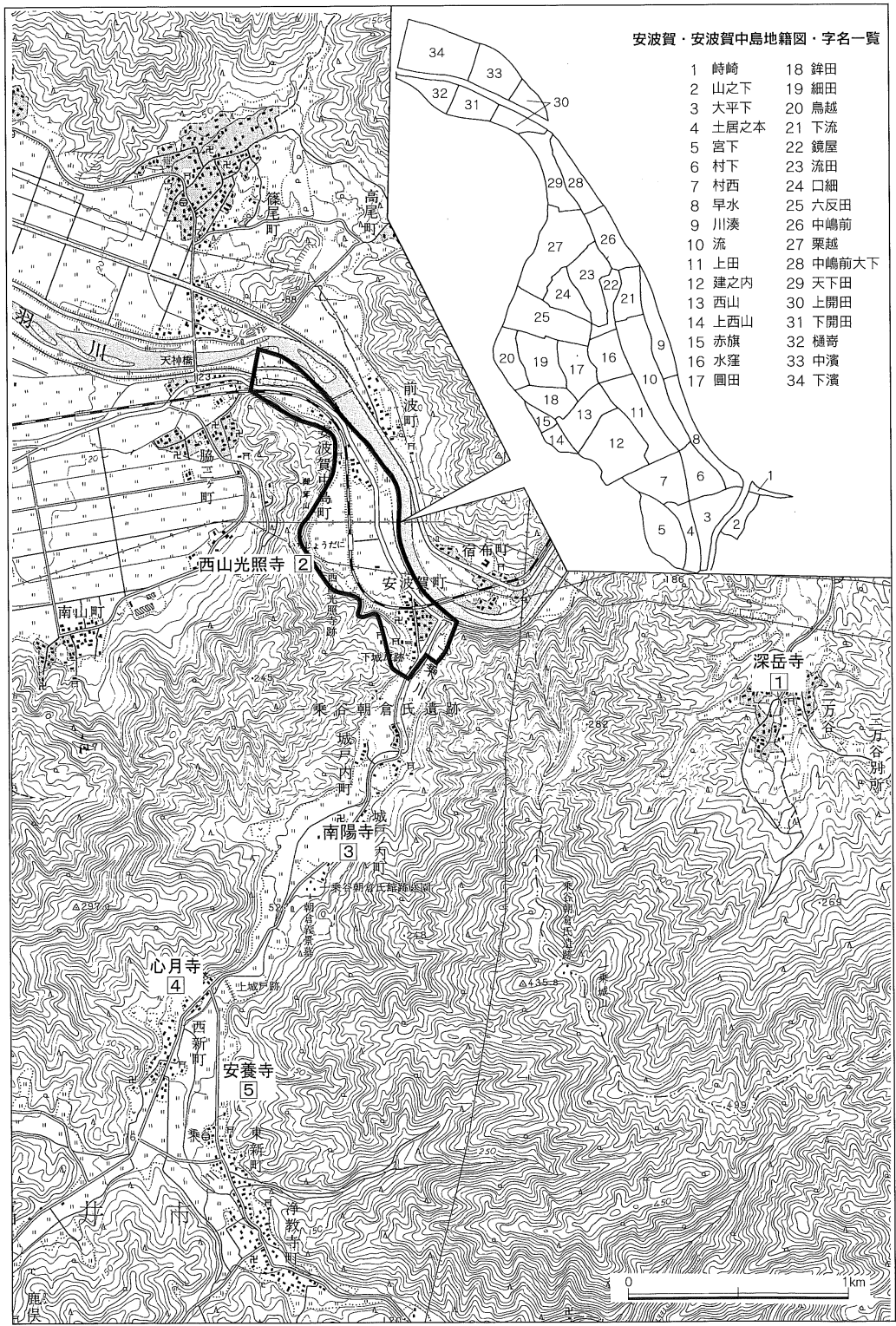
坐、頗有古宿風規、息影村寺、従一老僧、々々知盧術、以故公亦伝其術、無貴無賤、来則蘇者不可勝計、僉曰、徳之所積、後昆必興、今也瑞庭玉蔵主、承于竺源的嗣芳春老人、然自幼在公側、聞其業誨、不翅志学、且復解医、頃入京、図公像以求賛、予本多病、公頗分藥餌、芳惠之厚、何以謝焉、輒揮筆題其上云、  
道貌惟古、胸襟以清、談笑有味、一座皆頌、経巻在手、常対月明、旁事剂和、且以医鳴、村氓縣吏、家々相迎、  
瑠璃古殿、修香火盟、借諸仏力、拔濟群生、今此玉子、厥價不輕、所祈歲晚、福惠齋并、

越前の僧、高岩善秀は含蔵寺の竺源和尚の弟子であり、建仁寺籍で書記となつた後、老僧に付き従つて「盧術」（中国春秋時代に盧の地に住んでいた名医扁鵲を「盧医」ということから、医術を意味するか）を学んだ人物であつた。含蔵寺の法灯は竺源から芳春円柔・高岩善秀に継がれ、今は瑞庭玉蔵主の代となつており、当代の瑞庭玉蔵主も医学の心得があり、上洛し高岩座元の画像に賛を依頼した際には、病気がちであつた月舟のために薬を処方し、これに感謝して月舟は筆をとつた。一乗谷には「養生室記」〔三〕に書かれたように、法興寺において「養生」の書を掲げ治療を行つた融国上人や、中国の医書「八十一難経」を越前で出版した谷野一栢〔九六〕等の名医がいたが、含蔵寺においても医術が伝承されていたのであり、公界所であつたことから考えて、貴賤を問わず治療を施す寺として、城下町における病院としての機能も持っていたと思われるのである。

含蔵寺は朝倉氏の外護を得て寺勢盛んであると同時に、特定権力の及ばない「公界所」として広く開かれた性格を有していた。このような特性から、含蔵寺は足利義材や斯波義廉息のように微妙な立場にあつた貴人の滞在所ともなつたわけだが、彼らには取り巻きの武士や公家なども近侍していたと考えられ、更に月舟のような五山僧も滞在したということ、彼らもたらず知識や情報・文芸を求めて越前の人々が参じたことは想像に難くない。『幻雲文集』や「鷹百首註」、『詠歌之大概』などは、含蔵寺のような場での文化交流によって生まれていったと考えられる。しかし、

朝倉氏の滅亡とともに一乗谷の寺院はほとんどが廃絶・移転し、含蔵寺についても寺院跡すら明らかでない。阿波賀には含蔵寺の他にも、天台宗真盛派の活動で多くの石造物を建立した西山光照寺や、朝倉貞景が一向衆との戦いで討ち死にした者を弔うために毎年法華經千部を読誦させた経堂、本妙寺など多くの寺院があったと伝えられるが、寺院跡の発掘調査が行われたのは西山光照寺のみである。文献史料が乏しい中、含蔵寺の歴史解明には発掘調査からの考察も必須であるが、阿波賀地籍については西山光照寺跡の一部を除き特別史跡の指定地範囲外<sup>(26)</sup>となっており、発掘調査による解明は厳しい道のりとなっている。

しかし、一乗谷の場合、地籍の字名に朝倉家臣の名前や寺院名が付けられており、戦国時代の情報が良く残されているため、従来の発掘調査でも遺構の性格や居住者を推察する上で重視されてきた。阿波賀についても、字名から戦国時代の阿波賀の様子読み取ることは可能かと考える。一乗谷寺院位置図の「阿波賀・阿波賀中島地籍図・字名一覧」を見ると、寺院名に直接結び付く字名は、西山光照寺跡の「西山」しかない(発掘調査は、13「西山」の一部と、14「西山」・15「赤旗」の範囲で実施)。足羽川沿いの早水・流・水窪・下流・流田等の地籍は、洪水の際に氾濫原となったことをうかがわせる字名である。一方、「川湊」や「鏡屋」等の字名は、戦国時代の阿波賀の町並をイメージさせ、「建之内」などは朝倉時代に土塁に囲まれた館があった範囲を意味していると考えられる。また、地元の伝承<sup>(27)</sup>では「流田」に「経堂・鐘突田」、「上開田」に「御殿」の別称が伝えられており、「栗越(くりこし)」も寺院の「庫裏」の当て字と考えられる。含蔵寺については、足利義材が滞在所としたこと等を考慮すると、安養寺の「御所」のように、寺院名には結び付かない字名の可能性も考えられ、「建之内」や「御殿」の地籍についてもその可能性を考えなければならない。以上のように、現状では文献史料や伝承などから推測するしかないが、将来、含蔵寺跡などが発掘調査により明らかになれば、より具体的に一乗谷での文化交流の場を捉えることが可能となるであろう。



一乗谷寺院位置図

## おわりに

以上のように、『幻雲文集』を通して、月舟が京都と越前の間を往還し、貴賤聖俗を隔てず越前の人々と交遊した様子を詳らかにしてきた。戦国期の一乗谷は、京都に近く経済的に豊かな城下町であったことから、都から多くの人々が訪れ、知識・情報が集積することになった。そのイメージは『幻雲文集』のように、城下町を訪れた人々が書き記した史料によって具体的に捉えることができる。月舟の作品は、賛を依頼され執筆する過程で本人が直接見聞きし、または依頼者から聞き取りした情報を賛詞に盛り込んでいるため、豊富で他史料にはみえない内容もあり、朝倉景連「越中太守昌林紹繁居士」の事例のように、一乗谷朝倉氏遺跡の発掘成果と合わせて考察することで、史料と遺物が結び付き、より具体的に人物像を捉えることが可能となる場合もある。この他、石友齋や藤原有宗などについても、他史料には経歴や活動が表れない、越前文化圏の末端にいた人物といえるが、月舟との交遊から『幻雲文集』の中に風流人としての足跡が残ることになった。このような事例からは、月舟が育んだ交遊関係の広がりや越前の人々の文化的環境を読み取ることができた。

月舟と越前の人々の交流がどのような場で育まれたのかについても、曹洞宗宏智派との親交や、一乗谷の寺院が持っていた機能から含蔵寺などを想定し、この寺院がどのような特性を持っていたのかについて考察した。一乗谷で最も繁華な阿波賀にあり、重要な客人を接待する迎賓館としての役割を持つと同時に、貴賤様々な人々が集う公界所含蔵寺は、武士・僧侶・職人・芸能者などの多様な人々が集い、月舟を囲む文芸の場と文化享受のネットワークが形成されるに相応しい寺院であったと考える。

一乗谷は上下城戸で仕切られた内側の城下町中枢部については発掘調査が継続して進められ、南陽寺をはじめ寺院

跡や墓地跡も調査されてきたが、史料上、盛んな文化交流の足跡を残す寺院は、城戸の外に建てられていた寺院が多い。将来、含蔵寺跡など未解明の部分が発掘調査により明らかになれば、『幻雲文集』の豊富な内容が活かされ、越前の文化興隆の様子がより実像として浮かび上がってくるものと期待している。

(1) 米原正義 「越前朝倉氏の文芸」『戦国武士と文芸の研究』（桜楓社、一九七六年）。

(2) 上村觀光 「五山詩僧伝」『五山文学全集 別巻』（思文閣出版、一九七三年）、玉村竹二『五山禅僧伝記集成』（思文閣出版、一九八三年）。池田正男 「中世禅宗寺院越前善応寺について」『四・追補』『若越郷土研究』三七〜三九卷、『国史大辞典』、『国書人名辞典』。

(3) 中田祝夫 『増注唐賢絶句三体詩法幻雲抄』（勉誠社、一九七七年）。小曾戸洋 「幻雲の医界における交遊関係」『扁鵲倉公伝』幻雲注の翻字と研究（北里研究所東洋医学総合研究所医史学研究所、一九九六年）。

(4) 朝倉尚 「月舟寿桂小論——華軒の学風」『抄物の世界と禅林の文学』（清文堂出版、一九九六年）。

(5) 蔭木英雄 『中世禅林詩史』（笠間書院、一九九四年）。

(6) 今枝愛真 「曹洞宗宏智派の発展と朝倉氏」『中世禅宗史の研究』（東大人文学部研究叢書、一九七〇年）。朝倉治政下の宗教については「中世後期の宗教と文化」『福井県史 通史編2』（福井県、一九九四年）、福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館第十回企画展図録『一乗谷の宗教と信仰』（一九九九年）参照。

(7) 原田弘道 「中世における幻住派の形成とその意義」『駒沢大学仏教学部研究紀要』第五十三号。

(8) 朝倉前掲（4）著書では、永正六年の越前下向について、この時、月舟は禁裏における講釈を継続中であり、朝倉子女の戒師を勤めることがそれを中断するほどの理由とは考えられず、真の目的は越前滞在中に十刹弘祥寺に入院し西堂位に陞ることにあったのでは

ないかとし、翌年に月舟が建仁寺二四六世になったことから、建仁寺入寺の要請を果すため、その要件となる官寺入院の経歴を整える必要があったとしている。

(9) 田中一松「曾我蛇足と宗丈をめぐる諸問題」『仏教芸術』七九号、源豊宗「曾我蛇足」『日本美術絵画全集』第三卷（集英社、一九八一年）、宮島新一「戦国時代を生き抜いた北国の画人達」『越前朝倉の絵師たちと李朝絵画展』（福井県立美術館、一九九〇年）、戸田浩之「曾我派の絵画」『戦国大名朝倉氏と一乗谷』（高志書院、二〇〇二年）。

(10) 本論第一章。

(11) 本論第五章。

(12) 福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館 第十四回企画展図録『花咲く城下町一乗谷・花の下に集う中世の人々』（二〇〇五年）。

(13) 藤原武二「戦国城下町の茶の湯と茶庭について」『福井県立博物館紀要』第六号、福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館 第十九回企画展図録『戦国一乗谷の庭園・伝統と革新の庭園デザイン』（二〇一二年）。

(14) 朝倉四郎兵衛は、近衛家領宇坂庄の年貢納入に関わっていたようで、明応八年（一四九九）から文亀元年（一五〇一）にかけて、近衛家の家計収支を記録した『雑事要録』に、年貢収納に合わせて鱈などを贈っていたことがみえる。

(15) 松原信之『越前朝倉氏の研究』（吉川弘文館、二〇〇八年）、二五九・二六〇頁。

(16) 西山光照寺跡の石造物銘文については、『一乗谷石造物調査報告』銘文集成』（朝倉氏遺跡調査研究所、一九七五年）、発掘調査・環境整備事業概報『特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡1995』・『同1996』・『同2010』（福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館）に報告。水藤真『絵画・木札・石造物に中世を読む』（吉川弘文館、一九九四年）。

(17) 同一銘文の最多の事例としては、西山光照寺と盛源寺跡に残る「道秀法師」の石造物で、計七体の石造物が確認されている。

- (18) 水藤前掲(16) 著書、一五八頁。
- (19) 久松潜一校注『歌論集』日本古典文学大系95(一九六一年)に翻刻紹介されている。藤原有宗については未詳の人物としている。
- (20) 前掲(11)。
- (21) 井上宗雄『中世歌壇史の研究 室町後期』(明治書院、一九八七年) 六六〇七四頁。米原前掲(1) 論文二三六、二四五頁。
- (22) 「諏訪神左衛門代替儀礼覚書」は天正十八年(一五九〇)十月十三日に、朝倉家臣の家柄であった諏訪神左衛門尉が先祖書付を覚書きしたもので、これによると「明応六年十一月廿六日、かんさう寺殿御多ほし御杵形にてめされ候、(略)明応書付者我等祖父自筆判形<sup>ニ</sup>候、かんさう寺殿<sup>与</sup>申ハ武衛之御事候、」とあり、斯波氏の称した「武衛」と呼ばれるかんさう寺殿が元服したことが記される。
- (23) 南陽寺については、平成元年に寺跡が発掘調査され、梵鐘鑄型などが出土した。調査結果は発掘調査・環境整備事業概報『特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡1989』(福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館)に報告。
- (24) 安養寺・御所跡は、昭和四十五年の一部調査され、平成七・八年に寺跡全域が発掘調査され、内容は発掘調査・環境整備事業概報『特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡1995』・『同1996』(福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館)に報告された。
- (25) 水藤前掲(16) 著書、三五―一頁。
- (26) 『一乗谷朝倉氏遺跡資料館紀要2011』(福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館)、三五頁。
- (27) 地元の伝承をまとめた青山作太郎『一乗谷朝倉史跡・伝説』(一九七二年)を参照。「流田」に経堂の伝承が残る他、「建之内」には「土居・アモド」、「上開田」には「御殿・チャンボサ」などの別称があったとされる。





## 第八章 朝倉氏の歴史顕彰と一乗谷鎮魂

### はじめに

本章では、朝倉氏に關係して作成された縁起・伝記・法語等を取り上げ、そこに著された朝倉氏の事績や信仰から、朝倉氏が自らの出自・家史をどのように認識し顕彰しようとしたのかについて明らかにし、その背景・意義について考察する。また、朝倉氏滅亡後に著された縁起・軍記物・地誌の中から、朝倉氏と一乗谷にまつわる事績を取り上げ、近世に至り新たな朝倉氏の歴史像や一乗谷のイメージが創出されていったことを捉える。朝倉氏が認識し顕彰しようとした家の歴史と、城下町滅亡後に創出・変容していった歴史像の二つを捉えることで、朝倉氏の歴史顕彰という文化活動が、後代に与えた影響や意味についても考察したい。

まず、朝倉治政下における歴史顕彰について読み取る作品として、日下部朝倉氏発祥の但馬国から勸請された氏神赤淵大明神の縁起を取り上げ、縁起作成に至る背景や作成の意義について考察する。これまでも、戦国大名の信仰や社寺造営・祭祀儀礼への関わりについては、権力・支配体制を論じる中で、領国支配・家臣団統制に密接に關係するものとして研究<sup>(1)</sup>が深められてきたが、戦国大名の氏神・始祖・系譜にまつわる顕彰活動については、大内氏の妙見

信仰に関する研究等<sup>(2)</sup>があるものの、氏神勧請や縁起作成の事績がみられない大名も多く、朝倉氏の場合も、氏神信仰・歴史顕彰が治政上どのような意義を持っていたのかについては十分に検討されていない<sup>(3)</sup>。そこで本章では『赤淵大明神縁起』に表現される神秘・超自然的な出来事と、朝倉氏を守護する武神・子孫繁栄をもたらす神の姿に着目し、氏神への崇敬が朝倉氏にとってどのような意味を持っていたのかについて考える。また、朝倉氏の神道受容に深く関わった神道家吉田家と朝倉氏の交流が、赤淵大明神信仰に与えた影響についても考察したい。さらに先祖供養の場が、朝倉一族の出自や家の歴史を周知し、先祖の功績を称え歴史顕彰する機会となっていたことを踏まえ、年忌法要で読み上げられた法語や、五代朝倉義景の時代に作成された『朝倉家伝記』から、歴代先祖の事績や人物像の表現を読み取り、朝倉氏が家史をどのように認識し位置づけていったのかについて明らかにする。そして、このような朝倉氏の歴史顕彰活動と、朝倉家の権威向上・家督継承との関係についても考察していきたい。

次に、朝倉氏滅亡後、新たに創出された朝倉氏の歴史像を提示するものとして、朝倉義景を神として祀った『瀧殿権現縁起』を取り上げる。縁起では、義景は自刃に際し悪霊となって崇るのを思いとどまり越前国の守護神になったとするが、縁起が作成された経緯や作成者の意図を詳らかにすることで、そこに投影された義景像を捉えたい。そして、このような城下町滅亡後に形作られた朝倉氏の歴史像や、一乗谷という場所から想起される人々のイメージを読み取り、また、朝倉氏の供養を行った越前松平家の活動とその意図をみていくことで、それらが、現在の遺跡にどのような形で表象化されていたのかについても考えてみたい。

## 一 赤淵大明神と氏神信仰

## 1 『赤淵大明神縁起』の作成

赤淵神社は大海龍王神・赤淵足尼神・表米宿禰神の三神を祀る、但馬日下部一族の氏神で、『延喜式神名帳』の但馬国朝来郡に載る九座のうちの「赤淵神社」に比定され、現在も兵庫県朝来市和田山町牧田に鎮座する。祭神の赤淵足尼神・表米宿禰神はともに日下部氏の祖神とされ、日下部氏の氏神として崇敬されてきた。このような中、朝倉氏は但馬から越前一乗谷に赤淵神社を勧請し信仰したが、特に赤淵神社への崇敬が顕著な活動として、五代朝倉義景による『赤淵大明神縁起』作成があげられる。縁起は、永禄三年（一五六〇）六月六日、朝倉氏が一乗谷に建立した菩提寺心月寺の才応総芸和尚によって著され、翌年には、『御湯殿上日記』の永禄四年（一五六一）七月十一・十二日条に、

（三条西公条）  
せうみやう院よりゑちせん（越前）のあかふち（赤淵）の大みやうしんのゑんきの下代申さるゝ、…きのふせみやうみんより申さるゝあかふちのゑんきの下代、御ふてをそめられていたさるゝ、

というように、朝倉義景が正親町天皇に求め、宸筆の縁起外題が下された。また、翌年には外題のお礼として御樽代千足を禁裏に進上している<sup>(4)</sup>。このとき作成された縁起は現存しないが、以下のような写本が数種確認される。

### ①松平文庫本『赤淵大明神縁記』

越前松平家に伝来した典籍や福井藩の藩政資料で構成される松平文庫（福井県立図書館保管）に所蔵される合綴本『備考雑録』に収載されるもので、「赤淵縁起」の表題に続き、「赤淵大明神縁記」の内題が付けられる。漢文で、訓点・返り点・送り仮名等は朱書き、人名・地名には傍線朱引きがみられ、書写奥書部分は、

大円山心月禅寺丈室公用才応代置之、

皆永禄三年庚申六月六日 総芸 判

印 才  
応 總  
芸 判

というように、元の体裁に合わせて判や押印の位置を書き写していると考えられる。

## ②松樹院本『赤淵大明神出縁起』

現・福井県坂井市三国町に所在する真宗高田派寺院の松樹院に伝来する。宝永七年（一七一〇）著、卷子本。外題に「出」の一字が挿入される他、本文も僅かに異同がみられる。心月寺才応和尚筆の縁起が祖本と考えられる。松樹院には縁起の他に朝倉系図や同院とは無関係の曹洞宗龍興寺に伝来した文書写が伝えられているが、龍興寺文書は龍興寺が天正二年（一五七四）一向一揆によって焼亡廃寺となった後、末寺の心月寺に伝えられたもので、これが明治期の大火により焼失したことから、松樹院の文書写は大火以前に影写されたものと考えられている。縁起や朝倉系図も文書の写しと同じく、何らかの事情で心月寺伝来のものを写して作成されたものと考えられる。

## ③大谷大学本『赤淵大明神縁起』

大谷大学図書館に所蔵される。享保十三年（一七二八）三月二十三日に沙門徂潭が書写した。外題なし、内題「朝倉家伝并赤淵明神縁起」。『国書総目録』には「赤淵大明神縁起」として大谷大学本のみ載る。

次に、縁起の内容についてみてみたい。松平文庫本<sup>⑤</sup>から抜粋しながら縁起のあらすじをたどってみよう。「以下、本文抜粋は読み下し、筆者による傍線を付ける。異体字は文字の下に「」で補足説明する。」

夫れ日下部の氏神、赤淵大明神を祝ひ奉る根本と云は、：（中略）：然るあいだ日下部の根源、赤淵の来歴の事は、孝徳天皇王子一人御坐ます、表米の宮と号す、三歳の時、母の胸を扣き給うに依りて、悪王となし、但州朝来郡に流罪し奉る、官人等これを歎き、表米の宮御供申し、朝夕母の不孝を息さんがため、在所の伽藍正一位十二候粟鹿大明神に日参す、王子たる故に明神鳥居迄出向はせ給ふ、故に日参を止む、其の夜告げ給ふ、日本国の総大将を賜りて、二度帰洛あるべしとなり、然るところに異国より責渡る、

書き出しは、日下部の氏神赤淵大明神の始まりについて、神武天皇以来の歴史を述べた後、日下部氏の祖である孝徳天皇皇子表米宮の生い立ちについて書かれる。表米宮は幼くして母を叩いたことを罰せられ但馬国朝来郡に流罪となったため、親不孝を反省し在所の粟鹿大明神に日参していたところ、粟鹿大明神が現れ、皇子が日本国の総大将となることを告げたという。粟鹿大明神は、但馬国一宮の式内社粟鹿神社で但馬随一の古社とされるが、表米宮を選び出し神告した後も、表米宮の危機を絶大な神力で助ける重要な神として書かれる。その後、異国から度々敵が侵攻し、退治する大将の適任がない中で、天照大神の託宣があり粟鹿大明神のお告げのとおり表米宮が選ばれた。

即ち表米の宮、常色元年丁未二月十四日に上洛したまふ、宝剣と旗注に御簾の紋木瓜一つ副へ下さるゝ、時刻移さず、同十八日、丹後の国与佐の郡白絲の浜にて立向はせ給ふ、…(中略)…新羅叶ひ難くして引退く、表米勝に乗りて進み給ふ、悪鬼取て返し、悪風を起し波を立ること雪山の重なるがごとく、潮を吹起して三日長夜の闇と成し、檣碎て微塵のごとく、舟の鉸離れて算乱すがごとくに異ならず、上下気を失ひ、夢のごとく茫然たり、無幻共白装束の上に紫絲の鎧を着、虚空に声ありて曰く、皇土を伺う新羅退治のために、諸神此浦に打ち赴き給ふ、中にも我は是れ第二宮正一位十二侯粟鹿明神なり、我が跡を此の国朝来の郡に垂れ、降臨して守護神となる、此の時力を加へて、海神諸共に波上に出現して浮び給ふと声あるところに、鮑「合に悲」数を知らず浮び出て、沈める船を負い揚げ、摧ける船の鉸となり守護し奉る、則ち常色元年九月三日、忽に悪鬼を平げ運を開き、

その後、表米宮は、常色元年（大化三年・六四七年）に宝剣と御簾木瓜紋一つを授かり、悪鬼を伴い攻めてくる新羅退治のため出兵した。海上で激闘を繰り返すが、悪鬼の起こした嵐によって舟の鎗がはずれ大破し、表米宮も波間で意識朦朧とする中、再び粟鹿大明神が降臨し、海中から無数の鮑が浮かび上がり、沈没した船を浮上させ、砕けた舟を鎗となつてつないで窮地を救った。この粟鹿大明神の助けによって表米宮はついに新羅に勝利することとなる。これが、朝倉氏の家紋である木瓜紋の由緒や、鮑に命を救われたことからこれを食べないという朝倉氏の逸話のル

ツとなっていることがわかる。

本の地に御坐舟を寄せ給ふ、今の船に人なくして、是まで送りける事、不審に思ひ御覽ずれば、鮑一つこれあり、奇異に思しめし、是れ疑いもなく今度の悪風に北海の藻埃となるべきに、難なく船を守護する鮑なり、氏神とさんとして貝一つ自らの御衣の袖に請取り、鎧の箱に納め、…(中略)…彼の鮑「合に悲」を祝ふべき在所を給ふ伺い、牧田の郷の内、高山の麓に淵あり、此の淵を尋ねれば赤淵と曰く、王城を守り、東向に赤淵大明神を祝ひ奉る、此の宮滅せば、檀那も亦同前と誓ありて、常色三年六月十五日に遷宮あり、…(中略)…箱を開きて表米これを見給へば、貝は蓮華座と成りて、弥陀如来・観音・勢至、三尊対様に合掌し給ふ、則ち表米随喜の心を起して仰ぎ奉る也、弥陀四十八願を顕はし、紅塵に雜はり鮑と現し、舟を守護し給ふ、併しながら鮑は、龍宮城の九穴の貝也、光明赫灼として、日月のごとし、此度舟を助け鉸と成り、海上に甲を双べ平地と成す事、粟鹿大明神の守護也、此れより粟鹿の粟の字扁となし、作りに慈悲の悲の字を書いてアワビ「粟に悲」と読む也、又舟の碎る時、鉸と成りて舟を合する故に、合の字を扁となし、作りに悲の字を書いてアワビ「合に悲」と読む也、故に氏神となす也、

勝利からの帰路、波待ちする表米宮の前に不思議な舟が現れるが、この先導により無事上陸したのでその船内を見ていると、舟は無人で鮑が一つあるだけであった。表米宮はこれこそが海の藻屑となるところを守護した鮑であるとして、氏神とするため鎧箱に入れ持ち帰った。氏神を祀る場所を探して、ようやく牧田郷の赤淵と決め、この宮が滅びれば檀那である日下部氏も滅ぶとして深く崇敬することを誓った。貝を社に納めようと箱を開けてみると、貝は弥陀如来・観音・勢至の三尊となって現れた。表米宮は感涙し、粟鹿大明神を称えて鮑の文字に粟鹿の「粟」と慈悲の「悲」をあててその加護に謝した。ここまでが、表米宮を守護した粟鹿大明神・赤淵大明神が氏神として祀られた経緯であり、さらに、この後、表米宮も明神として氏神へ加えられた。

表米の御子七人あり、其内一人は女子、総して名を日下部となし、各々在処を分ち給ふ、嫡子は朝来、次男は朝倉、三男は奈佐、…(中略)…然るに表米朱雀元年甲申三月十五日崩御なりぬ、朝来の郡久世田の庄賀納岳に表米明神を祝ひ奉る也、異国退治の大將なる故に天下の守護神となる也、殊に一姓中の氏の神となしてこれを祝ひ奉る、…(中略)…況や表米の流を承統ぐ者においては、日下部の子孫たる者、上下男女に依らず仰べきもの也、若し信心なき輩は、天罰を蒙る者の必せり、代は末世に及ぶと雖も、日月地に落ちず、草木時を替へず、玉磨けば光を増し、水高れば船高し、先代の恩を忘れず、明神を仰ぎ奉る者は、現世には弓箭の運を得、子孫益々繁昌し、寿命長遠に、威徳自在にして、富貴の家に生れ、万宝意のごとくなすべし、来世には大安楽国に生て、無量寿仏と意を齊すべし、爰に惟んみれば、根本伊勢・春日・八幡一体となりて粟鹿アワビ〔粟に悲〕と現し運を表米に添ふ、是同一体也、慈悲正直、肉身の薩埵也、是れ有情非情、水波の隔、皆一仏也、一雨降て大海となり、一塵積て高山となる、表米の流を承統て、国々在々処々此の儀を以て明神を仰ぎ奉るべし、神秘なりと雖も、聊以て概略を記す者也、

表米宮には七人の子があり、このうちの次男が朝倉氏となる。表米宮が崩御すると表米明神として祀られ、異国退治の功績から天下の守護神、日下部一族の氏神となった。明神を崇拜すれば現世では武運・子孫繁昌・長命富貴を得ることができ、来世も極楽に生まれることができる。伊勢・春日・八幡が一体のごとく、粟鹿・鮑・表米は同一体の神であるとし、縁起の最後は、このような赤淵大明神の所縁により、表米の流れを受け継ぐ子孫は明神を崇敬すべしとしてまとめらる。

以上、縁起のあらすじをみてきた。縁起では、日下部一族の祖である表米宮の神秘性や、粟鹿大明神に守護され勝利する武人としての超人性を、危機に際し鮑が助けるという特徴的なストーリーで表現しているが、このような守護神・武神としての性格や、七人の子に恵まれ血族が栄えるといった、武運と子孫繁栄の現世利益を説く氏神信仰は、安定

した治政維持のために武力と正統性を求めていた戦国大名朝倉氏にとって好ましいものであったと考えられる。それでは次に、このような赤淵大明神への信仰が朝倉氏の中で、どのように始まり高揚したのかをみてみたい。

## 2 四代朝倉孝景の赤淵大明神勧請

永禄三年（一五六〇）、五代義景によって『赤淵大明神縁起』が作られる以前にも、縁起の末尾に「概略を記す」と書かれることから、何らか縁起の元となるものがあつたと考えられるが、史料からその存在を確認することは難しいため、ここでは、朝倉氏の赤淵大明神への信仰に関わる活動についてみてみる。

朝倉氏の赤淵大明神信仰を明確に示す初見の出来事は、大永三年（一五二三）の赤淵大明神の遷宮である。四代朝倉孝景（一四九三～一五四八）の時に行われた遷宮では、「赤淵大明神遷宮次第」<sup>⑥</sup>（天理大学附属天理図書館蔵、吉田文庫）から、朝倉氏が遷宮式を行うのに良い日取りや、遷宮儀式の詳しい式次第・使う道具・服装等について、吉田家から教示を受けたことがわかる。

### 赤淵大明神御遷宮吉日

十一月廿八日甲午 時刻亥

十二月四日庚子 時刻亥

同日丙午 時刻亥

大永三年十一月十五日

遷宮次第…（中略）…已上、

右遷宮次第大概如斯、



大永三年十一月十五日 神道長上從三兼満

当月七日尊翰、同十四日<sup>未下</sup>刻到来、委細令拝見候、尤以本望存候、抑良方<sup>ニ</sup>御建立一寺為御鎮守赤淵大明神可有御勸請之由珍重存候、就其御遷宮之次第<sup>并</sup>吉日事蒙仰候、則註進候、総別御神体安置事者、当流神代以来唯受一人相承候、日神直ノ御璽、是ヲ神籬之靈璽ト申候、自神武天皇以後璽御箱ヲ以テ真神体<sup>ニ</sup>奉安置候、又被奉授神号事、当流必存知候、諸国之御神体自齋場所当宮被渡事也、分配候事、或御尊形、或御正体ヲ、神体<sup>ニ</sup>用申事、

吉田家は、吉田兼俱が家伝統の神祇祭祀の知識や神道説を研究し作り上げた吉田神道を提唱して以来、その後継者たちも家学の知識を強みに多くの戦国大名と交流を持ち、朝倉氏も代々吉田家から神道伝授や指導を受けていた<sup>(7)</sup>。この時は、吉田兼満が遷宮式執行の吉日や作法について教えを求める朝倉氏からの手紙を、十一月十四日に受け取り、翌十五日に速やかに返事を出している。その中で、朝倉氏が建立する寺の鎮守社として赤淵神社を勧請するのは大変喜ばしいことで、御神体の安置や神号に関することは、「当流神代以来唯受一人相承候」と、神代から吉田家のみを受け継ぐ知識であると伝えている。このように、朝倉氏の依頼を受け、神道の知識・作法を教えるだけでなく、御神体や神号（神の名前）を授けるといふ吉田家の関わり方は、当然のことながら、朝倉氏の氏神信仰に大きな影響を与えたと考えられる。赤淵大明神はいかなる神であり、またその姿はどのような尊形（仏）であるのか理解する際にも、吉田家の教示があったことが「宗源宣旨秘要」<sup>(8)</sup>（天理大学附属天理図書館蔵、吉田文庫）からもうかがえ、

両部習合神道<sup>ニ</sup>用來<sup>ル</sup>本地垂跡事

…(中略)…

赤淵 | 阿弥陀 観音 勢至

阿波賀 | 春日社<sup>ニ</sup>同シ、

此外ノ社諸神社数多ノ中、肝要ノ許ヲ注申ナリ、此外御不審ヲハ以一書可承候、

六月吉日

神道長上(吉田兼右)  
(花押)

右、朝倉弾正左衛門入道宗淳遺之、

というように、兼満の後、吉田家を継いだ兼右も、両部神道の解釈によると赤淵大明神の本地仏は「阿弥陀 観音 勢至」の三尊であると四代孝景(宗淳)に教示している。これらの仏は『赤淵大明神縁起』に書かれるのと同じく、鮑が三尊となった仏であり、吉田家が日本書紀をはじめ「諸神社数多」の肝要を家学として究める中で得られた知識であったと考えられる。一乗谷の阿波賀春日神社は、神主卜部氏が吉田家と縁戚であるとされ、吉田兼右から『日本書紀』の書写本を伝授されるなど親交が深く、朝倉氏滅亡後に再興された同社には吉田兼俱作と伝えられる『阿波賀社縁起写』も所蔵される<sup>(9)</sup>。兼俱は独自の教説を確立し、その権威を高めるため、時には由緒や縁起を偽作・捏造しましたが<sup>(10)</sup>、それを可能にしたのは吉田家が継承蓄積した全国の諸神諸社に関する豊富な知識であり、兼俱以降、吉田家は諸社の縁起・由緒の研究・作成、神位の格付け等、独壇場ともいうべき活動をみせる。このような吉田家との交流は、朝倉氏の赤淵大明神への信仰を意義付け、高揚へと作用したと思われる、後の『赤淵大明神縁起』の作成へとつながっていたと考えられるのである。

### 3 朝倉氏の社寺造営

一乗谷には赤淵神社の伝承地が複数あり、幕末に描かれた「一乗谷古絵図」には、「赤淵」の地籍近くに「赤淵明神跡」と、朝倉氏滅亡後に朝倉館跡に建てられた義景の菩提寺松雲院の中に「赤淵宮」と書かれ、赤淵宮は館跡の土塁

の中に社と鳥居が描かれており、絵図が作られた江戸末期には松雲院の鎮守として建物が現存していた。この他、一乗山城にも赤淵明神があったと伝えられるが、大永三年（一五二三）に建立された赤淵神社がいずれかに該当するのかは不明である。この時の遷宮は、四代孝景が良方に寺を建立し、その鎮守として赤淵神社を勧請したとあるので、孝景の建立した寺院から赤淵神社について考えてみたい。

朝倉当主の建てた寺院や信仰について知られる良質な史料としては、遠忌法事で読み上げられた法語や、歴代当主の事績を五代義景の当代中にまとめた『朝倉家伝記』<sup>(1)</sup>があり、四代孝景については、春沢永恩の『春沢録』<sup>(2)</sup>「性安寺殿十三年忌陞座法語」<sup>(3)</sup>に赤淵大明神に関する事績がみえる。四代孝景の十三回忌法要は永禄三年（一五六〇）、五代義景が施主となり建仁寺第二八七世春沢永恩によつて執り行われた。法語には「鎮護国家赤淵大明神、一切含靈等、所鳩功德、奉為性安寺殿大岫宗淳大居士莊嚴報地、<sup>(4)</sup>と、宗淳孝景の靈を莊嚴し供養する場に仏とともに赤淵大明神も来臨しているとし、「先考性安寺殿大岫淳公大居士十三年遠忌之辰、先甲七日、就于本宅、張設梵延、莊嚴仏事、集六和衆、勤行精進、大日本來尊像、彫刻者一軀、毘盧法室大藏金文、転閱者一藏、法華大乘妙典、頓写漸写印写看読者、各如千部、説戒一場、円通懺儀修礼之、<sup>(5)</sup>というように、三月二十二日の孝景命日に先立ち七日、本宅において莊嚴仏事が行われ、大日如来を本尊とする莊嚴場には大藏經を納めた輪藏も備わっていたことがわかる。この輪藏が四代孝景の赤淵大明神信仰に密接に関わっていることは、法語に「与吾大岫大居士、亦相修于此州、草創藏殿、輪奐美哉、伝大士馮濟川大居士三人、呼作三仏、亦未為分外、諸苾芻、手之則琅函耀日、貝葉翻風者、五千余卷、爰按、国家鎮護神赤淵大明神、共形為一ケ貝、变化不測之曰神、想是、自竜宮海藏、所湧出為貝葉、神云々々、貝葉云乎哉、若約山僧見処、手不把經卷、常転如是經、夫法華妙典者、吾仏起無量義処三昧、而方説此經、一部六万余言、開権顕実之妙理、衆生成仏之捷徑也」とみえ、孝景の創建した輪藏で諸僧たちがこれを回して功德を積む様を、宝箱の輝きや宝

貝が翻る美しさで表現し、この貝葉のたとえから赤淵大明神が貝の姿で現れた神であること、また貝は龍宮城へ導く神秘の神であると説くことからもうかがえる。法語では被供養者たる四代孝景の事績を中国の故事で修飾し、また初代孝景の事績に比すことでその信仰心と功德を称えているが、その中でも赤淵大明神への崇敬と輪蔵建立は、四代孝景の強調すべき功績として表現されている。これらのことから、遠忌法要が修された寺院には輪蔵があり、ここには守護神として赤淵大明神も祀られていたと考えられる。また、法語では法要が行われた場所について「本宅」とも書かれるが、これは四代孝景が居住した場所が後に寺院となったことを意味すると考える。孝景は出家し沙弥宗淳の名とともに性安斎・性安寺の号名も用いており、これは居住施設に由来する名前と考えられ、これらを総合すると、法要が行われた寺院は孝景が晩年居住していた性安寺であった可能性が考えられる。

以上のようなことから、性安寺には赤淵大明神が勧請されていたと考えるが、性安寺の場所は不明で伝承地名も伝わっていない。そこで次は、輪蔵を手がかりにみてみると、五代義景の側室小少将が居住したとされる諏訪館跡の敷地には輪蔵跡と伝える場所があり、伝承地名「リンズ」とともに輪蔵の軸を受ける心礎が残されている。この心礎石は発掘調査以前から露頭しており、後世の削平や耕作の影響から、原位置を保っているかどうかは慎重に考えなければならぬが、仮に位置が動いていたとしても、朝倉氏滅亡後に遠く離れた場所から移動させる理由はなく、当該敷地内にあつたものと考えられる。この輪蔵跡から性安寺の所在地を推察すると、諏訪館跡周辺が可能性として考えられる。この仮説を補強するものとして「一乗谷古絵図」の諏訪館跡には、輪蔵跡を指す「トウアウト」とともに「氏景公・貞景公・孝景公御廟所」の墨書がみえる。絵図には諏訪館跡の庭石が描かれているが、江戸末期、この立石に三代貞景・四代孝景等三名の法名が彫られ、絵図にも「弘化四丁未年、吉田・青木発而造立、筆ハ心月月泉大和尚、石工弥三」と注記することから、「孝景公御廟所」とは立石の法名銘を指しているとも考えられる。しかし、立石の法名



一乗谷古絵図（安波賀春日神社蔵） 朝倉館跡（松雲院）周辺部分

には朝倉一族の武将朝倉宗滴と思われる法名が入り、厳密には二代・三代・四代当主の廟所とするには内容が一致していない。むしろ以上のような後世の解釈の齟齬も、諏訪館が、以前からあった歴代当主の菩提寺・廟所に隣接、また、その一角を造成し建てられたと考えれば理解できるように思われる。四代孝景の廟所に関する記事が、近世地誌や伝承に管見できないのも、城下町発展の歴史の中で、最後の当主義景が愛妾のために建てた諏訪館のほうが、より強く人々の記憶に残り伝えられたためとも考えられる。実際のところ、後世に全く関係のない庭石に当主の法名を新たに刻むというのも不思議である。江戸末頃までは、この場所が孝景の供養にふさわしい場所であるという何らかの由縁・記憶が残っていたことから、庭石を供養碑に見立てて法名を追刻するという発意が生まれたのではないだろうか。

ここまで、赤淵大明神の勧請場所の一つとして性安寺の可能性をあげたが、今一度整理すると、これは「赤淵大明神遷宮次第」にみえる一寺建立を機に勧請されたものとは異なる。四代孝景は『朝倉家伝記』によれば「大岫再興弘祥寺方丈・仏殿・僧堂、為英泉寺、弘祥寺<sup>エ</sup>米銭卅貫寄進也、其外建立英林寺・天沢寺<sup>(13)</sup>・

遊樂寺・経蔵也、」というように、弘祥寺の方丈・仏殿などを再興した他、英泉寺・英林寺・天沢寺・遊樂寺・経蔵などを建てたとあり、また、この他にも『賀越鬮諍記』に子春寺・寿恩寺の塔・性安寺・賢松院等を建立したとある。性安寺は孝景が晩年に用いた齋号からきた寺名であるため、大永三年（一五二三）の勸請では孝景三十歳の時となり、性安寺の建立時期とは合わない。しかし、朝倉当主の重要な事績として記録されたこれらの寺院建立には何らかの契機・理由があつたと思われ、大永三年の寺院建立の背景を推察すると、翌年の大永四年（一五二四）は、三代貞景（天沢宗清）の十三回忌にあたることから、この法要を当主にとっての一大行事とみるならば、前年に建立された寺院は貞景の遠忌法要との関係が考えられる。『朝倉家伝記』には貞景の十三回忌については書かれず、「天沢三十二年忌、<sup>(貞景)</sup>天文十二甲辰三月廿五日於テ本宅大岫<sup>(孝景)</sup>營之、」というように、四代孝景が営んだ遠忌法要としては天沢三十三回忌だけが記されるが、孝景は天文十二年（一五四三）に館を新造しており<sup>(14)</sup>、このような造営も本宅で営まれる盛大な法要のためであつた可能性が考えられる。先の『春沢録』にも四代孝景の邸宅について「私第中、屋上架屋、割取小白花岩、先所得之清水本地観音霊像安置之、」というように、私邸の中に清水寺本尊である千手観音を安置していたとあることから、その様子は、足利義政が將軍職を足利義尚に譲つた後に造営した東山殿のように政治的機能を持ちながら、貴人を持って成す迎賓施設として、また宗教儀式を行う施設としての機能を兼ね備えるものであつたことがうかがえる。このように、四代孝景の邸宅造営や寺院建立は、先代の遠忌法要が契機となつていた可能性がある。

以上のことから、四代孝景は少なくとも大永三年（一五二三）に建立した寺院と、晩年居住した性安寺の二か所に赤淵大明神を勧請していたと考える。性安寺には輪蔵があり赤淵大明神も祀られていたことを述べたが、この輪蔵の建立時期について知られるのが吉田兼右書状<sup>(15)</sup>である。

(封紙ウハ書) 「性安齋<sup>(朝倉孝景)</sup>参貴報

吉田侍従  
兼右」

貴札令拝読候、仍阿波賀大膳罷上候、少々致伝授候、抑太刀一腰・馬一疋送給候、御懇之至執着無極候、将亦一切経堂御建立之由候、千秋万歳珍重候、弥御願成就勿論候、旁期後音候、恐々謹言、

九月一日

(花押)

(明孝景忠)  
性安斎 参貴報

書状は、赤淵大明神の本地仏について教示したこともある吉田兼右が、孝景から一切経堂建立を知らされ、大変喜ばしいことであると返事を出したもので、建立は孝景の長年の願いが成就したものであったことがうかがえる。輪蔵は回転式の書架に經典を納めることから付いた呼び方で、一切経を納めることから「一切経蔵」とも呼ばれ、ここでいう「一切経堂」も同じ施設をさすと考える。書状は年未詳ながら、文中に兼右と孝景の交流を仲介した阿波賀春日社神主卜部定澄の名が「阿波賀大膳」としてみえ、卜部定澄が「大祐」から「大膳」<sup>(16)</sup>に改名するのが、天文十四年(一五四五)七月、そして孝景が没するのが天文十七年(一五四八)三月であるので、一切経堂の建立時期は、孝景最晩年の天文十四～十六年(一五四五～一五四七)に絞られる。一切経堂の建立を、なぜ神道家である吉田兼右に伝えたかといえ、大永三年(一五二三)の赤淵大明神勧請での経緯と同じく、この建立が赤淵大明神の勧請にも関わるものであったからであろう。四代孝景は吉田家との交流を通して、赤淵大明神の信仰がどのような意味を持つものであるのかを深め、単なる氏神としてではなく先祖供養や仏教守護に欠くことのできない神として崇敬したと考えられる。そのような中、ようやく達成した悲願が、赤淵大明神が守護する輪蔵(一切経堂)の完成であったのではないか。

ここまで、四代朝倉孝景の赤淵大明神信仰を中心にみてきたが、孝景以前については、江戸時代に編纂された地誌に、初代孝景が黒丸城から一乗城へ移った際、但馬から赤淵大明神を勧請した『越前国名勝志』とあるものの、当

主の信仰について最も詳細に知られる法語には、初代孝景が赤淵大明神を信仰したことを示す記事がみられず、永正十年（一五一三）、四代孝景によって営まれた初代孝景（英林）三十三回忌の法語を載せる『月舟和尚語録』『前霜台英林居士三十三回忌陞座』<sup>(17)</sup>には、「敬神者何、尊崇神明也、居士曾俾人月々詣伊勢太神宮、以禱国泰民安、大哉其志、又就八幡宮、点長明灯、以求神兵之助、」というように、初代孝景が伊勢太神宮・八幡宮を崇敬したことは挙げられるものの、赤淵大明神についてはみえない。これは二代氏景・三代貞景の遠忌法要の法語をみても同様である。

朝倉氏が一乗谷に最初に勧請した社は、『朝倉家伝記』にみえる熊野社<sup>(18)</sup>で、越前朝倉氏の祖広景の孫にあたる大功氏景が、応永の頃に建立したとされるが、その場所は「御熊野」の伝承地名が残る地字「奥間野・オクマノ」と推定されており、朝倉氏が一乗谷に残した最も古い痕跡の一つといえる。この地籍の隣が地字「赤淵」であり、この地区を朝倉氏が一乗谷の中で最初に拓いた場所とみるならば、入谷当初からこの地に赤淵明神を祀っていたとみることもできるであろう。しかし、四代孝景以前では、赤淵大明神への信仰がうかがえる事蹟はあまりに希薄であり、伊勢・八幡・春日等の神々に比して、特別な氏神であるという意識を読み取ることは難しい<sup>(19)</sup>。このようなことから、赤淵大明神が朝倉家にとって氏祖につながる特別な神であるという信仰は、四代孝景の時代に意義づけられ高揚し、次代当主の義景に引き継がれていったと考える。

## 一一 朝倉家の供養と歴史顕彰

次に、赤淵大明神を氏神とする信仰が高揚した要因と、そのことが朝倉氏にとってどのような意味を持っていたのかについて考えてみたい。



四代孝景の治世は、一乗谷が文化的に最も興隆した時代とされ<sup>(20)</sup>、神道家吉田家との親密な交流も文化興隆の一例として捉えられるが、孝景の時代は、戦国大名朝倉家としての家格にも大きな変化があり、新興大名として幕府に忠節を尽したことが認められ、大永七年（一五二七）には室町幕府の御供衆に、天文七年（一五三八）には御相伴衆に列せられるなど、急速に家格を向上させた時期でもあった<sup>(21)</sup>。経済的奉仕や武力貢献によって名誉的身分を得ることは、將軍権威の裏付けを得て治政の安定へとつながるとも思われるが、しかし、これは自らの治政に正統性・正義性を主張してこそ意味を持つものであったと考える。そのため家格向上を果たした四代孝景は、朝倉氏の武家としての成り立ちや先祖代々の武功の歴史を自己認識し、これを顕彰することで自らの正統性や永続性を表象しようとしたのではないか。その一つが赤淵大明神信仰への信仰であり、氏神である赤淵大明神について理解を深めることは、朝倉家の始まりと歴史を学ぶことに等しく、その崇敬は朝倉氏の歴史顕彰に直結する行為であったと考える。

四代孝景は、永正九年（一五一一）に家督を継いでから三十六年間の長きにわたり治政を行い、武力・財力・文化・家格の点からみて朝倉家を最も隆盛させたが、しかし、家督相続・後継問題については安定とは言い難く、天文二年（一五三三）四十歳の時、ようやく一子義景が誕生している。『朝倉家伝記』によれば、初代孝景は八人兄弟、二代氏景も八人兄弟、四代孝景も六人兄弟と、多くの兄弟がおり、この兄弟たちに敦賀・大野郡司職など越前の要職を任せることで朝倉当主は越前一国を掌握していた。戦国大名にとって多くの兄弟がいることは時に後継争いの火種ともなるが、それよりもなかなか嫡子に恵まれないことのほうが、当主として大変な不安要素となっていたと思われる。このような中で、孝景が後継者候補を定めずに四十歳まで実子が生まれるのを待っていたとは考えにくい、義景誕生までの間に後継者としての立場にあった者がいたかなど、その経過・状況が知られる史料はほとんどない。このような四代孝景の朝倉家後継への不安が、赤淵大明神信仰に影響したとは考えられないだろうか。『赤淵大明神縁起』には、

表米宮が七人の子に恵まれ子孫繁栄したとあるように、赤淵大明神には子孫繁昌の神としての性格があり、これが現世利益を求めて氏神信仰が高揚していった要因の一つと考えられるのである。

四代孝景の朝倉家継承への願いが垣間見えるものに、月舟寿桂の「三祝説」(『幻雲文集』<sup>(22)</sup>)がある。三祝は四代孝景の末弟であった三祝宗捷の字名で、「越之太守日下氏、有寵弟、諱曰捷、其遊就予需字、予曰、太守予所敬、而少年予所愛也、」というように、孝景が寵愛した弟に月舟が授けた名である。月舟は三祝を入室させ吾子のように愛しんだが、三祝が還俗することになり、孝景の依頼によってこの説が書かれた。月舟は三祝を手放すことを惜しみなながらも「亦能祝太守、太守今富春秋、仁政惟勤、人咸謂、仁者寿、国脈以調矣、天命以保矣、富貴在身、施及子孫、然而孫生子子生孫、必如吾所祝也、加之永護吾法、不忘仏勅、一家兄弟、門闌芟々、有充閭慶、則少年興家、亦在太守一挙也、」と、孝景が国を富ませ仁政に努めることで、国政も調い、長命を保ち、富が子孫にまで及んでさらに子孫繁栄すると言祝ぎ、男子が生まれその子が出世し、村の門が祝福する人々でいっぱいになるという「充閭の慶」の故事にたとえて、朝倉兄弟が家を興し栄えることを慶び称えている。三祝は『朝倉家家伝』に「孫十郎 三祝宗捷」とあり、織田家督を継いだ朝倉景延に比定されている<sup>(23)</sup>。しかし、景延の活動を示す史料は少なく、「日下部氏朝倉系図略」<sup>(24)</sup>では「景延<sup>孫十郎 兵庫助</sup>—景綱<sup>兵庫助</sup>」とみえるものの、その系譜には不明な点が多い。孫十郎の通称が一致することから三祝の実名は「景延」とみたいが、五代義景の初名は「延景」であり、それまで朝倉家当主の実名としては使われたことのなかった「延」の字を、奇しくも四代孝景が最も愛したであろう血縁者二人が用いたことになる。これらことから想像たくましくするならば、四代孝景は朝倉家継承を当主の使命と考え、万一の時の後継者として第三祝をみていたのではないか。このような朝倉氏の後継者をめぐる状況を見ると、やはり四代孝景の赤淵大明神への深い崇敬には、朝倉家継承と子孫繁栄への願いが強く込められていたと思われる。

その後、四代孝景の赤淵大明神信仰は、五代義景へと受け継がれていくことになるが、『赤淵大明神縁起』が制作された永禄三年（一五六〇）は、宗淳孝景の十三年忌にあたり、このような法要の場が一族の歴史顕彰の重要な機会であったことを鑑みると、縁起は宗淳孝景の赤淵大明神への信仰や功績を称え、それを表す供養行為の一つとして作成された可能性が考えられる。義景が先代に倣い赤淵大明神信仰を崇敬したことは、但馬の赤淵神社と交流し、年初の祈祷巻数・札・牛玉等とともに特産の朝倉山椒を送られて礼状<sup>(25)</sup>を出していることや、以下の朝倉景連書状（赤淵神社文書）からもうかがえる。

三社大明神御正躰被越申付<sup>而</sup>、義景以一札被申候、此等之旨可被仰届事尤存候、依御樽一双三種被懸御意候、畏悦之至候、委細少将公<sup>江</sup>令申候、猶織田与七郎可被申候、恐々謹言、

七月廿七日

景連（花押）

赤淵別当坊<sup>御返報</sup>

これは、赤淵神社が祀る三社大明神御正躰を越前に勧請することを依頼した義景の書状に副えて出されたと考えられる副状で、すでに一乗谷の各所で赤淵大明神が祀られている中、義景は改めて但馬から御神体を越前に勧請しようとしていたことになる。義景の代になって行われた赤淵大明神の再勧請や縁起の作成は、父である宗淳孝景の信仰を顕彰し供養するという目的だけでなく、氏神赤淵大明神の信仰をとおして大名朝倉家の出自を意識し、その歴史を再認識する意味を持つようになったと考える。

このような朝倉氏の赤淵大明神への信仰は、先祖の年忌法要の機会をとおして表現・再確認されていたのであり、年忌法要を営むことには、朝倉氏当主が自らの正統を知らしめる場としての意味や、先祖の功績を記録に残し顕彰する目的もあつたと考える。供養の場を通して、朝倉家の出自を周知し、武家としての歴史を顕彰しようとする意識は、

五代義景の代になるとより強く表れてくる。義景は天文十九年（一五五〇）一八歳で父宗淳孝景の三年忌を執り行つたのを初めとし、天文二十年（一五五二）には空海（広景）の二百年忌、天文二十三年（一五五四）宗淳七年忌（孝忠）、永祿三年（一五六〇）宗淳十三年忌（孝忠）、永祿五年（一五六二）心月百年忌（教忠）、永祿七年（一五六四）宗淳十七年忌（孝忠）と、数年おきに先祖の法要を営んでいる。このような中、越前朝倉氏の祖である空海（朝倉広景）覚性大禪定門の二百年忌法語（26）には「武門柱礎、国家棟梁、宣先称日下將軍的孫、霸陵醉尉責何曾聽、尔来承赤淵明神苗裔、」というように、朝倉氏が日下將軍（表米宮）の子孫を称する赤淵明神の末裔であることが説かれている。このような数百年前の先祖の遠忌法要では特に、故人を偲び供養するという意味は薄れ、朝倉一族の出自を再確認しその歴史を顕彰し結束を高める目的が強かったと考えられる。

これら朝倉氏の年忌法要について詳しく知られる『朝倉家伝記』（27）は、文中に「至永祿十二己巳凡〇〇年也」と記されることから、義景当代中の永祿十二年（一五六九）頃にまとめられたもので、歴代当主の法要に関する記載内容の詳細さから、作成者は朝倉氏と関係の深い五山僧とも推定されている（28）。制作目的は不明だが、草稿の状態に残されたため朝倉家の正史・系図として完成すれば、省かれたであろう編纂過程での異説の記事も含まれており、朝倉氏が家の歴史をどのように伝え残そうとしていたのかがうかがえる。氏祖表米宮の記事では、『赤淵大明神縁起』の内容を要約し事績としているが、「以上ノ義ハ赤淵ノ神書ニ詳之也、」と記すことから、「赤淵ノ神書」とは永祿三年（一五六〇）に心月寺才応総芸和尚が著した縁起一卷をさすと考えられ、伝記の依拠資料として縁起が用いられたことがうかがえる。表米宮の次に挙げられるのが「表米宮ヨリ五百九十年（29）及シ」と六百年近く後代の人物「朝倉高景」で、高景が人々を悩ます白猪を神助によって退治したことが記され、白猪退治の功績により「為末代ノ二ツ木瓜賜之、」と二ツ木瓜を賜ったことで、表米宮が旗印として授かった一つ木瓜から二つ増えて、朝倉氏の家紋が三盛り木瓜となった

た経緯を記す。高き清の後には、百年余り後の越前朝倉氏の祖広景の事績が記され、以後四代孝景まで戦功や寺社建立、執行した先祖の年忌法要等の事績を中心に詳しく記される。先祖の没年について「一説ニ妙浄ハ八十八歳ニシテ逝去スト也、此ノ説ニ於テ（朝倉教丞）宗滴堅固ニ無同心、」と、初代孝景の末子朝倉宗滴教景が先祖の没年について異説を唱えていたことが記されるが、このことは、朝倉家の歴史・年譜に関する異なる説や言い伝えについても確認・検証しながら伝記がまとめられたことを示しているだろう。また、朝倉一族が「景」の字を実名に付けることについても、「景ノ字ヲ当家ニ付事ハ、一説ニ朝倉ハ人皇十二代景行天皇ノ子孫ノ故ニ付之トアリ、是ハ玉岩（慈観院光玖）ノ説也、然共当家ハ孝徳天皇ノ太子表米宮ノ子孫之儀也、已赤淵ノ神秘ノ卷ニ委記ト也、畢竟ハ御先祖空海名乗ヲ広景ト云ヨリ景ノ字ヲ本トス、此儀尤也、」というように、朝倉が景行天皇の子孫であることから付けられたとする、初代孝景の弟慈観院玉岩光玖の説も挙げ、しかし「赤淵ノ神秘ノ一卷」から、朝倉家は孝徳天皇の子孫であり「景」の字は先祖空海広景からのものと判じている。

このように朝倉家当主の事績を叙述するという点では、法語と『朝倉家伝記』には共通する部分があるが、法語は先祖の功績を称え供養するためのものであり、一方、伝記は一族の古老たちの聞き伝えや解釈を整理・確認しながら朝倉家の正史として位置づける意味があったと考えられる。法語では朝倉当主の功績を称えるため故事や比喻で美しく修飾するが、あくまで実在の人物の事績として超人的な人格や神秘的な事績の表現はみられない。これは故人の功績を称える場合、人々の記憶がまだ色濃く残る人物について過剰・誇大な評価や超人的表現をすれば、かえって牽強附会の印象となってしまう難しさがあるためではないか。しかし伝記では、表米宮という神格化された人物に続いて、また、朝倉高き清の常人とは異なる風貌や鎬矢を伸から授かり白猪を退治した逸話、朝倉広景の法華経を背負い北国を行脚し夢のお告げによって越前に至り家を興した霊夢奇譚など、神秘的・超常的逸話が朝倉家遠祖の事績として巧み

に盛り込まれており、このような表現は神に守護された特別な武家としてのイメージを生み出し、赤淵大明神から継承される神話的系譜を、実在する越前朝倉家の系譜へと効果的につないでいる。さらに神秘的表現に注目して伝記をみてみると、初代孝景については、没後百年もたっていないにもかかわらず、足利義教が幼少の孝景を道端で一目見て「真ノ英物也」といった逸話や、英林孝景の墓が国家の安寧を占い鳴動するという超常現象等が叙述され、他の朝倉歴代当主の事績表現にはない神秘的人物像が読み取れる。英林孝景が母親の腹の中でくしゃみをしたという逸話は、十三年忌法要の香語<sup>(29)</sup>に既にみえており、没後早くから大名朝倉家の礎を築いた英雄として特別視されていたことがうかがえ、神秘的な由縁や神仏の加護を受けた特別な人物像が繰り返し表現され創出されていたと考える。

以上のように、『赤淵大明神縁起』や『朝倉家伝記』をみてきたが、これらは朝倉治政中に作成されたものであり、そこには朝倉氏が理想とし顕彰しようとしていた家の歴史が表現されていたと考える。武力・経済力等の実行権力があっても、支配の継続が約束されるわけではない戦国時代にあつて、越前一国を支配する大名家としての正統性を主張し、先祖の偉大な功績を浸透させ、安定した家の継承を図ることは、朝倉当主の最重要課題であつたと思われる。また、朝倉氏の歴史顕彰には、このような朝倉当主の正統性を示す目的だけでなく、赤淵大明神に守護された一族という意識を共有し、一族の団結心を高める意味があつたと考えられる。これには前段として朝倉家中に共通の歴史認識や文化的価値観を浸透させることが必要であるが、文化興隆の歴史を積み重ねて得られた文化力こそが、目に見えない歴史文化の価値を説得性・蓋然性を持つて認知させるものであつたと考える。このような中、戦国大名として文化・権威が最盛期を迎えた四代孝景・五代義景の時代になって、氏神勧請や縁起・伝記作成が次々となされたことは、歴史顕彰の行為が、朝倉家の求心力を高め権威向上につながる好機を迎えたことを、朝倉氏自身が十分に認識していたことを示しているのである。

## 二 朝倉義景の神格化と鎮魂

### 1 『瀧殿権現縁起』と一乗谷再興

ここからは、朝倉氏滅亡後に、朝倉氏と一乗谷の文化興隆の歴史がどのように意識され、新たな歴史像を生み出していったかについて考えてみたい。

瀧殿権現は、朝倉義景の霊を神として祀ったもので、安波賀春日神社に建立された。安波賀春日神社は、元禄十年（一六九七）、福井藩主松平吉品によって再興されるが、江戸時代に作成された『阿波賀由緒書』<sup>(30)</sup>（安波賀春日神社蔵）には、瀧殿権現について以下のように書かれる。

一、瀧殿権現社 義景公口決勸請ス

元禄十年丑年本社同事建立、瀧殿三所権現ト云、毎年八月廿日祭礼、

御供御膳三方、わびまつりとも申す、神霊遺恨為宥、ちくらおきどのはらいをよみとなへ申由、

（中略）

一、氏神社 瀧殿之末社也、ヨミドニふさがります御神

由緒によれば、瀧殿権現社は元禄十年（一六九七）、春日神社の再興と同時に建立された社で、毎年、朝倉義景の命日にあたる八月二十日に祭礼が行われていた。この祭りは「わびまつり」とも称され、神霊（義景の霊）の遺恨をなだめるための祭りとして、ちくらおきど（祓のとき、罪の償いとして出す品物）を供え、祓が唱えられていた。また滝殿の末社として氏神社があり、これは黄泉の国と現世の道を塞ぐ黄泉戸大神や、災いが入るのを防ぐ道返之大神と同質

の神と考えられていたことがわかる。これらの神は朝倉氏の時代にはなかったもので、滅亡後に春日神社に新しく祀られるようになった神である。次に、義景が神として祀られるようになった経緯について『瀧殿権現縁起』<sup>(3)</sup>（安波賀春日神社蔵）からみてみたい。「以下、読み下し、筆者による傍線を付ける。」

安波賀山上瀧殿権現と称し奉るは、朝倉左衛門尉義景公の尊霊を勧請奉るものなり、落城のとき従臣に謂いて曰く、存念の旨の趣あるの間、予が遺骸を一乗の瀧へ沈むべし、悪霊となりて当国の国主五十代の内は障碍をなし申すべしとのたまえり、その時安波賀春日神主卜部定澄座右に近侍して曰く、讎敵に破れ、逆臣に襲われ、国家頽敗に及びぬれば貴命実<sup>(4)</sup>に的理なるかな、しかれども織田家の門葉当国を管領するにおいては怨恨なお存ずべく争奪預からず異姓の<sup>(5)</sup>人国主たらば何の怨をか残したもふべきや、また曰く、公世を辞する後、尊魂を勧請し神霊を崇敬し、将来の国主信仰浅からずときは怨恨を翻して却って擁護の眸をたれ国家の守護神と仰れたもふべきと申し上げしかば、公諾して曰く、汝が云う所是なり、汝が言に従ふべしとのたまえり、ここにもつて尊霊を敬い心悲鎮めるため、瀧殿権現を奉祝し、国家の守護者と仰ぐ也、

縁起によれば、安波賀山上に祀られる瀧殿権現は、朝倉義景の神霊を勧請したもので、義景最後の時に付き従った家臣に、「私の遺骸を一乗滝に沈めよ、さすれば悪霊となって越前の国主を五十代にわたり崇り災いをなそう」と呪詛の遺言を発したのに対し、そこに近侍していた安波賀春日神主卜部定澄が、憎い敵の織田家の子孫が越前を領するならば恨み崇ることも道理があるが、別の家が国主となった場合、恨みを残しても無意味であると説得したという。定澄はさらに、義景の死後はその魂を神霊として勧請し祀るので、将来の国主がこれを深く信仰するときは、崇りなす悪霊から翻って越前国を護る守護神となるべきであると進言した。義景はこの言葉を受け入れ、これによって義景は神となり、瀧殿権現の怨恨を鎮め敬い奉ることが始まったとする。縁起に書かれるように、神名を「瀧殿」としたの



は義景が一乗谷の奥にある一乗滝に遺骸を沈めるよう命じたことから考えられ、かつては一乗滝上に瀧殿権現の奥院として小祠が祀られていた。このような縁起の内容からは、瀧殿権現は慰め鎮めなければならない神であり、激しい怨みと怒りから祟りを起こす怨霊神としての性格が読み取れる。

『瀧殿権現縁起』には書写年月日が書かれていないが、神社再興の事情からみて、元禄十年（一六九七）の春日神社再興に合わせて、瀧殿権現社も建立され、この縁起一卷も作成されたものと考えられる。先掲の由緒書では「口決勸請」とあり、『瀧殿権現縁起』でも、義景自身が死に際して神となる意思を示し勸請されたとするが、元禄十年以前に瀧殿権現が祀られていたことは確認できず、また、同じ安波賀春日神社の縁起でも、天和三年（一六八三）著の『安波賀春日之縁起』<sup>〔30〕</sup>には、義景の死や神霊について特段の記述がみられないことから、義景が瀧殿権現として祀られるようになったのは、朝倉氏滅亡から百年以上たった元禄十年からと考えられる。では、瀧殿権現は何を契機として創出されたのであろうか。

この契機を捉えるために、まずは瀧殿権現が祀られることになった安波賀春日神社の変遷について、縁起・由緒に書かれる内容から整理しよう。滅亡から天和三年までの経過を『安波賀春日之縁起』からみてみると、春日神社は城下町滅亡時、兵火にかかり境内は穢され神宝も強奪されるという被害を受けたという。神明を欺く所業をした輩は「皆神罰」をこうむり、朝倉氏断絶後には、前波九郎兵衛（桂田長俊）が越前国守護となったが「神を敬せず、主を欺くによりて忽両眼しる」、同僚の富田長秀も死に、朝倉景鏡も「明神春日の御咎により」滅びたという。これらの出来事は、神への不敬により神罰を受け滅びたという表現に思われるが、神罰を下したのは春日神であり、朝倉義景の怨恨や祟りが原因とは考えられていなかった。このうち前波九郎兵衛については、主君に欺いたことが神罰の一因として挙げられるが、しかしこれも不義不忠を神判し罰を下すのはあくまで春日神であり、この時点では、無念のうちに滅

びた義景が、自身を裏切った者たちに怨霊となって怨みをはらすといった発想はなかったことがわかる。その後も柴田勝家・丹羽長秀・堀秀政・長谷川秀一・堀秀治など、慶長五年（一六〇〇）に結城秀康が入国するまで、目まぐるしく代わる越前国主の名をあげているが、「慶長より以来、旧社より下に其模はかりを遺し、神宿あたかも草原のことは、仮の御社すら風雨のため零落、見るに忍かたく、且又神画も虫はみ破をなけて居る所、」というように、社殿跡は草原のようで、仮の社や神画なども荒れ果てており、このような状況から、元禄十年（一六九七）に春日神社は再興を果たしたことになる。このときの経緯については『阿波賀由緒書』に、以下のように書かれる。

松平兵部兵部大輔代 同 吉田日向守（吉田）拾人扶持被下此靈社角ほし

此神主ハチクセンノ国ニテ三百石取ろう人さむらひ、京都へ学文ニ出、吉田ノ子孫方へ養子ニ入、阿波賀由来書物よみつらねて、江戸石町二丁目ニ住居テ、越前ノ国阿波賀神主と老間四方ノがくを上置之節、国主松平兵部大輔様御覽、被付御吟味之上、目付小川与右衛門被仰付、糠谷主膳、野治常軒三人同道ニ而吉田日向方へ行、一々承而国主帰国、元禄拾丑年御建立、此節神主日向守権少副同道ニテ越前阿波賀江来ル、此時ニ御神体色々ノ物持来、但かふと佐々木うぢ川着三条宗匠刀、ときや五郎兵衛ト申者、江戸天下ノときやニテ、白さや、小狐丸ノ影ト書付、ぐそく

吉田日向守直筆也、其外かみ草ニ書つくしかたく、神主大学者ニテ京はびたいの書ニのる神主也、

松平兵部大輔様代元禄拾丁丑年御建立

従五位下卜部朝臣定親 同吉田宮内少輔

社領五拾石ニ拾五人扶持 此靈社角龍

内五拾石ハ松平シヤウアン（昇安院殿、吉邦）インテン様ヨリ

由緒書によれば、越前七代藩主松平吉品の時に、江戸にいた吉田日向守が見いだされ、春日神社の神主になるが、これは、吉品が江戸滞在中、江戸石町（日本橋本石町）で「越前ノ国阿波賀神主」の額を掲げる吉田日向守のことを知り、直接、日向守にその事情を聞き、越前へ帰国する時に、神主親子を同道させて阿波賀へ連れてきたのが始まりとする。吉田日向守は、もともと筑前出身の武士であったのが京都吉田家に入門し養子（弟子）となり、阿波賀の歴史由緒を学びその名跡を継いだ人物であった。松平吉品は阿波賀神主を自称していた吉田日向守から阿波賀春日神社の歴史由緒を聞き、荒野となつてしまつた旧跡の再興を思い立つたのであり、神社再興にふさわしい神宝とともに吉田日向守らは越前に下向し、吉品によつて春日社本殿や瀧殿権現社などの社殿が建立され、社領五十石と十五人扶持が与えられた。

以上のような由緒書に書かれる再興の経緯では、松平吉品が偶然江戸で安波賀春日神社の由緒を知る吉田日向守に出会つたことがきっかけとして書かれるが、このことだけでは、数多ある越前の寺社旧跡の中から、安波賀春日神社を再興しようという行動に結びつくとは考えられない。実際に松平吉品が行動を起こすには、安波賀春日神社の再興に特別な意義付けが必要であつたと思われる。そう考えると、朝倉氏ゆかりの春日神社・瀧殿権現を崇敬する意義を説き、再興を強く働きかけた人物こそ吉田日向守であつたと思われる。戦国時代、京都吉田家が朝倉氏に神道儀式の指導をし、赤淵大明神の氏神としての性格を意義付けるなど、朝倉氏の歴史顕彰につながる活動に大きな影響を与えたように、吉田日向守は、吉田家で学び得た阿波賀春日神社の歴史由緒の知識をただ単に披露したのではなく、その歴史由緒の中から、瀧殿権現という新たな神を生み出し、この神を福井藩主松平家が崇敬しなければならぬ動機付けを行ったのではないかと考える。古来より吉田家が蓄積する膨大な神道に関する知識をもとに、どのような神であるか、またその信仰がいかなる意味を持つものか、神とその信仰をプロデュースすることは吉田家が最も得意とする

分野であったと思われる。『安波賀春日之縁起』に書かれるように、再興以前には、義景の崇りだと認識された事件はなく、逆臣たちの死も春日神の神罰と考えられていた中で、ただ義景の霊を神格化するだけでは、直接の子孫でもない越前松平家がこれを崇敬する理由がない。しかし、無念のうちに滅亡し怨みを残した義景の霊が五十代にわたり越前国主に災いをなす怨霊となることを、鎮魂し崇敬することで瀧殿権現という守護神へと変えることができるという性格付けられたことで、越前松平家にとっては無視できない存在になったと考えられるのである。つまり、瀧殿権現の特徴は、早良親王や菅原道真・崇徳院のように災害や疫病などの激しい祟りを起こすとして人々に畏怖された御霊とは異なり、越前を治める国主にだけその崇敬が問われる神であり、広く越前の人々の信仰対象となる神ではなかったことにある。そして、これを妄言迷信として無視できない事情が越前松平家にはあったと考える。

## 2 越前松平家の朝倉氏供養

ここからは、越前松平家が瀧殿権現を鎮魂し、朝倉氏供養を行った背景について考えてみたい。瀧殿権現社を建立した松平吉品は、最初、延宝二年（一六七四）に松平昌親（宝永元年（一七〇四）、將軍綱吉からの偏諱により吉品に改名）として五代藩主の座に就いた。これは兄の松平光通が後継者問題を苦にして自殺したためで、兄の遺言により藩主となったものの家中の不満から家督騒動となり、わずか二年で甥の綱昌に家督を譲った。しかし、綱昌は狂気によって蟄居を命じられたため、再び吉品が七代当主となった。貞享三年（一六八六）、綱昌の不祥事により、福井藩改易は免れたものの、領地半減の半知となったため藩政再建は厳しく、二千人以上の家臣の人員削減が行われ、残った藩士も給禄半減となっている。また、吉品には嗣子がなかったため後継問題は解決せず、結局、七十一歳で隠居し甥の吉邦に家督を譲ることとなった<sup>333</sup>。このような極めて厳しい藩政事情の中で、春日神社の再興と瀧殿権現の建立

がなされたことになる。越前松平家は二代忠直・四代光通・六代綱昌と乱行や自殺などの事件によって家督相続の問題を繰り返しており、藩主として家を存続させなければならなかった吉品にとって、五十代にわたり越前国主を祟るという義景の霊は、心穏やかではいられず看過できない存在になっていったと思われる、このような心理的不安が、越前藩主として朝倉氏を供養する行為につながっていった可能性を考えなければならぬ。

朝倉氏の時代、城下町一乗谷には六十以上の寺社があつたと伝えられるが<sup>(34)</sup>、城下町滅亡後には、ほぼすべての寺社が北庄城下などに新たな寺地を安堵され移転していき、一乗谷には礎石だけとなった安波賀春日神社と同じく、それらの旧跡が残されるだけとなっていた。しかし、朝倉義景館跡に建てられた松雲院だけは、朝倉氏の菩提寺としての由緒をもって、早くに朝倉氏供養のため一乗谷に創建された。その前身は、初代朝倉孝景の祖父教景の法名を寺名とする曹洞宗心月寺で、松原信之氏の『越前朝倉氏と心月寺』<sup>(35)</sup>によれば、朝倉氏の菩提寺として一乗谷西新町にあつたものが、城下町滅亡によって焼亡したため、一時谷外(現・鯖江市)に移転し、慶長の初めに義景館跡に再建された。しかし、その後まもなく慶長八年(一六〇三)には北庄へと寺基を移し、移転後も義景館跡の寺地が心月寺の除地として認められ、そこに建てられたのが末寺松雲院である。松雲院は義景の法名「松雲院殿太球宗光大居士」を寺名する義景供養のための寺で、館跡東南角には義景墓所<sup>(36)</sup>が造られた。その後、松雲院は松平忠昌・光通・昌親(吉品)・昌綱と歴代藩主から寺地年貢免除の安堵を認められるが、ここまでの段階では、朝倉時代からの由緒を誇る他の寺院に比べ特別の外護があつたとはいえず、義景の墓所を守り、これを供養するのにも心月寺の自主的な寺院活動であつた。ところが、『越前国名蹟考』<sup>(37)</sup>に「其後、道心者体の者住居して朝倉家の墳墓を守りしに、宝永正徳の比にや、御尋の子細有て、福井心月寺より看主を置いて、寺領御寄附有之由、」とあつて、宝永・正徳年間(一七〇四〜一七一五)に、松雲院について藩から子細の確認があり、それまでは朝倉家墓所を守る墓守だけであつたのが、

心月寺の看主が管理し、寺領も寄附されたという。この時の藩主は八代松平吉邦で、先掲の『阿波賀由緒書』でも、春日神社に社領五十石を寄附したのは吉邦（昇安院殿）であった。これらのことから、一乗谷において越前松平家の朝倉氏供養が積極的に行われるようになったのは、七代吉品・八代吉邦の代からであり、このころから朝倉義景の供養が、藩主にとって重要な行為と意識されるようになったと考えられる。吉邦は「御国反乱程之困窮」（『国事叢記』）といわれるほどの財政難の中で藩主になっており、このような中でも松雲院に寺領を寄附したのには特別な理由があったはずで、やはり吉品と同じく吉邦も跡継ぎに恵まれず実子相続ができなかったことが<sup>(38)</sup>、朝倉氏供養の背景にあったと考えられるのである。このような越前松平家の家督問題を踏まえると、朝倉氏が滅亡して百年の時が流れ、かつての繁栄を偲ぶ時代になってから、新たに朝倉義景の霊が越前国主を崇る存在として意識され、瀧殿権現が生み出され、また松雲院での供養へとつながっていった道筋が見えてくるように思われる。義景の霊を鎮め供養することが、越前松平家の継承と繁栄のためには必要であると考えられたことが、瀧殿権現建立・松雲院再興へと結び付いていくのである。

その後、明和九年（一七七二）には、義景の二百年忌が松雲院で執行されるが。越前の豪商橘屋当主の日記『橘宗賢伝来年中日録』<sup>(39)</sup>には、

今月十八日ヨリ廿日迄、朝倉義景卿ノ二百年ノ御法事、浄教寺村於松雲院心月寺ヨリ執行、御上ヨリモ廿日<sup>ニ</sup>御代参有、十九日<sup>ニ</sup>御広敷御参詣、

というように、十二代藩主松平重富の代参があったことが記され、また、同日録の天明六年（一七八六）八月廿九日条には、「今朝太守君安波賀春日宮へ御参詣、今日昼ヨリ雨風甚、怪物通敷、」とあり、この時は重富自身が安波賀春日神社へ参詣しており、藩主の朝倉氏供養が続いていたことが確認される。橘宗賢の日記には、災害や地震・超常現

象などの記事が多く、明和七年（一七七〇）二月廿日条には「昼鳴動如射大弩、不知其処、或一乘英林ノ御墓亦ハ越智山トモ云、亦海辺トモ云、右鳴動ヨリ暫有テ雪、雪頻ニ降、後日正衆人、英林ノ墓鳴動ニ無違、」と記すように、初代英林孝景の墓の鳴動を異常気象や天災の前触れではないかとして注目しているが、英林塚鳴動については、五代義景の時代に作成された『朝倉家伝記』にもすでに記されているように、早くから初代孝景を大名朝倉氏家の祖として顕彰し、その超人的な人物像が語り伝えられていたのであり、朝倉氏滅亡後も、初代孝景の神秘的逸話が越前に広く浸透していたことを示している。このような中、橘宗賢が安波賀春日神社への藩主参詣に続けて、暴風雨と怪物の出現について書き留めたり、安永四年（一七七五）九月条に「先月大火ノ前安波賀ノ山鳴動シテ、公儀エモ有注進、是皆大變ノ前表也ト云、」というように、安波賀山の鳴動を大變の前兆と記しているのは、英林塚鳴動の不思議と同様に、安波賀山に祀られた義景の神靈「瀧殿権現」が、何か変事が起こるときは強い神力でもって超常現象を起こして知らせるという意識・関心があったと思われるのである。元禄十年（一六九七）に瀧殿権現が祀られてから八十年以上の月日が流れ、初代孝景と同じく、義景の霊も神秘的・超常的現象を起こす存在として認識されるようになっていたことの表れと考える。

### おわりに

以上のように、朝倉氏治政中に作成された『赤淵大明神縁起』と、滅亡後に作成された『瀧殿権現縁起』という、朝倉氏にまつわる二つの縁起をもとに、朝倉氏が政治的意図をもって進めた氏神信仰と歴史顕彰について、そしてこれとは無関係な形で行われた越前松平家の朝倉氏供養についてみてきた。

『赤淵大明神縁起』からは、赤淵大明神が鮑の姿で現れて朝倉氏の祖である表米宮の窮地を救い、国を外敵から守った守護神としての性格などが読み取れるが、朝倉氏にとって赤淵大明神は武運と子孫繁栄の現世利益をもたらす神であり、これを氏神とする信仰は、赤淵大明神に加護された表米宮を氏祖とする家の歴史を顕彰し、朝倉氏の治政の正統性を示し、安定した継承につながるものであったと考えられる。朝倉氏の赤淵大明神信仰に関わる事績をみていくと、その信仰は、四代孝景の時代に高まったことが確認できる。四代孝景の時代は、朝倉氏の治政が最も安定し、大名家としての家格も向上し、また文化的にも最盛期を迎えており、このような中、京都吉田家との交流によって、朝倉氏独自の氏神として赤淵大明神信仰の意義付けされていたと考えられる。また、赤淵大明神の信仰は遷宮式や先祖供養の場を通して、その意味や神威を再確認・周知することによって深められていったものと思われる。

五代義景が縁起を作成させた永禄三年（一五六〇）は、赤淵大明神を深く崇敬した父孝景の十三年忌にあたり、この時の法要香語からは孝景が赤淵大明神を鎮護国家の守護神としてだけでなく、自らが建立した経蔵（輪蔵）を守護する神としても崇敬していたことがうかがえることから、孝景の功績を称える年忌法要が契機となり、その供養行為として縁起作成が行われた可能性が考えられる。同じく義景の代にまとめられようとしていた『朝倉家伝記』からは、歴代当主の事蹟のうち、始祖表米宮や遠祖朝倉高清の事蹟については超人的・神秘的逸話が語られ、神に加護された特別な人物像を読み取ることができるといえる。一方で、人々の記憶に残る近い先祖については、過剰・誇大な評価や神秘的な表現は抑えられ、その記述内容は軍功・信仰・一族供養の事蹟が中心となっていた。しかしその中でも、大名家としての朝倉家を興した初代孝景については、霊夢奇譚や誕生前からの神秘的なエピソード、死後もその墓が鳴動し国の安寧を占うといった奇跡が記され、大名朝倉家の祖として特別視され神秘的な人物像が創出されていたことがわかる。

以上のようなことから、『赤淵大明神縁起』や『朝倉家伝記』には、朝倉氏が家の歴史をどう認識し、顕彰しようと



していたのが表われているといえるであろう。朝倉氏は百余年の治世の中で、武力・経済力を蓄え大名家として家格も向上させていったが、それらは安定した支配の継続を約束するものではなかった。このような戦国時代にあつて、縁起・伝記の作成は、朝倉氏の統治者としての正統性や功績を浸透させ、また神仏の加護を受け継承されてきた特別な家であるという意識を生み出す効果があつたと考える。朝倉氏にとって氏神赤淵大明神の信仰と、そこに投影された家の歴史を顕彰することは、越前を治める大名朝倉氏の求心力・権威向上につながるものとして意識されていたと考えられる。

続いて、朝倉氏滅亡後百年余りたつて著された『瀧殿権現縁起』については、近世に朝倉氏の歴史像がどのような変化していったのかを読み取りながら考察を進めた。朝倉氏治政中に、家の歴史を自己認識し先祖の功績を評価しようとした行為も、滅亡後、朝倉家子孫による歴史顕彰が続けられないことで忘れられていき、城下町一乗谷も縁に覆われた旧跡となり、朝倉氏の文化興隆の歴史は、時の流れの無常を感じさせるものとして人々の意識に浸透していったと思われる。朝倉義景の人物像についても、勝者側の歴史評価によって勝者をより輝かせるために誇張され、朝倉氏を滅亡へ導いた愚かな君主として印象付けられていくが、これについても長く再評価や修正といった活動は行われなかった。このような状況の中で、朝倉氏滅亡から百年がたち、安波賀春日神社の再興を契機として『瀧殿権現縁起』が作成され、朝倉義景の神格化がなされたのである。この背景には越前藩主松平吉品と、安波賀春日神社の由緒を伝えた吉田日向守との出会いがあり、瀧殿権現を鎮魂し崇敬することが、越前国主の継承に関わる重要な行為であると考え付けられたことよつて、春日神社の再興・瀧殿権現の建立が果たされたと考える。

城下町一乗谷に創建・鎮座したと伝えられる社寺は六十か寺を超えるが、この中で近世に一乗谷で再興をなしたものは、安波賀春日神社と、朝倉氏菩提寺の心月寺末寺であつた松雲院だけであつた。どちらも朝倉氏供養に直接関係

する社寺であり、これらの外護は越前松平家によって行われたものであった。越前松平家の朝倉氏供養は、松平家の越前入国当初から始められたものではなく、両社寺への外護が明確となるのは七代吉品・八代吉邦の治世である。両者とも実子がないことによる後継者問題を抱えており、藩の財政難に直面しながらも、朝倉氏供養が行われたのには、松平家継承の願いが強く込められていたと思われる。

朝倉氏にまつわる二つの縁起は、作成された背景や意図・時代も異なり、一見すると関連性はないようにみえる。しかし、ともに一乗谷という場の歴史変遷から作り出されたものであり、城下町一乗谷繁栄と滅亡の歴史にその因果性を見い出すことができるであろう。『赤洲大明神縁起』は、初代孝景以来、文化人・知識人を受け入れその知識を吸収していったことで一乗谷に文化興隆がおこり、この環境の下、朝倉氏と京都吉田家との交流が続けられ神道の指導・教示を受けたことで、氏神赤洲大明神への信仰が深められ縁起作成へとつながっていったと考える。『瀧殿権現縁起』についても、朝倉氏滅亡によって、城下町の繁栄を謳歌した者や建物・文物がすべて失われても、その歴史・由緒が語り継がれたことにより、義景の霊を瀧殿権現として鎮め祀らなくてはならないという意識が作り出され、縁起が著されることとなったのである。このような瀧殿権現の誕生には、華やかな城下町一乗谷繁栄と、その栄華・権力が一瞬のうちに失われるという朝倉義景の悲劇の歴史が必要であったと考える。この歴史があったからこそ、無念のうちに怨みを残し悪霊となる義景像が説得性を持って形作られるのである。

最後に、朝倉氏の文化興隆の歴史が後世に及ぼした影響について、歴史顕彰という視点からまとめてみたい。城下町一乗谷は万を超える人々が暮らした都市的機能を備えた場所であり、すべての建物が焼亡しても、道路や屋敷区画・井戸・治水施設・防衛施設など、再利用可能な機能が残されていた。しかし、都市として再興することなく、城下町跡は田畑・山林へと改変され山間の農村へと姿を変え、結果、谷のそこかしこには武家屋敷跡の石垣や礎石、庭園の

巨石、寺跡には石仏・石塔が残り、これらは城下町繁栄を偲ぶものとして農村の生活の中に共存することとなった。耕作には邪魔者であったであろうこれらの石造物に対して、朝倉氏滅亡の歴史は、自然と畏怖や畏敬を感じさせ破壊や除去が憚られる対象になっていったと考える。このような朝倉氏の歴史に対して後世の人々が抱いた感情や印象を明確に捉えることは難しいが、悲劇的な滅亡を遂げたにもかかわらず一乗谷を忌むべき地とする伝承はなく、義景の怨霊の崇りと考えられた出来事も知られず、やがて越前を守護する灌殿権現として鎮魂・崇敬されることになったのは、何らか朝倉氏の時代を偲び憧憬の念を生み出すという作用が働いたと思われ、これこそが朝倉氏が積み重ねた文化興隆の事績や歴史顕彰がもたらしたものと考える。そして、朝倉時代の痕跡が濃密に残る場所で、越前松平家の朝倉氏供養は行われ、供養行為を表象する社寺の建立がなされたのである。幕末に描かれた「一乗谷古絵図」には、朝倉時代の館や武家屋敷・寺社の所在地が詳細に書き込まれており、朝倉時代の情報がいかに多く伝承されていたのがわかるが、そこには義景の菩提を弔う松雲院やその門、義景墓所、朝倉氏歴代の法名を刻む諏訪館庭園の庭石など、朝倉氏滅亡後に朝倉氏の供養・鎮魂を目的に造られた構造物も数多く描かれており、近世に続けられた朝倉氏供養の事績が一体となって遺跡を形成していることを示している。これらは松雲院の唐門のように、朝倉氏の時代の建造物ではないにもかかわらず、今では朝倉氏館跡を象徴するモニュメントとなり、遺跡一乗谷の重要な構成要素となっているものもある。一乗谷は長い年月をかけて朝倉氏盛衰の歴史が語り継がれ供養が重ねられてきたことによって、朝倉氏鎮魂の聖地となったのであり、このような歴史が積み重なって、城下町遺跡一乗谷の中に表象化されているのである。

(1) 東四柳史明「戦国期能登畠山氏と一宮気多社の造営」『社寺造営の政治史』（思文閣出版、二〇〇〇年）。長谷川博史「戦国期大名権力による杵築大社の掌握と改編」『戦国大名尼子氏の研究』（吉川弘文館、二〇〇〇年）。戦国期の家臣の歴史顕彰については、武田家臣三枝氏の家意識の変遷について考察した、丸島和洋『戦国大名武田氏の権力構造』（思文閣出版、二〇〇一年）がある。

(2) 平瀬直樹『大内氏の領国支配と宗教』（塙書房、二〇一七年）。

(3) 氏神信仰については、古代の氏神信仰の成立過程について研究した義江明子「古代における「私」の成立―「私氏神」をめぐって」『日本古代の氏の構造』（吉川弘文館、一九八六年）がある。これまで朝倉氏の氏神信仰に主眼をおいた研究はなく、松原信之氏が『越前朝倉一族』（新人物往来社、一九九六年）、第一章「草創期の朝倉氏」の中で『赤淵大明神縁起』の内容から、但馬日下部氏から続く朝倉氏の系譜について考察したように、主に朝倉氏の始まりや系図の研究において取り上げられてきた。

(4) 『御湯殿上日記』永禄五年（一五六二）九月十六日条。

(5) 福井県立図書館デジタルアーカイブで画像公開されている。一乗谷朝倉氏遺跡資料館の古文書調査資料2『朝倉氏の家訓』に全文翻刻が載る。

(6) 福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館第十企画展図録『一乗谷の宗教と信仰』史料編三頁。

(7) 本論、第六章。

(8) 前掲（6）三頁。

(9) 『阿波賀社縁起写』（安波賀春日神社蔵）抜粹。

…然勸請此国為守護神之最上、于爰文明比軍卒徘徊社内、剩灰燼、雖然依国主之信心新並甍造社壇、神者依人之敬増威、人者依神之德添運、国郡静謐、寿算無彊、是無他者也、…

天兒屋根尊四十八世孫  
神祇道管領勾当長上侍從卜部朝臣在判印撰之

(10) 伊藤聡『神道とは何か』(中央公論新社、二〇一二年)

(11) 一乗谷朝倉氏遺跡資料館の古文書調査資料2『朝倉氏の家訓』(二〇〇八年)、二二二〜二四一頁。

(12) 前掲(6)二八頁。

(13) 天沢寺については、一乗谷奥の東新町に「賢宅・ケンタク」地字があり、天沢寺跡の伝承が伝わる。

(14) 清原枝賢の日記『天文十二年記』には、天文十二年(一五四三)四月二十六日に新造の朝倉館で四代孝景に<sup>二</sup>対面したことが記される。

(15) 前掲(6)四〇頁。「大内良一氏所蔵文書」。

(16) 『天文十四年日記』(東京大学史料編纂所影写本)七月二十八日条。

(17) 『月舟和尚語録』(『統群書類従』第十三輯上)、二四二頁。

(18) 「朝倉家伝記」には、「大功、応永八年弘祥寺大仏殿建立也、於<sup>二</sup>一乗<sup>一</sup>請<sup>三</sup>熊野<sup>ヲ</sup>建立社頭于今在之、」とあり、大功氏景の建立した熊野社が、伝記の書かれた永祿十二年(一五六九)当時まで一乗谷に現存していたことがわかる。

(19) 『幻雲文集』「天沢宗清居士肖像」は、月舟寿桂が三代朝倉貞景の二女良玉侍者から執筆を依頼された貞景肖像の画賛で、「在昔事但州赤淵宮、水分兩派、而今敬越郡白山廟、」と書かれる。朝倉氏が但馬赤淵宮を信奉する日下部一族から分かれ、今は越前で白山廟を崇敬しているとして、越前朝倉氏の出自を表現している。この内容から、赤淵宮が朝倉氏の氏神とされていたことは読み取れるが、今は白山を敬うと書かれていることから、貞景の赤淵明神への崇敬を表したのではないと考える。

(20) 米原正義『戦国武士と文芸の研究』(桜楓社、一九七六年)。

(21) 二木謙一『中世武家儀礼の研究』(吉川弘文館、一九八五年)。

(22) 『幻雲文集』(『統群書類従』第十三輯上)、三二二頁。

(23) 松原信之『越前朝倉氏の研究』(三秀社、二〇〇八年)二五〇頁。

(24) 『福井市史資料編2古代・中世』(福井市、一九八九年)九八七頁。

(25) 朝倉義景書状(赤淵神社文書)

為当月祈祷卷数・札・牛王・御供頂戴、并山榭喜悅候、依青蛭三百疋・白綿二把進之候、委細(朝倉基世)玄蕃助可申候、恐々謹言、

義景(花押)

正月廿八日

赤淵別当坊

(26) 『春沢録』「朝倉前美作守左金吾空海覺性第禪定門」、前掲(6)十九頁。

(27) 前掲(11)二三二頁。

(28) 前掲(23)四八六頁。

(29) 『默雲稿』「英林居士十三年忌香語」、前掲(6)二十頁。

(30) 前掲(6)三九頁。

(31) 福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館特別展図録『一乗谷 戦国城下町の栄華』(二〇一五年)八七頁。

(32) 前掲(6)三二〜三七頁。

(33) 『福井県史通史編4』六一〜六二頁。

(34) 前掲(31)「一乗谷に所在したとされる寺社一覧」五一頁。

(35) 松原信之『越前朝倉氏と心月寺』(心月寺、一九七七年)

(36) 義景墓所の石造物については、『一乗谷石造遺物調査報告書』銘文集成』（朝倉氏遺跡研究所、一九七五年）で報告され、その後、平成八年の雪害で覆屋が大破し修理が行われ、『朝倉義景廟修理工事報告書』（福井市教育委員会、一九九九年）に、石造物の修理銘などから墓所の沿革が整理された。

(37) 杉原丈夫編『新訂越前国名蹟考』（松見文庫、一九八〇年）。

(38) 前掲(33) 六三〜六五頁。

(39) 『福井市史 資料編9 近世7』（福井市、一九九四）所収。





## 終章

最後に、本論の課題とした、越前朝倉氏の文化受容とその展開・影響について検討・考察を進めた結果、明らかにした点や新たな知見についてまとめ、終章としたい。

### 一 朝倉氏の文化受容と展開

本論では、朝倉氏の文化受容と展開を捉える対象として、猿楽・幸若舞・祭礼芸能・室礼・養鷹・神道伝授・文芸交流等を設定した。いずれのテーマも、先行研究においては朝倉氏の文化受容を代表するものとして取り上げられておらず、朝倉氏の新たな文化的特徴が提示できると考えた。また越前の地理的条件や風土によって育まれていた文化的環境が、朝倉氏の文化受容によって変化する過程を明らかにすることで、戦国大名に共通してみられる文化受容の特徴とは異なる点を見い出すことが可能と考えた。

まず、第一章では朝倉氏の文化受容とその影響について、越前を拠点とする芸能者「越前猿楽」の活動の変化から捉えようとした。越前猿楽は、古くは鎌倉期頃から越前の白山信仰の社寺などで執行される祭礼・法会を活動の場としていたが、永享年間に入ると、国内の寺社祭礼だけでなく京都や近江にも進出し積極的に上洛興行を行うようにな

っていた。上洛興行を行った越前猿楽の中には、室町殿で將軍愛顧の觀世座音阿弥と共演し、美しきで都人を魅了した女猿楽のように人気を博した座もあり、越前猿楽は地方から上洛したという珍しさだけでなく、大和四座とは異なる独自の魅力を持って進出した芸能であった。しかしその後、応仁の乱がおこると、越前猿楽の上洛興行はみられなくなり、大名朝倉氏のもとで、お抱え芸能者として新たな役割を担うようになったことを、その活動の変化から明らか示した。一若座はその代表であり、越前猿楽たちは、『朝倉孝景条々』の国内の芸能者育成を勧める条文に従って大和四座の芸能を習得することで、新たに朝倉氏主催の演能や神事能に出演するという活動の場を得たのである。また、朝倉氏は条文では大和四座への出費を戒めていたが、大和四座との交流の様子をみていくと、その芸能志向は都風の洗練された武家儀礼の場に相応しい芸能に向けられおり、朝倉氏の芸能保護は、結果として、越前にいながら大和四座の洗練された芸能を楽しめるようにすることにつながっていったと考える。また、越前猿楽が担ったもう一つの役割は、習得した大和四座の芸能を朝倉家臣に普及させることであった。朝倉館御成の演能が、急場の催しであったにもかかわらず、一若と朝倉家臣たちによって無事遂行できたのは、初代孝景が条々に掲げた芸能者育成の成果の表れであり、一乗谷で猿楽が武將の教養の一つとして普及浸透していた証といえる。

以上のように、越前猿楽の活動の変化をたどることで、朝倉氏の文化受容がもたらした影響、『朝倉孝景条々』に示された芸能者育成の目的について考察し、越前猿楽は、朝倉氏という強力な外護者を得て、その下で朝倉氏の芸能志向に応じながら活動を変化させることで、不安定な戦国時代を生き抜いたことを捉えることができた。しかし、その活動は朝倉氏の滅亡とともにみられなくなる。これには、近世移行期に越前の祭礼の多くが断絶し、越前猿楽本来の活動の場であった祭礼芸能の場が失われたことと、朝倉氏と同じ芸能志向を持った新たな外護者を得られなかったことが、その原因として考えられる。

第二章では、越前猿楽と同じく越前から都に進出し人気を得ていた幸若舞について、その活動の中で朝倉氏との関係を捉え、朝倉氏の文化志向・芸能保護政策の影響について別の視点から考察した。越前猿楽や幸若舞の活動は、それぞれを個別にみていくだけでは、史料が乏しいことや後世の由緒によって活動実態が捉えにくかった。そこで朝倉氏との関わりを通して、幸若舞と越前猿楽の活動の違いをみていくことで、朝倉氏の芸能保護の目的を明確にすることを試みた。幸若舞の由緒に書かれる内容とその活動実態の相違点をみていくと、幸若舞は越前猿楽とは異なり、応仁の乱以後も上洛興行を続けており、また朝倉氏の主催する宴や芸能の場には出演していなかったことが明らかとなった。このことは、戦国期以前の在京しながら文化を享受した守護大名とは異なり、朝倉氏の文化受容には、地方に在国して文化受容する戦国大名ならではの特性があったことを示している。つまり、朝倉氏の文化受容には、京都から摂取した文化・知識・技術を、領国内の人材を活かしてさらに発展普及させていく目的があった。そして、越前猿楽は大和四座の芸能を習得し、武家儀礼の場での演能作法に精通し將軍愛顧の芸能を披露できる人材となっていたが、幸若舞は都人を魅了する芸能ではあるものの、朝倉氏が戦国大名としての相応しいものにしたと考えていた格式や権力を示す場には出演することがなかったのである。このことが両者の活動の違いとなって現れたと考える。このように、朝倉氏の芸能育成の対象とはならなかった幸若舞は、朝倉氏滅亡後も活動を続け、織田信長の愛顧を受け、その後は江戸幕府の式楽となっていく。このような越前猿楽の変遷とは異なる幸若舞の活動から、朝倉氏の文化受容の影響について捉え、越前の芸能環境にもたらした変化の具体例を示した。

続く第三章では、朝倉氏の文化受容が越前の芸能環境に与えた影響について引き続き検討するため、越前池田庄の祭礼芸能の変遷について考察した。ここでは、祭礼芸能の盛んな土地柄を物語る古面や能装束を手掛かりに、近現代・近世・中世と時代を遡りながら祭礼芸能に変化が現れた転機を捉えようとした。寛永年間の墨書銘を有する志津原白

山神社の能装束・小道具類は、近世初期まで村人や近隣在住の篤志者の寄進・負担によって装束・道具が揃えられ、さまざまな演目の芸能が行われていたことを示している。しかし、これ以降新しく装束・道具が作られなかったということは、『鯖江藩寺社改帳』に書かれるように、祭礼を支える村人の困窮がそのまま祭礼芸能の継承に影響を及ぼすことになったと考えられる。このことを、芸能が断絶した志津原村の石高・人口が、現在まで「水海の田楽能舞」が継承されている水海村に比べて五分の一と小さかったことから推察した。伝存する装束や能面の種類からは、中世には池田の各神社で現在伝承される芸能よりも多くの演目を奉納していたことがうかがわれ、御三面に対する信仰や芸能構成には共通性がみられることを確認した。

中世の祭礼芸能については、専門の猿楽者が参勤して芸能が奉納されており、祭礼執行には、朝倉氏と姻戚関係にあった鞍谷氏や池田氏など、池田庄を支配する領主・国人が深く関わっていたことを明らかにした。鞍谷氏・池田氏からは御供の寄進や神田の安堵がなされており、越前の祭礼芸能の継承を支える経済的基盤と担い手の実態を示した。しかし近世に入ると、祭礼芸能は費用・出演者の両面で村人負担となり、村の規模と経済状態がそのまま芸能存続を左右することになった。戦国期の領主にとって祭礼芸能の保護は、安定した治政と支配関係の確認行為としての一面があったが、政治支配体制に変化が訪れたときには祭礼継続に及ぼす影響は大きく、芸能環境はその変化に対応しきれず、衰微・断絶に至る要因ともなったのである。

第四章では、朝倉氏と朝倉一族や家臣が相伝した『君台観左右帳記』と越前で相伝された立花伝書について、これらの知識が伝授された経緯や、伝授に関わった芸能者との交流について詳らかにした。先行研究においても、『君台観左右帳記』は二百本以上の写本が伝存することが明らかにされており、『君台観左右帳記』の享受は、戦国大名に共通するもので、将軍権威を体现する武家儀礼の場の座敷飾りに関する作法・故実は習得しなければならぬ必須の知識

として意義付けられている。朝倉氏も『君台観左右帳記』の伝授を求めていたことが、朝倉氏が伝授に関わった伝書奥書からわかるが、これまでは、他の戦国大名と同様の傾向を示す享受の一例として取り上げられるのみで、伝授の背景にある詳細な経緯や交流関係については十分な検討がされてこなかった。このような芸能伝授の経緯を明らかにすることは、越前における芸能普及の実態を示すものと考え、これに関わった人々の経歴や交友関係も含めて、芸能伝授の背景について考察した。朝倉家臣の服部暹栄は、村田宗珠から『君台観左右帳記』の伝授を受けており、さらにその知識を観世座太鼓方の観世国広に相伝していた。このような芸能伝授の関係をみると、暹栄の息子服部兵部丞が、足利義昭の朝倉館御成に際し、座敷飾りを担当する座敷奉行を務め、また御成演能で太鼓方として出演していたことは、無関係とは考えられず、座敷飾りの知識が親子間で受け継がれ、また『君台観左右帳記』を伝授された観世国広との交流は、服部親子に太鼓の指導がなされていたことを示唆するものと考えた。両者の交流は、相互に自身が習得する知識・技術を教え合う関係であったことを示しており、このような朝倉治政下における芸能伝授の事例は、戦国武将が種々の芸能を教養として学び習得していただけでなく、時には教える者となって芸能を伝授し、その知識の普及を担っていたこと示している。また、立花伝授の事例も、越前在住の者が池坊の立花を学び、その知識普及を担っていたことを示すものである。立花の芸能伝授は、花を立てて鑑賞したり、儀式やもてなしの宴での花を立てて座敷を飾るということが、習得すべき教養・知識として越前に普及していたこと示しており、このことは城下町一乗谷から多くの高価な唐物花瓶が出土していることから裏付けられるのである。

第五章では、引き続き芸能伝授を通して、越前における文化受容の普及・展開の実態をみるため、鷹狩・養鷹に関する知識・技術の伝授をテーマに考察した。鷹狩は戦国大名の愛好した代表的芸能のひとつとされるが、朝倉氏の場合、朝倉一族の武将宗滴が、庭で飼育する鷹に卵を産ませ孵化させるという他に類をみない養鷹法に成功しており、

独自の鷹狩・養鷹技術普及の実態がみられた。これには越前敦賀が、日本に初めて鷹狩技術が伝播したという由縁をもつ土地であることも作用していたと考える。そして、このような鷹狩の歴史由緒が、朝倉宗滴や越前の武士たちに意識されていたことを『養鷹記』や「米光像」画賛などの史料から読み取った。さらに朝倉家伝来の鷹書「唐流鷹秘訣條々」や、越前西谷の武士外山余次郎が相伝された鷹書、朝倉氏が擁立していた斯波氏子息の含藏寺殿が求めた『鷹百首註』など、越前ではさまざまな種類の鷹書が伝授・普及していたことを明らかにした。またこれらは求めに応じて越前で書写・伝授が繰り返され伝えられたもので、戦国期の越前における養鷹の芸能普及の実態を具体的に証明するものであることを示した。

本論で取り上げた『君台観左右帳記』をはじめとする諸芸能の伝書は、戦国時代には価値ある知識として求められ書写伝授が繰り返され多くの写本が伝存しているが、朝倉治政下での伝授普及について検討し詳らかにしたのと同様の具体例を、他の戦国大名の芸能伝授においても示せるかという点と難しいと思われる。何故なら地方で伝授された伝書の多くは伝授者の経歴など不詳のものが多く、『立花陰陽秘伝書』のように奥書に「越前国」と書かれることで朝倉治政下での伝授と確認できるような例は少ないためである。本論では、具体的な芸能伝授の様相を捉えられるものとして室礼・立花・養鷹の芸能を取り上げたが、これらの芸能について、越前で独自の伝授・普及をみせた理由については明解に示すことができなかった。しかし、朝倉家中の猿楽普及に越前猿楽の存在が影響していたように、これらの芸能が普及した背景には、朝倉氏や越前独自の事情・由縁があったのではないかと思われる。例えば、『君台観左右帳記』の成立に関わった同朋衆相阿弥が朝倉家臣の出自であるとする逸話が近世に伝わっていたり、また敦賀が日本に鷹狩の技術が最初に伝播した地であるとする伝説などは、このような逸話・伝説が生まれ流布される何らか種のよなものがあった可能性があり、これらを朝倉治政下での室礼・養鷹の芸能普及の背景につなぐことができれば、他

の戦国大名とは異なる朝倉文化の独自性として論証することができるのではないかと考える。これについては、今後の課題としたい。

## 一一 朝倉文化興隆の影響

第六章からは、特定の芸能に視点を置いてその受容と展開を捉えるのではなく、一乗谷の文化興隆に多大な影響を与えた人物に焦点を当てて考察を進めた。越前に下向し知識・文化を伝えた都人は数多いが、このような文化人の地方下向は越前に限ったものではなく、京文化の地方伝播は戦国時代に共通して認められるものである。しかし中には、越前に地縁や人脈があり、この縁故によって越前の人々と交流を重ね、朝倉氏の文化受容に特別の影響がみられる場合があり、そこからは朝倉治政下の文化交流の具体例が捉えられると考えた。

第六章では、神道に関する知識を教授し指導した京都吉田家と朝倉氏の交流について考察した。ここでは、朝倉氏と吉田家の交流の背景にあった、吉田社領鳥羽庄の神用納入をめぐる交渉について着目し、神道伝授の経過を詳らかにした。朝倉氏と吉田家の交流は、四代朝倉孝景・五代義景、一族の武将ら複数に広がっており、吉田家側も吉田兼俱・兼満・兼右など歴代当主だけでなく、親族の清原宣賢・枝賢などにも及んでいた。このような濃密な文化交流の関係は、文化受容者側の求めだけで叶うものではなく、吉田家は、家が受け継ぐ膨大な神道知識を強みとして鳥羽庄神用の交渉を有利に進めるために、神道伝授を行っていた可能性を示した。吉田兼満や兼右が神道伝授を行なった朝倉右馬助や朝倉与三・朝倉宇兵衛らは、鳥羽庄の神用納入に影響力を持つ武将で、また朝倉当主と姻戚関係にある有力な家柄の武将でもあり、神道伝授が鳥羽庄の交渉と密接に関係していたことを示している。

また、吉田家の朝倉氏への神道伝授が深く長く続いたのには、阿波賀春日社神主卜部氏の存在が影響しており、吉田家と卜部氏の交流についても明らかにした。阿波賀春日社は一乗谷城下入口の要所、阿波賀に鎮座し、戦国期を通して朝倉当主が崇敬した神社であったが、この社の神職を勤めていたのは、吉田社に仕えていた卜部氏庶流の一族であった。朝倉時代の神主として活動の知られる卜部定澄はたびたび上洛し、吉田兼右から『日本書紀』や『中臣祓』などの神道書を伝授されていた。兼右は定澄親子の叙位任官の申沙汰をするだけでなく、定富の名付親になるなど大変親密であった。このことは、定澄に宛てた兼右自筆の書状からもうかがえ、定澄は朝倉氏の様子を吉田家に伝えたり、吉田家側の意向を朝倉当主や朝倉一族の女性に伝えたりもしていたことから、朝倉氏と吉田家を結ぶ仲介者としての役割を果たしていたことを詳らかにした。また、永禄二年（一五五九）の正親町天皇即位の由奉幣では、定澄が吉田家の代理として奉幣使を務め、兼右の指導のもと準備を整え伊勢に参宮するなどしており、このような関係性が、朝倉氏の長期にわたる神道知識受容の背景にあったことを捉えた。

阿波賀春日社は朝倉氏滅亡によって焼亡し、神主卜部氏も越前国外へ落行したことが由緒や、遠く離れた関東の鷲宮神社（大内氏）に伝来した文書からうかがえるが、滅亡から百二十年以上たった元禄十年（一六九七）に福井藩主松平吉品によって社殿が再興されることとなり、再興にあたっては朝倉時代の神道伝授の事績や吉田家との親交が大きな契機となっていたことを示した。これについては、朝倉氏の文化興隆の歴史が、近世の春日神社再興へと影響を及ぼした事例として考察した。

第七章でも、人々の交流を通して越前の文芸興隆の実態を読み取るということ、京都と越前を何度も往還し越前の人々と交流した五山僧月舟寿桂の文集『幻雲文集』から、これまでは取り上げられることのなかった越前の芸能者・職人・医者・数寄人等の文化活動について明らかにした。『幻雲文集』に収載される三百十六作品の内、内容から越前



の事柄が記されるもの、越前在住の人物に依頼され執筆したもの、文中に直接越前に関係する文言は読み取れないものの北往集として編纂された作品等、越前に関係する百十六作品を一覧にまとめ、そこから月舟が貴賤聖俗を隔てず越前の人々と交遊した様子を読み取り検討を加えた。この中には、月舟が朝倉一族の武将朝倉景連の息子に依頼されて書いた肖像面賛があり、この面賛の内容から、一乗谷西山光照寺跡で見つかった一石五輪塔が朝倉景連「戒名・越中太守昌林紹繁居士」の供養塔であることを明らかにした。朝倉氏遺跡には、二千点以上の戒名・没年月日が刻まれた石造物が残存しているが、朝倉一族の武将の供養塔と確認できたものはこの一点だけである。また朝倉景連についても、これまでほとんど実績が不明の人物であったが、面賛と石塔が結びついたことで、一休に帰依し三玄（老子・莊子・易）を学んだ学徳高い武将であったこと、一乗谷に隣接する三万谷深岳寺に葬られ石塔が立てられたこと、またそれとは別に供養塔が西山光照寺に立てられていたことなど、具体的人物像を捉えることができた。『幻雲文集』からは、この他にも石友斎や藤原有宗など、他史料には経歴や活動が表れない、越前文化圏の末端にいた風流人の足跡を詳らかにした。このような事例からは、月舟が育んだ交遊関係の広がりや越前の文化的環境を示唆し、越前の人々と月舟の交流がどのような場で育まれたのかについても検討を加え、曹洞宗宏智派との親交や、一乗谷の寺院が持っていた機能から「含蔵寺」を想定した。この寺院が、一乗谷で最も繁華な阿波賀にあり、重要な客人を接待する迎賓館としての役割を持つと同時に、貴賤様々な人々が集う公界所であったことから、武士・僧侶・職人・芸能者などの多様な人々と親交を育んだ月舟を囲む文芸の場が形成されるに相応しい寺院であったことを示した。

以上のような検討・考察は、朝倉氏抬頭以前から越前の風土の中で生まれ形成されていた文化的環境に、朝倉氏の文化受容がどのような変化をもたらしたのかについて具体的事例をもって明らかにしようとしたもので、戦国大名の文化受容を通観し共通性を捉えるのではなく、越前猿楽・室礼・養鷹・神道伝授などの知識・技術の摂取・普及やそ

れに関わった人々、その背景など、越前独自の文化受容の展開を具に示すことができたと考える。

### 三 鎮魂の聖地「遺跡一乗谷」の創出

これまで、朝倉氏の文化摂取・育成によって興隆した朝倉文化は、朝倉氏の滅亡によって終焉を迎えたと考えられ、後世の影響についても考察の対象とされてこなかった。そこで、朝倉文化興隆の影響が、有形無形さまざまな形で痕跡を残していることを示すため、伝承・地名・地誌・石造物・近世史料などの多様な素材をもとに考察を進めることにした。本論を総括する課題として、朝倉滅亡後、越前の人々の中に、朝倉文化興隆の歴史がその繁栄を偲び憧憬する記憶・印象となって再生し、多様な形で現れたことによって「遺跡一乗谷」の創出につながったと考え、その軌跡を読み取ろうと試みた。

最後の第八章では、朝倉氏に關係して作成された『赤淵大明神縁起』・『瀧殿権現縁起』の二つの縁起から、朝倉氏の歴史認識や歴史像がどのように作られ、また、変化していったのかを考察した。その結果、赤淵大明神を氏神とする信仰は、朝倉氏の治政が最も安定し大名家としての家格も向上し文化的にも最盛期を迎えていた四代孝景の時代に高揚したことを明らかにした。また、その背景には朝倉当主や一族の武将たちに神道伝授を行っていた京都吉田家との交流があったことを明らかにした。朝倉氏の事績や信仰について書かれる伝記・法語等から、朝倉氏が自らの出自・家史をどのように認識し顕彰しようとしていたのかを読み取り、朝倉氏にとって氏神赤淵大明神の信仰は、そこに投影された家の歴史の顕彰行為そのものであり、朝倉氏の求心力・権威向上につながるものとして強く意識されていたことを示した。

これに対し、朝倉氏が滅亡した後、百年余りたって著された『瀧殿権現縁起』は、朝倉氏の歴史像が後世に変化したことを端的に読み取ることができることから、なぜ義景の霊が瀧殿権現として祀られることになったのかについて、その経緯と背景を考察した。朝倉義景の人物像は、勝者側の歴史評価によって朝倉氏を滅亡へ導いた愚かな君主として印象付けられ、朝倉氏を顕彰する子孫がない中では、これに対する批判や再評価が行われることはなかった。しかし、かつて朝倉氏が崇敬した安波賀春日神社が、朝倉氏と城下町繁栄の歴史を伝え再興したのを契機として『瀧殿権現縁起』が作成され、朝倉義景の神格化がなされた。これは直接的には、越前藩主松平吉品が、安波賀春日神社の由緒を伝える吉田日向守と出会ったことに起因するが、心理的要因としては、瀧殿権現を鎮魂し崇敬することが、越前国主の継承に関わる重要な行為であると意義付けられたことと、朝倉氏の文化興隆と城下町の悲劇的な滅亡の歴史が大きく影響したと考える。このことから、第六章で取り上げた朝倉時代の京都吉田家との交流の事績が由縁となつて、朝倉氏が全く意図しない形で、後世に瀧殿権現という新しい神の誕生へと結び付いたことを示すことができた。朝倉義景の場合、滅亡後、その崇りの表れと人々が感じた出来事はなかったにもかかわらず、鎮魂・崇敬し怨念を鎮め有めなければ越前国主を五十代崇り続ける悪霊として祀られることになったが、義景に対し、このような畏怖の念や敬虔な感情が生まれるのに、朝倉文化興隆の歴史は作用したと考えられる。後世の人々は、朝倉氏と城下町繁栄の歴史を伝える中で、文化興隆の輝きが華やかであればあるほど、それが失われたときの義景の無念はいかばかりであったかと思いをはせ、城下町の跡にもその強い未練・執着が残ったと感じたのではないだろうか。

一乗谷に残る石仏には、場所を動かしたところ夢に出てきて元の場所へ戻りたいと訴えたという「帰りたい地藏」の伝説があり、このような言い伝えに象徴されるように数千もの石仏・石塔が、造立された当時の場所から廃棄・移動されることなく集積しており、このような石造物の集積場所は朝倉時代に寺院だった場所と推定されている。朝倉

時代の寺院は、第七章で月舟寿桂の文化交流の場について考察したように、一乗谷を訪れた文化人・知識人が集う文化サロンのな場所であり、かつ貴人をもてなす迎賓館、教育施設・病院などの様々な機能を持つ場所であったと考えられる。このような寺院に造立された石塔には、自分の極楽往生のために立てた逆修塔や、死者を供養することで自身に現世利益があることを願って立てられた供養塔が多く含まれており、これらの石造物に対して恐怖心や崇りや罰が当たるとは思わなかったかといった感情が生まれるのは、近世になってからのことであり、城下町の人々が立てた石造物に、本来の造立意図とは異なる新たな感情が付加されたことを意味している。これも朝倉時代の文化交流の場が、後世、全く異なる敬虔・鎮魂の感情を想起させる場へと変化した例と考える。

以上のように、一乗谷が遺跡となったのには、一乗谷という場所が経た文化興隆と繁栄の歴史が、その歴史を打ち消すような改変を畏れ憚る感情を生み出し、このことが一乗谷を鎮魂の聖地へと変えていったのではないかと考える。序章において「文化の華は後代に結実する」との仮説を提示したが、現在でも一乗谷の各所に残る石仏・石塔や土塁石垣・礎石・井戸跡等は、このような後世の人々の意識が働いていたことを証明するものと考えられる。一乗谷の文化興隆と滅亡の歴史が、一乗谷を城下町の繁栄を偲ぶ場所へと変えたのであり、朝倉氏滅亡後に建てられた安波賀春日神社や義景墓所・菩提寺松雲院、庭園の立石に刻まれた朝倉氏当主の戒名などは、この地において朝倉氏盛衰の歴史が繰り返し語り継がれ、朝倉氏の供養が重ねられた証である。これにより、城下町の跡は朝倉氏鎮魂の聖地として再生されることになったのであり、朝倉氏の文化興隆の歴史は、過去を偲び鎮魂する行為が積み重なって、城下町遺跡一乗谷の中に表象化されているのである。

# 越前朝倉文化の研究 発表論文 初出一覧

## 序章

新稿

### 第一章 朝倉氏による芸能保護と越前猿楽

「戦国大名朝倉氏による芸能の保護と越前猿楽」『芸能史研究』一六一号（二〇〇三年）

加筆補訂

### 第二章 朝倉氏の芸能志向と幸若舞

「朝倉氏と芸能―幸若舞を中心に―」『戦国大名朝倉氏と一乗谷』（高志書院、二〇〇二年）

加筆補訂

### 第三章 越前志津原白山神社の祭礼芸能―能装束にみる芸能の伝承と断絶―

「越前志津原白山神社の祭礼芸能―能装束にみる芸能の伝承と断絶―」『祭礼と芸能の文化史』（思文閣出版、二〇〇三年）

加筆補訂

### 第四章 朝倉氏と室礼・立花の芸能伝授

「朝倉氏と『君台観左右帳記』の伝授」『若越郷土研究』五〇の二

「花咲く城下町一乗谷」（一乗谷朝倉氏遺跡資料館 企画展図録、二〇〇五年）

「花伝書抜き書き条々」『大東急記念文庫善本叢刊 中古中世編諸芸Ⅱ』（汲古書院、二〇一三年）

加筆補訂

### 第五章 戦国武将の養鷹と鷹書の伝授

「戦国武将の養鷹と鷹書の伝授」『戦国織豊期の社会と儀礼』（吉川弘文館、二〇〇六年）

加筆補訂

第六章 朝倉氏の神道受容と吉田兼右 ～阿波賀春日社をめぐる～

「吉田兼右の神道伝授と阿波賀春日社」『神社継承の制度史』（思文閣出版、二〇〇九年）

一部補訂

第七章 越前における文芸興隆と月舟寿桂

「越前における文芸興隆と月舟寿桂」『一乗谷朝倉氏遺跡資料館紀要2011』（福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館、二〇一三年）  
「戦国のまなびや」（一乗谷朝倉氏遺跡資料館 企画展図録、二〇一三年）

一部補訂

第八章 朝倉氏の神格化と一乗谷鎮魂

新稿

終章

新稿